

秋田市中心市街地活性化基本計画

平成29年4月

平成29年3月24日認定

平成30年3月23日変更

平成30年11月29日変更

平成31年3月26日変更

令和2年3月31日変更

令和3年3月12日変更

令和4年3月8日変更

秋田市

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 秋田市の概要.....	1
[2] 秋田市の現状に関する統計的なデータの把握・分析.....	8
[3] 秋田市民のニーズ等の把握・分析.....	39
[4] 秋田市中心市街地活性化基本計画（前計画）の検証.....	49
[5] 中心市街地活性化の課題.....	69
[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）.....	77
2. 中心市街地の位置及び区域	87
[1] 位置.....	87
[2] 区域.....	88
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明.....	89
3. 中心市街地の活性化の目標	93
[1] 中心市街地活性化の目標.....	93
[2] 計画期間の考え方.....	94
[3] 目標指標の設定の考え方.....	94
[4] フォローアップの時期及び方法.....	117
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	118
[1] 市街地の整備改善の必要性.....	118
[2] 具体的事業の内容.....	119
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	123
[1] 都市福利施設の整備の必要性.....	123
[2] 具体的事業の内容.....	124
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給 のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関 する事項	126
[1] 街なか居住の推進の必要性.....	126
[2] 具体的事業の内容.....	127

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項.....	129
[1] 経済活力の向上の必要性.....	129
[2] 具体的事業の内容.....	130
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項..	145
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性.....	145
[2] 具体的事業の内容.....	146
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項..	148
[1] 市町村の推進体制の整備等.....	148
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項.....	151
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等.....	157
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項..	160
[1] 都市機能の集積の促進の考え方.....	160
[2] 都市計画手法の活用.....	162
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等.....	163
[4] 都市機能の集積のための事業等.....	166
11. その他中心市街地の活性化に資する事項.....	167
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項.....	167
[2] 都市計画等との調和.....	168
12. 認定基準に適合していることの説明.....	169

様式第4 [基本計画標準様式]

- 基本計画の名称：秋田市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：秋田県秋田市
- 計画期間：平成29年4月から令和4年3月まで（5年間）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 秋田市の概要

(1) 位置・地勢、気候

- 秋田市は、本州の東北、秋田県の日本海沿岸地域の中央に位置し、906.07 km²の市域を有する。
- 広域交通網として、鉄道はJR秋田新幹線、奥羽本線、羽越本線が整備されており、道路網では、秋田自動車道および日本海沿岸東北自動車道が整備されている。また、重要港湾秋田港、秋田空港を有する。
- 市街地は秋田平野の中央部に広がり、田園地帯が市街地を取り囲んでいる。東部には、標高1,170.4mの太平山をはじめとする出羽山地が広がり、岨谷峡や筑紫森といった景勝地が点在している。西側の沿岸線は単調で、その延長は約23.5km、海岸線から1～2kmには砂丘地が南北に走っている。南東部から中央部にかけては、雄物川が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃な耕地が広がっている。
- 冬季は北西の季節風が強くなり、恒常的な降雪がある。秋田市における最深積雪の平年値（気象庁、1981～2010、月別）を見ると、2月が最も多く32cm、次いで1月の31cmとなっている。

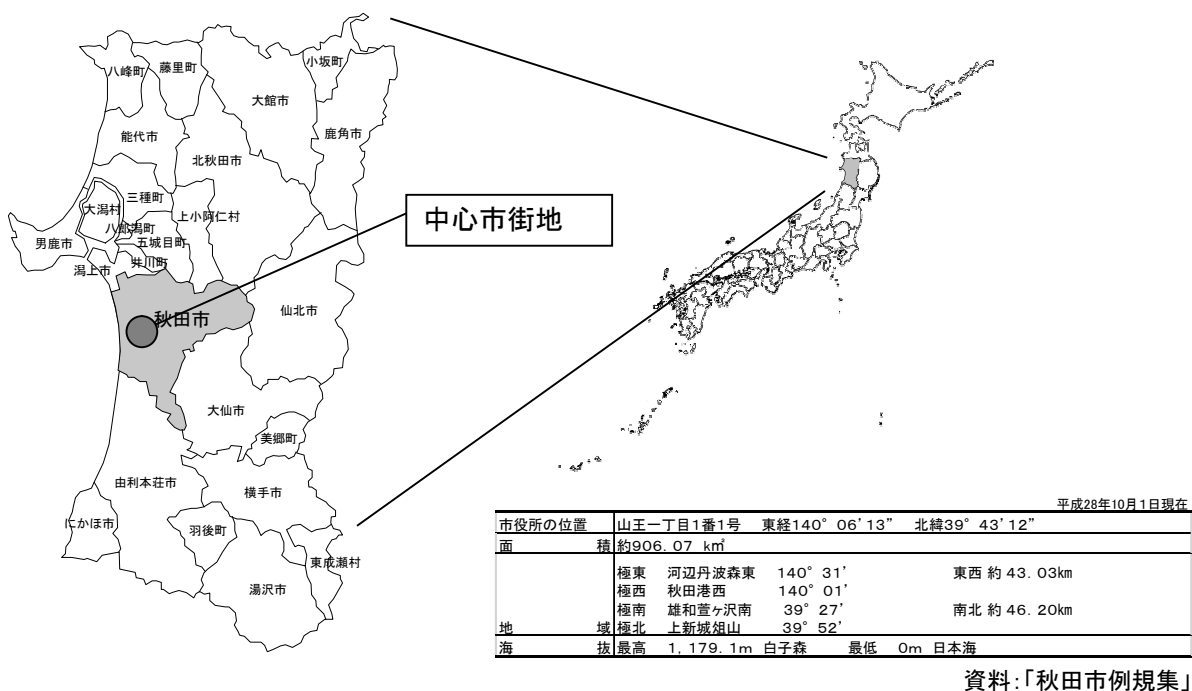


図 秋田市と中心市街地の位置

表 秋田市の最深積雪（月別、平年値）

単位：cm

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最深積雪	31	32	17	1	-	-	-	-	-	-	4	17

資料：気象庁（統計期間1981～2010年）

(2) 沿革

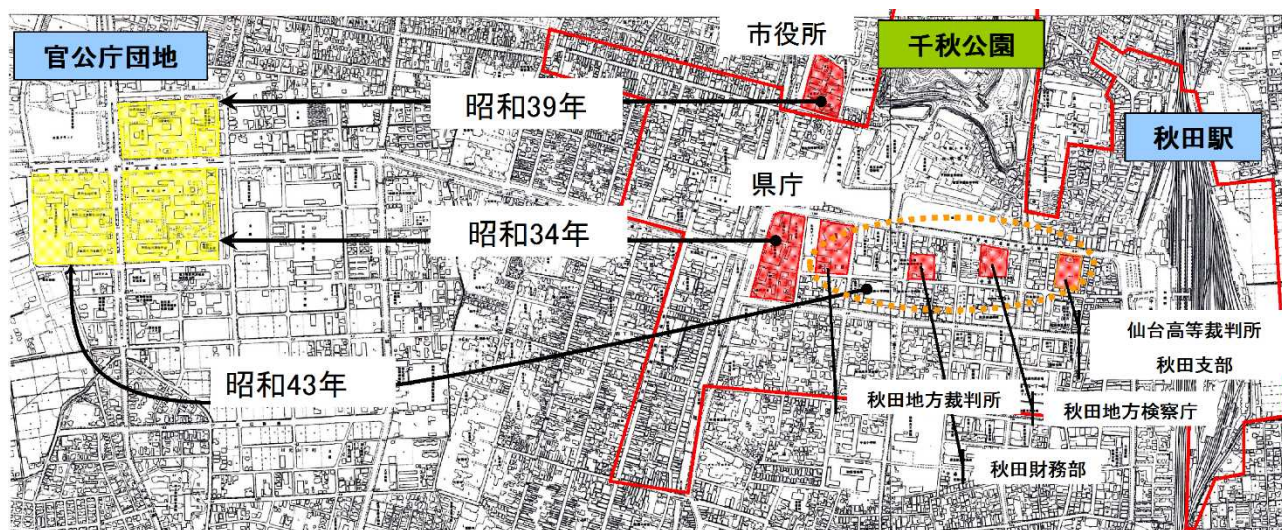
- 秋田市のまちの起源は、三万年前頃の旧石器時代に始まるとされている。中でも、御所野台地の地蔵田遺跡は市域で最も古く、その後の縄文・弥生時代の集落へとつながっている。
- 秋田市発展の嚆矢は、天平5年（733）、時の政府が北辺の政治や交易の拠点として高清水の丘に出羽柵、のちの秋田城を設置したことにさかのぼる。
- 中世末期の戦国時代には、安東氏が現在の土崎地区に湊城を構え、土崎湊は、重要な港を数え上げた三津七湊（さんしんしちそう）に名を連ねる全国有数の港町として栄え、地域の政治・経済・文化の中心として繁栄した。
- 慶長7年（1602）、佐竹氏が常陸から秋田へ国替えとなり、現在の千秋公園の地に新たに久保田城を築城するとともに、今日の秋田市の原型となる城下町を建設した。
- 久保田城下町は、藩政期を通じ政治の拠点として、また、土崎湊を通じた北前船航路や雄物川水運の物流拠点として繁栄し、そのにぎわいや活発な交流が、今日に息づく豊かな文化を育んできた。
- 明治以降は、県庁所在地として、引き続き拠点都市としての機能を担い、明治22年（1889）に市制を施行した後は、周辺町村との合併や雄物川放水路の開削、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、羽越・奥羽の両本線をはじめとする交通運輸機関の整備などにより、めざましい発展を遂げた。
- 昭和56年6月に秋田空港が旧雄和町に開港したことと、東北自動車道の秋田南インターの整備計画が進められる中で、秋田テクノポリス開発計画の中核として、独立行政法人都市再生機構（旧地域振興整備公団）による「御所野ニュータウン」の整備が進められるようになった。
- このような歴史により、北日本、日本海沿岸地域の要となる都市としての機能を培ってきた秋田市は、秋田県人口の3分の1弱を擁する都市となり、平成9年に中核市に移行、17年には旧河辺町、旧雄和町と合併し現在に至る。

表 市域等の人口および世帯（平成28年4月1日現在）

市 域	面 積	90,607ha	(平成28年10月1日現在)
	人 口	314,335人	
都市計画区域	面 積	41,437 ha	秋田市都市計画課より
	人 口	309,965人	
市街化区域	面 積	7,602 ha	平成22年国勢調査より
	人 口	279,170人	
D I D	面 積	5,399 ha	平成22年国勢調査より
	人 口	254,970人	

(3) 中心市街地の成り立ち

- 現在の中心市街地一帯は、慶長9年（1604）に佐竹義宣が築城した久保田城とその城下町を基礎としており、廃藩置県が行われる明治4年（1871）まで約270年間政治の中心地であった。旭川をはさんで東側の「内町（侍町）」には都市機能集積が進み、西側の「外町（町人町）」には商家が建ち並び、商業地が形成され、中心市街地一帯が広域拠点として秋田藩における政治・経済・商業・文化・教育の中心的役割を担っていた。
- 久保田城は、明治13年（1880）の火災で全焼し、その跡地は同29年（1896）に、我が国近代公園設計の先駆者といわれる長岡安平の設計により県営公園として整備されると、その後周辺には図書館や公会堂などの県施設が次々と設置された。昭和28年（1953）市に移管され、継続的に整備・管理してきたが、同59年（1984）佐竹家から用地が市に寄付され名実ともに市民公園となった。
- 明治22年（1889）市制施行により、秋田町が秋田市になり、同42年（1909）に久保田城跡に近接したところに市役所が設置され、また、広小路沿いには秋田地方裁判所、秋田財務部など国の機関が集積して整備された。
- 昭和30年代になり、県庁、市役所、国の機関などが次々と、一団地の官公庁施設として山王地区（中心市街地外）へ移転すると、その跡地には大規模小売店舗等が建設され、一帯は肩がぶつかるほど買物客が行き交う商業地区に生まれ変わっていった。
- 昭和40年代に行われた駅西側の土地区画整理事業をはじめ、昭和50年代に行われた駅前地区の市街地再開発事業など、公共民間あわせて多くの投資が中心市街地で行われ、経済活動の中心的役割を担うようになった。
- 平成に入ってから、平成10年の秋田赤十字病院の郊外移転、平成14年のダイエー秋田店撤退や同22年の秋田ニューシティの閉店等、中心市街地における大規模小売店舗等の閉店・撤退や規模縮小、郊外への大規模小売店舗、市内幹線道路沿いへのロードサイド店の出店等の影響を受け、商業活動の停滞、地価の下落が続いている。
- 平成19年に秋田中央道路（地下自動車専用道路）が整備され、JR秋田駅東西間の自動車交通が大きく改善した。
- 平成20年7月に秋田市中心市街地活性化基本計画（前計画：平成20年7月～26年6月）の内閣総理大臣認定を受け、中心市街地の活性化に取り組んでいる。





昭和 30 年代



昭和 50 年代

図 商業地（広小路）の様子

表 中心市街地における主要施設の移転・閉店後の跡地利用

年	移転・閉店	移転・閉店後の跡地利用
平成元年	県婦人会館 移転	中通一丁目地区市街地再開発事業 (エリアなかいち 平成 24 年)
	県産業会館 移転	(未利用)
平成 4 年	セントラルデパート 閉店	平面駐車場⇒中通一丁目地区市街地再開発事業 (エリアなかいち 平成 24 年)
	協働社本店 閉店	マンション (平成 15 年)
平成 5 年	県立図書館、県公文書館 移転	秋田県生涯学習センター分館 (平成 5 年)
平成 6 年	マルサンショッピングセンター 閉店	ホテル (平成 18 年)
平成 10 年	秋田赤十字病院 移転	中通一丁目地区市街地再開発事業 (エリアなかいち 平成 24 年)
平成 14 年	ダイエー秋田店 撤退	秋田ニューシティ、秋田市中央公民館等 (平成 15 年)
平成 22 年	秋田ニューシティ 閉館	駐車場
	イトーヨーカドー 撤退	フォンテ AKITA
平成 24 年	イーホテルショッピングモール 閉店	(未利用)
平成 25 年	旧秋田県立美術館 移転	(未利用)
	秋田農林ビル 解体	駐車場

(4) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況

① 歴史的・文化的資源

- 久保田城跡に整備された千秋公園は、秋田市のシンボルとして市民や来訪者に親しまれている。公園内には堀や市指定の文化財である御物頭御番所などが残されており、城跡としての歴史を感じさせている。
- さらに、千秋公園内およびその周辺には、市立佐竹史料館、久保田城御隅櫓、県民会館、市立中央図書館明德館とともに、高等学校などの教育機関も立地し、文化の香り高い地域となっている。
- 旧羽州街道とその周辺には、商家である旧金子家住宅（市指定有形文化財）や高砂堂店舗（国登録有形文化財）等、明治から大正の頃に建てられた建造物が点在し、歴史的たたずまいを今に残している。
- 平成24年にはにぎわい交流館AU等を含む「エリアなかいち」が整備された。また、翌年25年には世界画壇の第一人者である藤田嗣治の名作を数多く所蔵している秋田県立美術館を開設している。
- 旧秋田県立美術館は、藤田嗣治のアイデアも取り入れ、昭和42年に整備された建築物であり、文化的にも貴重な建築物である。
- 県内最大規模であり、県および市の文化振興の中心的な役割を果たしている県民会館および秋田市文化会館の両施設は老朽化の進行等課題を抱えていることから、これらの施設に替わるあきた芸術劇場の整備が予定されている。



図 旧金子家住宅



図 旧秋田県立美術館

② 景観資源

- 中央街区（中通一丁目・二丁目）には、北側に久保田城跡（千秋公園）の外堀、西側に旭川が接しており、水辺のある都市景観が見られる。旭川にはかつて川船かわぶねが行き交い、荷揚げ場や水汲み場の跡も残っている。その旭川に沿って形成された川反地区は、東北有数の歓楽街であり、平成3年に都市景観地区（旧都市景観促進地区）に指定されていた。
- 通町地区は平成5年に地区計画などが策定され、落ち着いた街並みを持つ商店街が形成されている。
- 秋田駅周辺では、秋田杉という地域資源を活かしたまちの魅力づくりの取組として、秋田駅西口バスターミナルの改修や、商店街などのイベント時における秋田杉ベンチやプランターの設置などが行われている。
- 平成21年3月に策定した「秋田市景観計画」で秋田駅周辺地区は、「本市の顔を形成し、かつ、商業・業務ビルや共同住宅等の大規模建築物等による景観の変化の大きい地区であることから、都市緑化の推進や、適切な大規模建築の誘導、良好な居住環境の整備等により、魅力的な空間づくりを図ります。」と位置付けられている。

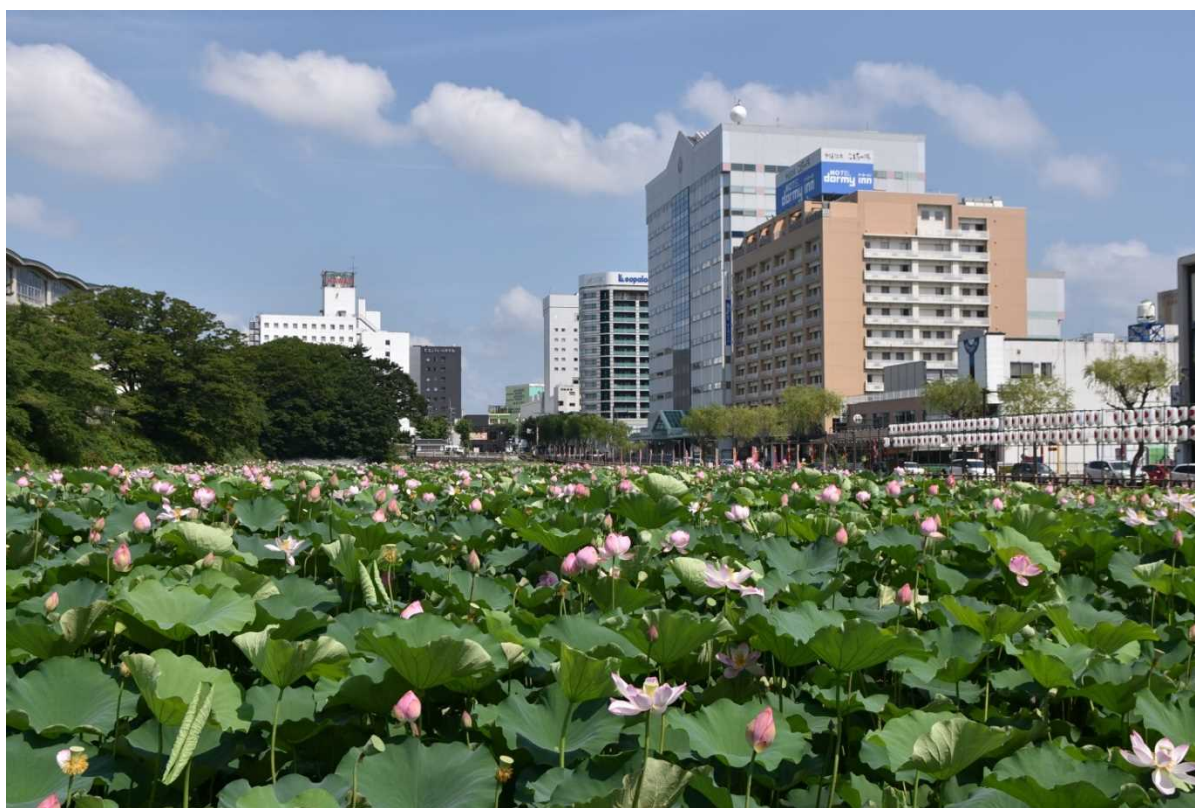


図 千秋公園周辺の景観

③ 社会資本・産業資源

- 広域交通網として、鉄道は J R 秋田新幹線、奥羽本線、羽越本線が整備されている。
- 道路網として、秋田自動車道が供用され、平成 19 年 9 月に秋田中央道路（地下自動車専用道路）が完成したことから、秋田中央 IC から中心市街地へのアクセス性が飛躍的に向上している。
- 秋田空港からの航空路線は、東京、大阪、名古屋、札幌の各主要都市へ就航しており、特に、東京都心へは秋田空港へのアクセスと羽田空港からの移動時間は、秋田空港アクセス道路が整備され、市内中心部から約 2 時間半で到着が可能になるなど、利便性が向上している。
- 北東北を代表する物流の拠点である秋田港は、中心市街地から車で 30 分程度の距離にあり、環日本海交流の重要拠点として釜山への外貿定期コンテナ便や、苫小牧～新潟～敦賀への定期フェリー便が就航している。
- 広小路沿いには、近代において各種行政機関等が置かれていたが、その跡地には、県内随一の百貨店が立地するなど、近代都市秋田の顔となる区域であった。また、この区域内の骨格的な都市計画道路は概成している。
- こうした経緯と都市基盤を背景に、中心市街地活性化が図られており、主要な取組として、商業核をなす秋田駅前地区市街地再開発事業や、市民交流の核をなす秋田拠点センターアルヴェの整備（平成 16 年 7 月オープン）が行われた。
- 平成 24 年には、中通一丁目地区市街地再開発事業によりエリアなかいち（にぎわい交流館、にぎわい広場、商業施設・駐車場棟、住宅棟）が整備された。



図 エリアなかいち

（写真はにぎわい交流館、にぎわい広場、県立美術館）

[2] 秋田市の現状に関する統計的なデータの把握・分析

① 人口・世帯

- 秋田市全体の人口は減少傾向にあるものの、中心市街地の人口は微増傾向にある。
- 平成17年から27年にかけての市全体の世帯数は3.13%の増加で、中心市街地も23.9%と大幅な増加が見られる。
- 人口、世帯数ともに市全体に占める中心市街地の割合は微増傾向にある。これは、地価の下落によりマンションを中心とした街なか居住のニーズが高まった結果と思われる。

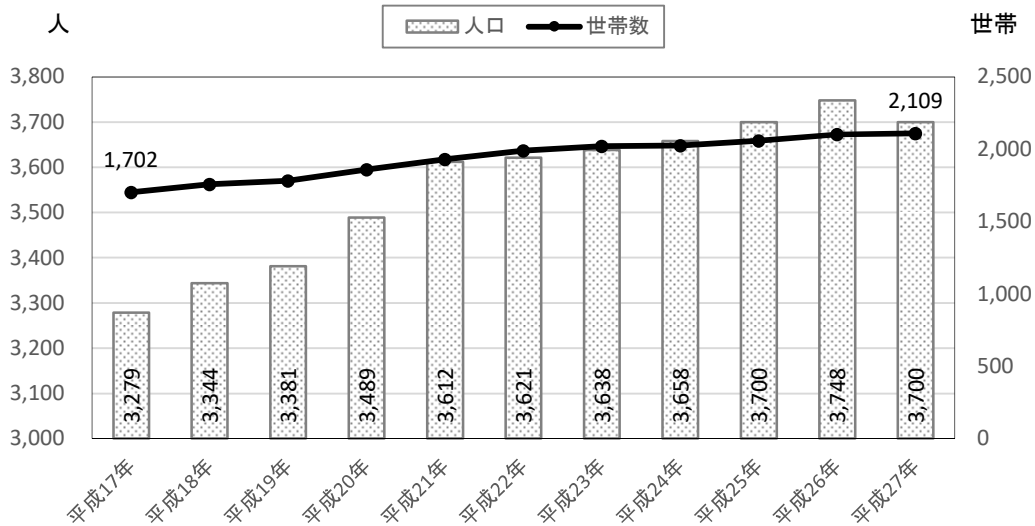


図 中心市街地（11字）の人口・世帯

資料：「秋田市人口世帯表」

11字：大町一丁目、大町二丁目、保戸野通町、千秋久保田町、千秋明徳町、千秋公園、中通一丁目、中通二丁目、中通三丁目、中通四丁目、中通七丁目

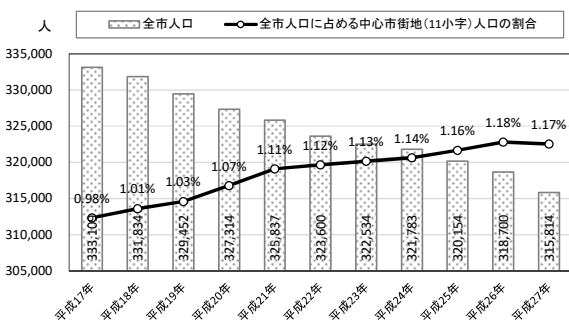


図 秋田市全体の人口とそれに占める中心市街地人口の割合

資料：「秋田市人口世帯表」

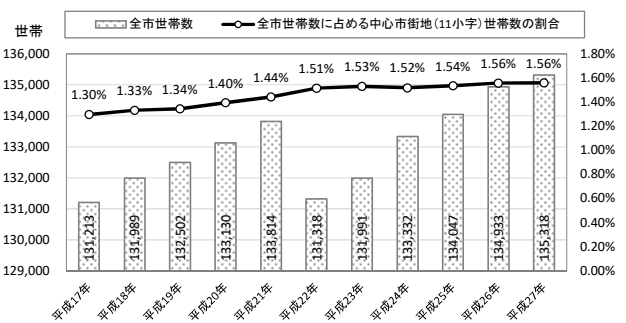


図 秋田市全体の世帯数とそれに占める中心市街地世帯数の割合

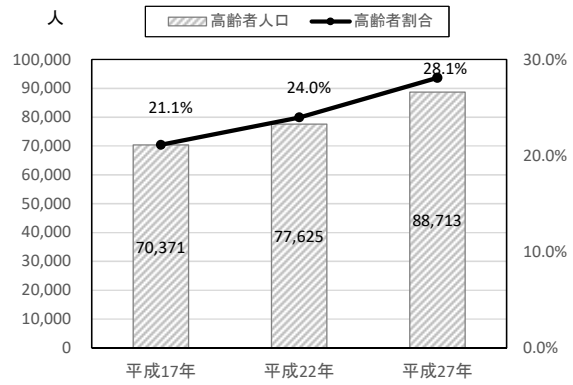
資料：「秋田市人口世帯表」

② 年齢別人口

・ 中心市街地を含む大町、中通、千秋、保戸野地区において、高齢者数（65歳以上）は着実に増えている。平成27年には高齢者割合が29.9%となり、市全体の28.1%を上回っている。

・ 5歳区分年齢別人口について、平成17年の年齢層と、10年後である平成27年の年齢層を比較すると、秋田市全域、中心市街地ともに、多くの年齢層で減少している。

<市全体>



<中心市街地を含む大町、中通、千秋、保戸野地区>

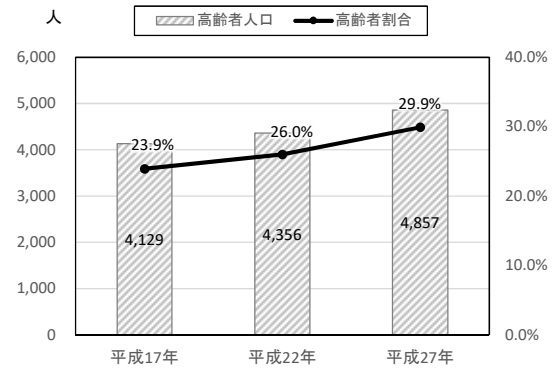
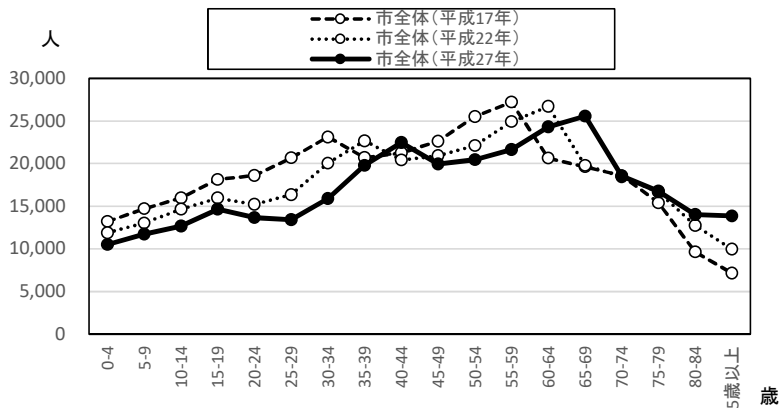


図 秋田市全体と中心市街地における高齢者人口および高齢者割合の推移
資料：「国勢調査」

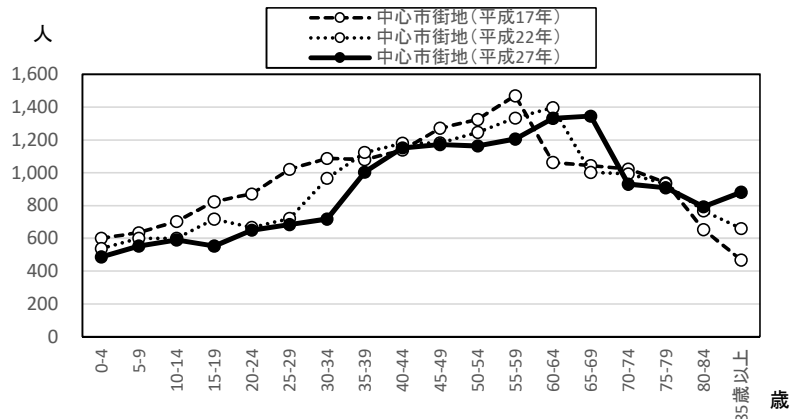
「秋田市年齢別・地区別人口※」

※中心市街地を含む大町、中通、千秋、保戸野地区

<市全体>



<中心市街地を含む大町、中通、千秋、保戸野地区>



資料：「国勢調査」

「秋田市年齢別・地区別人口※」

※中心市街地を含む大町、中通、千秋、保戸野地区

③ 就業・通学の状況

- 秋田市の平成 22 年の昼間人口は 338,578 人、夜間人口 323,600 人で昼夜間人口比率が 104.6%となっている。
- 昼夜間人口比率は平成 12 年以降減少傾向にあるものの、100%台を上回っており、周辺市町村の通勤・通学地の役割を担う秋田市への流入傾向が見られる。
- 平成 22 年国勢調査によると、秋田市への通勤・通学者は潟上市の 7,359 人をはじめとして、多くの周辺市町村から流入している。

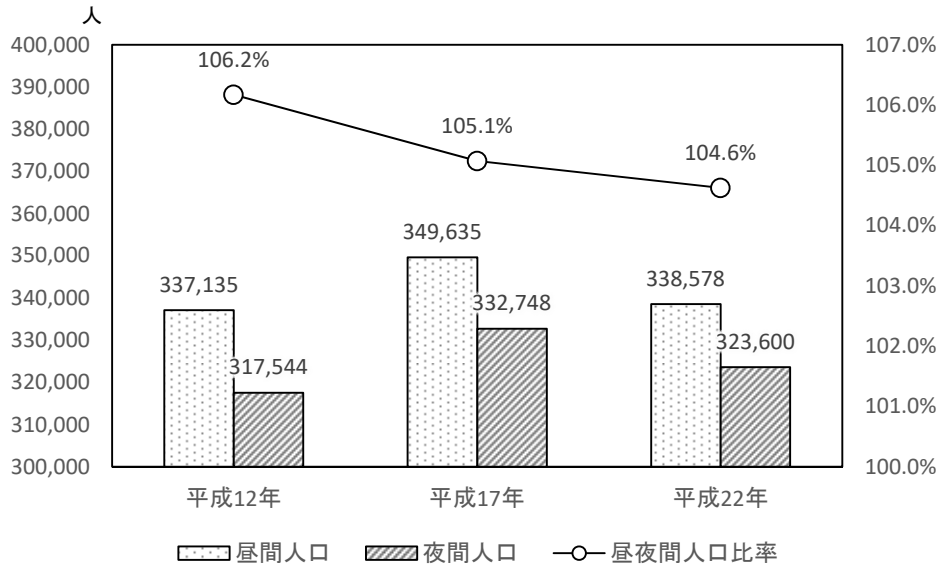


図 昼夜間人口の推移

資料：「国勢調査」

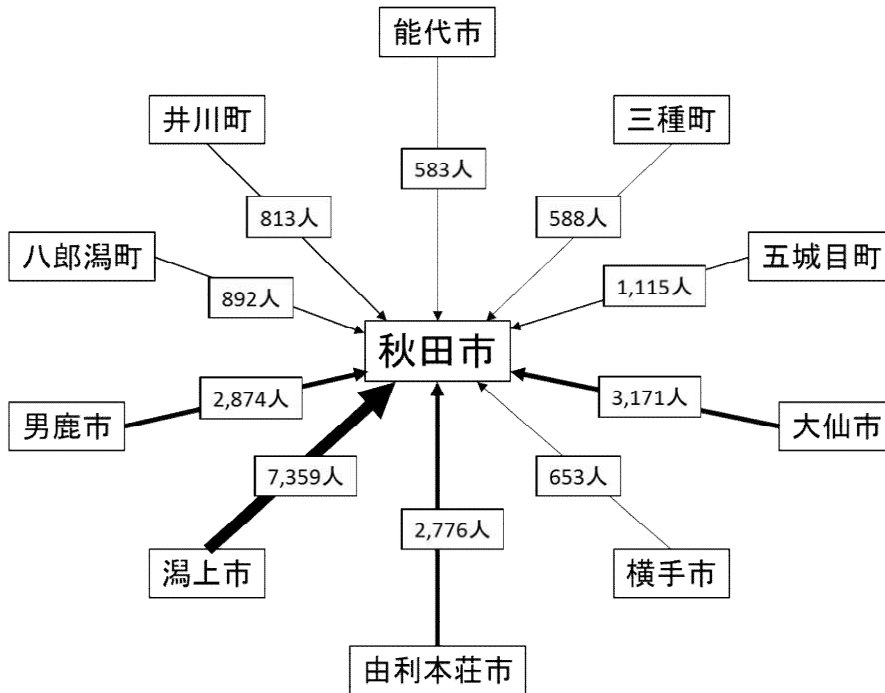


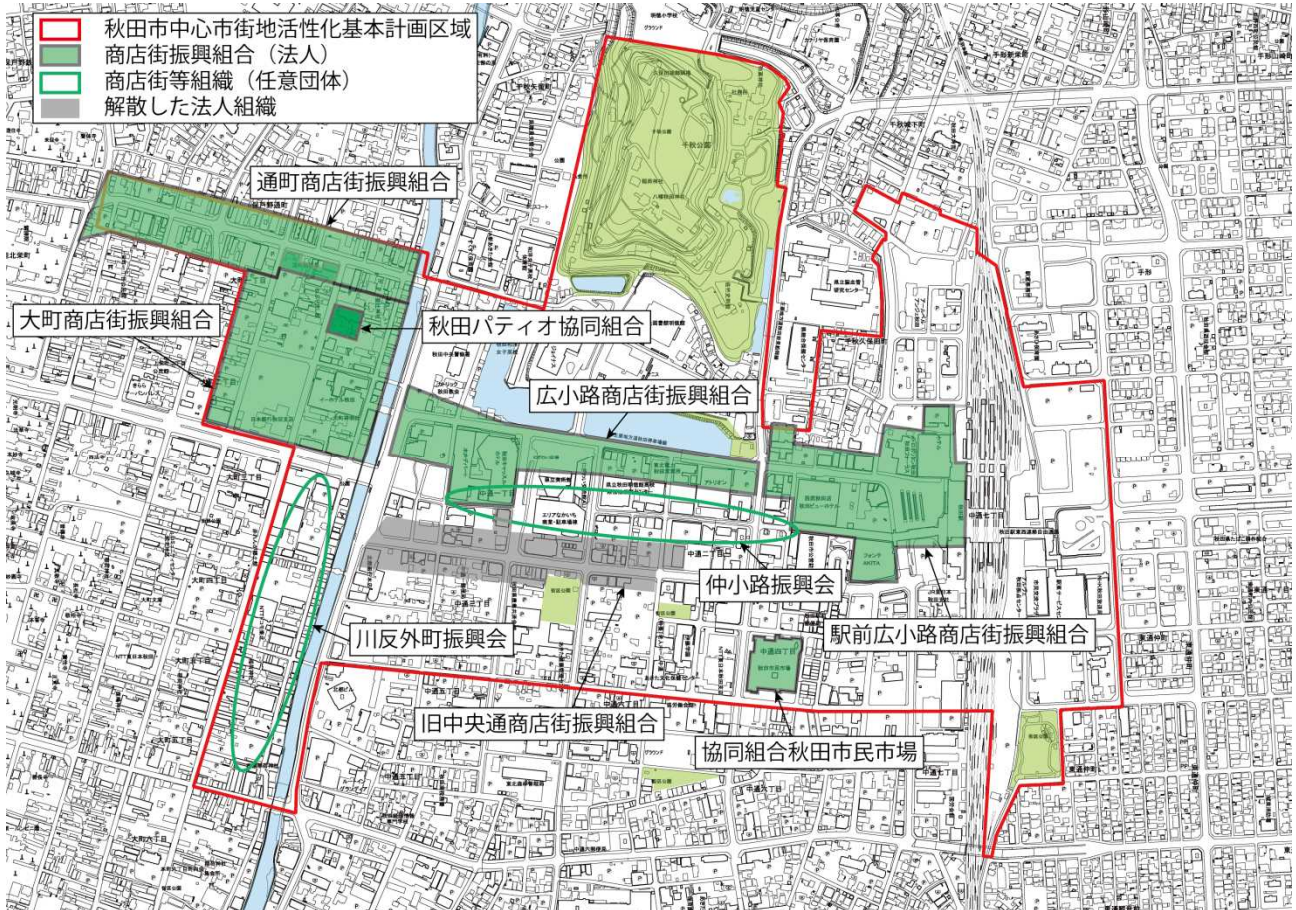
図 通勤・通学の流動

資料：「平成 22 年国勢調査」

④ 商業

ア) 商店街振興組合等

- 中心市街地内には、駅前広小路商店街振興組合、広小路商店街振興組合、大町商店街振興組合、通町商店街振興組合、協同組合秋田市民市場の5商店街振興組合等（法人）と、仲小路振興会、川反外町振興会の2振興会（任意団体）がある。



各商店街振興組合については、定款上の区域を示した。その他任意団体については、おおよその区域を示した。

図 中心市街地内の商店街振興組合等の分布図

イ) 小売店舗数

- 平成 26 年の中心市街地の小売店舗数は、332 件となっている。
- 市全体の小売店舗数に占める中心市街地の割合は平成 26 年に 15.2%となっており、平成 16 年から緩やかに減少してきている。
- 大型店舗の撤退を受け、小売店舗として計上されていたテナントが大幅に減少している。

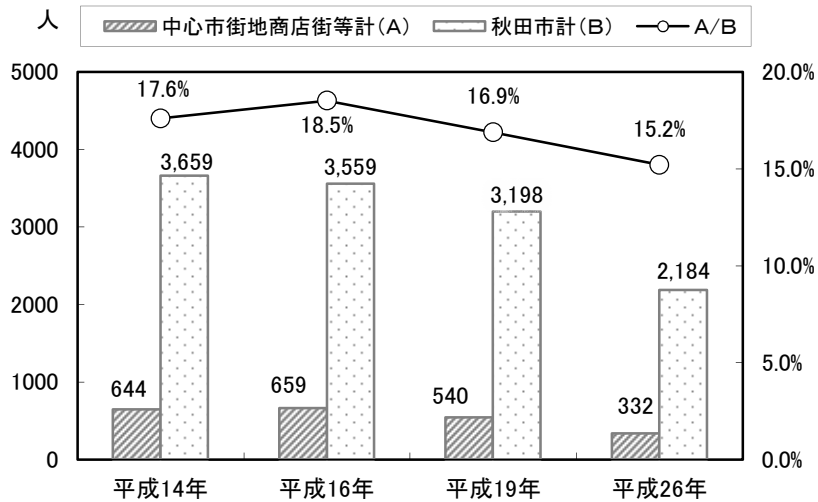


図 秋田市全体と中心市街地の小売店舗数の推移

資料：「商業統計」

ウ) 小売業従業員数

- 平成 26 年の中心市街地の小売業従業員数は、2,008 人となっている。
- 市全体の小売業従業員数に占める中心市街地の割合は平成 26 年に 11.5%となっており、平成 16 年から減少傾向にある。

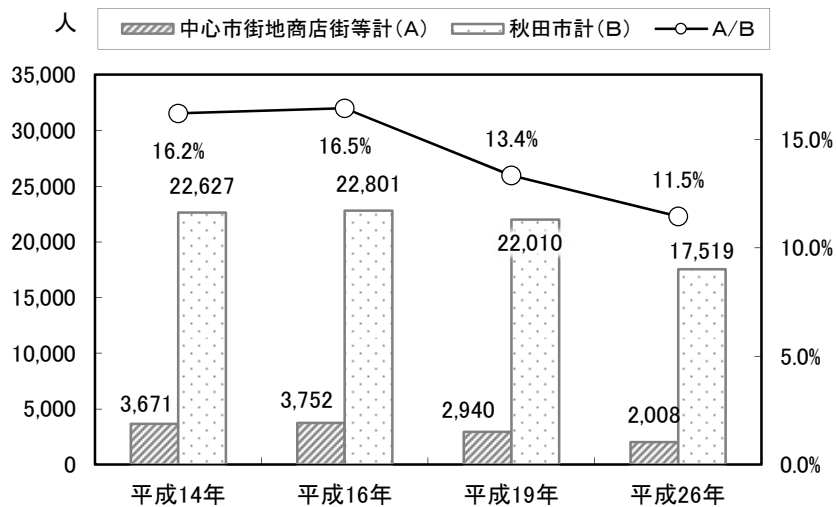


図 秋田市全体と中心市街地の小売業従業員数の推移

資料：「商業統計」

エ) 小売業年間商品販売額

- 平成 26 年における中心市街地の小売業年間商品販売額は、32,570 百万円となっている。
- 市全体の小売業年間商品販売額に占める中心市街地の割合は、平成 26 年に 9.7% となっており、平成 14 年から減少傾向にある。

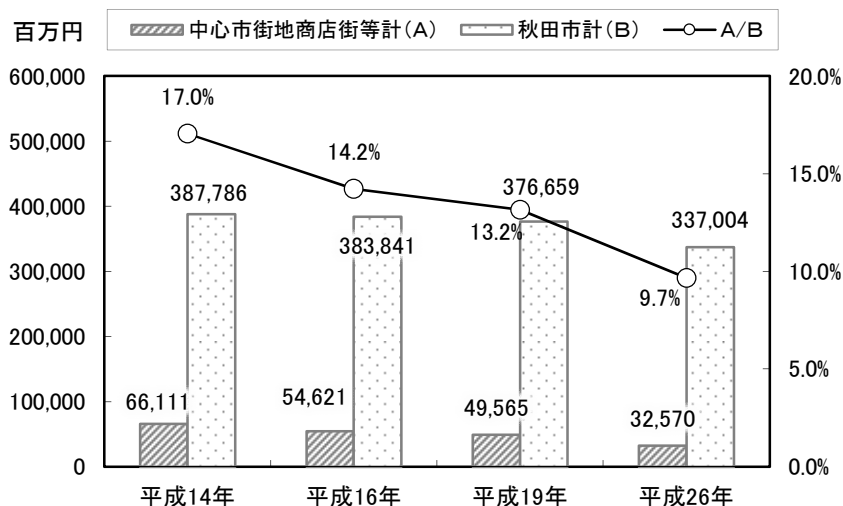


図 秋田市全体と中心市街地の小売業年間商品販売額の推移

資料：「商業統計」

オ) 小売業売場面積

- 平成 26 年の中心市街地の小売業売場面積は、48,820 m²となっている。
- 市全体の小売業売場面積に占める中心市街地の割合は、平成 26 年に 12.1% となっており、平成 14 年から減少傾向にある。
- 特に近年では、大型小売店舗の撤退・縮小が大きく影響している。

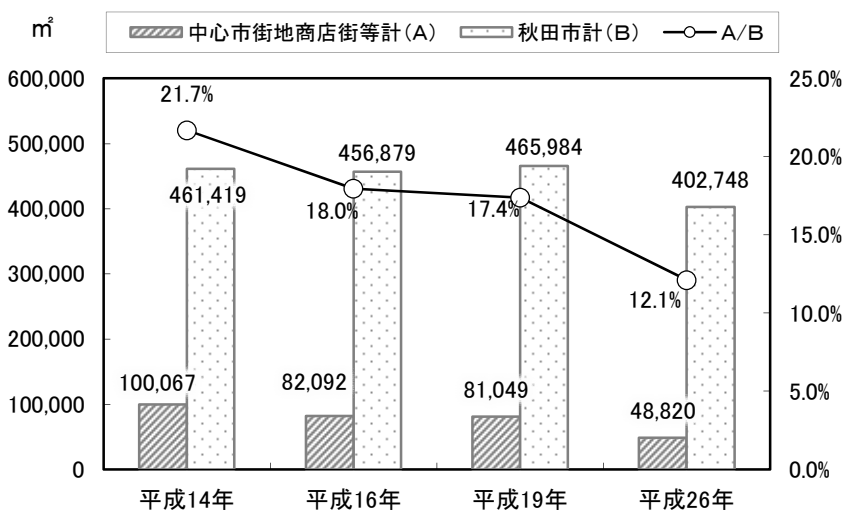


図 秋田市全体と中心市街地の小売業売場面積の推移

資料：「商業統計」

カ) 販売効率

- 平成14年以降の小売業売場面積当たりの小売業年間商品販売額（販売効率）を見ると、一貫して中心市街地は市全体の値を下回っている。平成26年の調査結果をもとに算出した値は、市全体では0.84百万円/㎡で、中心市街地が0.67百万円/㎡となっている。

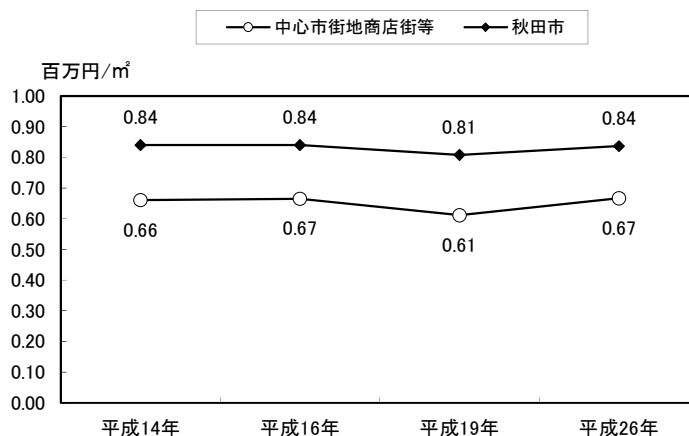


図 秋田市全体と中心市街地の販売効率の推移

資料：「商業統計」

キ) 事業所数※全産業合計（公務含まず）

- 経済センサスによる平成26年の中心市街地の事業所数は1,342店で、平成24年と比較して微増している。
- 平成26年の市全体の事業所数に占める中心市街地の割合は8.6%で、平成18年と比較して微減している。

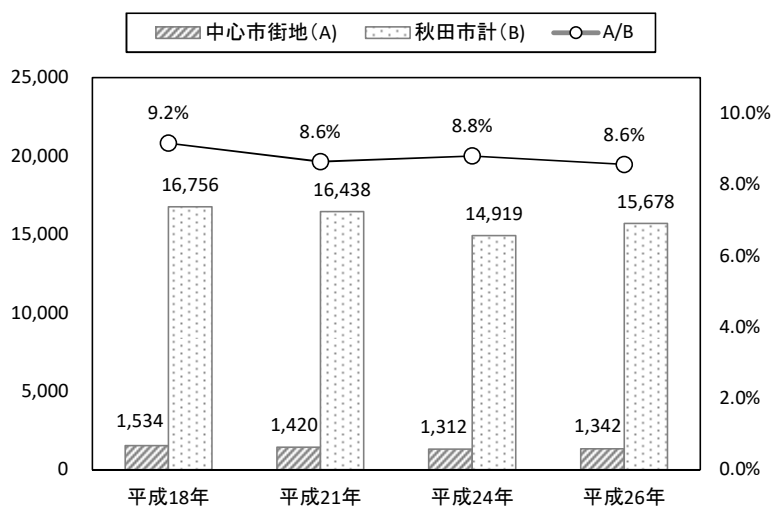
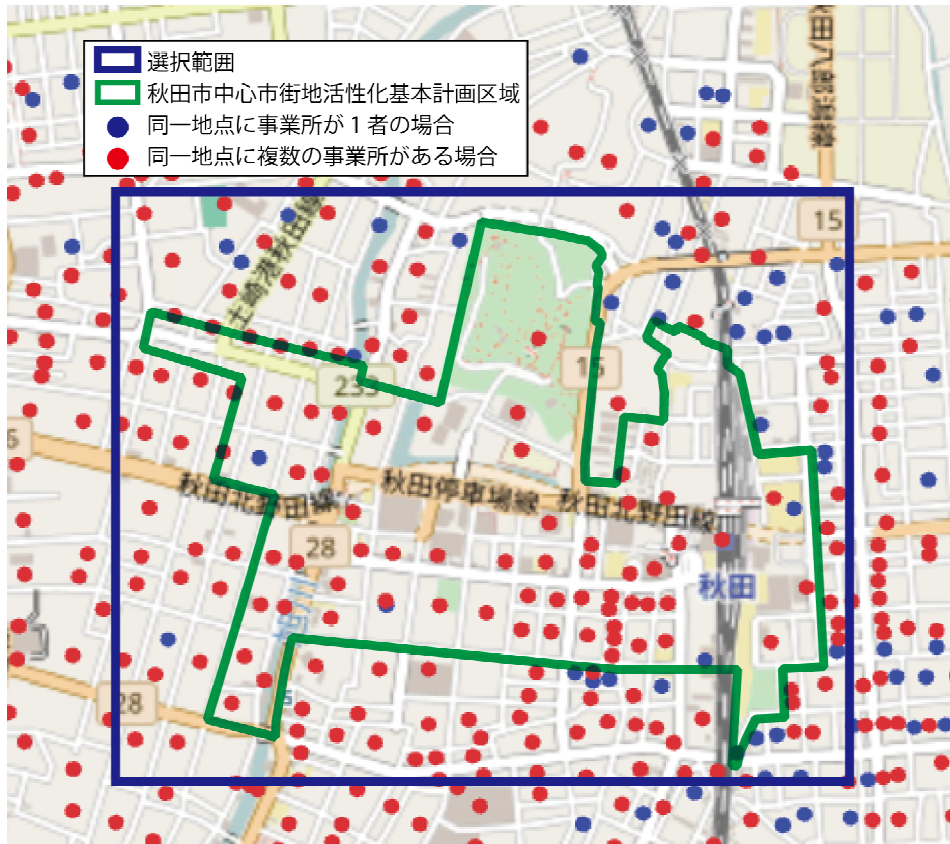


図 事業所数の推移

資料：「経済センサス」

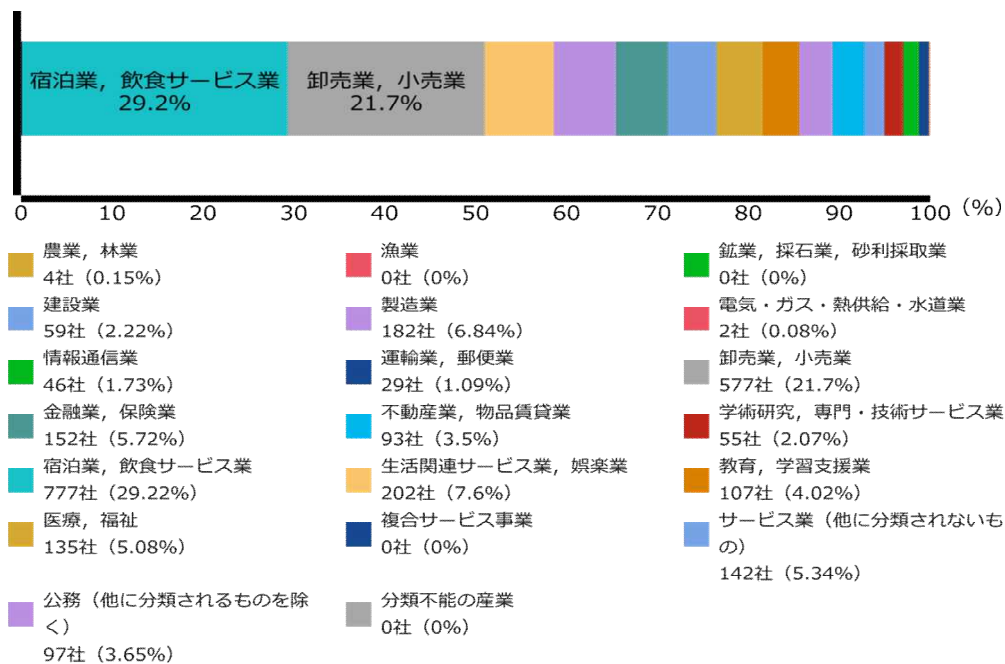
ク) 事業所産業割合

- 地域経済分析システム（RESAS）によると、中心市街地を包括するエリアにおける平成27年の産業割合は「宿泊業、飲食サービス業」が最も高く、次いで「卸売業、小売業」が高い。



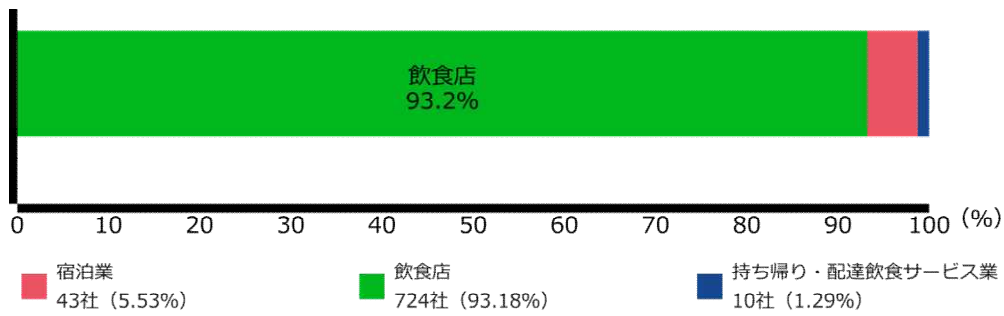
資料：「地域経済分析システム（RESAS） 産業マップ事業所立地動向」
 ※RESASのシステム上、任意の区域選択ができないため、
 中心市街地を包括する範囲で分析している。

選択区域内の産業割合

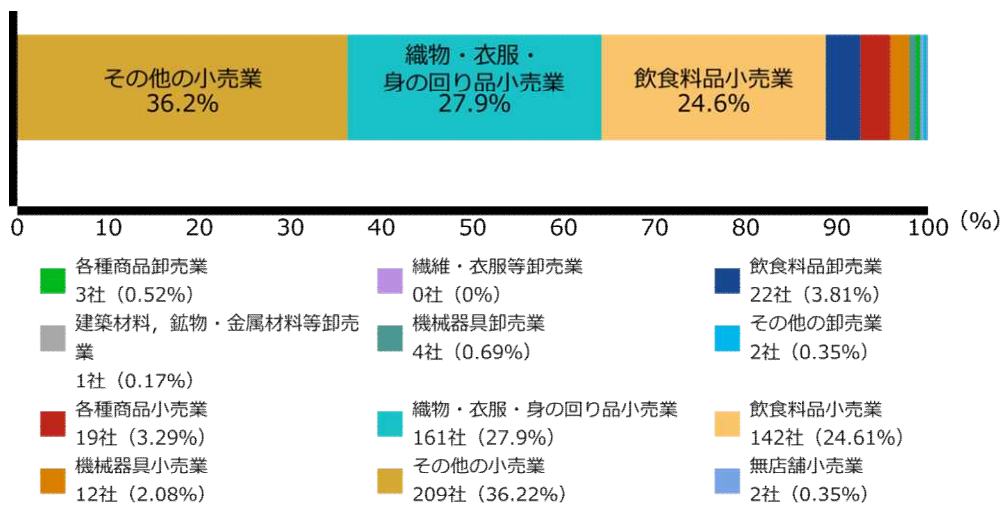


資料：「地域経済分析システム（RESAS）」 出典：株式会社日本ソフト販売「電話帳データ」

「宿泊業、飲食サービス業」の内訳は「飲食店」が724社（93.2%）、「宿泊業」が43社（5.5%）となっている。



「卸売業、小売業」の内訳は、「織物・衣類・身の回り品小売業」が161社（27.9%）、「飲食料品小売業」が142社（24.6%）となっている。



資料：「地域経済分析システム（RESAS）」 出典：株式会社日本ソフト販売「電話帳データ」

ケ) 従業者数※全産業合計（公務含まず）

- 事業所・企業統計調査および経済センサスによると、平成18年から26年にかけての中心市街地の従業者数は17,594人から15,750人と約10%の減少となっている。

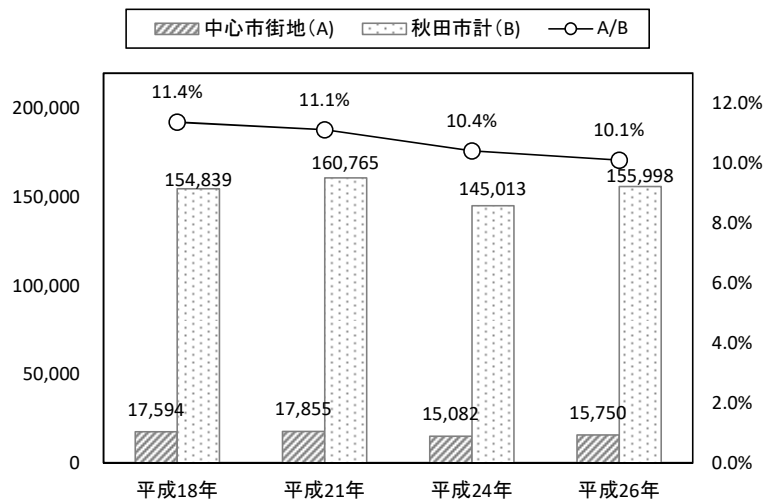


図 従業者数の推移

資料：「経済センサス」

コ) 空き店舗

- 中心市街地内の商店街振興組合等（川反外町振興会を除く）では、前計画での基準値であった平成19年の25店舗から減少しており、平成27年時点で9店となっている。
- 商店街別では、旧中央通商店街振興組合で6店あるものの、その他の商店街では少ない状況である。
- 旧中央通商店街においては、空き店舗の転用用途が住宅や駐車場になっていることから、商店街の空洞化の要因になっている。

表 中心市街地内の各商店街振興組合等の空き店舗数の推移

単位：店

団体名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
駅前広小路商店街振興組合	0	0	1	0	0	0
広小路商店街振興組合	3	2	4	1	0	0
旧中央通商店街振興組合	12	5	5	4	6	6
大町商店街振興組合	3	2	1	0	1	1
通町商店街振興組合	4	3	0	0	3	2
仲小路振興会	0	0	0	0	0	0
合計	22	12	11	5	10	9

空き店舗の定義：各商店街振興組合等の区域において、建物の1階部分が空いていて、事業者を募集している物件

表 平成22年から27年の空き店舗転用用途

団体名	転用用途	件数
駅前広小路商店街振興組合	—	—
広小路商店街振興組合	小売店	2
	事務所	1
旧中央通商店街振興組合	住宅	6
	駐車場	1
	空き家	1
	飲食店	1
	教育サービス業店舗	1
大町商店街振興組合	小売店	1
	飲食店	1
	博物館	1
通町商店街振興組合	小売店	2
	生活関連サービス業店舗	1
	不動産業店舗	1
仲小路振興会	—	—

サ) 大規模小売店舗

- 店舗面積 1,000 m²以上の大規模小売店舗は中心市街地内に 12 店舗あるが、その店舗面積合計は 77,423 m²と市内大規模小売店舗面積の約 20% (平成 27 年 8 月現在) を占めているにすぎず、平成 19 年 (市全域 393,886 m²、中心市街地内 100,786 m²) の 26% から比べても、割合はやや低下している。
- 中心市街地では、平成 22 年の秋田ニューシティ、イトーヨーカドー秋田店 (同年フォンテ AKITA へ転用) の閉店、平成 24 年のイーホテルショッピングモールの閉店が続き、店舗面積は大幅に減少している。
- 平成 27 年の市内大規模小売店舗の合計面積は 395,991 m²で、平成 19 年の値と比較すると若干増加している。

表 中心市街地内の大規模小売店舗 (平成 27 年 8 月現在)

区域	店舗名称	店舗面積 (m ²)	開設年月
中心市街地内	① 木内	7,918	1889.3
	② 秋田ステーションビル・アルス&トピコ	2,868	1961.9
	③ 秋田市民市場	5,432	1964.12
	④ キャッスルズ・アーケード	6,410	1970.7
	⑤ 緑屋ビル (エスポワール緑屋)	3,265	1972.9
	⑥ 秋田フォーラス	18,245	1974.5
	⑦ フォンテAKITA	10,839	1980.11
	⑧ 秋田中央ビルディング (西武秋田店)	11,899	1983.4
	⑨ 秋田総合生活文化会館・美術館	3,390	1989.11
	⑩ サン・パティオ大町	1,702	1997.4
	⑪ 秋田拠点センターアルヴェ	2,549	2004.7
	⑫ @4の3 (エリアなかいち)	2,906	2012.7
	小計	77,423	-
中心市街地外	小計	318,568	-
	合計	395,991	-

店舗面積は、大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項にいう、小売業 (飲食業を除くものとし、物品加工修理業を含む。) を行うための店舗の用に供される床面積で、直接物品の販売の用に供する売場にショールームや店舗案内所等のサービス施設などを含む。一方、売場面積は、商業統計上の指標で、商店が商品を販売するために実際に使用している延べ面積を指す。

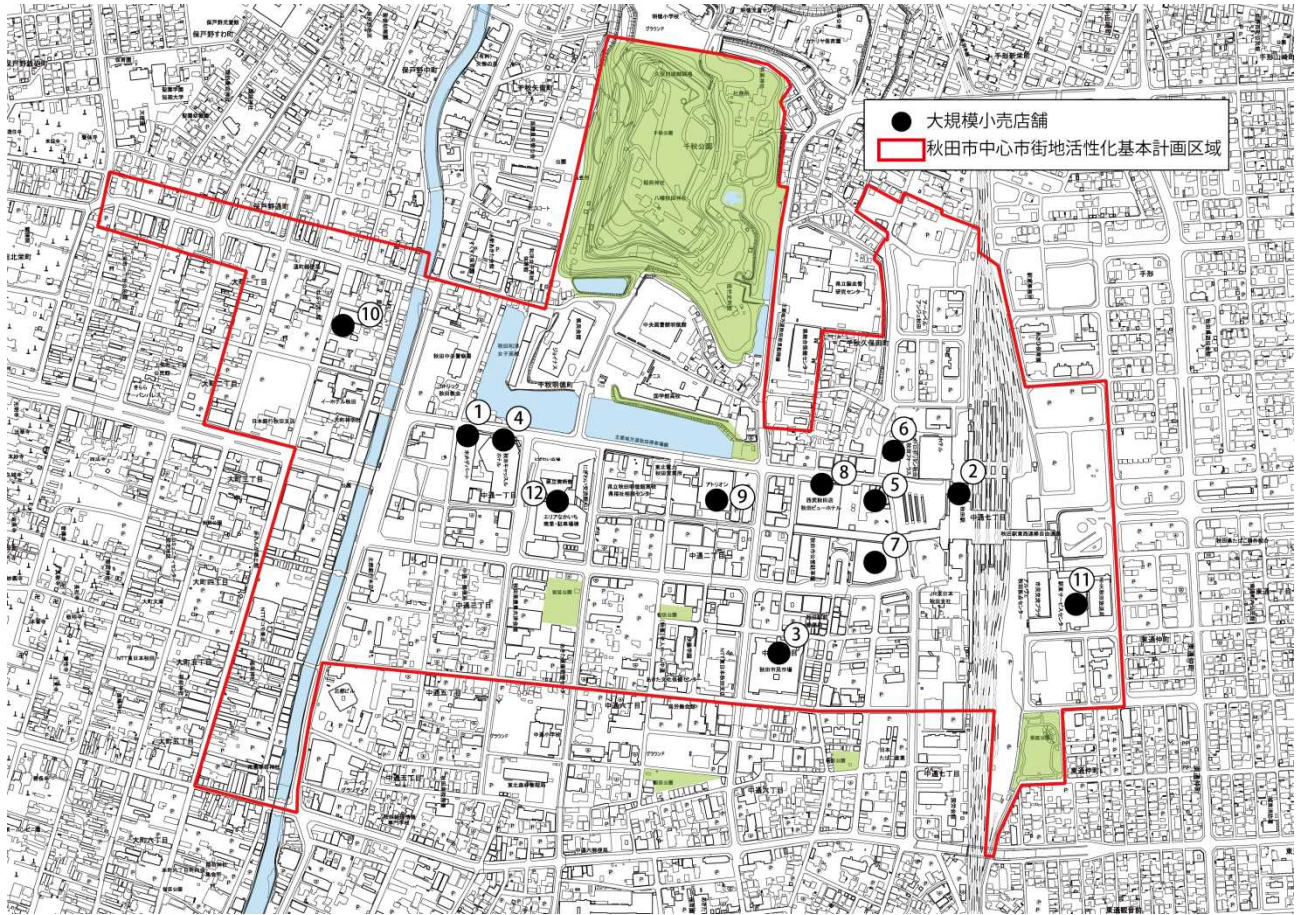
資料: 「週刊東洋経済臨時増刊 全国大型小売店舗総覧 2016」 (東洋経済新報社 平成 27 年 8 月)



図 フォンテAKITA



図 @4の3 (エリアなかいち)



平成 27 年 8 月現在

図 中心市街地内の大規模小売店舗の位置図

表 主な郊外型・ロードサイド型の主要大規模小売店舗等の出店状況

年	店舗名称	地区名	店舗面積	駐車台数	用途地域
平成 19 年	ナイス土崎店	土崎港中央地区	3,020 m ²	128 台	第二種住居
平成 20 年	スーパーセンターアmano 御所野店	御所野地区	11,550 m ²	819 台	準工業
	新国道モール（いとく新国道店）	高陽幸町	4,268 m ²	204 台	準工業
平成 21 年	いとく秋田東店	広面地区	2,159 m ²	158 台	近隣商業
	ヤマダ電機テックランド 秋田御所野店	御所野地区	4,988 m ²	256 台	準工業
平成 24 年	DCM ホームマック広面店	広面地区	4,606 m ²	184 台	第一種住居
平成 25 年	いとく土崎みなと店	土崎港西地区	2,342 m ²	180 台	近隣商業
	イオンタウン茨島アネックス （シュープラザ秋田茨島店）	茨島地区	3,994 m ²	147 台	準工業
平成 26 年	マックスバリュ泉店	泉北地区	2,000 m ²	115 台	準工業
	ダイユーエイト秋田寺内店	寺内地区	7,171 m ²	409 台	準工業
	サンデー土崎港北店、 いとく自衛隊通店	土崎港北地区	6,458 m ²	340 台	第一種住居

シ) 商圏

- 最寄品においては、隣接する市町村を中心に秋田市への流入が見られるが、買回品においては、県北からの流入も見られる。

表 秋田市拠点地区の商圏を構成する市町村

分類	一次商圏 (30%以上)	二次商圏 (10%以上30%未満)	三次商圏 (5%以上10%未満)
最寄品	秋田市	大潟村、潟上市、大仙市	男鹿市、五城目町、由利本荘市、八郎潟町、井川町
買回品	秋田市、大潟村、潟上市、井川町、男鹿市、八郎潟町、五城目町	上小阿仁村、大仙市、にかほ市、由利本荘市、三種町、八峰町	仙北市、藤里町、能代市、北秋田市

資料：「平成 23 年秋田県買い物動向調査報告書」
(秋田県 平成 24 年 2 月)

図 最寄品の商圏

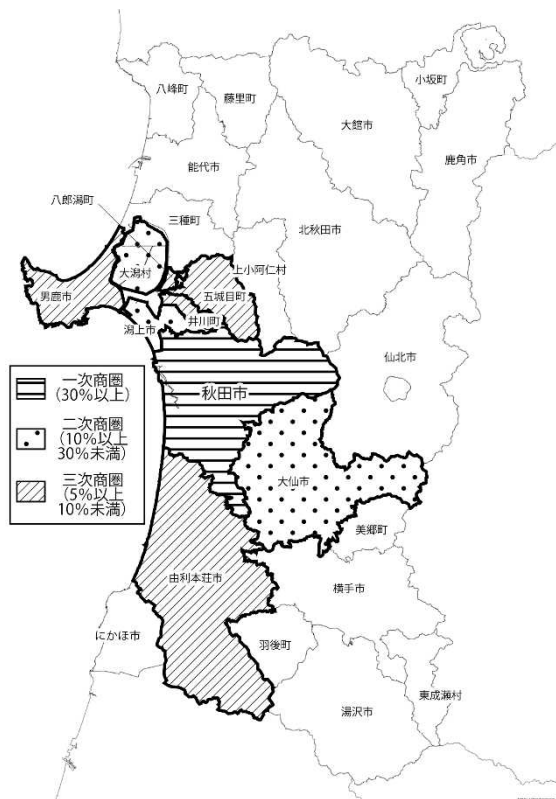
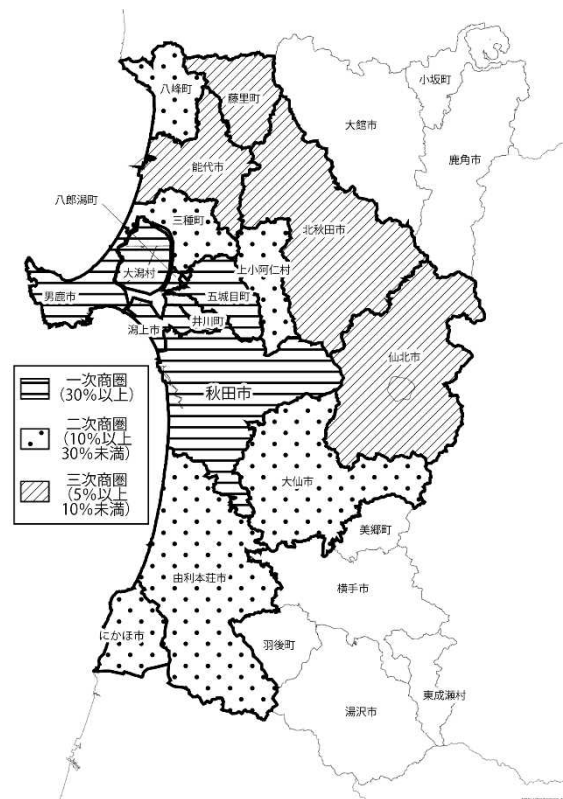


図 買回品の商圏



資料：「平成 23 年秋田県買い物動向調査報告書」
(秋田県 平成 24 年 2 月)

⑤ 観光

- 秋田県観光統計によると、平成26年の秋田市観光入込客数は約569万人である。
- 中心市街地における主な施設別・行事別観光入込客数の合計は約246万人と全市における観光入込客数43.3%を占めている。平成23年度から、統計の調査地点が変更になっているため一概に比較はできないが、近年は増加傾向にある。
- 全市の観光入込客数は震災の影響により減少し、未だ以前の水準に回復していない状況にあるが、主な施設や行事別に見ると大きな影響は受けていないと考えられる。
- 特に行事別の観光入込客数では「秋田竿燈まつり」は安定的に高い水準で推移し、「千秋公園桜まつり」では平成26年に34万人と平成18年を上回り回復の兆しをみせている。また平成18年から開催しているザ・パワーオブミュージック・フロム・アキタは平成26年には初回時の4倍以上の4.2万人が訪れるようになっている。
- 秋田市内の宿泊客数は横ばいから微減傾向であるが、外国人の宿泊客数はその割合は低いものの増加傾向にある。

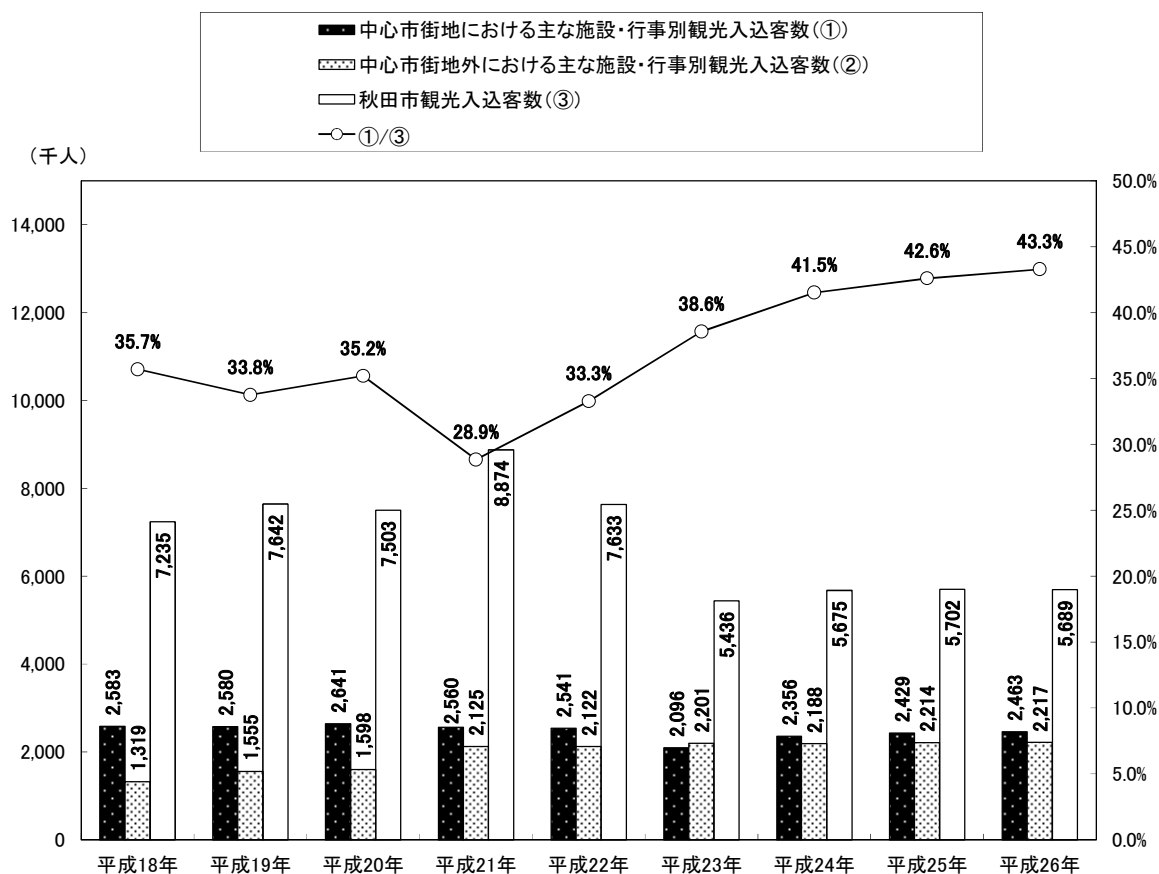


図 秋田市全体と中心市街地への観光入込客数の推移

資料：「平成26年秋田県観光統計」（秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課）

※平成23年以降の観光地点等入込客数調査については、調査対象地点を平成23年から観光庁による共通基準に基づく区分に変更したため、平成22年以前のデータとは単純に比較できない。

表 秋田市観光入込客数

区域	施設・行事	平成18年	平成26年	
中心市街地	施設利用者数	千秋公園	411,000	286,000
		秋田県立美術館	47,711	155,640
		市立千秋美術館	16,389	64,426
		民俗芸能伝承館(ねぶり流し館・旧金子家住宅)	37,919	37,179
		佐竹史料館	13,236	14,342
		久保田城御隅櫓	27,583	30,448
		秋田市民市場	58,679	59,600
		計	612,517	647,635
	行事観光入込客数	竿燈まつり	1,380,000	1,260,000
		千秋公園桜まつり	302,000	348,000
		千秋公園つつじ祭り	130,000	120,000
		ヤートセ秋田祭り	137,000	33,500
		だるま祭り	11,000	12,000
		ザ・パワーオブミュージック・フロム・アキタ	10,000	42,156
計		1,970,000	1,815,656	
中心市街地における主な施設・行事別観光入込客数(①)		2,582,517	2,463,291	
中心市街地外	施設利用者数	大森山動物園	249,337	272,730
		クアドーム ザ・ブーン	199,403	208,725
		秋田県立小泉瀧公園	190,000	221,409
		秋田県立野球場こまちスタジアム	109,782	179,535
		秋田県立博物館	90,862	100,257
		秋田県立スケート場	66,119	78,890
		秋田ポートタワーセリオン	53,973	825,226
	計	959,476	1,886,772	
	入込観光客数	土崎港曳山まつり	200,000	260,000
		雄物川花火大会	160,000	70,000
計		360,000	330,000	
中心市街地外における主な施設・行事別観光入込客数(②)		1,319,476	2,216,772	
全市	秋田市観光入込客数(③)	7,235,397	5,689,417	
	①/③	35.7%	43.3%	



図 千秋公園



図 竿燈まつり

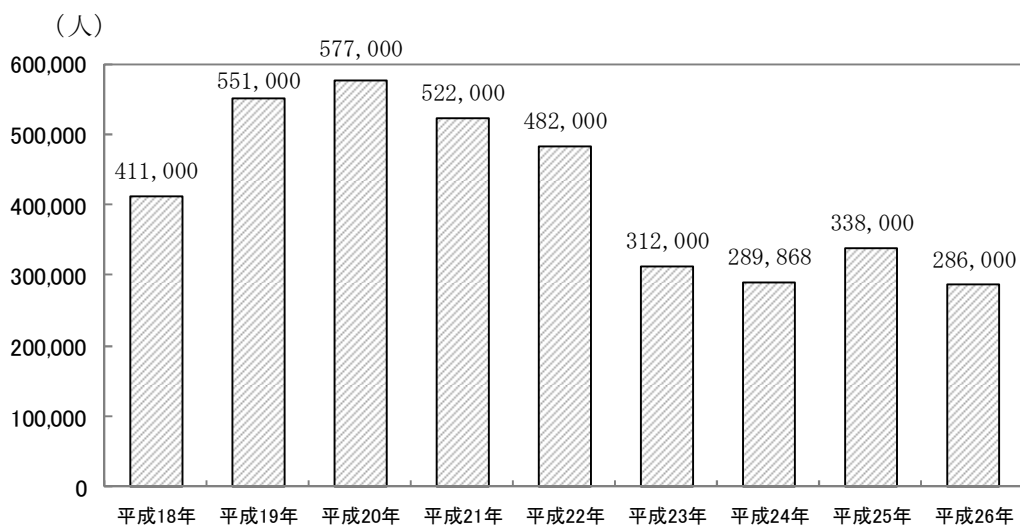


図 千秋公園への入込客数の推移

資料：「平成26年秋田県観光統計」

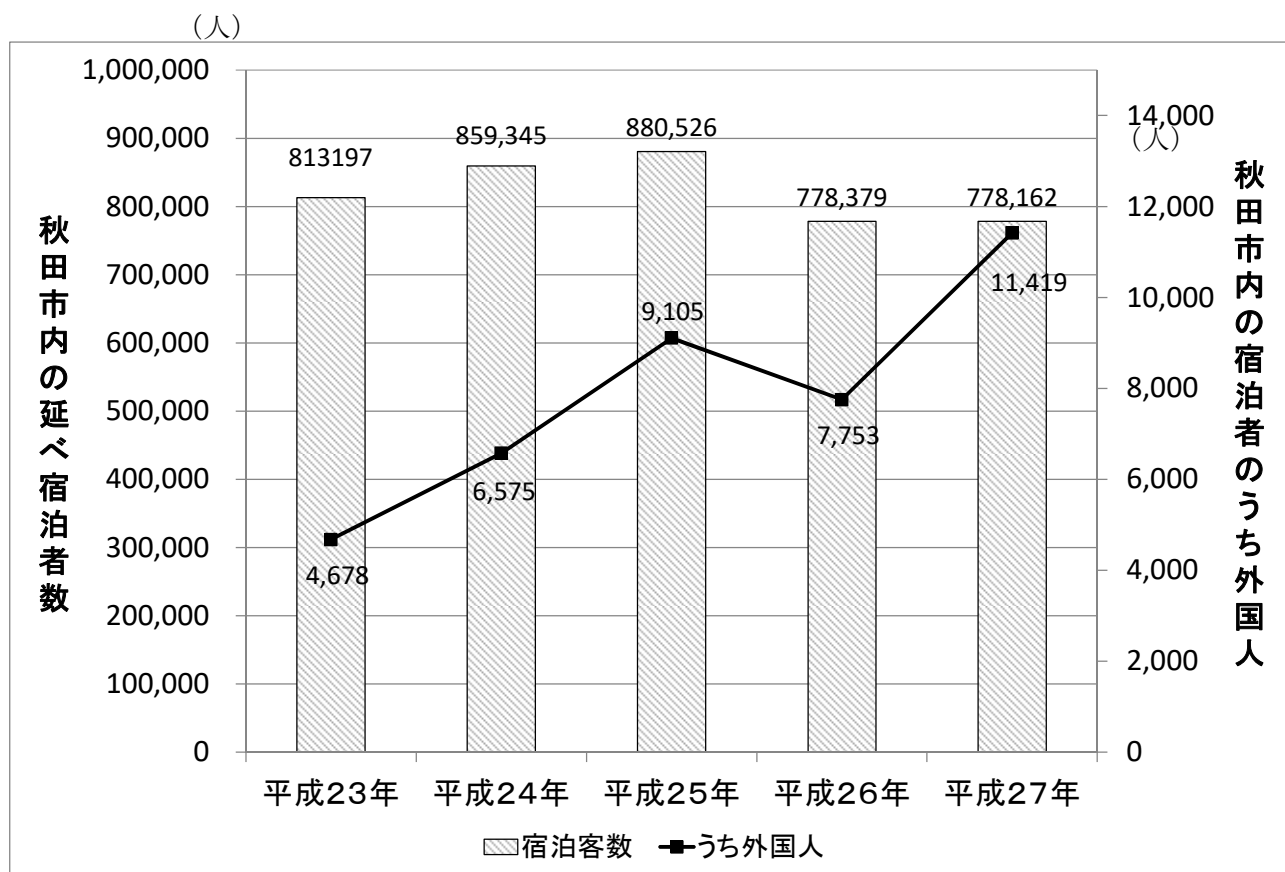


図 秋田市内の延べ宿泊者数（従業員10人以上の宿泊施設）

資料：「宿泊旅行統計調査」

⑥ 都市計画

- 中心市街地は、都市計画上そのほとんどが商業地域に位置付けられている。
- 中心市街地内にある4つの土地区画整理事業のうち、秋田駅西北地区土地区画整理事業を除き全て実施済みとなっている。なお、秋田駅西北地区は令和10年度終了予定である。
- 都市計画道路は千秋山崎線および千秋久保田町線の一部を除き整備済み又は概成済みとなっている。
- 都市計画公園は千秋公園（20.7ha）と拠点第1街区公園（0.75ha）、中通三丁目街区公園（0.4ha）等がある。また、千秋公園に接して城跡風致地区（16.0ha）を定めている。
- 市街地再開発事業は2地区が都市計画決定されている。中通一丁目地区（第II街区を除く）および秋田駅前地区（北地区を除く）は実施済みであり、現在、秋田駅前北第一地区が事業中である。

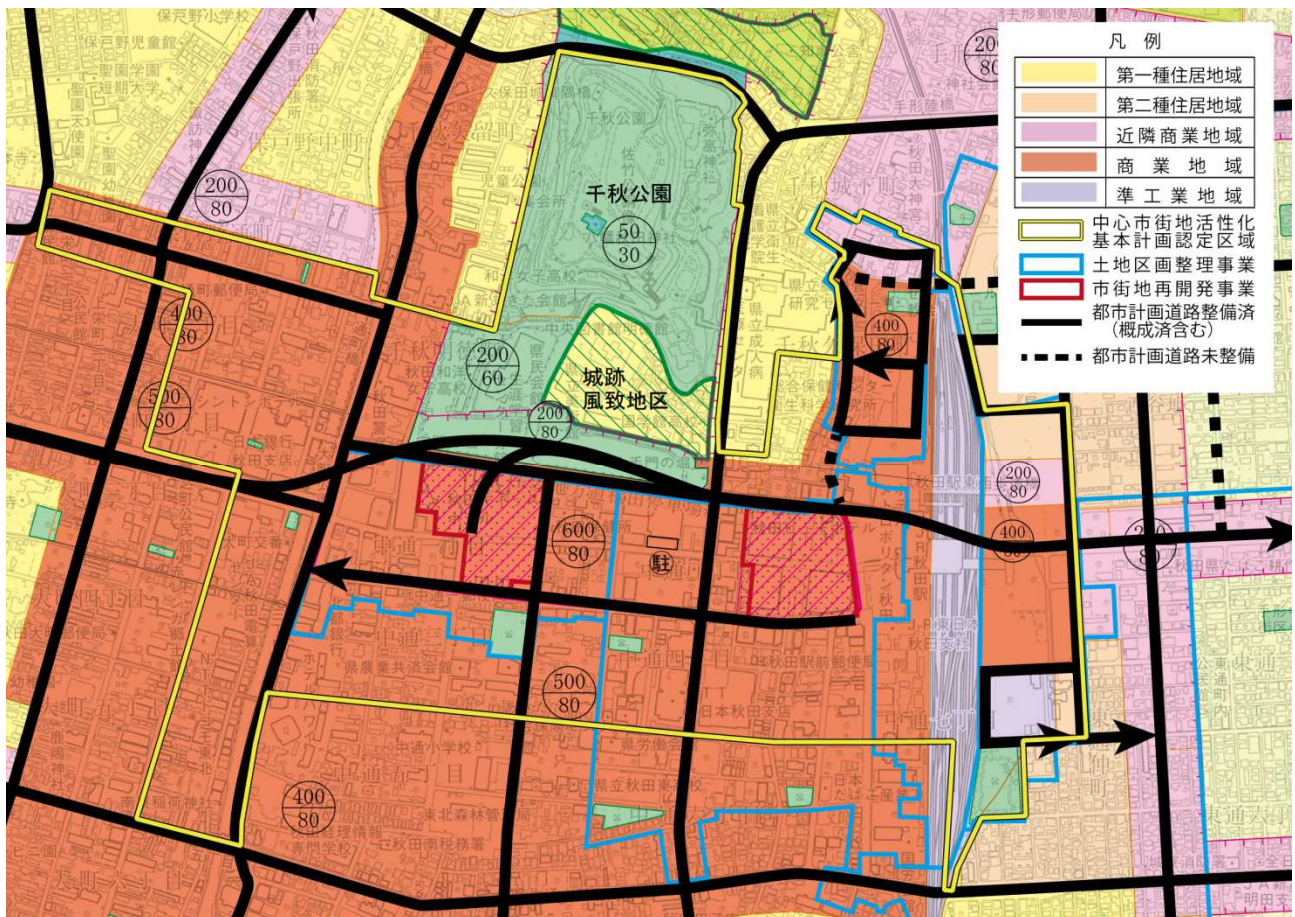


図 都市計画図（抜粋）

⑧ 交通

ア) 歩行者・自転車通行量

- 通行量調査を行っている 11 地点の合計の推移を見ると、休日は増加傾向にあるものの、平日は横ばいとなっている。
- 前計画期間にみられた平日・休日の通行量の逆転現象は解消されている。
- エリアなかいちの整備 (H24.7) や、イトーヨーカドーのフォンテ AKITA への転用 (H22.12) による増加が見られるが、近年では平準化している。
- 旧中央通商店街や大町商店街周辺調査地点で、店舗の減少あるいは集客力の低下の影響と考えられる減少が見られる。

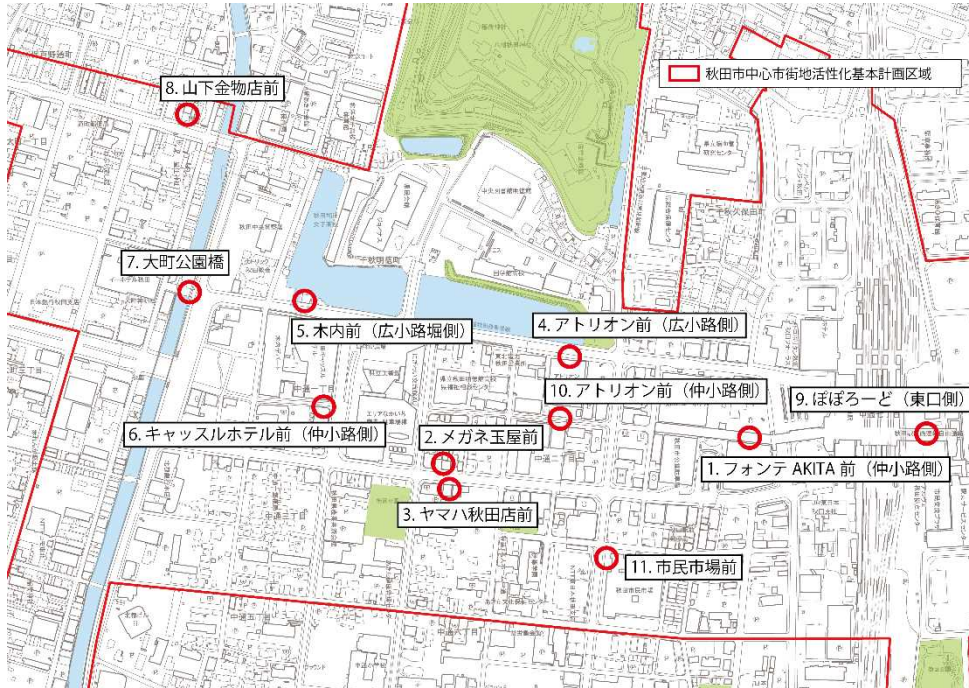


図 調査地点

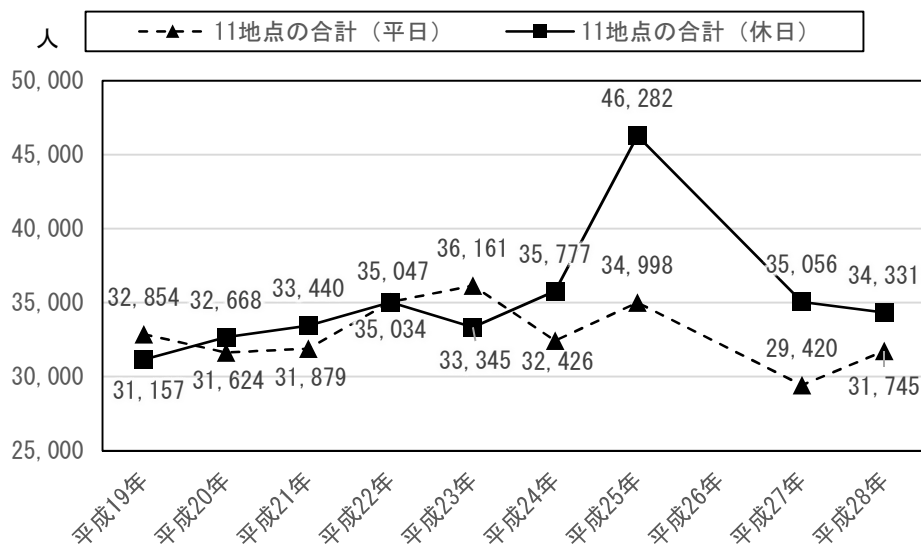
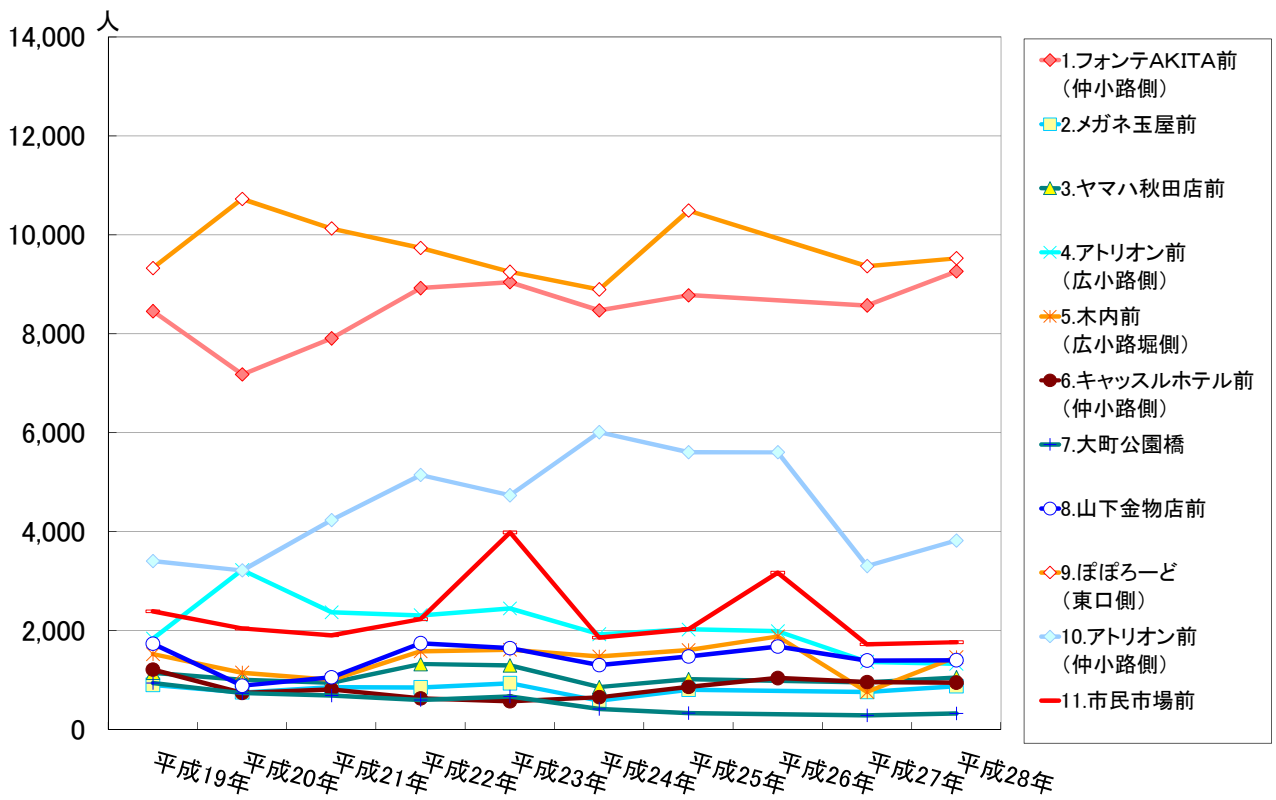


図 通行量調査結果の推移

※平成 26 年は調査地点・時期が異なるため、含めないものとする。

<平日>



<休日>

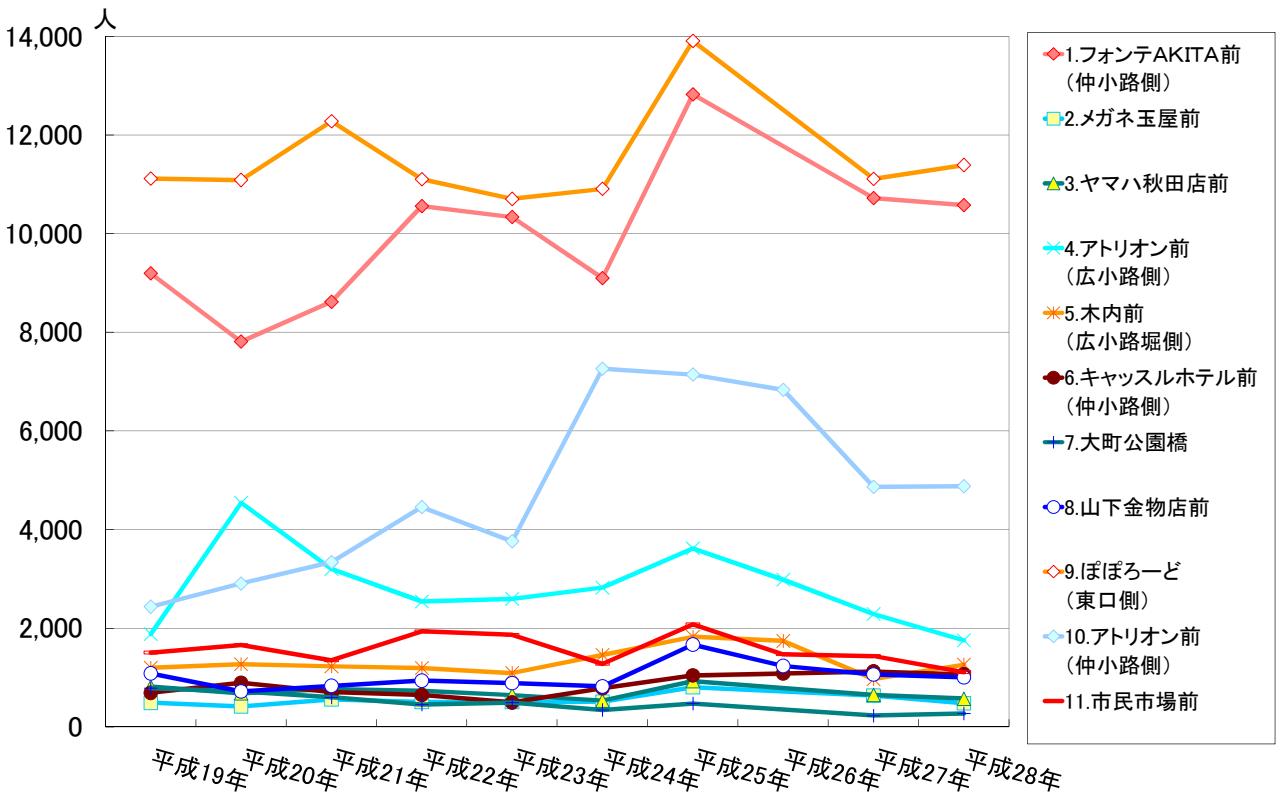


図 平日・休日の歩行者・自転車通行量の推移

表 平日・休日の歩行者・自転車通行量の推移（調査時間：10:00～19:00）

単位：人

No.	調査地点	曜日	調査実施年									
			平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1	フォンテAKITA前 (仲小路側)	平日	8,453	7,174	7,904	8,920	9,039	8,471	8,777		8,570	9,258
		休日	9,192	7,811	8,618	10,560	10,335	9,097	12,824		10,722	10,576
2	メガネ玉屋前	平日	901	748	855	850	934	580	801		755	873
		休日	485	412	552	501	504	505	802		629	474
3	ヤマハ秋田店前	平日	1,145	1,002	945	1,323	1,292	856	1,015		950	1,051
		休日	810	677	764	729	640	529	924		644	569
4	アトリオン前 (広小路前)	平日	1,835	3,224	2,369	2,307	2,446	1,924	2,022	1,984	1,368	1,324
		休日	1,877	4,540	3,196	2,539	2,590	2,821	3,616	2,980	2,286	1,750
5	木内前 (広小路堀側)	平日	1,523	1,148	1,002	1,581	1,611	1,474	1,603	1,880	757	1,466
		休日	1,196	1,266	1,224	1,191	1,088	1,456	1,823	1,738	966	1,258
6	キャッスルホテル前 (仲小路側)	平日	1,208	736	807	626	567	651	860	1,039	956	945
		休日	686	889	702	641	491	778	1,041	1,077	1,119	1,060
7	大町公園橋	平日	939	733	684	596	666	415	330		284	323
		休日	778	712	595	450	488	339	467		225	268
8	山下金物店前	平日	1,733	883	1,053	1,743	1,642	1,299	1,473	1,675	1,392	1,400
		休日	1,079	713	828	933	884	816	1,664	1,231	1,059	1,000
9	ぼぼろ一ど (東口側)	平日	9,325	10,721	10,124	9,731	9,250	8,893	10,487		9,364	9,522
		休日	11,118	11,087	12,277	11,105	10,704	10,906	13,906		11,110	11,391
10	アトリオン前 (仲小路側)	平日	3,405	3,213	4,233	5,141	4,733	6,008	5,603	5,601	3,304	3,821
		休日	2,433	2,905	3,338	4,453	3,758	7,258	7,140	6,832	4,864	4,879
11	市民市場前	平日	2,387	2,042	1,903	2,229	3,981	1,855	2,027	3,168	1,720	1,762
		休日	1,503	1,656	1,346	1,932	1,863	1,272	2,075	1,467	1,432	1,106
合計		平日	32,854	31,624	31,879	35,047	36,161	32,426	34,998	15,347	29,420	31,745
		休日	31,157	32,668	33,440	35,034	33,345	35,777	46,282	15,325	35,056	34,331
調査日・天候・気温		平日	曇一時晴、26.1℃	曇時々雨、26.8℃	雨時々曇、27.0℃	晴後曇、28.5℃	曇一時晴、28.2℃	晴、32.5℃	曇時々晴、29.4℃	曇時々晴、29.5℃	晴、31.7℃	曇時々晴、31.5℃
		休日	曇一時晴、26.3℃	晴後時々曇、30.8℃	曇後時々雨、26.1℃	曇一時雨、26.8℃	曇、29.1℃	曇時々晴、30.5℃	晴、26.9℃	晴一時曇、24.7℃	曇時々晴、28.8℃	晴、30.3℃

※毎年7月後半の休日およびその直後の平日に調査を実施。平成26年は調査地点・時期が異なるため比較できない。

表 各調査地点の分析結果

No.	地点	分析結果
1	フォンテAKITA前 (仲小路側)	平成22年以降一定の水準を維持している。これはイトーヨーカドー秋田店のフォンテAKITAへの転用によるものと考えられる。
2	メガネ玉屋前	平日に関しては近年水準を回復しつつあるものの、休日が微減傾向となっている。休日の減少については、中央通商店街の解散も一因として考えられる。
3	ヤマハ秋田店前	
4	アトリオン前 (広小路側)	平成24年にはエリアなかいちの整備によるものと考えられる増加があるが、平成27年から落ち着きをみせている。
5	木内前 (広小路堀側)	
6	キャッスルホテル前 (仲小路側)	平成23年をピークに減少を続けていたが、近年においては、平成23年の倍程度まで増加している。これはエリアなかいちの整備によるものと考えられる。
7	大町公園橋	調査を開始した平成8年以降一貫して減少傾向にある。平成28年に下げ止まっているが、平成19年から28年の減少率は全調査地点の中で最も高い地点である。これは周辺商店街の店舗数の減少が一因として考えられる。
8	山下金物店前	平日は調査実施年により変動が大きいだが全体としては微減傾向にある。一方で、休日は一定の水準で推移している。
9	ぼぼろ一ど (東口側)	アルヴェや東口バスターミナルの整備後に平準化して以降、一定の水準で推移している。
10	アトリオン前 (仲小路側)	平成24年にはエリアなかいちの整備によるものと考えられる増加があるが、平成27年から落ち着きをみせている。
11	市民市場前	
		平日、休日ともに減少傾向にある。これは日用品の買物の場所としての客離れが進んでいることが背景にあるものと考えられる。

イ) 鉄道

- 中心市街地内にある J R 秋田駅の 1 日平均乗車人員は、平成 25 年度に微増が見られたものの減少傾向にあり、平成 27 年度は 10,933 人となっている。

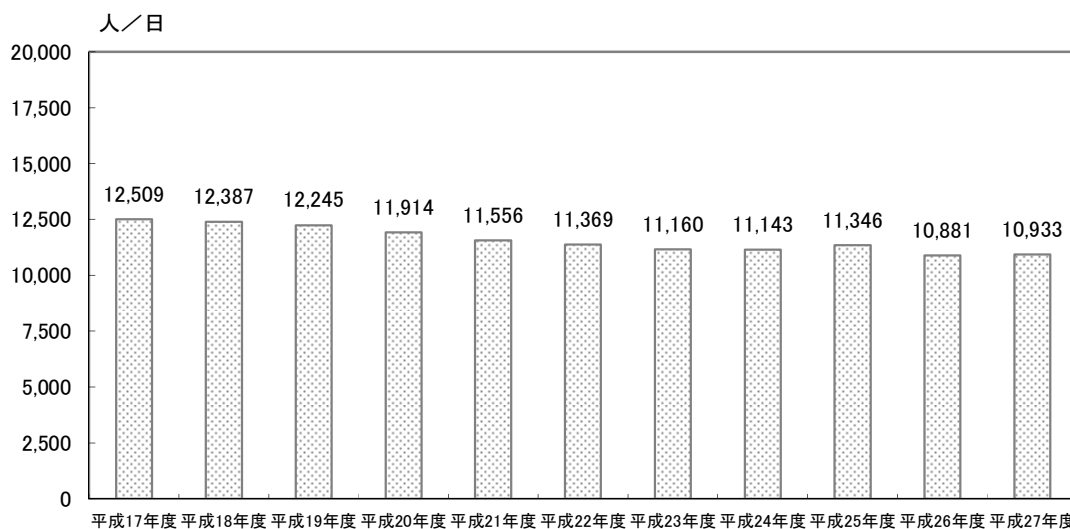


図 J R 秋田駅の 1 日平均乗車人員の推移

資料：「各駅の乗車人員」（J R 東日本）

ウ) バス

- 路線バスは主に市街地で 53 路線 126 系統、マイタウン・バスは郊外部で 16 路線 49 系統、合計 69 路線 175 系統が運行されており、路線バスは秋田駅を中心に放射状のネットワークを形成している。

（路線・系統数は平成 29 年度（バス会計年度：平成 28 年 10 月～29 年 9 月）時点の公表値）

- 乗合バス全体の輸送人員は平成 19 年度以前において減少傾向にあったが、平成 23 年度から実施している高齢者コインバス事業^{※1}の効果により、一旦は上昇に転じ、平成 25 年度^{※2}の年間市内輸送人員は 7,997 千人となった。しかし、近年また減少傾向が見られ、平成 28 年度^{※2}では 7,437 千人となっている。

※1 高齢者コインバス事業：68 歳以上の高齢者を対象として、1 区間 100 円で乗車できる制度。路線バスでもマイタウン・バスでも利用可能

※2 バス会計年度（各年 10 月 1 日～9 月 30 日）

- 平成 24 年 7 月から運行している中心市街地循環バスについては、平成 25 年度 45,940 人、平成 26 年度 52,166 人、平成 27 年度 56,460 人と利用者数は増加傾向にある。

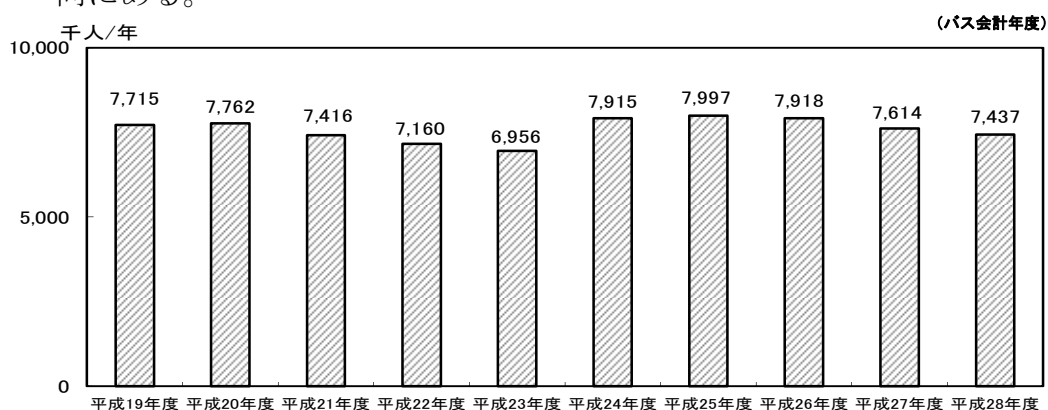


図 年間市内バス輸送人員の推移（路線バス、マイタウン・バス、中心市街地循環バス）

資料：交通政策課



図 中心市街地循環バス「ぐるる」

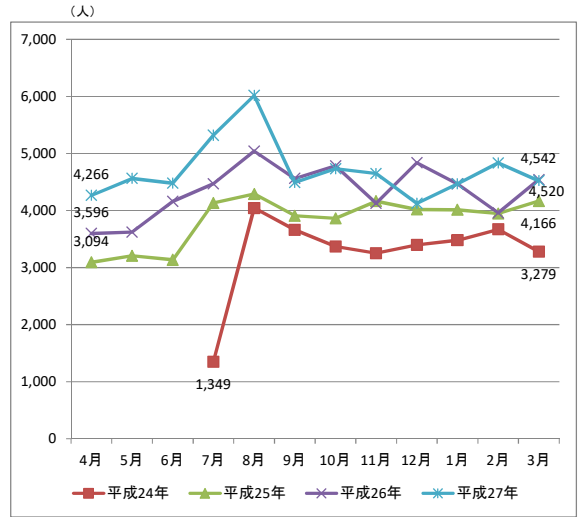
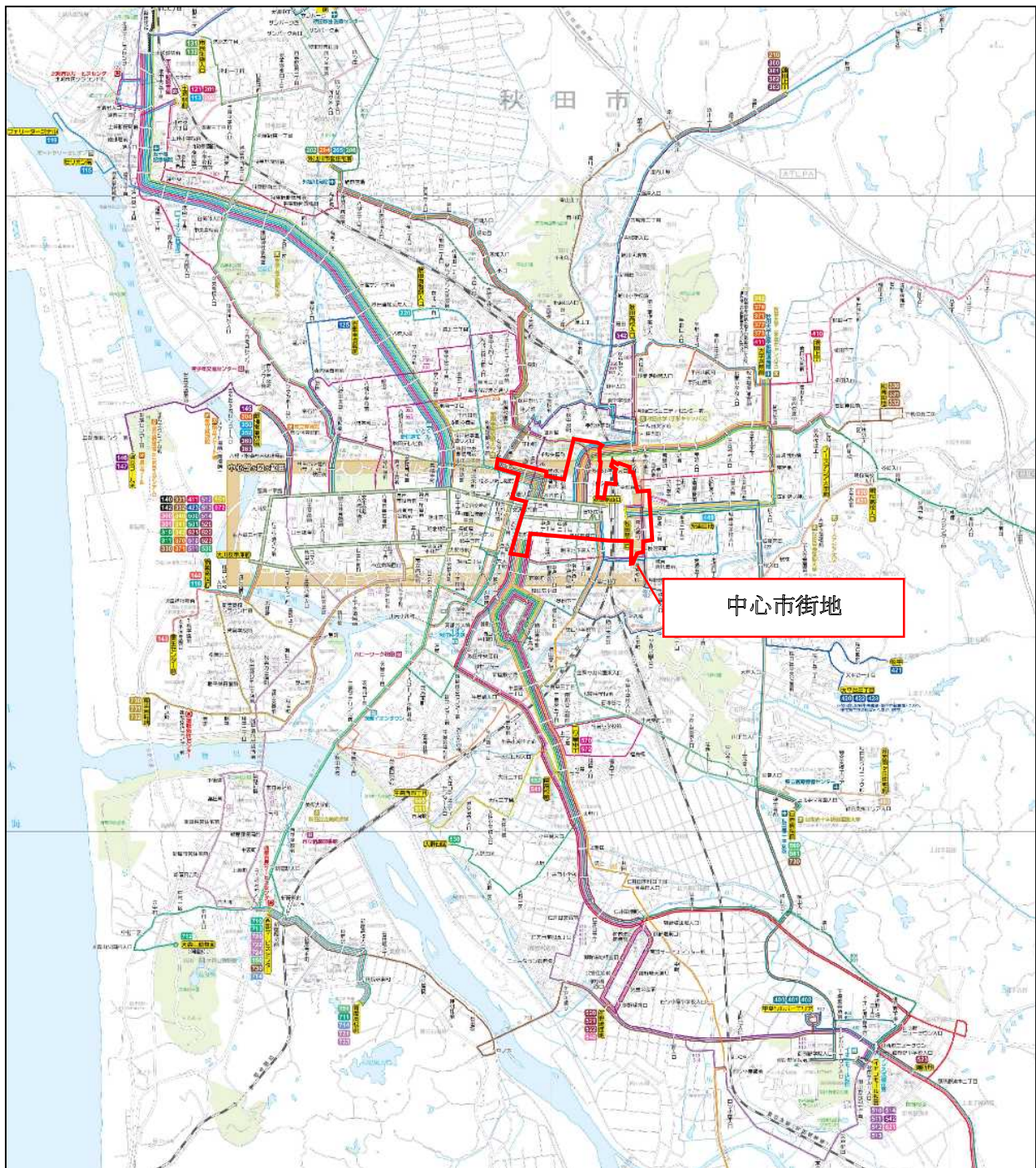


図 中心市街地循環バスの運行実績 (平成24年7月運行開始) 資料：交通政策課



図 中心市街地循環バス運行ルート

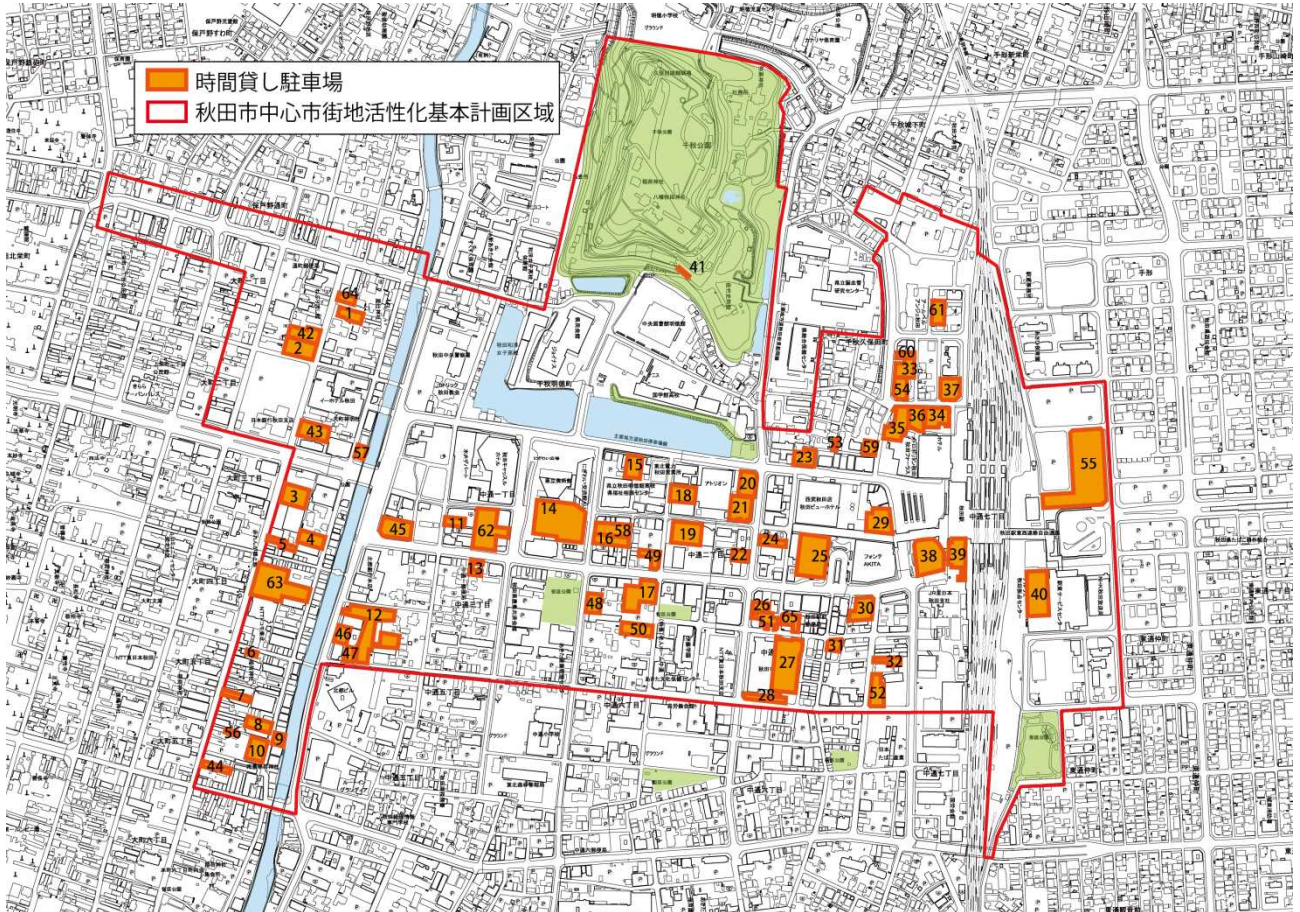


資料：秋田中央交通株式会社HP

図 バス路線図

エ) 自動車・駐車場

- 秋田市全体の自動車保有台数（乗用自家用車と乗用軽自動車の合計）は、増加傾向であり、平成25年は約17.7万台となっている。人口1人当たりになると0.55台と2人に1人が車を所有する計算になり、自動車は生活に欠かせないものとなっている。
- 中心市街地には、64箇所約4,500台の時間貸駐車場が設けられている。
（平成28年8月末現在。建替中を除く）

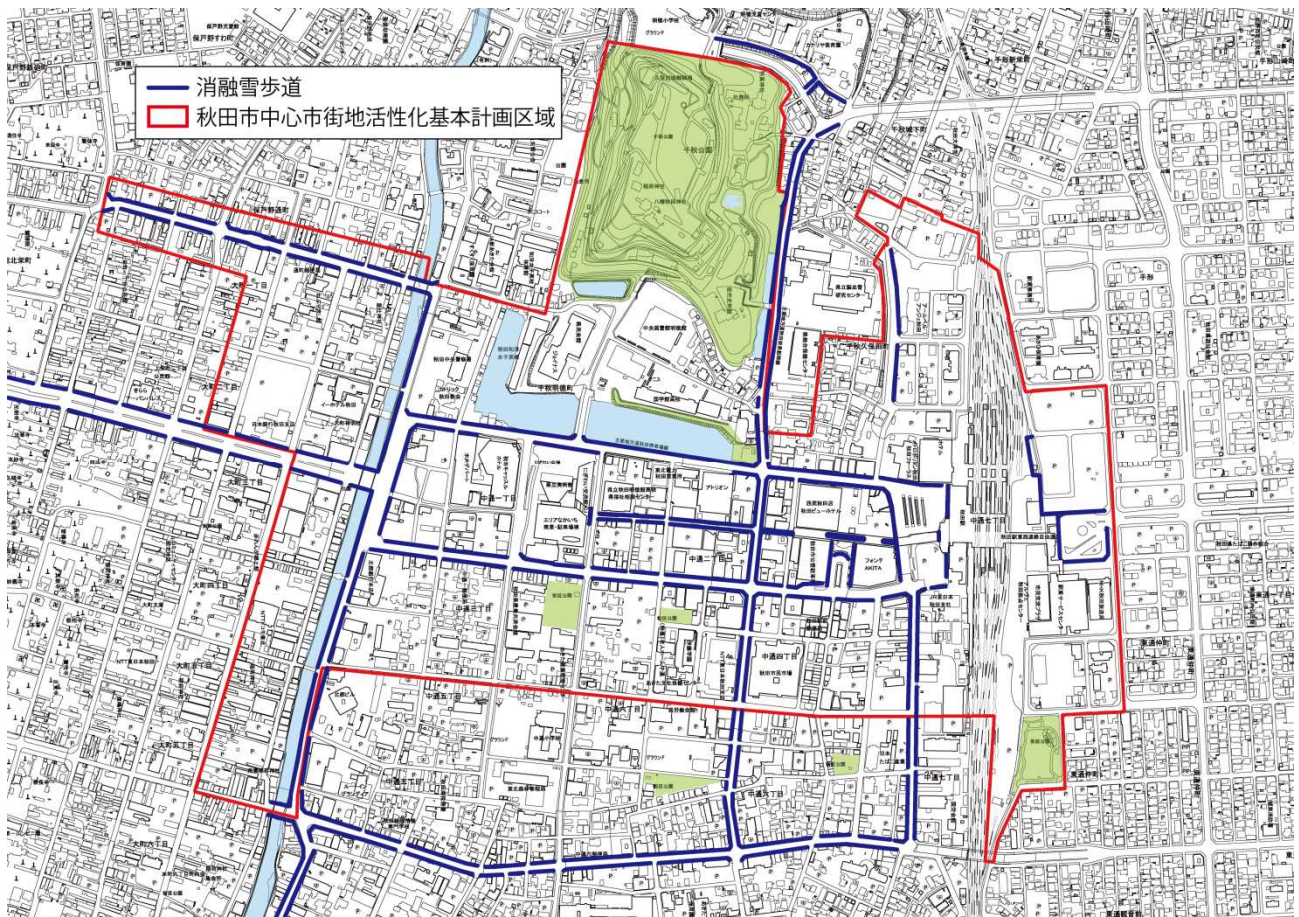


番号	名称	台数(台)	番号	名称	台数(台)	番号	名称	台数(台)
1	サンパティオ大町お客様駐車場	35	23	タイムズ秋田駅前第2駐車場	31	45	パークステーション秋田中通第8駐車場	61
2	大町パーキング	51	24	リパーク秋田中通2丁目駐車場	21	46	リパーク秋田中通3丁目駐車場	13
3	協働大町ビル駐車場	39	25	秋田市公営駐車場	610	47	パークステーション秋田中通第4駐車場	13
4	ハイパワー大町3丁目パーキング	34	26	リパーク秋田中通4丁目駐車場	11	48	アサヒパーク中通	23
5	ニューつるがパーキング	29	27	秋田市民市場立体駐車場	336	49	バラカ秋田市中通第2駐車場	20
6	タイムパーク川反第3駐車場	7	28	秋田市民市場駐車場	30	50	パークステーション秋田中通第2駐車場	35
7	リパーク秋田川反第3駐車場	15	29	秋田駅前駐車場	64	51	ダイヤパーク秋田中通駐車場	29
8	リパークワイド川反第4駐車場	23	30	なかよし駐車場	44	52	プラザ第1パーキング	33
9	タイムパーク川反第2駐車場	13	31	リパーク秋田中通4丁目第2駐車場	14	53	パークステーション秋田千秋久保田第2駐車場	4
10	リパーク秋田川反駐車場	35	32	リパーク秋田中通4丁目第3駐車場	16	54	チケットパーク秋田千秋久保田町第4駐車場	27
11	秋田住宅流通センター仲小路駐車場	18	33	リパーク秋田千秋久保田第2駐車場	30	55	駅東駐車場	260
12	中通ユーアイ第一	116	34	メトロピコアルス第2駐車場	88	56	リパーク秋田川反第5駐車場	10
13	パークステーション秋田中通第7	10	35	ビーパーク24	42	57	パークステーション秋田大町第1駐車場	12
14	秋田市中通一丁目自動車駐車場	507	36	リポパーク千秋久保田駐車場	28	58	千秋有料駐車場	45
15	バラカ秋田市中通第3駐車場	48	37	NTTL・バルク秋田駅前駐車場	31	59	チケットパーク秋田千秋久保田町第5駐車場	9
16	リパーク秋田中通2丁目第3駐車場	34	38	JR秋田駅前駐車場	56	60	パークステーション秋田千秋久保田第3駐車場	7
17	秋田・中通4丁目パーキング	74	39	トピコアルス第1駐車場(建替中)		61	パークステーション秋田千秋久保田町第1	39
18	リパーク秋田仲小路駐車場	42	40	タイムステーション秋田アルウェア駐車場	316	62	木内駐車場	78
19	アドリオン南駐車場	380	41	千秋公園有料駐車場	14	63	ランデックパーキング大町	163
20	リパーク秋田広小路駐車場	37	42	パーク大町2	37	64	パークステーション秋田大町第4	11
21	金萬有料駐車場	123	43	リパーク秋田大町2丁目駐車場	51	65	バラカ秋田市中通第1	20
22	リパーク秋田中通2丁目第4駐車場	16	44	BSパーキング	15		合計	4,483

図 中心市街地内の時間貸駐車場の位置図

才) 消融雪歩道

- 本市は降雪量の多い地域であることから、積雪時でも快適かつ安全に歩行できるように、消融雪設備を有する歩道を整備している。

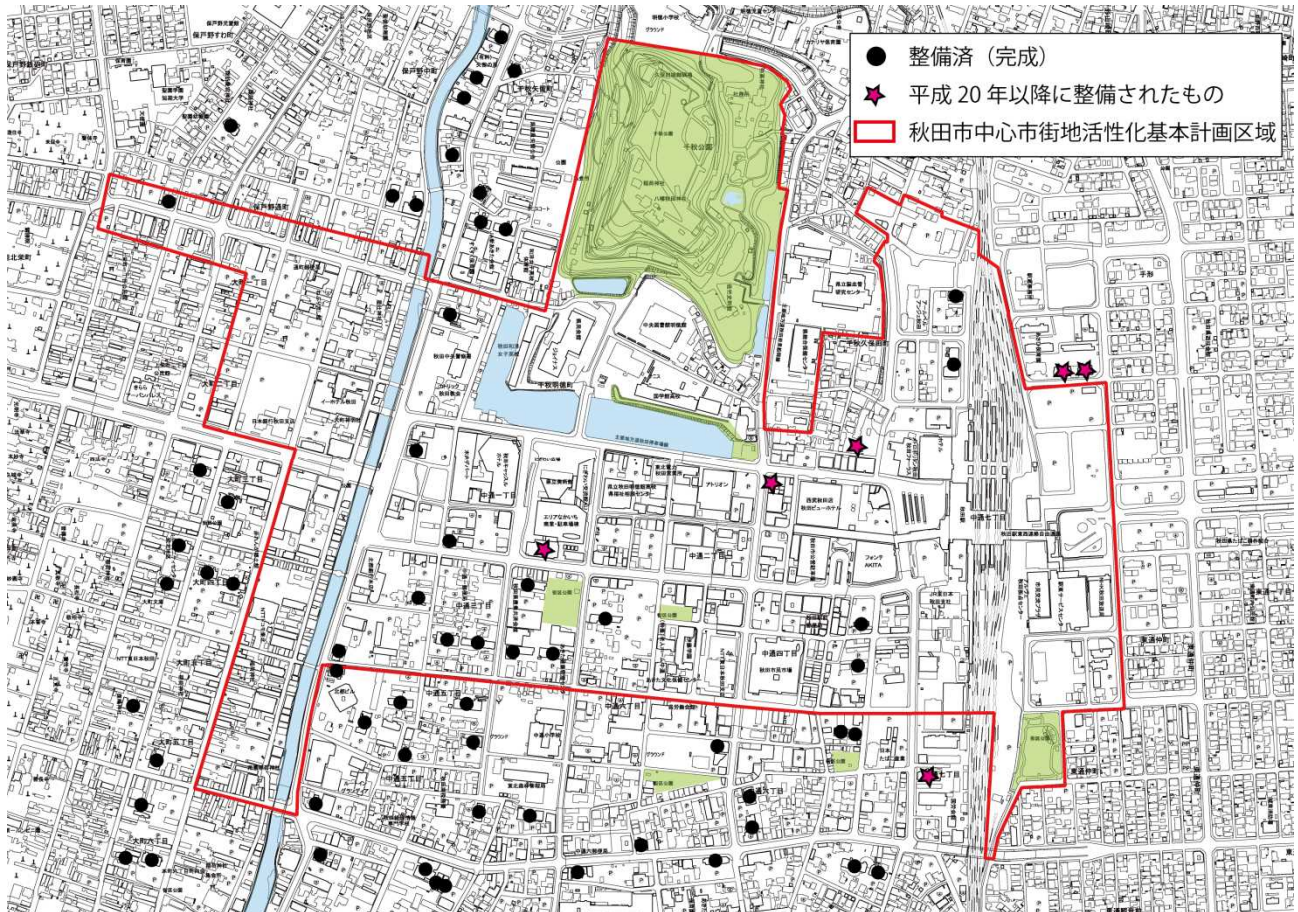


平成 28 年 2 月現在

図 中心市街地内の消融雪歩道分布図

⑨ 住宅・街なか居住

- 街なか居住へのニーズの高まりは依然として持続しており、平成 20 年以降、中心市街地内において 7 階建て以上のマンションが 3 棟整備され、賃貸・分譲合わせて約 200 戸増加している。



平成 28 年 2 月現在

図 中心市街地およびその周辺部における 7 階建て以上のマンション位置図

⑩ 地価

- 基準地価によると、本市の商業地の平均価格は11年連続で全国最安値であり、依然として下げ止まっていない状況にある。
- 地点別においては、漸減傾向は継続しているものの下落幅は縮小しつつあり、さらに中心市街地外のいくつかの地点では下げ止まりが見られる。
- 住宅地については、中心市街地に隣接する手形字西谷地地内（下表⑬）において地価の上昇が見られている。

表 地価の前年比増加率

No.	用途区分	住居表示	価格(円/㎡)		H27-H28 増加率
			平成27年	平成28年	
①	商業地	中通2-8-1	174,000	167,000	▲4.0%
②	商業地	大町3-2-41	64,700	62,500	▲3.4%
③	商業地	大町5-1-10	63,900	61,600	▲3.6%
④	商業地	大町3-4-18	57,500	55,600	▲3.3%
⑤	商業地	中通2-1-21	86,700	83,500	▲3.7%
⑥	商業地	保戸野通町5-31	64,200	62,300	▲3.0%
⑦	商業地	山王6-1-13	55,800	55,800	0.0%
⑧	商業地	大町2-2-3	74,400	72,100	▲3.1%
⑨	商業地	八橋新川向1-33	59,200	59,200	0.0%
⑩	商業地	千秋久保田町3-23	100,000	99,000	▲1.0%
⑪	商業地	川元開和町4-11	51,500	51,500	0.0%
⑫	商業地	中通4-2-4	78,100	76,300	▲2.3%
⑬	住宅地	手形字西谷地地内 (秋田駅東第三地区19街区8)	63,200	64,000	1.3%

資料:「地価公示(①~⑥)」(国土交通省)「基準地価(⑦~⑬)」(秋田県)

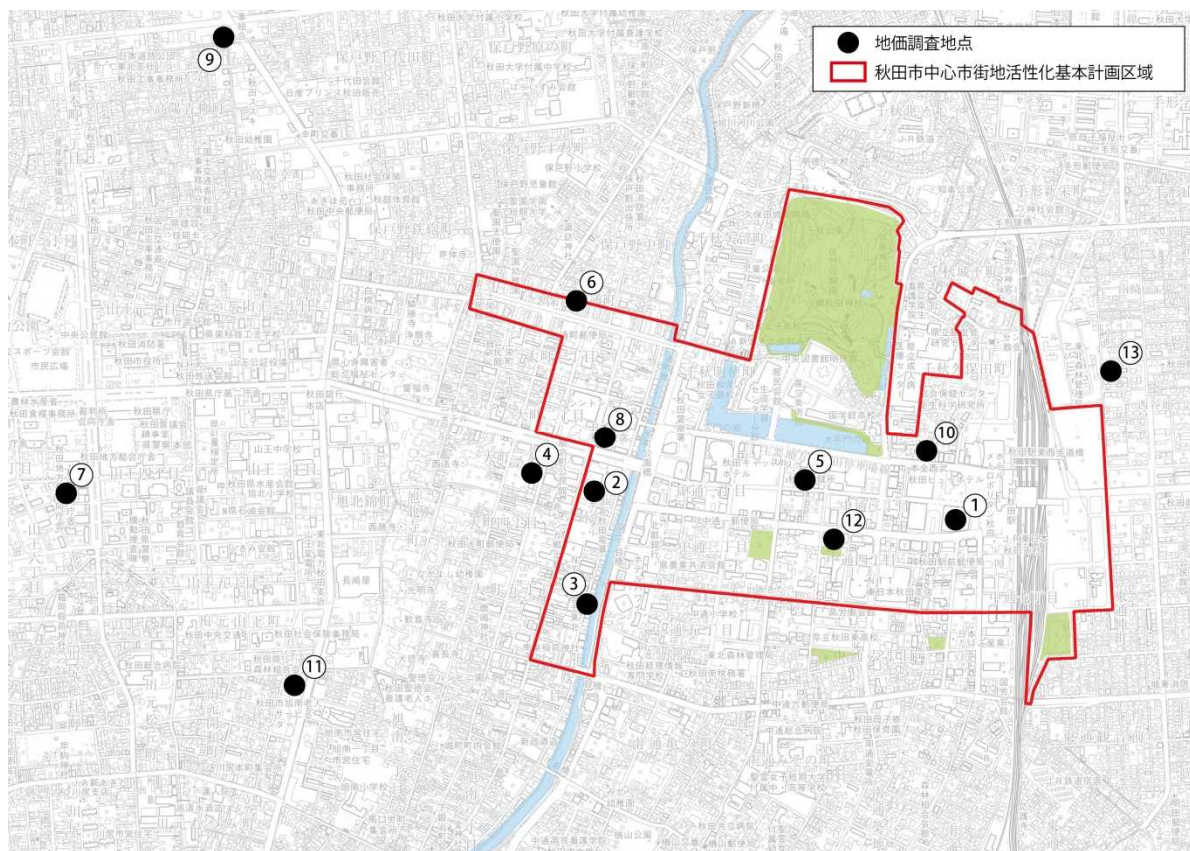
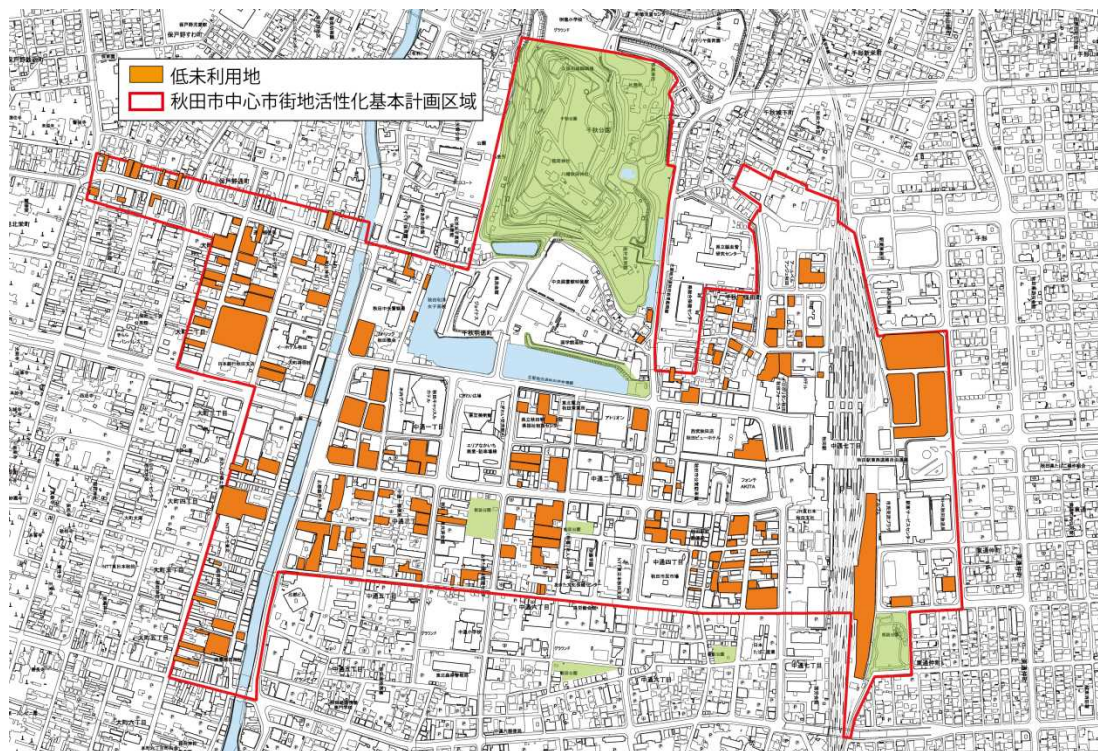


図 中心市街地周辺の地価調査地点

⑪ 低未利用地

- 中心市街地内においては、約 13ha の低未利用地が存在しているが、そのうち、単独または隣接地と連担して、おおむね 1,000 m² となる大規模低未利用地は約 9.5ha となっている。



「ゼンリン住宅地図」より計測

図 中心市街地内の低未利用地の分布図

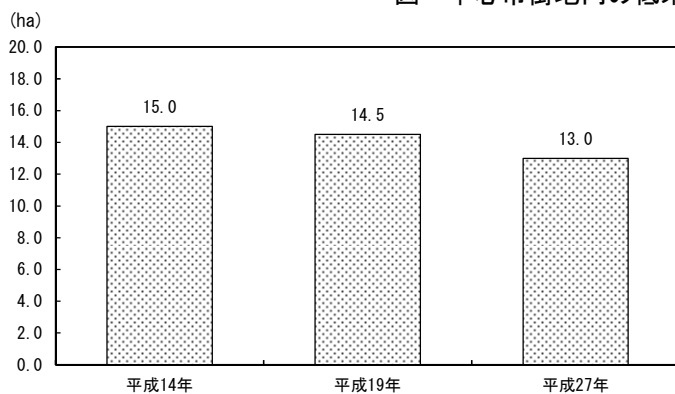


図 低未利用地面積の推移



図 秋田駅東口の低未利用地
(秋田ノーザンゲートスクエア整備事業予定地)

⑫ 市民活動

- まちづくりや文化活動など様々な分野で活動しているNPO法人や民間団体（ボランティア団体等）があり、中心市街地を中心に以下のような活動を行っている。

表 主な市民活動団体の名称とその活動内容

名称	設立目的や活動内容の概要
あきたNPOセンター	・市民の社会貢献活動に対する意識啓発と活動基盤強化
高齢者の楽園ジェロントピア	・高齢者や障がい者に対する、健康回復・維持・増進、就労、生活物資調達、地域活動参画等生活全般の支援
秋田バリアフリーネットワーク	・ノーマライゼーション推進に向けた取組
あきたパートナーシップ	・市民協働のまちづくり
秋田パドラーズ	・カヌークルージングを通じた観光メニュー開発、川辺環境整備、青少年の育成
あきたNPOコアセンター	・エンパワーメントの確立
東海林太郎顕彰会	・東海林太郎の人間性と音楽を伝承するとともに、地域振興に貢献
あきたシニアクラブ	・シニア世代の交流の場の形成
銀の鈴	・障がい者就労支援等
ほっとアートあきた	・市民のための文化芸術活動支援
福祉理容美容協会ほわいと	・障がい者に対する福祉理容美容に関わる事業
油谷これくしょん	・民具等民族文化資料の展示
Switch on!	・若手企業経営者に対する、就業意識向上、起業家支援、販路拡大、ネットワーク拡大等に関する事業
久保田城址歴史案内ボランティアの会	・久保田城跡（千秋公園）の案内

【現況分析のとりまとめ】

■人口動向

- ・活発なマンション建設により中心市街地の人口・世帯数は増加を続けているが、近年、マンション建設が沈静化している。
- ・中心市街地では全市平均(28.1%)より人口の高齢化率が高い(29.9%)が、ファミリー入居者の属性を反映して、その差が縮小している。

■商業動向

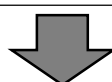
- ・歩行者・自転車通行量が増加しているにも関わらず、中心市街地の小売業年間商品販売額は大幅な減少を続けている。
- ・その要因として、消費の低迷、大型店の閉店・撤退（秋田ニューシティ H22 閉店、イトーヨーカドー秋田店 H22 撤退、イーホテルショッピングモール H24 閉鎖）等による中心市街地の商業機能の縮小、消費購買力の郊外流出などが挙げられる。
- ・来街者を店舗へ誘導し、商業の活性化につなげる取組が課題となっている。
- ・空き店舗数は減少したが、店舗以外の住宅などへの転用もある。

■にぎわい

- ・「エリアなかいち」の施設整備、イベント開催や中心市街地循環バスの運行等により、人の流れが中心市街地に戻り、休日のにぎわいが創出された。
- ・歩行者・自転車通行量は、休日は大幅に増加しているが、平日は微増にとどまっております。恒常的なにぎわいの創出には至っていない。

■その他

- ・中心市街地には大規模な低未利用地が多く分布しており、その有効利用がまちの活性化に向けた課題となっている。
- ・中心市街地を訪れる観光入込客数は、東日本大震災で一時減少したが、その後回復し、近年は年間 240 万人台で推移している。
- ・中心市街地の地価は継続して下落傾向にあるが、下落幅は縮小しており、中心市街地外の商業地において、3 地点が変動率がゼロになるなど下げ止まり感が見られる。



【現況分析より導かれる課題】

■人口

- ① 人口増加を支えてきたマンション供給の停滞
- ② 空き家、マンションの空き室等の既存ストックの活用不足

■商業

- ③ 商店街の魅力不足
- ④ 未活用の空き店舗・空き地の存在

■にぎわい

- ⑤ 「エリアなかいち」の集客力不足
- ⑥ 年間を通じた恒常的なにぎわいの不足
- ⑦ 市内外からの観光客等交流人口増加の鈍化

■土地・建物

- ⑧ 未活用の低未利用地や空きビル、空き家等の存在

■市民活動

- ⑨ 活発な市民活動等に見られる「市民力」の活用不足

[3] 秋田市民のニーズ等の把握・分析

① 市民アンケート調査

本計画策定に当たり、市内全域の市民を対象にアンケート調査を実施した。

実施月：平成28年1月

調査対象：20歳以上の市民から無作為抽出、郵送による配布回収

配布数：3,000票 回収数1,384票（回収率46.1%）

- 中心市街地の利用頻度よりも、中心市街地外の大型小売店の利用頻度の方が高まっているが、これは、大型小売店舗の満足度が高いことに加え、大型小売店舗の立地がより生活圏に近づいていることによると考えられる。
- 郊外部の居住者、高齢者の中心市街地離れが顕著である。
- 中心市街地を訪れる理由としては、依然として買物の要素が高いが、食料品店や衣料品店の不足の声もあることから対応が必要である。
- 中心市街地への定住人口を増やしていくためには、食品・日用品の買物環境の改善が必要である。

質問	回答
属性について	・回答者の中心は「60歳代以上」、「居住歴10年以上」の「無職」「主婦」。
① エリアなかいちの評価	・「活気」「訪れる機会」とも「中位」～「やや上位」の評価が多い。
② 中心市街地の利用頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年の前回調査より利用頻度が減っており、「週1～2回」以上は42%から20%に減り、「ほとんど行かない」が25%から45%に増えている。 ・年代別に見ると、「通学」という要素はあるものの若い世代ほど利用頻度が高く、高齢になるほど利用頻度が下がる傾向にある。60歳以上の半数が「ほとんど行かない」と回答している。 ・60歳以上の「ほとんど行かない」理由を見ると、「身近で用が足せる」「郊外大型店で用が足せる」の割合が高い。これは他の年代と比較して見ても高い割合となっている。 ・居住地域別に見ると、中央地域の利用頻度が高く、次いで東部地域、南部地域となっており、郊外から中心市街地へ行くという機会が減っている。
③ 中心市街地の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的は、「買物」86%が圧倒的に多く、「食事」27%、「イベント・催し物」22%が次いでいる。 ・平成19年の前回調査と比較して、大きくポイントが増加した目的としては、「イベント・催し物」「芸術・文化施設の利用」「食事」が挙げられる。
④ 中心市街地へ行かない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「郊外大型店で用が足せる」46%や「身近で用が足せる」39%と言った外部要因が上位を占め、内部要因では「行きたい、買いたいと思う店がない」42%や「駐車・駐輪料金が高い」32%が多い。 ・平成19年の前回調査と比較して、大きくポイントが増加した理由としては、「行きたい、買いたいと思う店がない」が挙げられる。
⑤ 中心市街地の買物環境の満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・満足度を数値化し、満足をプラス、不満をマイナスで評価すると、相殺してプラス評価なのは「街並みの美しさ」「食料品の品質・鮮度」「接客サービス」のみで、他の12項目はすべてマイナス評価となっている。特にマイナス評価が高いものとしては、「駐車場の利用しやすさ」「買物以外の楽しみ」などがある。しかし、これらの項目については、平成19年の前回調査よりも値は低くなっている。 ・その一方で、マイナス評価が前回調査よりも高くなっている項目としては、「店の種類の多様さ」「商品の品ぞろえ」「価格の安さ」が挙げられる。

⑥ 中心市街地に不足している専門店	<ul style="list-style-type: none"> ・選択肢にバラツキが多いが、「食料品店」31%、「衣料品店」29%、「電器店」27%が比較的多い。 ・平成19年の前回調査と比較して、大きくポイントが増加している専門店としては、「食料品店」「衣料品店」が挙げられる。
⑦ 郊外大型店の利用頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・「週1~2回」以上が46%、「ほとんど行かない」が19%で、平成19年の前回調査より郊外大型店の利用頻度が高くなっている。
⑧ 郊外大型店を利用する理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「駐車場・駐輪場が無料」67%、「1ヶ所で買物がすむ」47%、「品ぞろえが豊富」34%が多い。 ・平成19年の前回調査と比較して、大きくポイントが増加している理由としては、「駐車場・駐輪場が無料」「自宅から近い」が挙げられる。
⑨ 郊外大型店の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の評価と異なり、すべての項目においてプラス評価となっている。特に、「店の種類の多様さ」「商品の品ぞろえ」の評価が高い。
⑩ 中心市街地への居住意向	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地への居住意向は概して低く、「住んでみたいと思わない」が60%を占め、「住んでみたい(条件付き含む)」は23%にとどまっている。 ・平成19年の前回調査と比較して、「住んでみたい」という割合に大きな変化はないが、「住んでみたいと思わない」が9ポイント程度増加している。
⑪ 重要視する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地に居住を検討する場合に重要視することとしては、「食品・日用品の買物が便利」64%、「家賃・価格が手ごろ」45%、「医療・福祉施設が充実」44%が多い。
⑫ 交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車」63%が圧倒的に多く、次いで「バス」16%、「徒歩」8%、「自転車」5%の順である。
⑬ 循環バスについて	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バスを「利用した」人は8%と低く、利用したことがない人の方が多い。 ・循環バスを運行することによる効果としては、「高齢者の外出機会の促進」73%、「中心市街地の回遊性の向上」48%となっている。 ・今後循環バスに求めることについては、「買い回りしやすい循環コースの新設」54%、「現ルートの他に市内観光ルートの新設」53%となっている。
⑭ 中心市街地の改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・「空き店舗や空きビルが多く、街として寂しい」62%、「駐車場が少なく自動車で行きにくい」57%が多い。
⑮ 今後のまちづくりの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・「駐車場の整備等交通利便性を高める」48%、「集客力のある施設整備等来街者を増やす」32%が多い。
⑯ 必要な環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「駐車場・駐輪場」57%、「まち全体の美観や景観」30%、「イベント等の情報発信」26%が多い。
⑰ 整備・充実させるべき施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「デパート等の商業施設」38%、「総合病院等の医療施設」30%、「映画館等の娯楽施設」29%が多い。

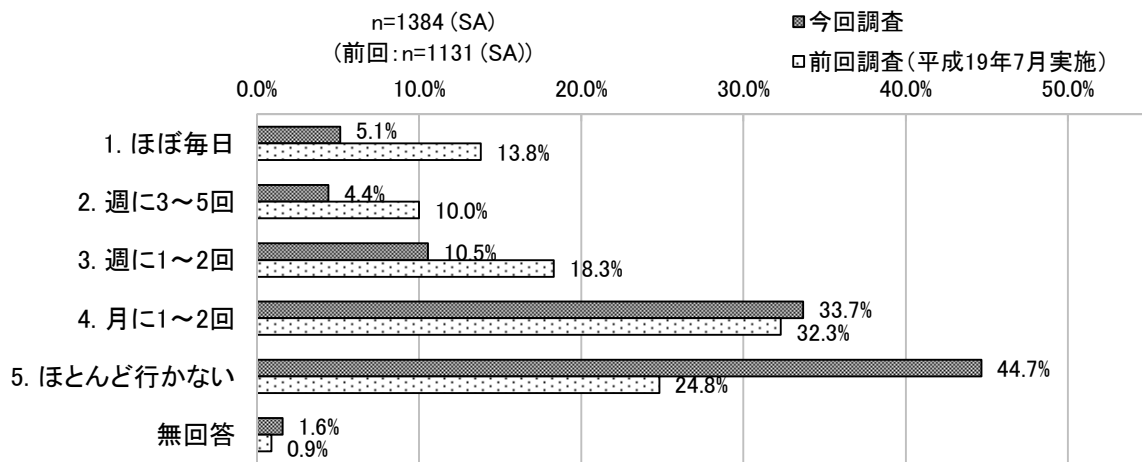


図 中心市街地の利用頻度

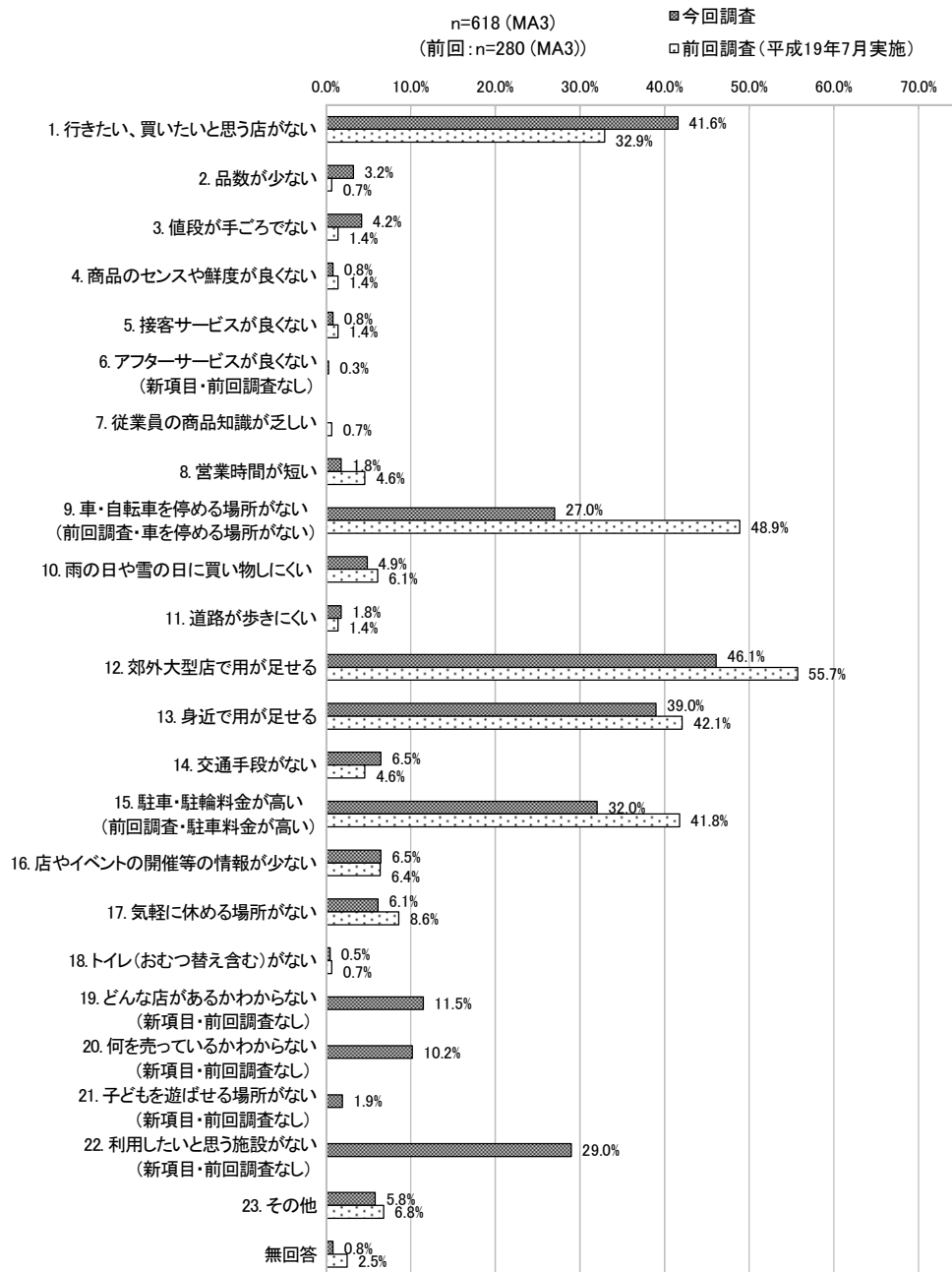


図 中心市街地を利用しない理由

② 商店主アンケート調査

本計画策定に当たり、中心市街地の商店主を対象にアンケート調査を実施した。

実施月：平成 28 年 2 月
 調査対象：中心市街地に位置する商店街振興組合等に属する商業者
 （商店街振興組合などを通しての手渡しによる配布、回収は郵送）
 配布数：350 票 回収数 131 票（回収率 37.4%）

- 中心市街地内には、生鮮食品等を扱う店舗が少ないが、アンケート調査で回答いただいた生鮮食品業種の店舗の多くが、廃業もしくは事業縮小を見込んでおり、より一層店舗の減少が危惧される。
- 回答いただいた方の店舗業種は、衣料品や加工品・菓子店などが多く、生鮮食品や日用品店が少ないなど、アンケートの割合がそのまま店舗実態とはいえないが、業種バランスに偏りがあることが推測される。
- 廃業もしくは事業縮小を見込んでいる経営者の多くは高齢の方で、事業の継続が難しい状況にある。

質 問	回 答
属性について	・回答者は、最寄り品を中心に従業員 1~4 人で 20 年以上営業している 50 歳代~70 歳代以上の店主が中心。
① 店の課題	・「売上の減少・停滞」65%、「客数の減少」53%が多く、「店舗、設備の老朽化」28%が次いでいる。 ・平成 19 年の前回調査と比較して、「売上の減少・停滞」は 1 ポイント程度の増加であるが、「経営者の高齢化」「店舗・設備の老朽化」の割合は倍に増えている。
② 店の方針	・「現状維持」が過半の 56%、「事業拡大」が 25%となっている一方、「事業縮小」「事業をやめる」も各々 8%となっている。 ・平成 19 年の前回調査と比較して、「事業拡大」が 4 ポイント減少する一方で、「現状維持」は 2 ポイント程度、「事業をやめる」は 4 ポイント程度増加している。 ・「事業縮小」「事業をやめる」と回答している方の業種としては、「衣料品・身の回り品店」が最も多い。今回、「生鮮食品・日配食品店」で回答いただいた店舗は 5 店舗のうちの半数以上が「事業縮小」「事業をやめる」と回答している。 ・「事業縮小」「事業をやめる」と回答している 22 店舗のうち、60 歳代以上の年齢の方は 15 店舗で 68%を占めている。
③ 今後の経営方針	・「接客の強化」44%、「消費者ニーズへの対応」37%、「品揃えの充実」34%が上位 3 点である。
④ エリアなかいちの影響	・「活性化への貢献」「活気」とも「中位」又は「やや上位」の評価が多いが、市民アンケートより評価がやや低く、店への影響は「ない」が 73%を占めている。
⑤ 中心市街地の改善点	・「空き店舗や空きビルが多く、街として寂しい」69%や「街として調和がない」40%が多い。
⑥ 今度のまちづくりの方向	・「店舗数を増やし商業機能を高める」24%や「医療、健康、子育て機能を充実させる」24%が比較的多い。 ・平成 19 年の前回調査と比較して、「集客力のある施設の整備」「駐車場・駐輪場の整備」の割合は下がり、「住宅の整備」「医療、健康、子育て機能の充実」の割合が高まっている。

⑦ 必要な環境整備	・市民・居住者アンケートと同様に、「駐車場・駐輪場」31%、「まち全体の美観や景観」31%が多かったが、「地域づくり活動等の支援制度」25%も多い。
⑧ 整備・充実すべき施設	・市民・居住者アンケート結果とは異なり、「文化・芸術施設」、「医療施設」、「アミューズメント施設」の順で多く、「首都圏等から移住する高齢者を受け入れる施設」も次いで多い。

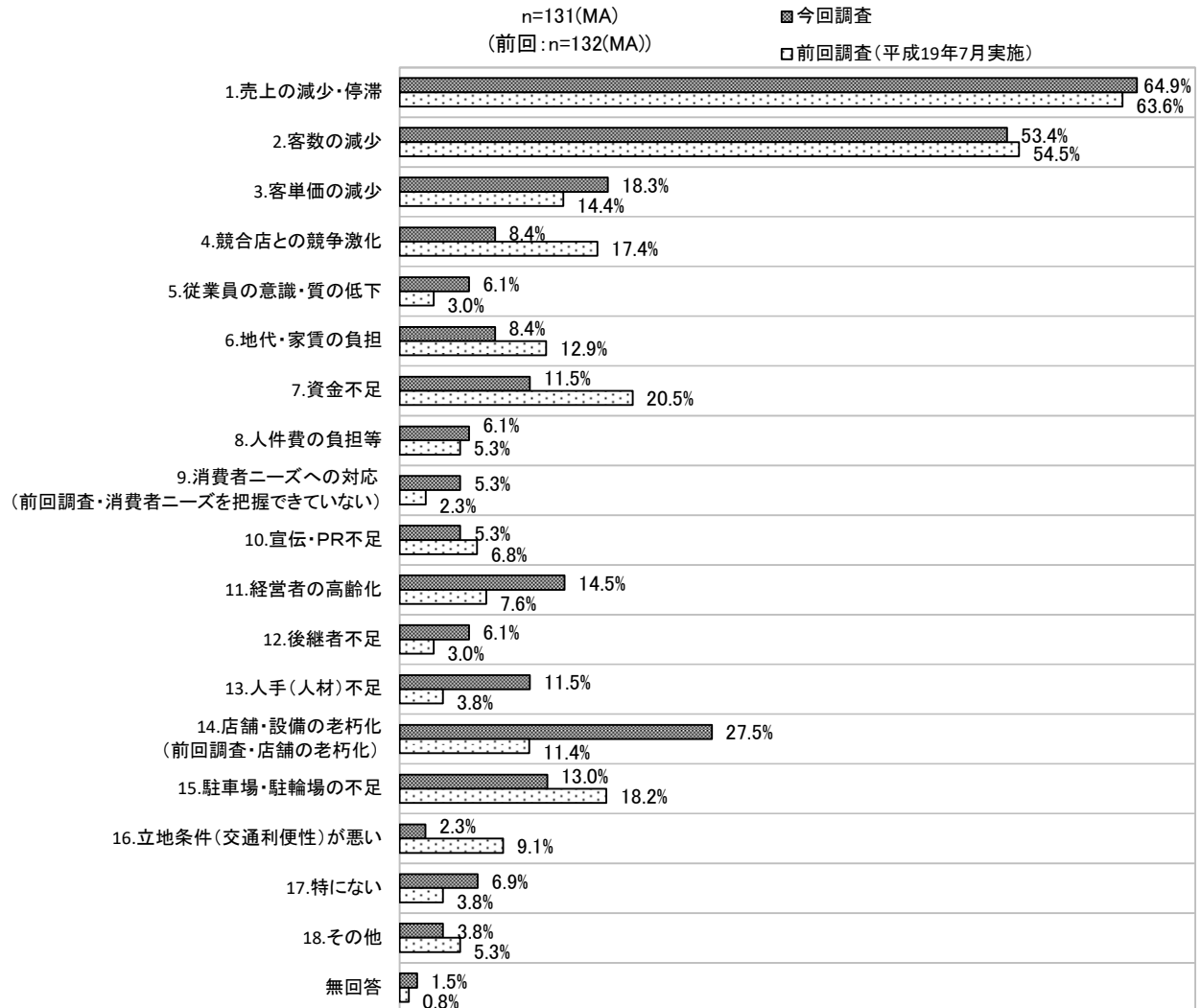


図 店舗の課題

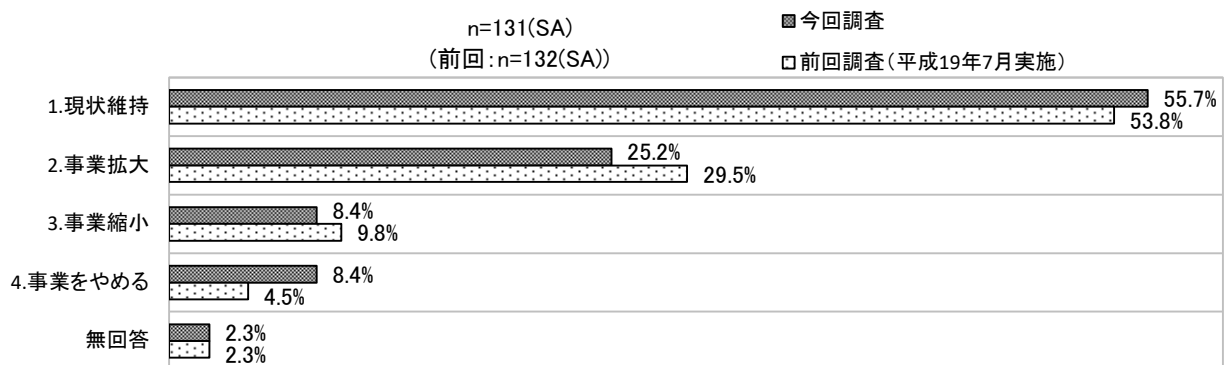


図 今後の店舗方針

③ 居住者アンケート調査

本計画策定に当たり、中心市街地の居住者を対象にアンケート調査を実施した。

実施月：平成28年2月

調査対象：中心市街地区域内の世帯主から無作為抽出、郵送による配布回収

配布数：500票 回収数204票（回収率40.8%）

- 中心市街地に居住している方にとって、中心市街地内での食料品などの日常的な買物利便性向上への要望は高いが、実態としてそれに応える商業機能の充足には至っていないと考えられる。
- そのため、日常的な買物を中心市街地周辺のスーパー等で済ます割合が高まっている。
- 中心市街地内での日常的な買物利便性向上は、高齢者よりも若い世代で強く求められている。

質問	回答
属性について	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の半数は60歳以上である。 ・回答者の属性は、「市民アンケート」よりやや年齢層が低く、マンションに居住、居住歴は浅い社員の占める割合が高い。
① 周辺環境への満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・「満足」34%、「まあまあ満足」47%、両者で81%と高い満足度を示している。
② 不満な点	<ul style="list-style-type: none"> ・「日常の買物の利便性」51%が圧倒的に多く、「道路の狭さ等」28%、「まちの景観」20%が次いでいる。 ・平成16年の前回調査と比較して、「日常の買物の利便性」の不満の割合は倍に増えている。 ・年代別に見ると、すべての年代において、「日常の買物の利便性」の不満が高くなっている。そのうち特に30代、50代において、この割合が高い傾向にある。 ・その他、年代別の特筆すべき傾向としては、「まわりの道路の歩行時の安全」「近隣の人たちやコミュニティとの関わり」について、高齢者ほど不満の割合が高い傾向にある。また、若い世代の「子どもの遊び場・公園など」への不満が高い傾向にある。
③ 現居住地選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「鉄道・バス等の公共交通」、「通勤・通学」、「食品・日用品の買物」の利便性が30%台で上位を占めている。
④ 今後の居住地予定	<ul style="list-style-type: none"> ・「これからも中心市街地に住みたい」が42%を占め、「住み替え」を考えている人は5%に過ぎない。 ・平成16年の前回調査と比較して、「これからも中心市街地に住みたい」が22ポイント減少している。
⑤ 生活の場として欲しい機能	<ul style="list-style-type: none"> ・「日常的な買物に対応した商業施設」70%や「冬でも安全に歩ける融雪歩道等」52%が多い。 ・平成16年の前回調査と比較して、「日常的な買物に対応した商業施設」が12ポイント増加している。
⑥ 中心市街地に不足している専門店	<ul style="list-style-type: none"> ・「食料品店」50%と「電器店」41%が特に多く、次いで、「薬局・ドラッグストア」23%となっている。
⑦ 郊外大型店の利用頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査による全市平均より利用頻度が高く、「週1~2回」以上が51%、「ほとんど行かない」は27%となっている。
⑧ 郊外大型店を利用する理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「品ぞろえが豊富」52%、「1ヶ所で買物がすむ」46%、「駐車場・駐輪場が無料」43%の順となっている。

⑨ 生鮮品・日用雑貨の買物場所	<ul style="list-style-type: none"> 平日・休日とも「中心市街地周辺のスーパー・個店」や「中心市街地の大型小売店」が多いが、休日は「郊外の大型小売店」も多くなる。 平成16年の前回調査と比較して、中心部の大型小売店の利用が減り、中心市街地周辺のスーパー、郊外の大型小売店、中心市街地内の個店の利用が増えている。
⑩ 中心市街地の改善点	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケートと同様に「空き店舗や空きビルが多く、街として寂しい」64%が最も多いが、「駐車場が少なく自動車で行きにくい」31%は大幅に減少している。
⑪ 今後のまちづくりの方向	<ul style="list-style-type: none"> 選択肢にバラツキが見られる中で「駐車場の整備、公共交通機関の整備」27%が最も多くなっているが、市民アンケートの48%より大幅に減少している。
⑫ 必要な環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケートと同様の順位で、「駐車場・駐輪場」41%、「まち全体の美観や景観」36%、「イベント等の情報発信」24%が多くなっている。
⑬ 整備・充実させるべき施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケートと同様の順位で、「デパート等の商業施設」36%、「総合病院等の医療施設」25%、「映画館等の娯楽施設」24%が多くなっている。「老人ホーム」や「子育て支援施設」等の福祉的な施設ニーズも高い。

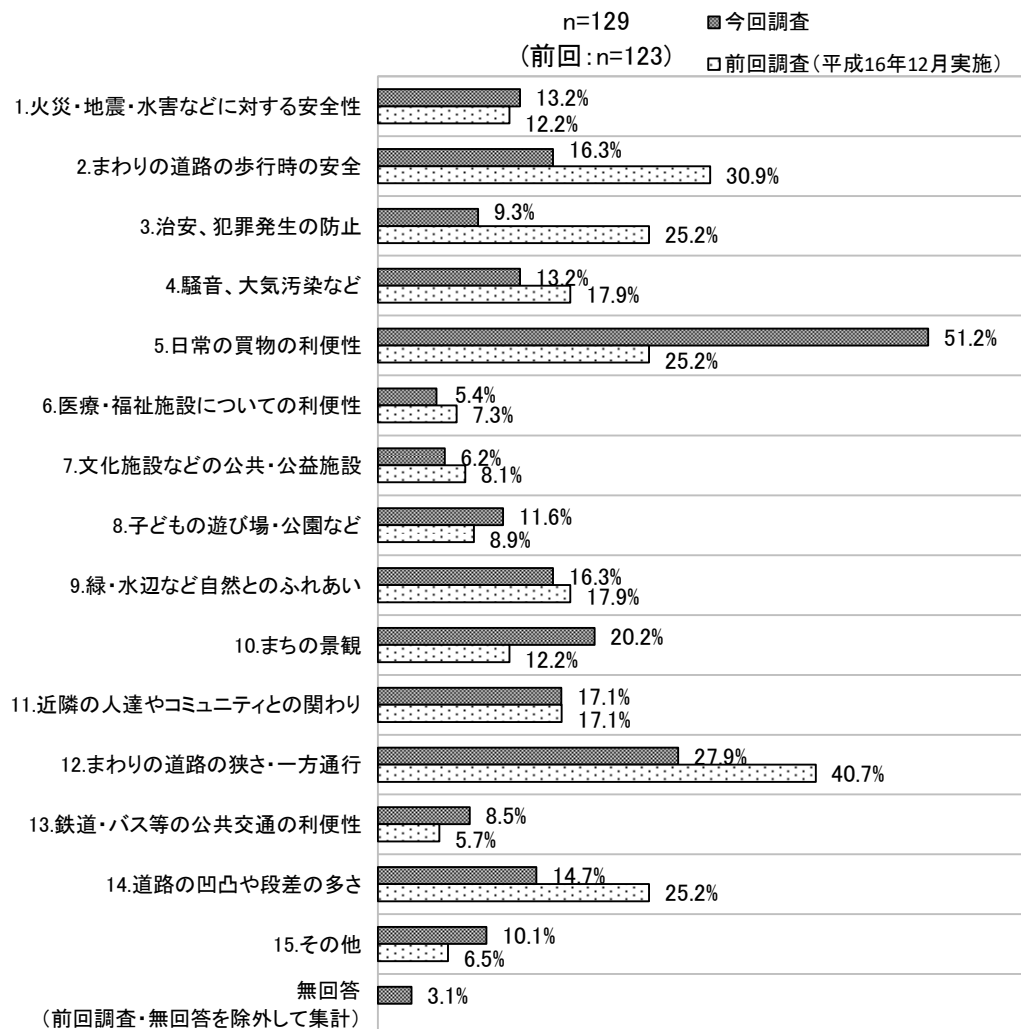


図 中心市街地居住周辺環境で不満な点

④ 低未利用地アンケート調査

本計画策定に当たり、中心市街地内の低未利用地所有者を対象にアンケート調査を実施した。

実施月：平成 28 年 4 月
 調査対象：中心市街地区域内に低未利用地を所有する個人・法人
 （郵送による配布回収）
 配布数：50 票 回収数 19 票（回収率 38.0%）

- 低未利用地の多くは、時間貸又は月極の駐車場としての利用であり、稼働率も高い。そのため、他の用途に転用を考えている所有者は少ない。
- 中心市街地内での駐車場ニーズが、低未利用地の状態を支えているといえる。

質問	回答
属性について	・回答者は、法人所有が個人所有よりもやや多い。また、所有規模は 1,000 m ² 未満の土地の割合が高い。
①主な利用状況	・「時間貸平面駐車場」が 52.6%と最も多く、次いで「月極平面駐車場」が 36.8%となっている。 ・駐車場の管理については、「所有者以外のその他」による管理が 88.2%とほとんどを占めている。
②駐車場の稼働率	・「80%台から 90%台」が 41.2%と多く、次いで「100%」が 17.6%となっており、高い稼働率となっている。
③駐車場として利用する理由	・「儲かるから」、「従前から駐車場として利用しているから」が、それぞれ 29.4%、23.5%と上位を占めている。 ・一方で、「ほかに利用方法がないと思うから」「土地利用が決まるまでのつなぎ」といった積極的な利用とはいえない意見も多く見られる。
④現在の利用形態の開始時期	・低未利用地が現在の利用形態になった時期としては、「10 年以上 20 年未満」、「20 年以上」の両項目ともに 26.3%と高い。
⑤今後の活用方針	・「当分現状のままにしておきたい」が 52.6%と半数以上を占めており、「現在と違う形で有効活用を図りたい」は 10.5%にとどまっている。 ・現状維持の理由として、「資産として保有していきたいから」が 90.0%、ついで「特に困っていないから」が 70.0%と高い割合を占めている。 ・上記を回答した方の駐車場の稼働割合は、高い傾向にある。

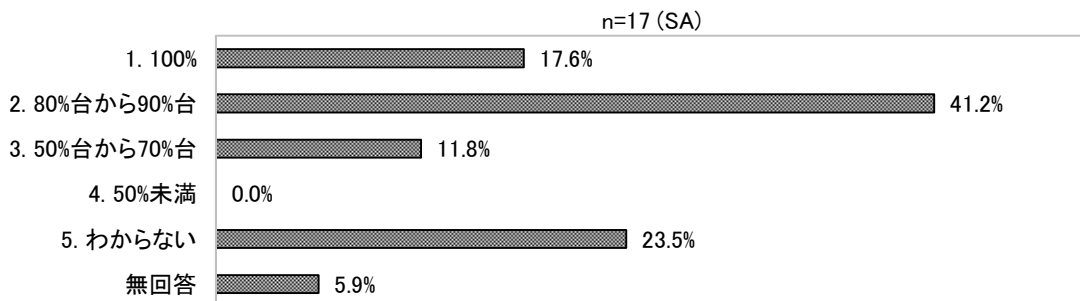


図 駐車場の稼働率

⑤ 街頭ヒアリング調査

本計画策定に当たり、中心市街地への来街者を対象にヒアリング調査を実施した。

実施月：平成28年4月10日、11日
 調査対象：中心市街地への来街者（ヒアリング）
 配布数：回収数 平日200票、休日208票

- 中心市街地の滞在時間は、平日・休日ともに「1～3時間未満」が最も高い割合となっている。中心市街地のにぎわいを生み出す上では、来街頻度を増やすとともに、滞在時間を延ばすための工夫が必要である。
- 中心市街地の活性化は、若者をはじめとして幅広い年代で期待されている。

質 問	回 答
属性について	・回答者は、休日・平日調査ともに女性の割合が高い。年齢については、60代以上の割合が高いものの各年代幅広く回答を得る。
①来街目的	・休日、平日ともに「買物」目的が30%台と最も高く、平日については、「通勤・通学」目的も33.0%と高い。
②来街頻度	・休日調査では、「週に1～2回」「月に1～2回」の割合がそれぞれ31.7%、26.0%と高い。 ・一方で、平日調査では「ほぼ毎日」の回答が29.0%と高くなっている。 ・「通勤・通学」を除いた割合で見ると、休日調査、平日調査ともに「週に1～2回」「月に1～2回」が多い。
③来街のための交通手段	・全体的に「自動車」が30%台、「徒歩」が25%前後と高くなっている。平日調査については、「バス」の割合も25.7%と高い。
④来街頻度の高い曜日	・最も来街頻度の多い曜日は、休日調査では「日曜日」が最も高く66.3%、平日調査では「平日（月～金曜日）」が最も高く91.5%となっている。
⑤滞在時間	・平日に来街された方の滞在時間は、「1時間～3時間未満」が最も高い割合を占めており、36.0%となっている。 ・一方、休日に来街された方の滞在時間についても、「1時間～3時間未満」が最も高い割合を占めており、40.4%となっている。 ・これを「通勤・通学」を除いた割合を見ても、同様の傾向となっている。
⑥中心市街地活性化への意向	・「もっと活性化してほしい」が50%前後を占め、「もう少し活性化してほしい」を合わせると、80%前後を占めており、更なる活性化を求める意見が多い。 ・これは、年代別にみても、すべての年代で同様の傾向が見られ、中心市街地の活性化を、幅広い世代が切望していることが伺える。

【地域住民等のニーズのとりまとめ】

調査名	実施概要	主な回答等
①市民アンケート調査	H28年1月 配布：市内全域 3,000通 回収：1,384通 回収率：46%	<ul style="list-style-type: none"> ・「エリアなかいち」の認知度は高いが、活性化への貢献などの評価は高くない。 ・中心市街地の利用目的は「買物」が多いが、頻度は減っており、その理由は「行きたい店がない」、「郊外大型店で用が足せる」が多い。 ・中心市街地の店舗の満足度は低く、「駐車場の利用しやすさ」や「買物以外の楽しみとして、集客力のある施設整備や充実」「空き地・空きビルへの対応」などが求められている。
②商店主アンケート調査	H28年2月 配布：350通 回収：131通 回収率：37%	<ul style="list-style-type: none"> ・過半数の店が「売上の減少・停滞」、「客数の減少」を課題としている。 ・今後の経営方針として、「接客の強化」、「消費者ニーズへの対応」、「品揃えの充実」を挙げている店が多い。 ・必要な環境整備として、「駐車場・駐輪場」、「まち全体的美観や景観」、「集客施設の整備」を挙げている店が多い。
③居住者アンケート調査	H28年2月 配布：500通 回収：204通 回収率：41%	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境の満足度は、「満足」、「まあまあ満足」で81%と高い。 ・不満な点は、「日常の買物の利便性」、「道路の狭さ等」や「まちの景観」となっている。 ・「これからも中心市街地に住みたい」が42%、「住み替え」5%となっている。 ・「日常的な店舗」、「駐車場の整備」、「まち全体的美観や景観」、「イベント等の情報発信」が求められている。
④低未利用地アンケート調査	H28年4月 配布：50通 回収：19通 回収率：38%	<ul style="list-style-type: none"> ・時間貸平面駐車場が53%、月極平面駐車場が37%と平面駐車場が9割と多い。 ・一定の収入を得ていることから現状維持が53%と多く、活用を検討中が11%である。
⑤街頭ヒアリング調査	H28年4月 地点：大屋根下、 エリアなかいち 対象者：408人	<ul style="list-style-type: none"> ・来街目的は休日「買物」「遊び」平日は「通勤」「買物」が多い。 ・活性化を望む回答は、約8割 ・好きなどころ：千秋公園、駅前、エリアなかいち ・嫌いなどころ：店舗が少ない・分散、駐車場が使いにくい、空地・空きビルがあり寂しいなど



【地域住民等のニーズより導かれる課題】

■市民アンケート調査

- ① 中心市街地の利用頻度の低さ
- ② 中心市街地の魅力・集客力不足
- ③ 交通利便性の低さ

■商店主アンケート調査

- ④ 来街者を店舗に呼び込めていない（魅力不足）
- ⑤ 商店街と各種施設の連携不足

■居住者アンケート調査

- ⑥ 日常の買物の利便性の不足
- ⑦ 道路・景観等の整備不全
- ⑧ 公共交通や駐車場の整備不全

■低未利用地アンケート調査

- ⑨ 土地の活用意向の低さ

■街頭ヒアリング調査

- ⑩ 来街手段の中心である歩行者・自転車の利便性の低さ
- ⑪ 更なる活性化を望む声への対応不足

[4] 秋田市中心市街地活性化基本計画（前計画）の検証

本市では、平成20年7月に秋田市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣の認定を受け、中心市街地の総合的活性化に取り組んできたところである。

(1) 前計画の概要

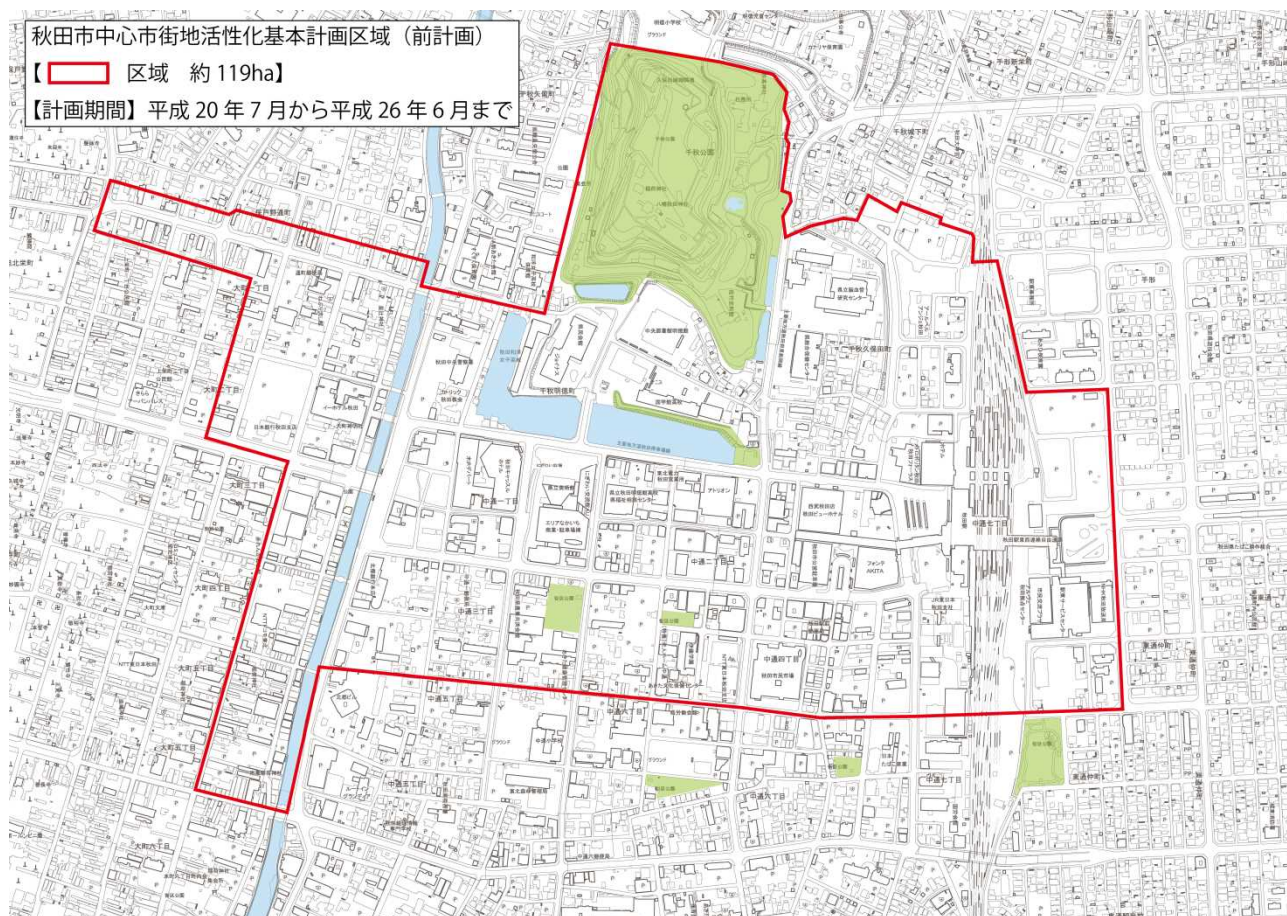
【計画期間】平成20年7月～26年6月

【区域面積】約119ha

【中心市街地活性化の基本的な方針および目標】

基本方針	目標	目標指標	基準値 (H19)	目標値 (H25)
1. 買い物、イベントなどでリピーターの多い街づくり	訪れる人による賑わいづくり	歩行者・自転車 通行量（休日）	31,157人	42,000人
2. 住みやすく、住み続けたいと思える街づくり	住む人による賑わいづくり	定住人口	3,381人	3,600人
3. 商業活動に活気のある街づくり	商店街の活力による賑わいづくり	小売業年間商品販売額	522.4億円	610億円
		空き店舗数	25店	7店

<区域図>



(2) 前計画の事業の進捗状況

前計画で掲載した46事業のうち、20事業が完了、21事業が実施中となっている。

(平成26年6月末時点)

<事業実施状況>

事業完了 20 事業		開始 年度	終了 年度	国費	支援制度
1	秋田駅東西歩道橋西側昇降口等整備事業 (高質空間形成施設)	H17	H20	○	まちづくり交付金
2	秋田杉街並みづくり推進事業	H20	H21	○	まちづくり交付金
3	中通一丁目地区市街地再開発事業	H19	H24	○	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)
4	景観整備促進助成事業	H4	H20		
5	中通地区公共公益施設整備事業	H18	H23	○	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)
6	ホテル併設型医療モール整備事業	H20	H23		
7	中通一丁目再開発商業施設整備事業	H20	H24	○	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金
8	秋田駅周辺におけるサインの再整備	H19	H24		
9	低未利用地の土地利用転換促進事業	H19	H20		
10	仲小路「まちの駅」構想推進事業	H19	H20		
11	大規模小売店舗立地法の特例区域設定の要請	H20	H20		
12	秋田駅前南・中央地区まちづくり活動の促進	H19	H24		
13	秋田市中央通りふれあいまつり	H9	H20		
14	A K I T A カジュアルアーツフェスタ	H18	H20		
15	千秋公園活性化協議会支援事業	H19	H21		
16	あきた青空市	H19	H20		
17	交流館開館1周年記念イベント	H25	H25	○	中心市街地活性化ソフト事業
18	第29回国民文化祭秋田市実行委員会プレイベント	H25	H25	○	中心市街地活性化ソフト事業
19	秋田 食のにぎわい博覧会	H24	H26		
20	歩道消融雪設備整備事業(中通本線)	H19	H25	○	社会資本整備総合交付金(道路事業)

継続実施中 21 事業		開始 年度	終了 年度	国費	支援制度
21	秋田駅前北第一地区市街地再開発事業	H19	継続		
22	秋田駅西北地区土地区画整理事業	H6	H34	○	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画、H19~H26) (道路事業(街路)、H6~)
23	千秋公園整備事業	H8	継続	○	社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)
24	千秋久保田町線	H21	H30	○	社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))
25	まちづくり市民活動育成・支援事業	H17	継続	○	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)
26	秋田竿燈まつり	—	継続	○	中心市街地活性化ソフト事業
27	中心市街地出店促進融資あっせん制度	H20	継続	○	中心市街地活性化ソフト事業
28	中心市街地商業集積促進補助制度	H20	継続	○	中心市街地活性化ソフト事業

29	ヤートセ秋田祭	H10	継続		
30	千秋公園桜まつり・つつじまつり	—	継続	○	中心市街地活性化ソフト事業
31	通町通の市	H10	継続		
32	大町まつり	H6	継続		
33	ハロウィーンウォーク in 仲小路	H16	継続		
34	川反外町ドリンクラリー	H12	継続		
35	ふるさと秋田・駅前カーニバル	H2	継続		
36	アルヴェ・JR・NHKによる協働プロジェクト	H19	継続	○	中心市街地活性化ソフト事業
37	芸術文化タウン事業（アルヴェきらめきパフォーマーの活動拡大）	H19	継続		
38	公共交通を活用した中心市街地内の移動円滑化の促進	H20	継続		
39	なかいちウインターパーク	H24	継続	○	中心市街地活性化ソフト事業
40	Akita Music Festival（アキタミュージックフェスティバル）	H23	継続	○	中心市街地活性化ソフト事業
41	中心市街地まちづくりイベント支援	H22	継続	○	中心市街地活性化ソフト事業

未実施 5 事業

42	秋田県循環器医療提供拠点施設（新センター）整備事業
	平成 25 年度に秋田県医療福祉計画を改定した際に計画から除外されたため未実施となった。平成 27 年 4 月から秋田県立脳血管研究センターにおいて、旧成人病医療センターの医療資源を受け入れた循環器分野の機能強化を図り、脳・循環器疾患に係る包括的な医療提供体制の整備を進めている。
43	中心市街地への公的住宅整備
	住宅関連団体への借上市営住宅制度の周知や公的住宅の整備に関する調査、整備手法等の検討を行ったが、民間の集合住宅が進んでいることから未実施となった。
44	買物ポイントによる駐車場無料利用システムの導入
	商業者および駐車場事業者の合意形成が得られず、協同組合の設置ができなかったため、本事業は未実施となった。
45	仲小路タウンビークル環境整備事業
	中心市街地全体の回遊性向上を図るため、新たな事業として中心市街地循環バス運行事業を実施したことから未実施となった。
46	仲小路タウンビークル運行スタートアップ事業
	※同上

(3) 前計画の事後評価

1) 目標指標の達成状況

本計画では、3つの活性化の目標と4つの目標指標を掲げており、最終フォローアップにおける目標指標の達成状況は下表のとおりとなっている。

「歩行者・自転車通行量（休日）」と「空き店舗数」は目標値を達成し、また「定住人口」は、目標値には僅かに達していないものの増加を続けている。

これに対し「小売業年間商品販売額」は、基準値から2割以上減少し、目標値に対する達成率は67%にとどまっている。

<目標指標の達成状況>

目標	目標指標	基準値	目標値	期末値		進捗状況
				(数値)	(年月)	
訪れる人による賑わいづくり	歩行者・自転車通行量（休日）	31,157人 (H19)	42,000人 (H25)	46,282人 (H25)	H25.7	A
住む人による賑わいづくり	定住人口	3,381人 (H19)	3,600人 (H25)	3,579人 (H25)	H25.10	B
商店街の活力による賑わいづくり	小売業年間商品販売額	522.4億円 (H19)	610億円 (H25)	409.9億円 (H25)	H24.4~ H25.3	C
	空き店舗数	25店 (H19)	7店 (H25)	5店 (H25)	H25.10	A

A（計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。さらに、最新の実績でも目標値を超えることができた。）

B（計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では基準値は超えることができたが、目標値には及ばず。）

C（計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では目標値および基準値にも及ばなかった。）

2) 各目標指標の達成状況の分析

①歩行者・自転車通行量（休日）※

※各年7月後半の休日およびその直後の平日それぞれ1日の値。調査時間 10:00~19:00

目標指標	基準値 (a) (H19)	目標値 (b) (H25)	期末値 (c) (H25)	達成率 (c/b)	増加率 ((c-a)/a)	最新値 (H28)
歩行者・自転車通行量（休日）	31,157人	42,000人	46,282人	110%	49%	34,331人
【参考】（平日）	32,854人	—	34,998人	—	7%	31,745人

【分析1】「エリアなかいち」の施設整備やイベント開催等により、休日に街なかを訪れる新たな人の流れが創出された。

歩行者・自転車通行量（休日）は、殆どの調査地点において大幅に増加しているが、その要因は、中通一丁目地区市街地再開発事業における「エリアなかいち」の公共公益施設、商業施設、広場等の整備により、買物、公共公益施設利用、芸術・文化活動やイベントへの参加など、多様な目的で中心市街地が利用され、新たな人の流れが創出されたことによるものと考えられる。

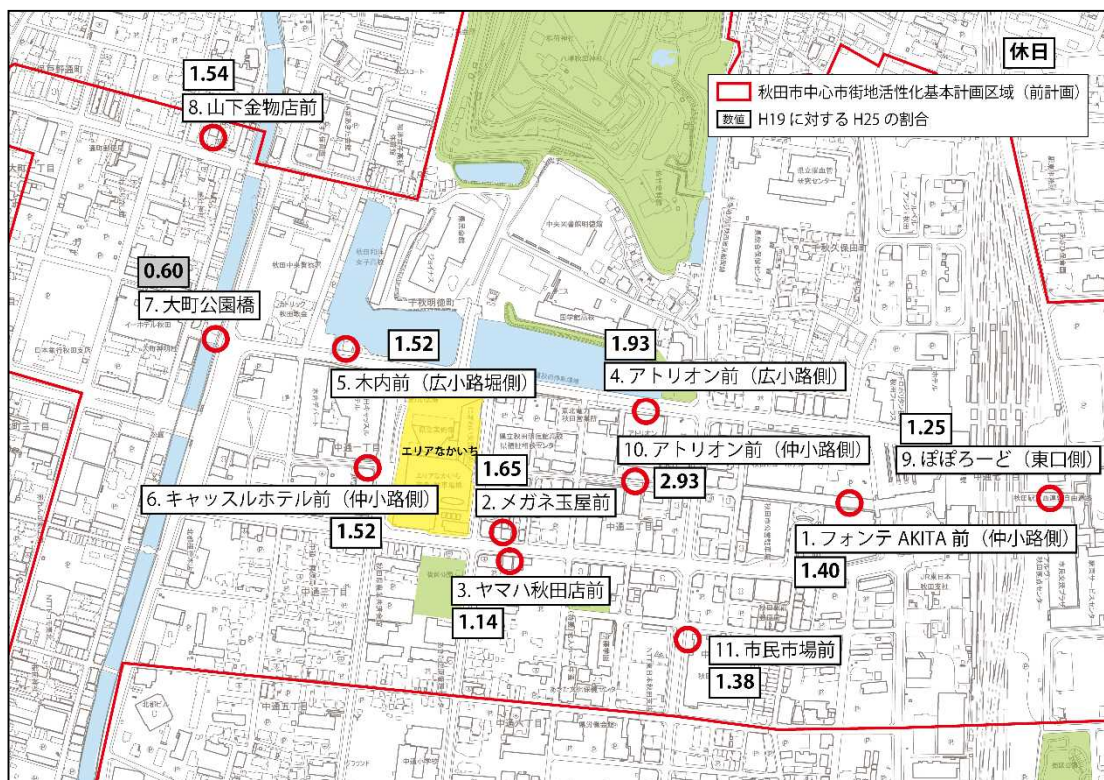
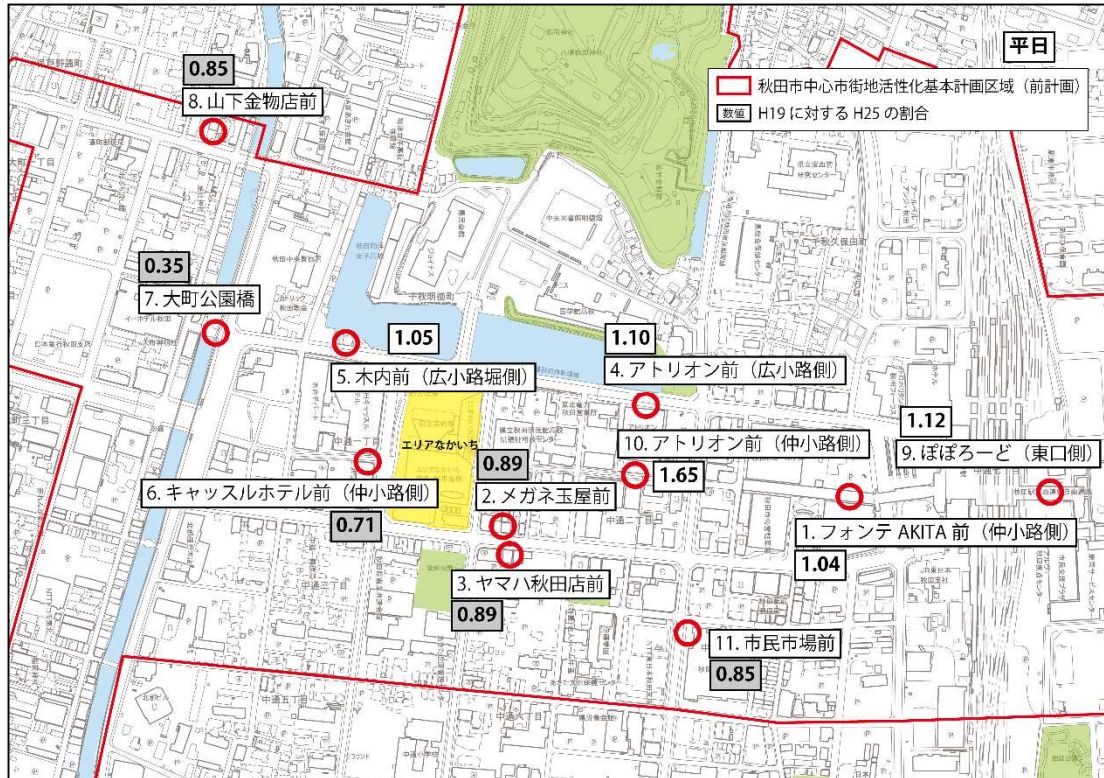
また、中心市街地循環バスの運行等により、公共交通の利便性および街なかの回遊性が向上し、面的なにぎわいの波及につながっているものと考えられる。

【分析2】平日の歩行者・自転車通行量は微増にとどまっており、年間を通した恒常的なにぎわいの創出には至っていない。

イベント等の少ない平日の歩行者・自転車通行量は、5年間で7%増と微増にとどまっており、基準値では平日が休日を上回っていたが、期末値では逆転し、休日の2~3割減となっており、年間を通した恒常的なにぎわいの創出には至っていない。

また、調査地点別に見ると、JR秋田駅に近い地点で増加し、駅から離れた地点で減少する傾向が見られる。

＜地点別・平休日別の歩行者・自転車通行量の増加率（H25/H19）＞



②定住人口

目標指標	基準値 (a) (H19)	目標値 (b) (H25)	期末値 (c) (H25)	達成率 (c/b)	増加率 ((c-a)/a)	最新値 (H27)
定住人口	3,381人	3,600人	3,579人	99%	6%	3,571人

【分析1】新規建設マンションへの転入により、中心市街地の人口増加傾向が維持されている。

平成19年から25年にかけて、全市の人口が約3%減少する中、中心市街地では約6%増加し、人口シェアが増加している。

その要因は、マンション建設に伴う転入人口の増加によるところが大きいと推定される。

<全市および中心市街地の人口推移>

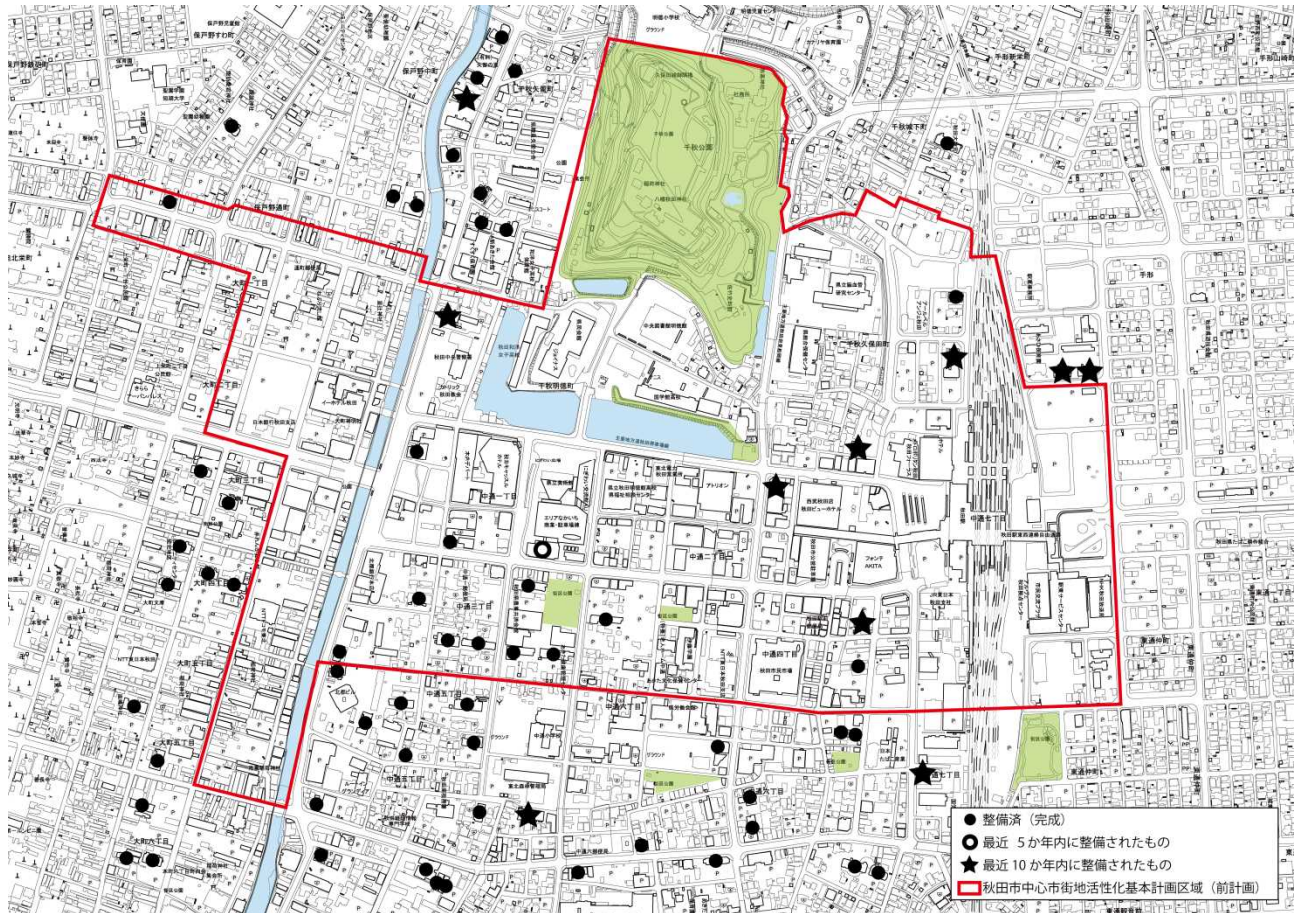
指標/区域		平成19年	平成25年	増加率	平成27年
人口	中心市街地	3,381人	3,579人	+5.9%	3,571人
	全市	329,452人	320,154人	▲2.8%	316,808人
人口シェア		1.03%	1.12%	+0.09ポイント	1.13%

<マンション供給戸数と居住人口>

供給年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
供給戸数	135戸	84戸	0戸	0戸	41戸	0戸	260戸
居住人口	115人	18人	0人	0人	76人	0人	209人

※居住人口については、マンション供給年の翌年10月1日を基準として、住民基本台帳に登録されている人数を記載している。住民登録していない居住者もいるため、実際の居住人口とは一致しない。

<マンション立地動向図>



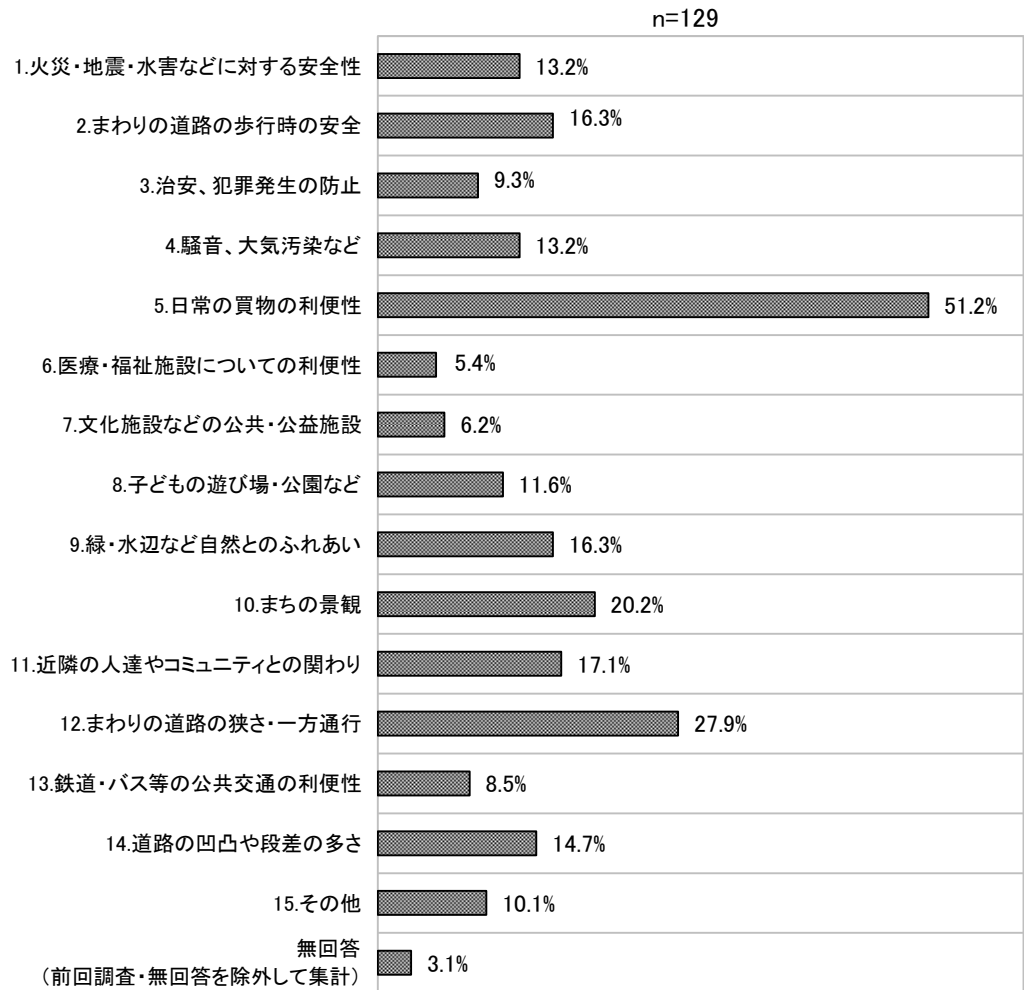
【分析 2】快適で便利な街なか居住を支える生活支援施設が不足している。

マンション建設に伴い中心市街地の人口は増加しているものの、一方で転出人口も多く見られ、前計画では、定住人口の目標値を達成することはできなかった。

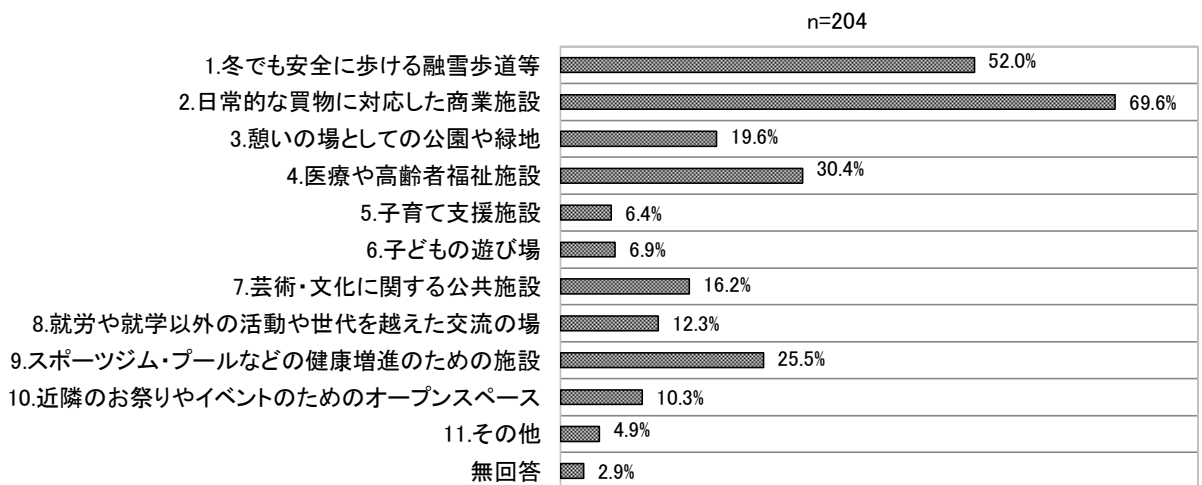
平成28年2月に実施した居住者アンケート調査によると、「周辺環境への満足度」は「満足」が34%、「まあまあ満足」が47%と高い満足度が見られるが、「不満な点」として、「日常の買物の利便性 (51%)」や「まわりの道路の狭さ・一方通行 (28%)」、「まちの景観 (20%)」が挙げられており、「生活の場として欲しい機能」では、「日常的な買物に対応した商業施設 (70%)」や「冬でも安全に歩ける融雪歩道等 (52%)」が上位に挙げられている。

以上のことから、快適で便利な街なか居住を支える生活支援施設の不足が、定住化の進んでいない要因になっているものと考えられる。

<周辺環境で不満な点>



<生活の場として欲しい施設>



③小売業年間商品販売額

目標指標	基準値 (a) (H19)	目標値 (b) (H25)	期末値 (c) (H25)	達成率 (c/b)	増加率 ((c-a)/a)	最新の経済センサス (H24)
小売業年間 商品販売額	522.4億円	610億円	409.9億円	67%	▲22%	312.5億円

※基準値は過年度の商業統計に基づく推計値であり、平成19年商業統計の値は496.95億円である。

【分析1】大型店の閉店等により、中心市街地の商業機能が縮小している。

平成22年の秋田ニューシティ閉店、イトーヨーカドー秋田店撤退、平成24年のイーホテルショッピングモール閉店など、近年、大型店から個店まで中心市街地の商業施設の閉店、撤退、規模縮小が見られる。一方で、郊外部は大型店やロードサイド店の立地が進んでいる。

その結果、中心市街地の商業集積・商業機能が縮小するとともに、全市に占める商業シェアが低下し、消費購買力が郊外に流出する傾向にある。

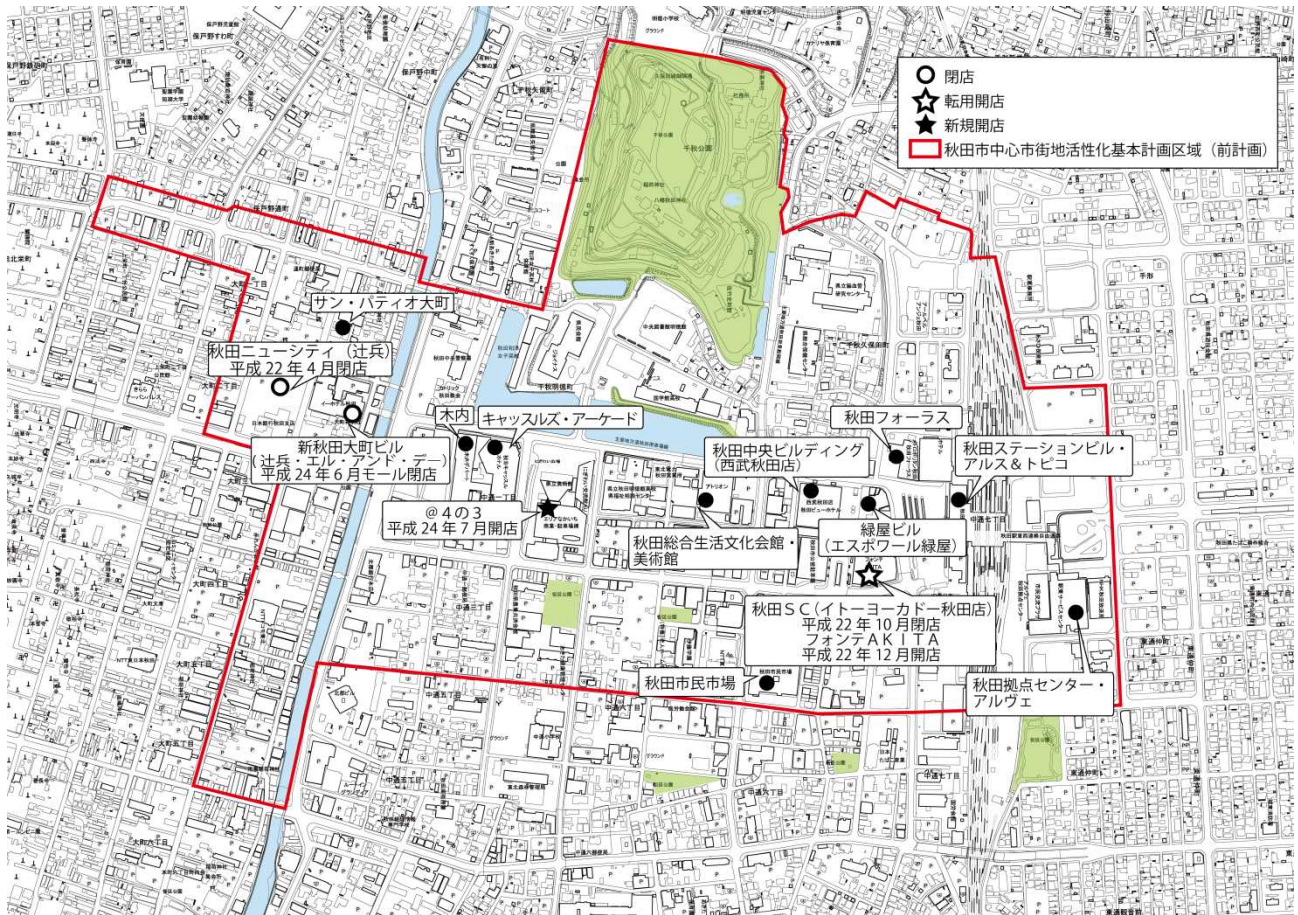
<全市および中心市街地の商業機能>

指標／区域		平成19年	平成24年	増加率
店舗数	中心市街地 a	720店	630店	▲12.5%
	全市 b	3,198店	2,174店	▲32.0%
	シェア a/b	22.5%	29.0%	+6.5ポイント
売場面積	中心市街地 a	92,711㎡	64,196㎡	▲30.8%
	全市 b	465,984㎡	410,593㎡	▲11.9%
	シェア a/b	19.9%	15.6%	▲4.3ポイント
年間商品 販売額	中心市街地 a	61,866百万円	43,806百万円	▲29.2%
	全市 b	376,659百万円	342,876百万円	▲9.0%
	シェア a/b	16.4%	12.8%	▲3.6ポイント

資料：平成19年商業統計、平成24年経済センサス

※平成24年値は、中心市街地を包含する大字区分による数値である。平成19年値は平成24年値との整合を図るため、大字区分による数値としている。

<中心市街地における大型店の出店、撤退状況図>



【分析2】新たな商業人口とそれによる小売業年間商品販売額を増加させるだけの、中心市街地の商業施設の魅力向上が図られていない。

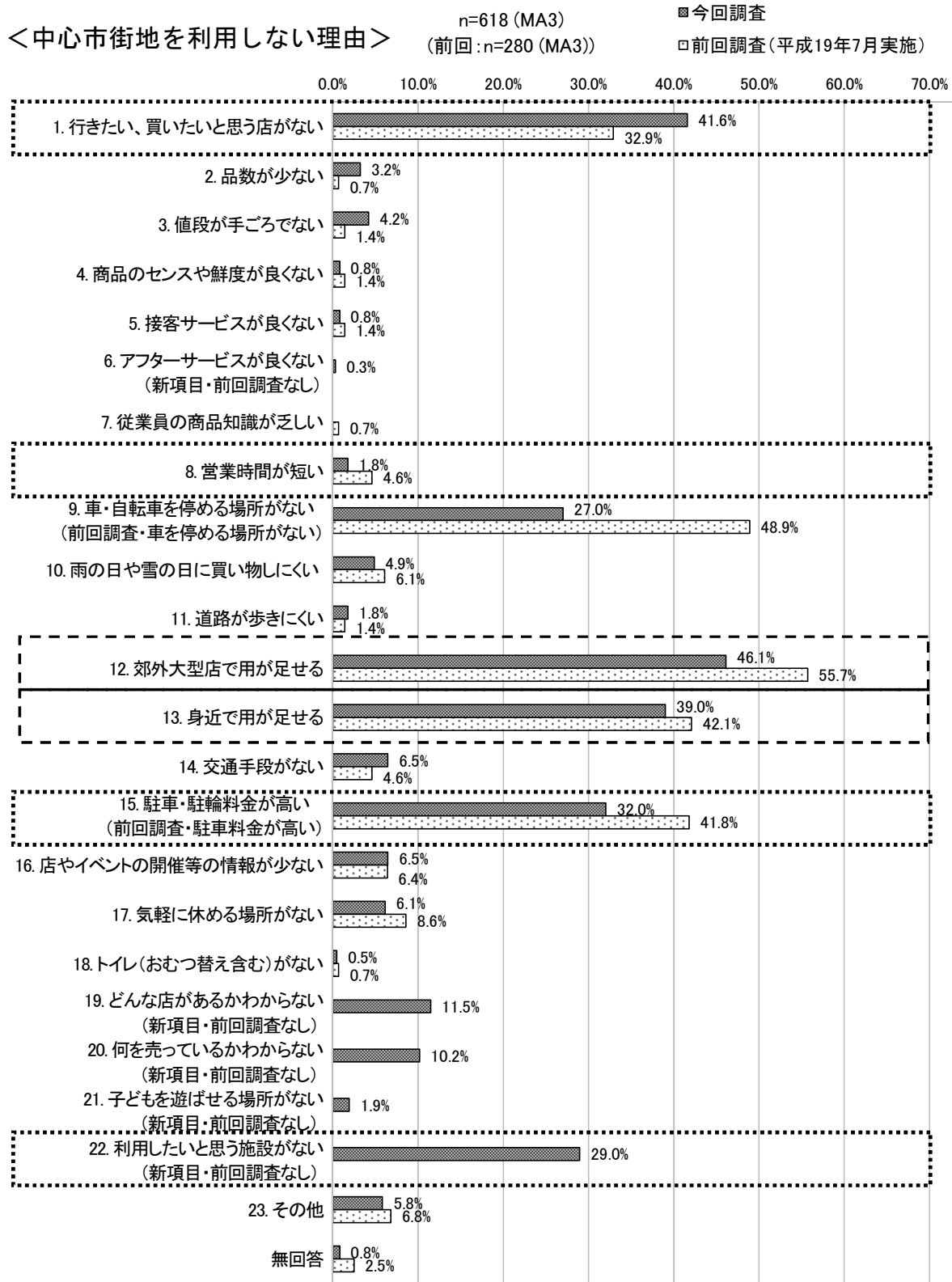
平成28年2月に実施した市民アンケート調査による「中心市街地の利用頻度」で、「ほとんど行かない」を選択した割合が44.7%と、前回調査の24.8%を大きく上回っているなど、全体的に中心市街地の利用頻度が減少している。

前計画では、中心市街地の店舗面積の拡大や駐車場の利便性向上など商業施設の魅力の向上により利用頻度を高めることで、新たな商業人口を増加させ、小売業年間商品販売額の拡大を図る方針であった。

しかし、秋田ニューシティの閉店、イトーヨーカドー秋田店の撤退などの店舗面積の大幅な減少や消費の低迷により、整備効果を上回るマイナス要因が働き、現時点において、前計画の方針が成立していないと言わざるを得ない。

また、にぎわい創出のための取組により通行量等は増加し来街者は拡大しているが、小売業等商業の活性化にはつながっていない状況である。

平成28年2月に実施した市民アンケート調査において、「中心市街地にほとんど行かない人」に「その理由」を尋ねたところ、「行きたい、買いたいと思う店がない(41.6%)」、「利用したいと思う施設がない(29.0%)」といった中心市街地の魅力・吸引力の不足に係る理由が多く挙げられている。

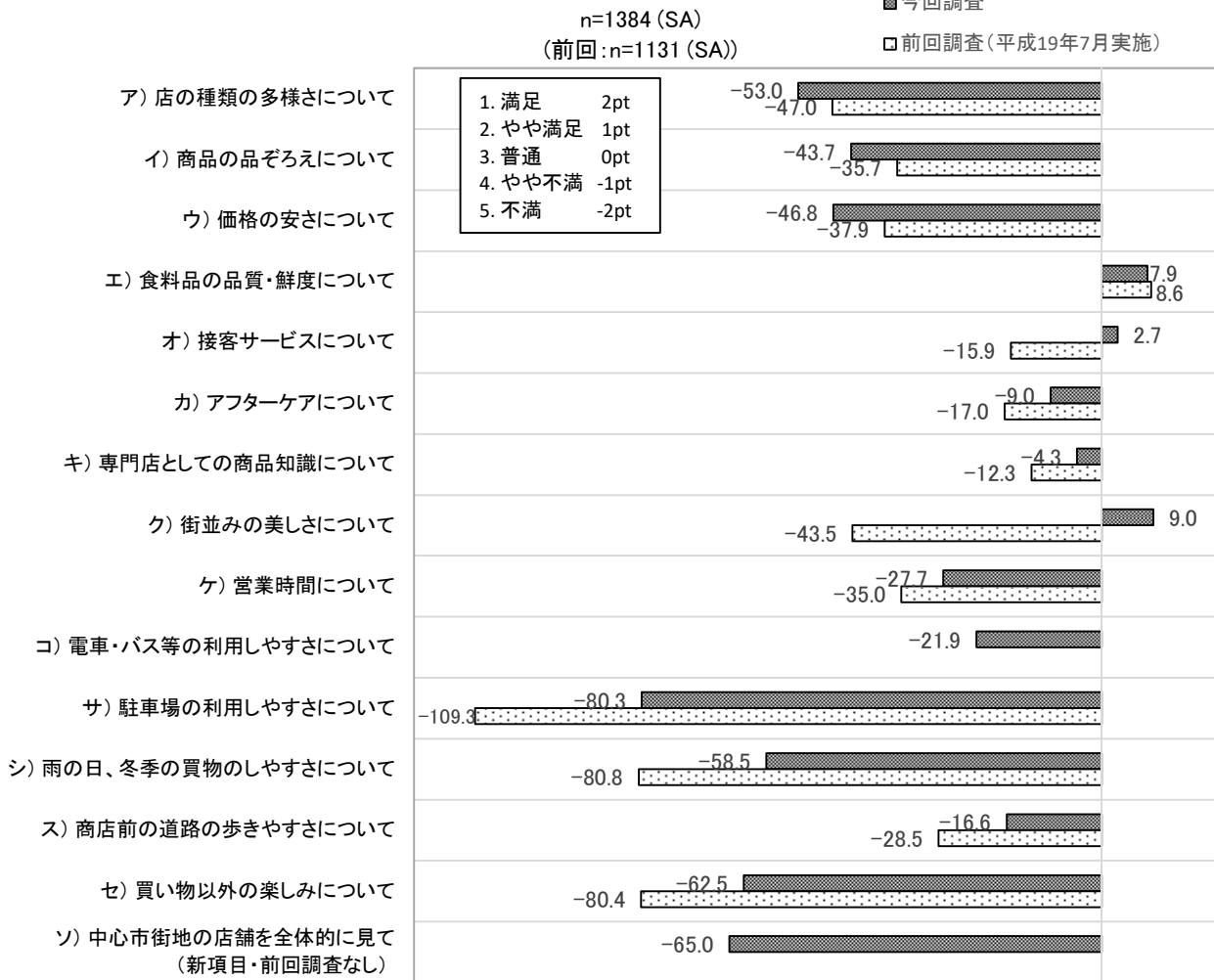


..... 中心市街地の魅力・吸引力の不足に係る理由

- - - 競合する商業施設の存在に係る理由

また、「中心市街地の店舗に対する満足度」を尋ね点数化し、前回調査と比較したところ、「接客サービスについて」や「街並みの美しさについて」等プラスに転じた項目をはじめ、多くの項目で評価の向上は見られるものの、依然として0点以下、つまり「不満又はやや不満」が「満足又はやや満足」を上回る項目が多くを占めている。

<中心市街地の店舗に対する評価>



※割合に図中の配点を乗じて算出

【分析3】中心市街地の居住人口が目標値を下回っており、小売業年間商品販売額の上積みができている。

平成25年の中心市街地の居住人口は3,579人で、マンション整備などが進み居住人口の増加が図られたが、目標値の3,600人を21人下回っており、この分の小売業年間商品販売額の上積みは達成できていない。

平成25年の中心市街地の居住人口(目標値)	3,600 人	前計画
平成25年の中心市街地の居住人口(実績値)	3,579 人	秋田市資料

【分析1～3に基づく小売業年間商品販売額について】

（分析1から）

前計画では、小売業年間商品販売額、売場面積ともに減少し、小売業販売効率も減少することを見込んでいたが、小売業年間商品販売額以上に売場面積の減少幅が大きいため、平成19年以降、小売業販売効率が増加傾向にある。過去の実績から、平成25年の小売業販売効率を推計すると70.0万円/㎡となる。

＜前計画での小売業年間商品販売額の推計値※＞

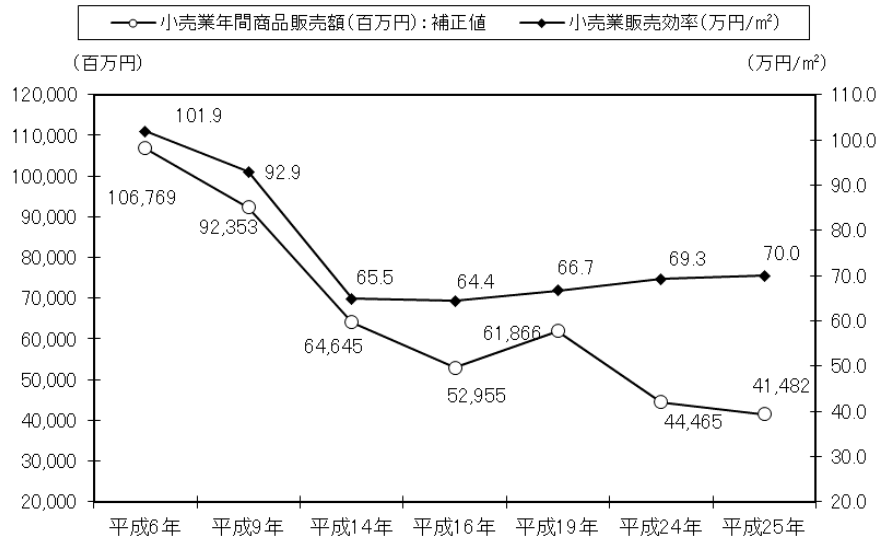
指標	実績値				現況年推計値	目標年推計値
	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年
小売業年間商品販売額(百万円):補正值	107,719	93,175	64,655	53,426	52,244	47,662
小売業売場面積(㎡)	104,770	99,393	98,729	82,271		
小売業販売効率(万円/㎡)	102.8	93.7	65.5	64.9	60.0	56.0
小売業年間商品販売額(百万円)	105,672	92,802	65,108	53,426		
秋田市消費者物価指数(平成16年=100)	98.1	99.6	100.7	100.0		

※小売業年間商品販売額の補正值は、平成16年を基準とする秋田市消費者物価指数で補正したものである。

＜小売業年間商品販売額の実績値、推計値※＞

指標	実績値						推計値
	平成6年	平成9年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成25年
小売業年間商品販売額(百万円):補正值	106,769	92,353	64,085	52,955	61,866	44,465	41,482
小売業売場面積(㎡)	104,770	99,393	98,729	82,271	92,711	64,196	59,260
小売業販売効率(万円/㎡)	101.9	92.9	64.9	64.4	66.7	69.3	70.0
小売業年間商品販売額(百万円)	105,672	92,802	65,108	53,426	61,866	43,806	40,990
秋田市消費者物価指数(平成19年=100)	99.0	100.5	101.6	100.9	100.0	98.5	98.8

※小売業年間商品販売額の補正值は、平成19年を基準とする秋田市消費者物価指数で補正したものである。



平成25年の販売効率70.0万円/㎡に、大規模小売店舗の閉店等により減少した売場面積の合計16,742㎡を乗じると、平成25年における小売業年間商品販売額の減少見込みは、11,719.4百万円(…①)となる。

※上の図表は前計画区域に準拠した数値であり、本計画書P13の数値とは異なる。

※推計方法：前計画の計画期間が平成20年からであり、分析に当たっては、直近の平成19年の値を基準とし、条件を統一するために平成19年を100.0とした消費者物価指数を乗じている。

＜閉店や事業規模縮小による中心市街地の大規模小売店舗の売場面積の減少＞

秋田ニューシティ（閉店）	6,481㎡
フォンテAKITA（縮小）	8,184㎡
イーホテルショッピングモール（閉店）	2,077㎡
売場面積の合計	<u>16,742㎡</u>

（分析2から）

前計画では、中心市街地の魅力を高めることで、商業人口当たりの小売業年間商品販売額が増加し、中心市街地全体に効果が波及することを想定していた。しかし、秋田ニューシティの閉店、イトーヨーカドー秋田店の撤退などのエリアなかいちの整備効果を上回るマイナス要因が働き、アンケート調査結果からも魅力向上には至っておらず、前計画で推計した小売業年間商品販売額の増加につながっていないと判断される。

このことから、平成25年における市の人口、商業人口当たりの小売業年間商品販売額をもとに、達成できなかった小売業年間商品販売額は、10,030.5百万円（…②）になることが推計される。

＜新たに中心市街地を訪れることで見込まれた小売業年間商品販売額＞

平成25年の秋田市人口（15歳以上）	281,234 人	秋田市資料
中心市街地の魅力向上により、新たに中心市街地を訪れると見込む割合	3.4 %	平成19年7月実施アンケート調査結果
平成25年の商業人口当たりの小売業年間商品販売額	104.9 万円/人	秋田県資料より算出
↓		
新たに中心市街地を訪れる人により見込まれた小売業年間商品販売額	10,030.5 百万円	

（分析3から）

前計画では、中心市街地に居住人口を増やし、小売業年間商品販売額を増加させることを想定していたが、目標としていた居住人口に若干達していないことから、その分の小売業年間商品販売額が見込めなかったと考えられる。

平成25年の居住人口、商業人口当たりの小売業年間商品販売額をもとに、見込めなかった小売業年間商品販売額は、19.4百万円（…③）になることが推計される。

<居住人口が目標値に達していないことにより見込まれなかった小売業年間商品販売額>

平成25年の中心市街地の居住人口(目標値)	3,600 人	前計画
平成25年の中心市街地の居住人口(実績値)	3,579 人	秋田市資料
平成25年の秋田市人口に占める15歳以上の割合	88.1 %	秋田市資料より算出
平成25年の商業人口当たりの小売業年間商品販売額	104.9 万円/人	秋田県資料より算出

↓

居住人口が目標値に達していないことにより見込まれなかった小売業年間商品販売額	19.4百万円	
--	---------	--

(総括)

前述の①～③の合計である21,773.6百万円(218億円)は、見込むことができなかった小売業年間商品販売額の合計である。これに期末値(平成25年)の小売業年間商品販売額の補正值41,482百万円(414.8億円)(※基準値年である平成19年の秋田市消費者物価指数を100とする)を加えると632.6億円となり、前計画の目標値610億円とほぼ同額となる。

このことから【分析1】大型店の閉店等により、中心市街地の商業集積・商業機能が縮小するとともに、全市に占める商業シェアが低下し、消費購買力が郊外に流出する傾向にある。【分析2】大型店の閉店等による店舗面積の大幅な減少や消費の低迷により、整備効果を上回るマイナス要因が働き、現時点において、前計画の方針が成立していないと言わざるを得ない。【分析3】中心市街地の居住人口が目標値を下回った分の小売業年間商品販売額の上積みが達成できていない。という分析が妥当であるといえる。

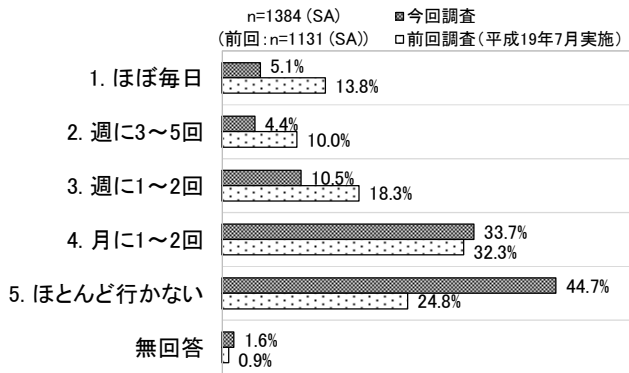
(分析1より)	
①中心市街地の商業機能の縮小により、減少した小売業年間商品販売額	11,719.4百万円
(分析2より)	
②中心市街地の魅力向上が十分でなかったことにより、達成できなかった小売業年間商品販売額	10,030.5百万円
(分析3より)	
③居住人口が目標値に達していないことにより、見込めなかった小売業年間商品販売額	19.4百万円
期末値(平成25年)における小売業年間商品販売額	41,482百万円
合計	63,251.3百万円 (632.5億円)

【参考資料】

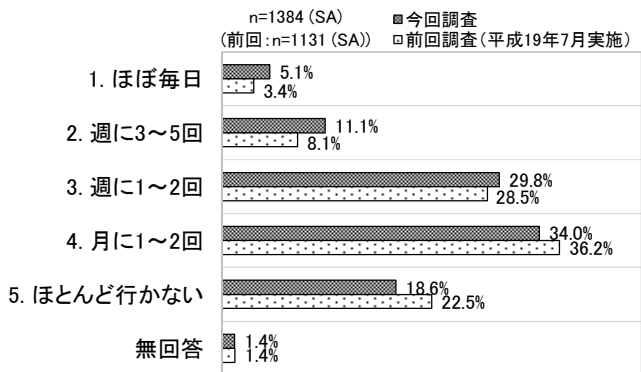
（参考１） 中心市街地から郊外店に消費購買力が流出している。

平成28年２月に実施した市民アンケート調査において、「中心市街地の利用頻度」と「中心市街地以外の大型小売店やショッピングセンターの利用頻度」を尋ねたところ、週に１～２回以上利用する割合が、前者が20.0%であるのに対し、後者は46.0%と大きく上回っており、中心市街地から郊外店に消費購買力が流出している状況が伺われる。

<中心市街地>



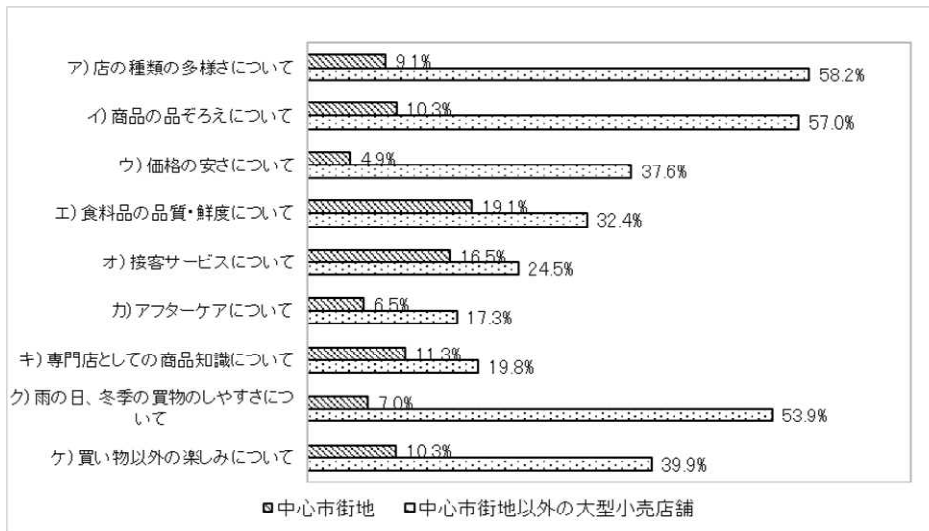
<郊外店>



また、「中心市街地以外の大型小売店やショッピングセンターに対する評価」を尋ねたところ、郊外型の店舗を全体的に見て、「満足又はやや満足」が43%を占めており、要素別では、「店の種類の多様さ (58.2%)」、「商品の品ぞろえ (57.0%)」、「雨天・冬季の買物のしやすさ (53.9%)」といった郊外大型店ならではの要因が上位を占めている。

なお、「中心市街地」と「中心市街地以外の大型小売店やショッピングセンター」に対する評価を共通に尋ねた9つの設問について比較すると、全ての設問において、「満足又はやや満足」と答えた割合は、後者が前者を上回っていた。

<中心市街地と郊外店に対する評価「満足又はやや満足」の比較>



（参考2）秋田市民の家計消費支出は年々低下する傾向にある。

家計調査年報によると、秋田市民の家計消費支出額は年々低下する傾向にあり、このことが、全市および中心市街地の経済活力が低迷している大きな要因になっているものと推察される。

平成27年の秋田市における1世帯当たり家計消費支出は、県庁所在47都市中40位（東北6県中4位）であり、また、平成19年から27年までの家計消費支出の増加率は、マイナス19.2%であった。

<平成27年家計消費支出の都市間比較>

順位	県庁所在市	消費支出
1	奈良市	297,981円
2	東京都区部	277,198円
3	長野市	275,572円
4	福島市	275,447円
..
11	山形市	255,697円
..
17	盛岡市	245,924円
..
40	秋田市	214,852円
..
44	仙台市	206,199円
45	鳥取市	199,797円
46	青森市	189,098円
47	那覇市	187,338円

<秋田市の家計消費支出の推移>

年	消費支出
平成19年	266,055円
平成20年	255,105円
平成21年	245,906円
平成22年	248,323円
平成23年	241,964円
平成24年	264,463円
平成25年	240,428円
平成26年	233,881円
平成27年	214,852円
(H27-H19)/H19	▲19.2%

資料：「家計調査年報」

④空き店舗数

目標指標	基準値 (a) (H19)	目標値 (b) (H25)	期末値 (c) (H25)	達成率 (a-c/a-b)	減少率 (a-c/a)	最新値 (H27)
空き店舗数	25店	7店	5店	111%	80%	9店

【分析1】 中心市街地の空き店舗は大幅に減少したが、旧中央通商店街には引き続き多くの空き店舗が残されている。

空き店舗数は平成19年の25店から平成25年には5店に減少したが、その後、平成27年には4店増加し、9店になった。

商店街別に見ると、旧中央通商店街が空き店舗数、空き店舗率とも突出して高い値になっている。その他の商店街を見ると、平成27年では、空き店舗数が3店、空き店舗率が1.0%となっている。

<空き店舗の状況>

団体名	空き店舗数			増加率 (H27 /H19)	平成27年	
	平成 19年	平成 25年	平成 27年		店舗数	空き店 舗率
駅前広小路商店街振興組合	11店	0店	0店	皆減	39店	0.0%
広小路商店街振興組合	2店	1店	0店	皆減	32店	0.0%
旧中央通商店街振興組合	8店	4店	6店	▲15%	58店	10.3%
大町商店街振興組合	2店	0店	1店	▲50%	102店	1.0%
通町商店街振興組合	1店	0店	2店	+100%	89店	2.2%
仲小路振興会	1店	0店	0店	皆減	41店	0.0%
計	25店	5店	9店	▲64%	361店	2.5%

【分析2】 空き店舗の転用用途の過半がマンションや駐車場になっており、商店街の空洞化の要因になっている。

平成22年から27年までに転用された12店のうち5店が旧中央通商店街に位置しているが、空き店舗の転用用途が住宅や駐車場などにもなっていることから、商店街の空洞化の要因になっている。

3) 事後評価のまとめ

前計画に基づき、中心市街地活性化に向けて各種事業に取り組んだ結果、「歩行者・自転車通行量（休日）」や「定住人口」が増加し、「空き店舗数」が減少するなど、中心市街地のにぎわい創出に一定の効果がもたらされた。

しかし、全国的に消費が落ち込む中、本市の中心市街地では、大型店舗の撤退、郊外型店舗への消費の流出が見られるなど商業環境は引き続き厳しい状況にあり、「小売業年間商品販売額」の減少に歯止めがかからない状況が続いている。

このため引き続き、中心市街地の活性化に向けて各種事業に精力的に取り組む必要がある。

<事後評価のまとめ>

基本方針 目標 目標指標	a: 基準値 b: 目標値 c: 期末値 d: 達成率 e: 増加率	事後評価
<p>① 買い物、イベントなどでリピーターの多い街づくり</p> <p>↓</p> <p>訪れる人による賑わいづくり</p> <p>↓</p> <p>歩行者・自転車通行量（休日）</p>	<p>a: 31,157人 b: 42,000人 c: 46,282人</p> <p>↓</p> <p>d: 110% (c/b)</p> <p>e: 49% ((c-a)/a)</p>	<p>◎「エリアなかいち」の施設整備やイベントの開催等により、休日にまちなかを訪れる新たな人の流れが創出された。</p> <p>◎平日の歩行者・自転車通行量は微増にとどまっており、年間を通した恒常的なにぎわい創出には至っていない。</p>
<p>② 住みやすく、住み続けたいと思える街づくり</p> <p>↓</p> <p>住む人による賑わいづくり</p> <p>↓</p> <p>定住人口</p>	<p>a: 3,381人 b: 3,600人 c: 3,579人</p> <p>↓</p> <p>d: 99% (c/b)</p> <p>e: 6% ((c-a)/a)</p>	<p>◎新規建設マンションへの転入人口により、中心市街地の人口増加傾向が維持されている。</p> <p>◎快適で便利な街なか居住を支える生活支援施設が不足している。</p>
<p>③ 商業活動に活気のある街づくり</p> <p>↓</p> <p>商店街の活力による賑わいづくり</p> <p>↓</p> <p>小売業年間商品販売額</p>	<p>a: 522.4億円 b: 610億円 c: 409.9億円</p> <p>↓</p> <p>d: 67% (c/b)</p> <p>e: 22% ((c-a)/a)</p>	<p>◎大型店の閉店等により、中心市街地の商業機能が縮小している。</p> <p>◎新たな商業人口とそれによる小売業年間商品販売額を増加させるだけの、中心市街地の魅力向上が図られていない。</p> <p>◎中心市街地の居住人口が目標値を下回っており、小売業年間商品販売額の上積みできていない。</p> <p>◎来街者の増加が小売業等商業の活性化につながっていない。</p>
<p>↓</p> <p>空き店舗数</p>	<p>a: 25店 b: 7店 c: 5店</p> <p>↓</p> <p>d: 111% (a-c/a-b)</p> <p>e: -80% (a-c/a)</p>	<p>◎中心市街地の空き店舗は大幅に減少したが、中央通沿線には引き続き空き店舗が残されている。</p> <p>◎空き店舗の転用用途が必ずしも店舗ではなく住宅などにもなっていることから、実態として商店街の空洞化の要因になっている。</p>

【前計画の検証のとりまとめ】

■活性化の目標

- ①訪れる人による賑わいづくり
- ②住む人による賑わいづくり
- ③商店街の活力による賑わいづくり

■事業の進捗状況

前計画に掲載した 46 事業のうち、20 事業が完了、21 事業が実施中、5 事業が未実施であり、おおむね計画通りに進捗・完了した。

■評価指標の達成状況

「歩行者・自転車通行量(休日)」、「定住人口」、「空き店舗数」の評価指標は改善したが、「小売業年間商品販売額」は減少した。

評価指標と目標値・実績値	達成状況
歩行者・自転車通行量(休日) 目標 42,000 人→H25:46,282 人	○
定住人口 目標 3,600 人→H25:3,579 人	△
小売業年間商品販売額 目標 610 億円→H25:409.9 億円	×
空き店舗数 目標 7 店→H25: 5 店	○

○達成、△未達成(改善)、×未達成

■事後評価

◎歩行者・自転車通行量(休日)

「エリアなかいち」の施設整備やイベント開催等により、休日にまちなかを訪れる新たな人の流れが創出された。

◎定住人口

マンションへの転入等により、定住人口は増加している。

◎小売業年間商品販売額

消費の低迷、計画期間内の大型店閉店等による商業機能の縮小、郊外店への消費購買力流出等により販売額が大幅に減少した。

◎空き店舗数

中心市街地の空き店舗は大幅に減少したが、店舗以外の利用も多い。

■総括

前計画の計画期間に実施した「エリアなかいち」の施設整備や各種事業等により、中心市街地はにぎわいを取り戻しつつあるが、経済活力の向上を含む更なる活性化が必要である。



【前計画の検証より導かれる課題】

■訪れる人による賑わいづくり

- ①「エリアなかいち」の施設整備やイベント開催等により休日においては人の流れが創出されている一方、平日を含む恒常的なにぎわいは不足している。

■住む人による賑わいづくり

- ②まちなかの人口増加を支えてきたマンション供給が近年沈静化しており、マンション建設に頼らない対応方策の検討が必要である。

■商店街の活力による賑わいづくり

- ③中心市街地における商店街の魅力が不足している。
- ④空き店舗の店舗転用への活用が不足している。

[5] 中心市街地活性化の課題

本市では、平成20年7月に中心市街地活性化基本計画（認定計画）を策定し、「訪れる人による賑わいづくり」、「住む人による賑わいづくり」、「商店街の活力による賑わいづくり」の3つの目標を設定し、中心市街地の活性化に向けた各種事業を実施してきた。

その結果、中心市街地のにぎわい拠点となる「エリアなかいち」の施設整備等により、新たな人の流れを創出するなど一定の効果を発揮しているものの、事業効果は限られた範囲にとどまっているなど、中心市街地の活性化は道半ばであり、引き続き多くの課題が残されている。

また、本市の人口が今後減少することが予測される中、県都の顔であり、本市全体の経済活力を牽引する中心市街地において、新たなまちの魅力・価値を創造し、活性化の着実な歩みを継続・展開させる必要がある。

以上の基本的認識を踏まえ、現状分析、地域住民等のニーズおよび前計画の検証の3つの視点から中心市街地の活性化に向けた課題を整理する。

(1) 課題の抽出

【現況分析より導かれる課題（再掲）】

■人口

- ①人口増加を支えてきたマンション供給の停滞
- ②空き家、マンションの空き室等の既存ストックの活用不足

■商業

- ③商店街の魅力不足
- ④未活用の空き店舗・空き地の存在

■にぎわい

- ⑤「エリアなかいち」の集客力不足
- ⑥年間を通じた恒常的なにぎわいの不足
- ⑦市内外からの観光客等交流人口増加の鈍化

■土地・建物

- ⑧未活用の低未利用地や空きビル、空き家等の存在

■市民活動

- ⑨活発な市民活動等に見られる「市民力」の活用不足

【地域住民等のニーズより導かれる課題（再掲）】

■市民アンケート調査

- ①中心市街地の利用頻度の低さ
- ②中心市街地の魅力・集客力不足
- ③交通利便性の低さ

■店主アンケート調査

- ④来街者を店舗に呼び込めていない（魅力不足）
- ⑤商店街と各種施設の連携不足

■居住者アンケート調査

- ⑥日常の買物の利便性の不足
- ⑦道路・景観等の整備不全
- ⑧公共交通や駐車場の整備不全

■低未利用地アンケート調査

⑨土地の活用意向の低さ

■街頭ヒアリング調査

⑩来街手段の中心である歩行者・自転車の利便性の低さ

⑪更なる活性化を望む声への対応不足

【前計画の検証より導かれる課題（再掲）】

■訪れる人による賑わいづくり

①「エリアなかいち」の施設整備やイベント開催等により休日においては人の流れが創出されている一方、平日を含む恒常的なにぎわいは不足している。

■住む人による賑わいづくり

②まちなかの人口増加を支えてきたマンション供給が近年沈静化しており、マンション建設に頼らない対応方策の検討が必要である。

■商店街の活力による賑わいづくり

③中心市街地における商店街の魅力が不足している。

④空き店舗の店舗転用への活用が不足している。



現状 1

- ・市民の中心市街地の利用頻度が低下している。
- ・中心市街地を訪れる観光入込客数は横ばいにとどまっている。
- ・休日の歩行者通行量は増加しているが、年間を通じた恒常的なにぎわいの創出には至っていない。

課題 1

- ・中心市街地への来街者・交流人口の誘引

現状 2

- ・居住人口は増加傾向にあるが、これを支えてきたマンション供給が頭打ちになっている。
- ・居住者は、日常的な買物に対応した商業施設や安全、快適で便利な居住環境の整備を望んでいる。
- ・空き家やマンションの空き室が増加している。

課題 2

- ・持続的なまちなか居住、定住化の促進

現状 3

- ・大型商業施設の閉店、撤退等により、中心市街地の商業集積・商業機能が縮小している。
- ・民間企業等事業所の閉鎖等も増加し、空き地・空きビル等も発生している。
- ・「にぎわい交流館AU」や「アルヴェ」等を拠点とした様々な市民活動が活発化してきている。

課題 3

- ・恒常的なにぎわいの確保とまちの活力の向上

(2) 課題の整理

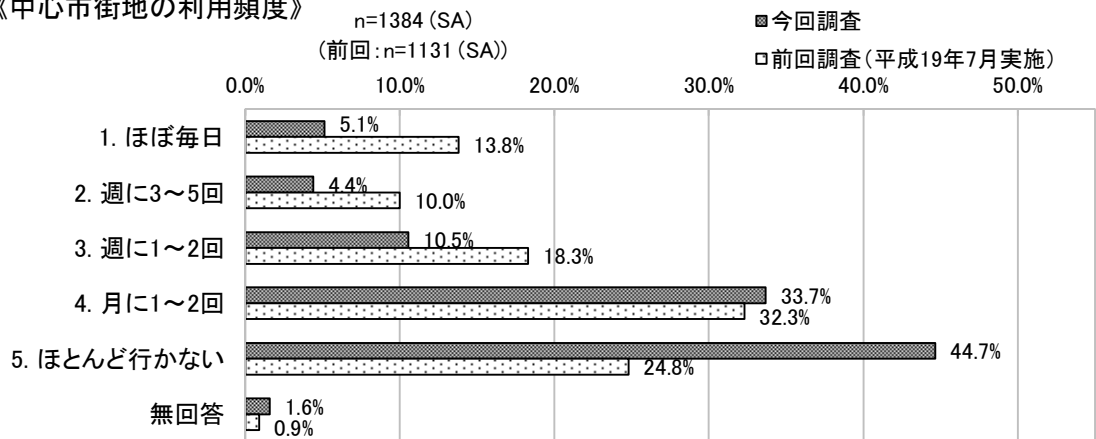
【課題1】 中心市街地への来街者・交流人口の誘引

【現 状】

●中心市街地の利用頻度の低下

市民アンケート調査(平成28年2月)によると、中心市街地の利用頻度は前回調査(平成19年7月)を大幅に下回っており、「中心市街地に行かない理由」として「行きたい、買いたいと思う店がない」、「利用したいと思う施設がない」といった中心市街地の魅力・吸引力の不足に係る理由が多く挙げられている。

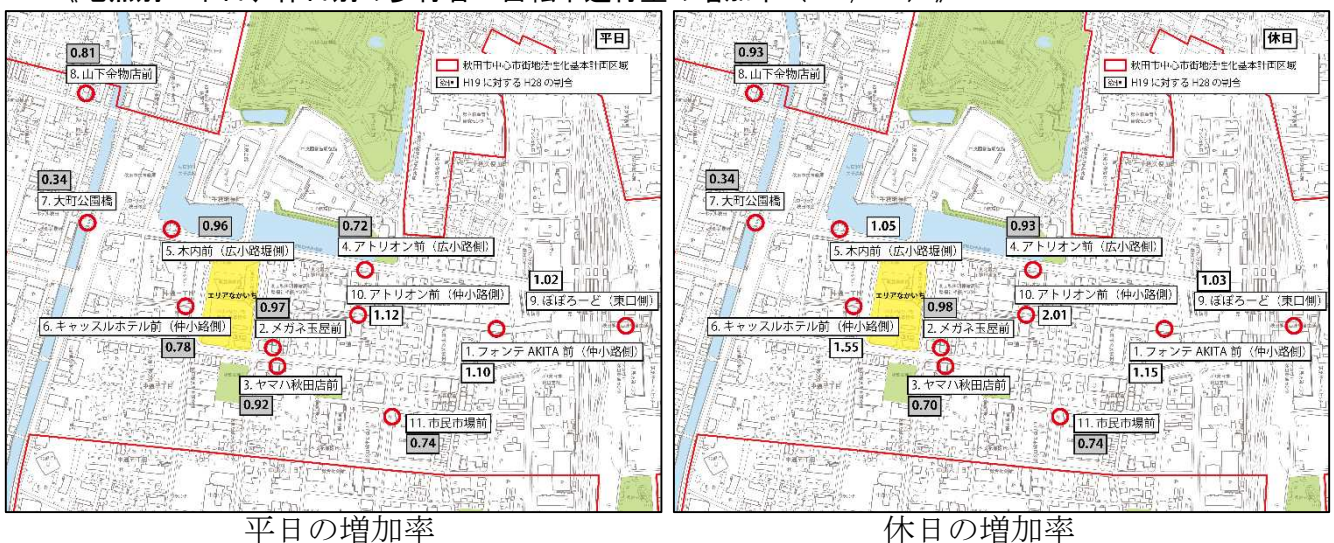
《中心市街地の利用頻度》



●恒常的なにぎわいの不足

このような状況の中、前計画に掲載した新たなにぎわい拠点「エリアなかいち」の施設整備やイベント開催等により、休日にまちなかを訪れる新たな人の流れが創出されたが、平日の歩行者・自転車通行量は微増にとどまっており、年間を通した恒常的なにぎわいの創出には至っていない。

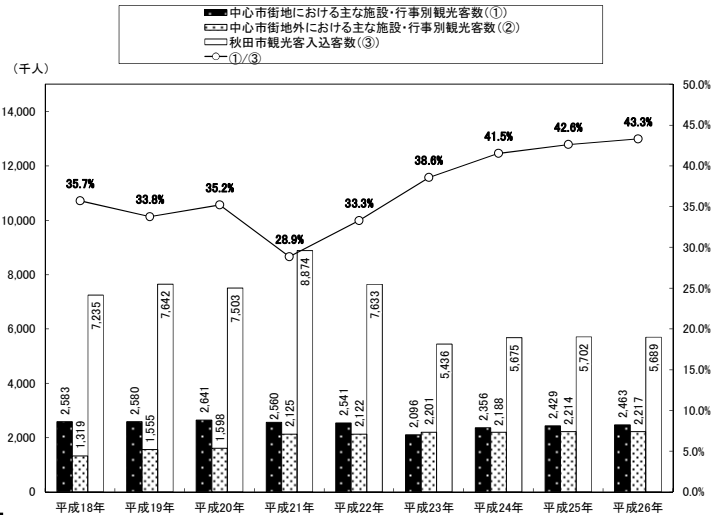
《地点別・平日、休日別の歩行者・自転車通行量の増加率 (H28/H19) 》



●観光入込客数は横ばい

また、中心市街地を訪れる観光入込客数は、竿燈まつり（126万人）、千秋公園桜まつり（35万人）を中心に年間250万人程度に達しているが、近年、横ばい傾向にとどまっている。

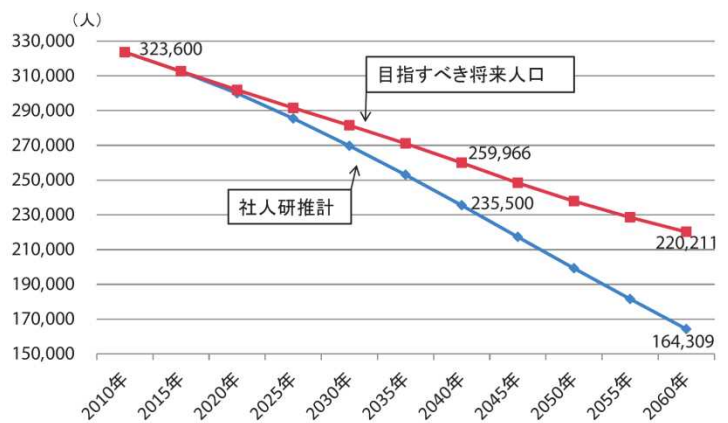
《観光入込客数》



【課題】

秋田市の人口は将来減少することが予想されており、「秋田市人口ビジョン（平成28年3月）」では、目指すべき将来人口を、2010年の323,600人から2040年は259,966人、2060年では220,211人と想定している。

《秋田市人口ビジョンにおける「目指すべき将来人口」》



このように将来本市の人口が減少することが予想される中、中心市街地のにぎわいと活力を維持し、更に高めるためには、新たなまちの魅力を創造することなどにより、市民の中心市街地の利用頻度を高めるとともに、市内外からの交流人口を積極的に誘引することが重要な課題となる。

また、日常的なにぎわい（通行量）を増やしていくためには、商業機能の充実、魅力の向上を図るとともに、中心市街地内の商業機能と文化施設等の他機能との連携が必要である。

●まちの魅力創出

- ・集客拠点としての「エリアなかいち」の活用促進

●商業機能の充実

- ・郊外大型店と差別化した魅力ある商店街づくり
- ・空き店舗・空き地を活用した店舗等の立地促進
- ・「行きたい店」づくり等による中心市街地の利用頻度の向上

●市内外からの来街者・交流人口の誘引

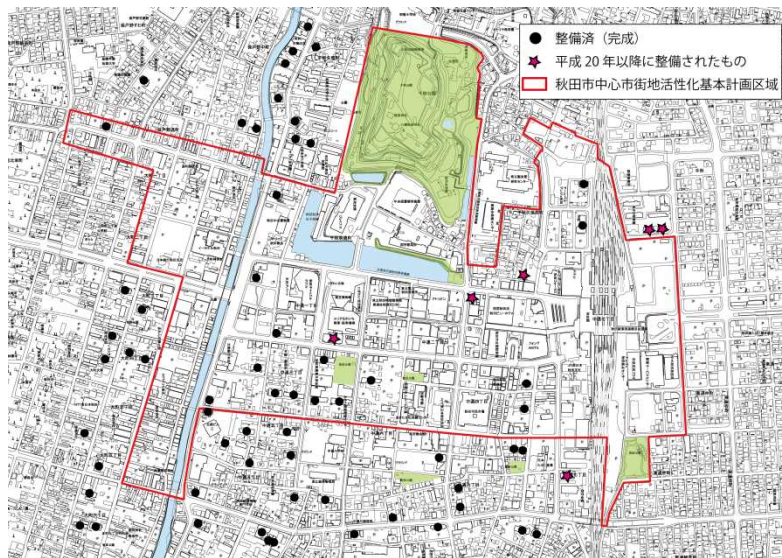
- ・市内外からの観光客等交流人口の誘引
- ・来街手段の中心である歩行者・自転車にやさしいまちづくり
- ・公共交通や駐車場の整備

【課題2】持続的なまちなか居住、定住化の促進

【現 状】

●マンション供給の頭打ち

近年、全市の人口が減少を続ける中、中心市街地では人口が増加しているが、その要因は、マンション供給に伴う転入人口によるところが大きく、これを差し引いた中心市街地の人口は減少しており、より良い居住環境を求めて郊外の住宅地に転出する住民もいることが推察される。しかし、中心市街地のマンション供給は、ここ数年低迷しており、今後、人口増加傾向に歯止めがかかる可能性がある。



<マンション供給戸数と居住人口>

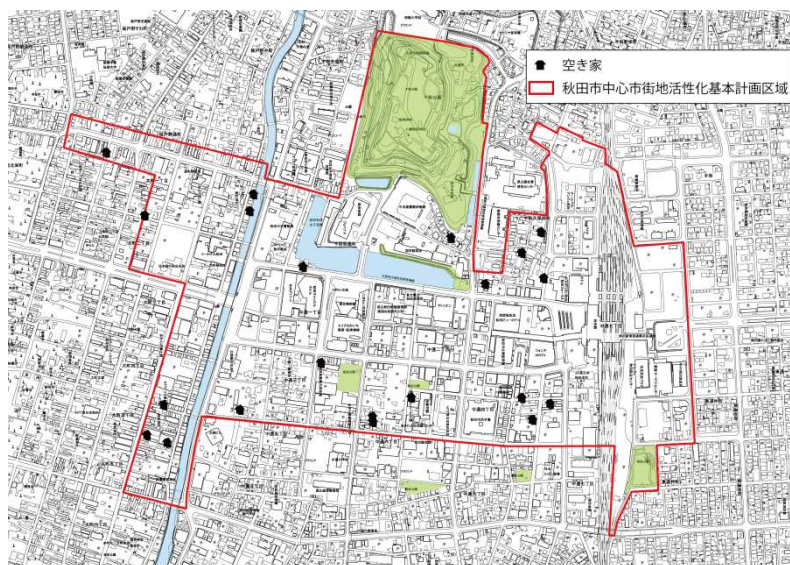
供給年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
供給戸数	135 戸	84 戸	0 戸	0 戸	41 戸	0 戸	260 戸
居住人口	115 人	18 人	0 人	0 人	76 人	0 人	209 人

※居住人口については、マンション供給年の翌年10月1日を基準として、住民基本台帳に登録されている人数を記載している。住民登録していない居住者もいるため、実際の居住人口とは一致しない。

●有効利用されていない既存ストックの増加

一方で、中心市街地には空き家・空きビルや、マンションの空き室といった有効活用されていない既存ストックも増加している。

《空き家の分布図》

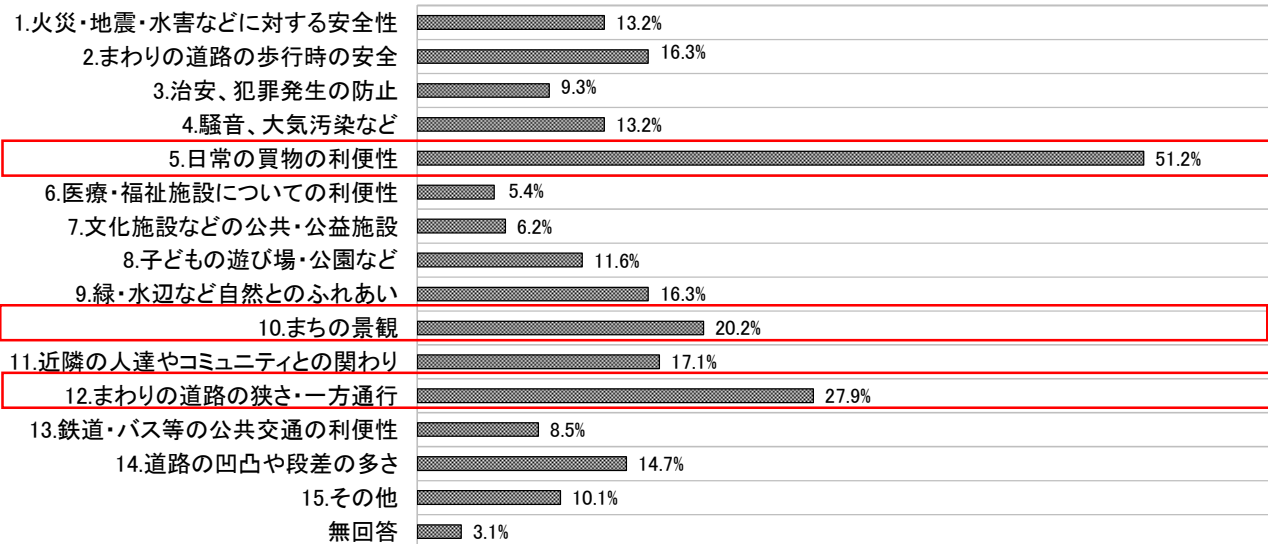


● 日常の買物の利便性等への市民要望

また、居住者アンケート調査（平成28年2月）によると、周辺環境への満足度は比較的高いものの、「日常の買物の利便性」のほか、「道路の狭さ」や「まちの景観」等が不満な点として挙げられており、居住者からは、日常的な買物に対応した商業施設や、安全かつ快適で便利な居住環境の整備が望まれている。

《周辺環境で不満な点》

n=129



【課題】

課題1で述べたとおり、秋田市の人口は将来減少することが予想されており、近年まで続いてきた中心市街地への人口回帰の動向も変化することが考えられる。また、中心市街地のマンション供給は近年低迷しており、中心市街地の活力を支えてきた人口増加に歯止めがかかることも予想される。

このような状況を踏まえ、今後、まちなか居住の一層の推進に向けて、低未利用地の有効活用や空き家・空き室等の既存ストックの活用促進等により、住宅などの転入人口の受け皿整備を促進するとともに、市民ニーズの高い、まちなか居住における日常生活の利便性向上や安全で快適な居住環境の形成を図ることにより、居住人口の定住化を促進することが益々重要な課題となる。

- 住宅供給と転入人口の受け皿整備の促進
 - ・ 人口増加を支えてきたマンション供給の維持・促進
 - ・ 空き家、マンションの空き室等の既存ストックを活用促進
- 日常生活の利便性向上と安全で快適な居住環境の形成
 - ・ 日常の買物の利便性の向上
 - ・ 生活利便性の高い「住んでみたい」まちづくり
 - ・ 多様な生活支援機能と連携した活気のある商店街づくり
 - ・ 道路・景観等の整備による安全・快適なまちづくり
 - ・ 公共交通や駐車場の整備

【課題3】恒常的なにぎわいの確保とまちの活力の向上

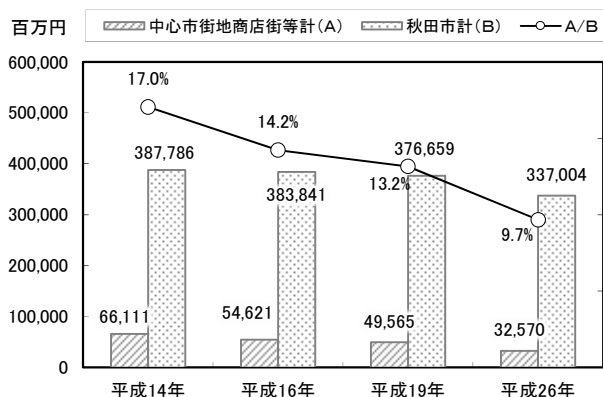
【現 状】

●商業機能の縮小、低未利用地・空きビルの発生

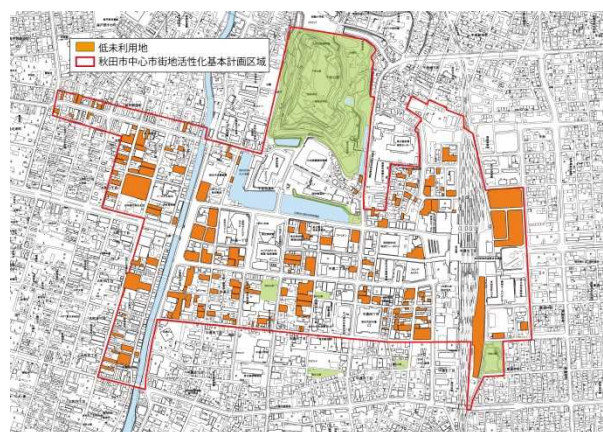
中心市街地では近年、大型商業施設の閉店・撤退等により商業機能の縮小が見られる。その結果、全市における商業シェアが低下するとともに、消費購買力が中心市街地から郊外に流出し、中心市街地の吸引力が低下する傾向にある。

また、民間企業等の事業所の閉鎖等も増加しており、低未利用地・空きビルなども発生している。

《小売業年間商品販売額の推移》



《低未利用地の分布図》

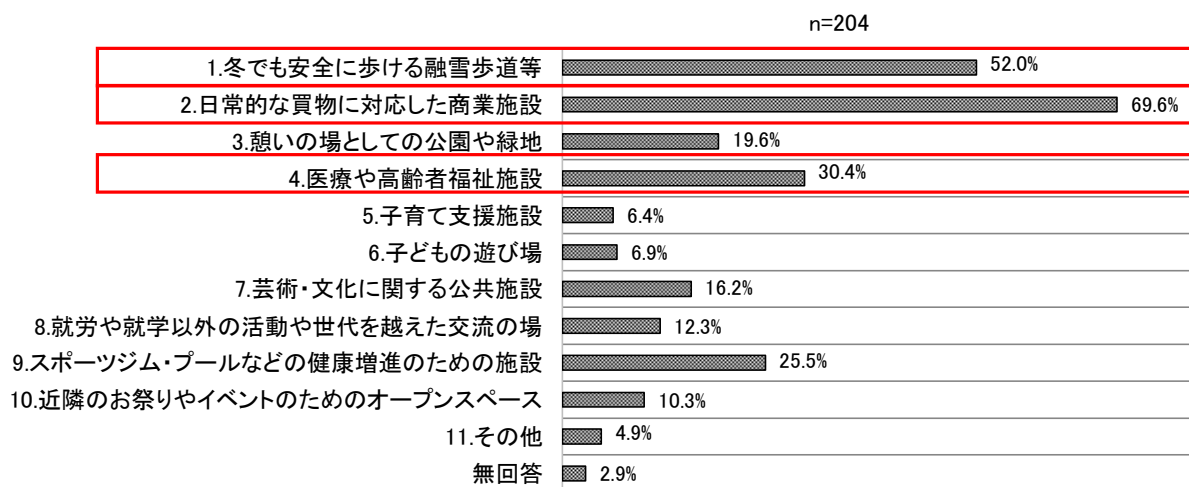


●都市機能の充実に対する市民要望

居住者アンケート調査（平成28年2月）によると、市民が中心市街地に欲しい施設の第1位に「日常の買物の利便性」が挙げられており、各種アンケート結果からも魅力ある商業施設や集客力のある施設、観光施設、市民が活動できる施設の充実など様々な都市機能の集積が望まれている。

また、空き地・空きビルの有効利用によるまちの活性化や美観・景観への対応も、市民や商業者のアンケートで上位に挙げられている。

《生活の場として欲しい施設》



●市民活動の活発化

エリアなかいちの「にぎわい交流館AU」や秋田駅東口の「秋田拠点センターアルヴェ」といった市民活動の拠点が開設されたことにより、これらを拠点とした様々な市民活動が活発化してきており、このような市民活動は、中心市街地活性化に活かすべき新たな「市民力」として期待される。

《主な市民活動団体》

あきたNPOセンター
高齢者の楽園ジェロントピア
秋田バリアフリーネットワーク
あきたパートナーシップ
秋田パドラーズ
あきたNPOコアセンター
東海林太郎顕彰会
あきたシニアクラブ
銀の鈴
ほっとアートあきた
福祉理容美容協会ほわいと
油谷これくしょん
Switch on!
久保田城址歴史案内ボランティアの会



にぎわい交流館AU



秋田拠点センターアルヴェ

【課題】

「商業機能」は、中心市街地を構成する最も重要な要素の一つであることから、近年縮小傾向にある商業集積の回復を図ることが、中心市街地のにぎわい創出と活力向上を図る上で不可欠な条件であるといえる。

その受け皿として、近年増加している空き地・空きビルの有効活用を図ることが重要であり、また、市全体から来訪する市民のニーズに対応した「買い回り商業機能」ばかりでなく、まちなか居住者の求めている「日常的な買物に対応した商業機能」の充実も重要となる。

また、中心市街地のにぎわい創出と活力向上を図る上で市民を巻き込んだ取組が重要になることから、エリアなかいちの「にぎわい交流館AU」の開設を契機に活発化してきた市民団体の活動を「市民力」として活用することが求められる。

●商業機能の回復

- ・ 郊外大型店と差別化した魅力ある商店街づくり
- ・ 空き店舗・空き地を活用した店舗等の立地促進
- ・ 来街者が立ち寄りたくなる繁盛店づくり
- ・ 多様な生活支援機能と連携した活気のある商店街づくり

●集客力の向上

- ・ 集客拠点としての「エリアなかいち」の活用促進
- ・ 低未利用地や空きビル、空き家の有効活用の促進
- ・ 「行きたい店」づくり等による中心市街地の利用頻度の向上

●「市民力」の活用

- ・ 活発な市民活動を背景にした、まちづくりへの「市民力」の活用

[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

（1）上位関連計画におけるまちづくりの方向

中心市街地活性化の方針を設定するに当たり、以下に示す、上位関連計画におけるまちづくりの方向との整合を図るものとする。

1) 第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」

平成28年3月に策定した第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」（計画期間：平成28年度～令和2年度）は、前計画の基本理念や将来都市像など、その根幹となる考え方を引き継ぎつつ、本市を取り巻く人口減少・少子高齢化の進行や厳しい財政状況といった環境の変化や、地域コミュニティの維持や空き家対策などの課題等を踏まえた見直しを行って策定したものである。

基本構想

■基本理念 ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし

～ ストップ人口減少 元気と豊かさを次世代に ～

■5つの将来都市像

①豊かで活力に満ちたまち、②緑あふれる環境を備えた快適なまち（コンパクトシティの形成等）、③健康で安全安心に暮らせるまち、④家族と地域が支えあう元気なまち、⑤人と文化をはぐくむ誇れるまち

■5つの成長戦略

①地域産業の振興と雇用の創出、②芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上（芸術・文化によるまちおこし等）、③豊かな自然をいかした環境立市の確立、④子どもを生き育てやすい社会づくり、⑤いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり

また、基本構想に基づく取組・事業を定めた推進計画において、中心市街地活性化に関連して、以下の施策が位置付けられている。

推進計画（中心市街地活性化関連）

■将来都市像1 豊かで活力に満ちたまち

■政策3 交流人口の拡大と移住促進

■施策② にぎわいの創出

【施策の視点】 中心市街地の活性化

中心市街地を居住や集会、芸術・文化活動・イベントなど、人々が集い、憩い、つながる多機能空間として整備するため、公共交通の充実によるアクセス性の向上や、回遊性の高い快適な歩行者空間の形成、集客力のあるソフト施策の展開など、関係者との連携を図りながら、その再生とにぎわい創出に向けた取組を進める。

【指標】 中心市街地における歩行者・自転車通行量（休日）

【取組・事業】 中心市街地にぎわい創出事業、中心市街地文化創造発信事業、中心市街地循環バス運行事業、子育て・学び・文化サテライト関係経費、官民連携秋田駅周辺活性化事業 等

2) 秋田市総合都市計画（平成 23 年度～令和 12 年度）

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく都市計画に関する基本的な方針であり、市全体のまちづくりの具体性ある将来ビジョンと 7 地域のあるべき市街地像を示し、地域別の課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく、かつ総合的に定めた計画である。

この中で、中心市街地は本市の核となる拠点地域に位置付けられており、コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地を形成する方針が示されている。

<秋田市総合都市計画の概要>

■まちづくりの基本理念

暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市

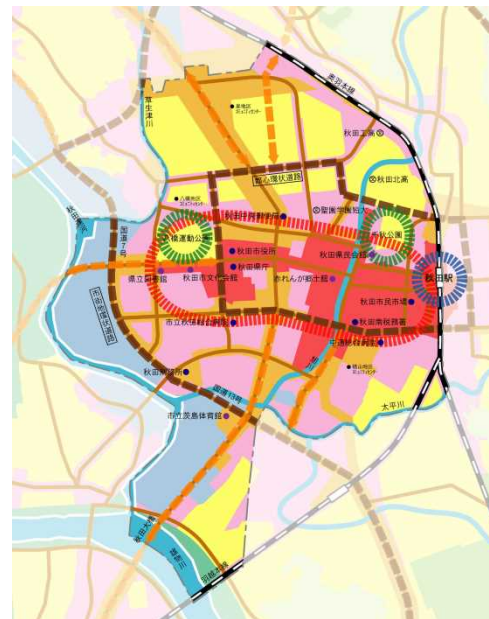
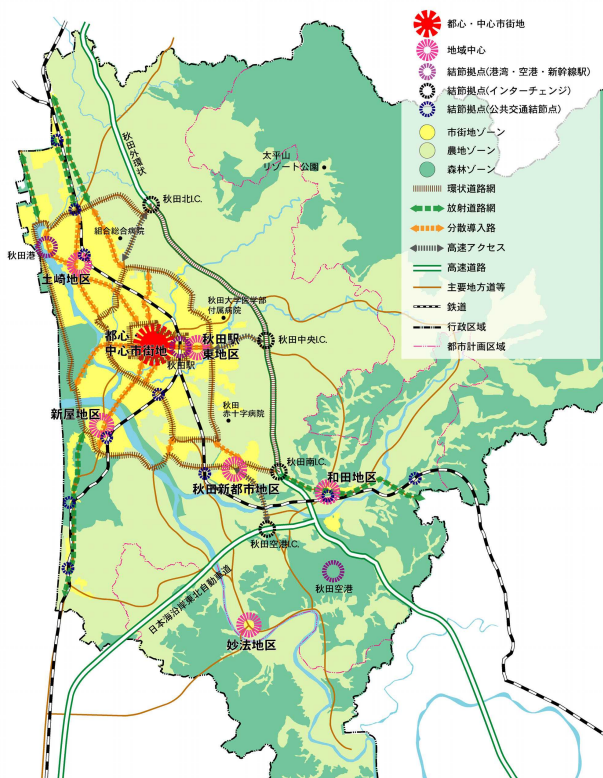
～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる元気な秋田の創造～

■まちづくりの目標（政策テーマ）

- (1) 旧 3 市町が一体となった都市構造の形成
- (2) コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地と地域中心の形成
- (3) 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり
- (4) 市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり
- (5) 秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくり

■将来都市構造図（全市）

■中央地域構想図



「都心・中心市街地」
 全県全市を対象とする広域的な行政、金融等の中枢業務、商業、文化、教育、アミューズメント等の高次都市機能の集積した地域

3) 秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度～令和元年度）

平成 28 年 2 月に策定した秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「ストップ人口減少 元気と豊かさを次世代に」のスローガンの下、5 つの基本目標と、これを実現するための 24 の施策を掲げており、中心市街地活性化基本計画に掲げた事業と以下のように整合している。

<秋田市総合戦略と中心市街地活性化関連施策>

基本目標	中心市街地活性化に関連する施策
基本目標① 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
基本目標② 安定した雇用を創出する	(施策) ビジネスチャンスをとらえた産業の創出 (KPI) 開業率 (新規設立法人数/法人数)
基本目標③ 秋田市への新しいひとの流れをつくる	(施策) 移住の促進 (KPI) 本市への移住者数
	(施策) 観光振興とセールス・プロモーションの強化 (KPI) 助成対象コンベンション参加人数
	(施策) 芸術・文化によるまちおこし (KPI) 文化施設の観覧者数
基本目標④ 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進める	(施策) 高齢者の移動手段の確保 (KPI) 高齢者コインバス資格証明書交付者数
基本目標⑤ 持続可能な地域をつくり、安全安心な暮らしを守る	(施策) 秩序ある都市環境の形成 (KPI) 第 2 期秋田市中心市街地活性化基本計画の策定
	(施策) 交通機能の充実 (KPI) 年間バス利用者数
	(施策) 安全な生活の実現 (KPI) 自主防災組織などによる防災訓練参加者数
	(施策) 市民の主体的な活動の推進 (KPI) 市民活動団体による市民交流サロン内の活動件数



上位関連計画を踏まえたまちづくりの方向

- ・ 将来都市像である「豊かで活力に満ちたまち」の形成に向けて、中心市街地は本市をイメージする“顔”であり、コンパクトシティの核として、居住や集会、芸術・文化活動・イベントなど、人々が集い、憩い、つながる多機能空間として整備する。（総合計画）
- ・ そのための施策として、公共交通の充実によるアクセス性の向上や、回遊性の高い快適な歩行者空間の形成、集客力のあるソフト施策などを展開する。（総合計画）
- ・ また、秋田市の地方創生を牽引すべく、その拠点となる中心市街地において、雇用の創出、新しい人の流れの創出、高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり、持続可能な地域づくり等に関する施策を積極的に展開する。（秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

(2) 中心市街地活性化の基本コンセプト

中心市街地は、本市の経済・文化を牽引する中心的役割を担い発展してきた地域であり、総合計画等の上位関連計画における、「豊かで活力に満ちたまち」を目指すまちづくりの方針において、コンパクトな市街地形成における拠点として位置付けられ、居住や集会、芸術・文化活動・イベントなど、人々が集い、憩い、交流する多機能空間として整備することとされている。

しかしながら、近年、モータリゼーションの進展や郊外部への大型店の進出といった商業環境の変化等を背景に、中心市街地の空洞化が進み、大型商業施設の閉店・撤退、低未利用地や空き家の増加、市民の中心市街地への来街頻度の低下といった様々な問題が顕在化しており、更に今後、秋田市全体の人口減少が予想される中、中心市街地を取り巻く環境は一層厳しい状況に置かれるものと予測される。

このような背景から、本市では、中心市街地の活性化を重要な政策課題と位置付け、「エリアなかいち」の施設整備やイベントの開催などハード・ソフト両面から様々な施策に取り組み、これまでに一定の効果を見たところであるが、中心市街地活性化への取組は未だ道半ばであり、今後も引き続き、当地域を本市の「顔」として、また、本市および都市圏の発展を牽引する中心拠点として位置付け、その再生・活性化を積極的に図っていくものとする。

また、本市の中心市街地は、慶長9年(1604)佐竹義宣が久保田城に入城してから明治4年(1871)の廃藩置県まで約270年間、政治・経済・文化・教育の中心地であり、その後、近代公園として整備された千秋公園やその外堀と文化施設の立地する城跡一帯は、都市の風格を醸し出し、今日でも秋田市民の心の拠り所となっている。

そこで、中心市街地活性化の基本コンセプトを、歴史的な成り立ちを踏まえるとともに、まちづくりの継続性の観点から、前計画を継承し、『千秋公園(久保田城跡)と連携した城下町ルネッサンス(中心市街地再生)』と設定し、更に、市内外からの交流人口を誘引する新たなまちの魅力・価値の創出を目指し、『新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成』をサブテーマとして設定する。

■ 中心市街地活性化の基本コンセプト

千秋公園(久保田城跡)と連携した城下町ルネッサンス
(中心市街地再生)
～新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成～

(3) 中心市街地活性化の基本戦略

中心市街地には低未利用地が数多く分布しているとともに、にぎわい拠点として整備した「エリアなかいち」の整備効果が限定的にとどまっており、これらは、中心市街地活性化に向けて今後更なる有効活用を図るべき「既存地域資源」として位置付けられる。

一方、中心市街地では、今後、新たな文化拠点施設として期待されるあきた芸術劇場の整備など芸術文化を活かした「おしゃれな街」づくりや、多世代交流のまちづくりを推進する日本版CCRC施設の整備、更には秋田杉等の地域資源を活かした木目調建築物の普及など「ぬくもりのある街」づくりなど、新たなまちの魅力・価値を創出する先駆的な事業が複数計画されている。

本市の中心市街地では、これら「既存地域資源の活用促進」と「新たなまちの魅力・価値の創出」を同時並行で進め、活力とにぎわいの創出を戦略的に推進することにより、人口減少の逆風に抗して活力とにぎわいを維持・拡大し続ける中心市街地の形成を目指すものとする。

A 既存地域資源の活用促進

① 中心市街地活性化を牽引する「エリアなかいち」の更なる利用促進と活性化効果の波及誘導（＝前計画事業の効果拡大）

② 低未利用地や空きビル等の利用促進による、新たな都市機能施設、住宅等の導入（＝潜在資源の活用）

③ 「にぎわい交流館AU」、「秋田拠点センターアルヴェ」等を拠点とした多彩な市民活動の更なる活性化（＝「市民力」の活用）

B 新たなまちの魅力・価値の創出

④ あきた芸術劇場や既設芸術文化施設等で構成する「芸術文化ゾーン」の形成による新たなまちの魅力とにぎわいの創出（＝新たなまちの魅力・価値の創出）

⑤ 日本版CCRC構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりの推進（＝元気な高齢者の移住促進）

⑥ 秋田杉等の地域資源を活かした木目調建築物の普及など「ぬくもりのある街」づくりの推進（＝景観・美観の形成）

(4) 中心市街地活性化の基本方針

上位関連計画におけるまちづくりの方向や中心市街地活性化の基本コンセプト、基本戦略を踏まえて、前述の3つの課題を解消するための中心市街地活性化の基本方針として、以下の3点を位置付ける。

■ 中心市街地活性化の基本方針

【基本方針1】多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成

市民の中心市街地の利用頻度が低下し、かつ秋田市の人口が将来減少することが予想される中、市内外から中心市街地への来街者・交流人口をより多く誘引することが、中心市街地活性化の重要な課題になっている。

このため、新たなまちの魅力や価値を創造し、中心市街地を「行きたい街」とすることが求められ、既存の芸術文化施設の連携や新たに計画されているあきた芸術劇場等を活かした「芸術文化によるまちおこし」を推進し、多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成を目指すものとする。

このような取組を通じて、中心市街地への来街者や市内外からの交流人口の拡大を目指すとともに、幅広い民間投資を誘引することにより、本市の都市発展を牽引する経済活力の旺盛な中心市街地の形成を目指すものとする。

【基本方針2】快適な居住環境の形成と既存ストックの有効活用

これまで中心市街地の人口増加を支えてきたマンション供給が頭打ちになり、空き家やマンションの空き室が増加している状況の中、持続的なまちなか居住、定住化の促進を図ることが、中心市街地活性化の重要な課題となっている。

このため、日常的な買物に対応した商業施設や安全かつ快適で便利な居住環境の整備など、居住者のニーズを踏まえた市民満足度の高い居住環境の形成を図り、まちなか居住者の定住化を推進するものとする。

また、低未利用地や空き家・空き室等の既存ストックの有効活用を促進することにより、住宅などの人口転入の受け皿を供給し、持続的なまちなか居住の推進を図るものとする。

【基本方針3】店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進

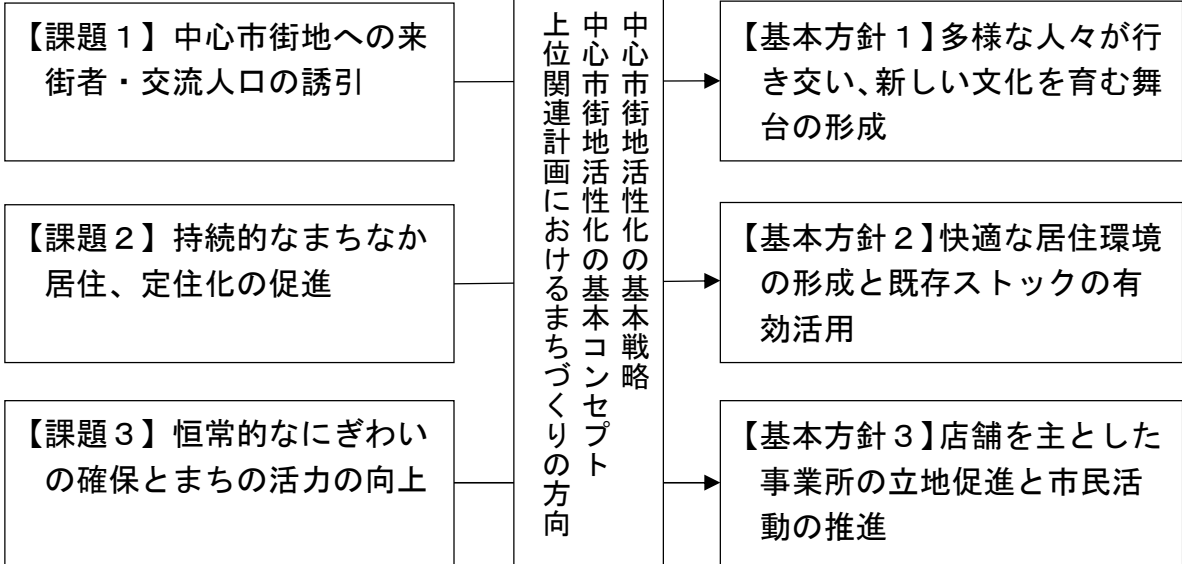
大型商業施設の閉店、撤退等により、中心市街地の商業集積・商業機能が縮小し、また、民間企業等事業所の閉鎖等も増加し、空き地・空きビル等も発生している状況の中、中心市街地の恒常的なにぎわいの確保とまちの活力の向上を図ることが重要な課題となっている。

このため、空きビル、空き店舗、低未利用地の有効活用や商店街・個店の創意工夫等により、店舗を主とした事業所の立地促進を積極的に図るものとする。

また、「にぎわい交流館AU」や「秋田拠点センターアルヴェ」等を拠点にした様々な市民活動が活発化してきている状況の中、これらの「市民力」を活かし、「芸術文化によるまちおこし」などをはじめとする、新たなまちの魅力の創出や活力向上に効果的に活かしていくものとする。

《中心市街地活性化の基本方針》

【中心市街地活性化の基本コンセプト】
千秋公園（久保田城跡）と連携した城下町ルネッサンス（中心市街地再生）
～新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成～



- 中心市街地活性化の基本戦略
- | | |
|---------------|------------------|
| A 既存地域資源の活用促進 | B 新たなまちの魅力・価値の創出 |
| ① 前計画事業の効果拡大 | ④ 新たなまちの魅力・価値の創出 |
| ② 潜在資源の活用 | ⑤ 元気な高齢者の移住促進 |
| ③ 「市民力」の活用 | ⑥ 景観・美観の形成 |

(5) 事業推進のためのゾーニング

中心市街地活性化に向けた事業を推進していくに当たり、中心市街地を機能の異なる複数のゾーンに分類し、各ゾーンごとにターゲットを定めた事業を進めることで、新たなまちの魅力向上を図り、中心市街地全体の活性化を目指す。

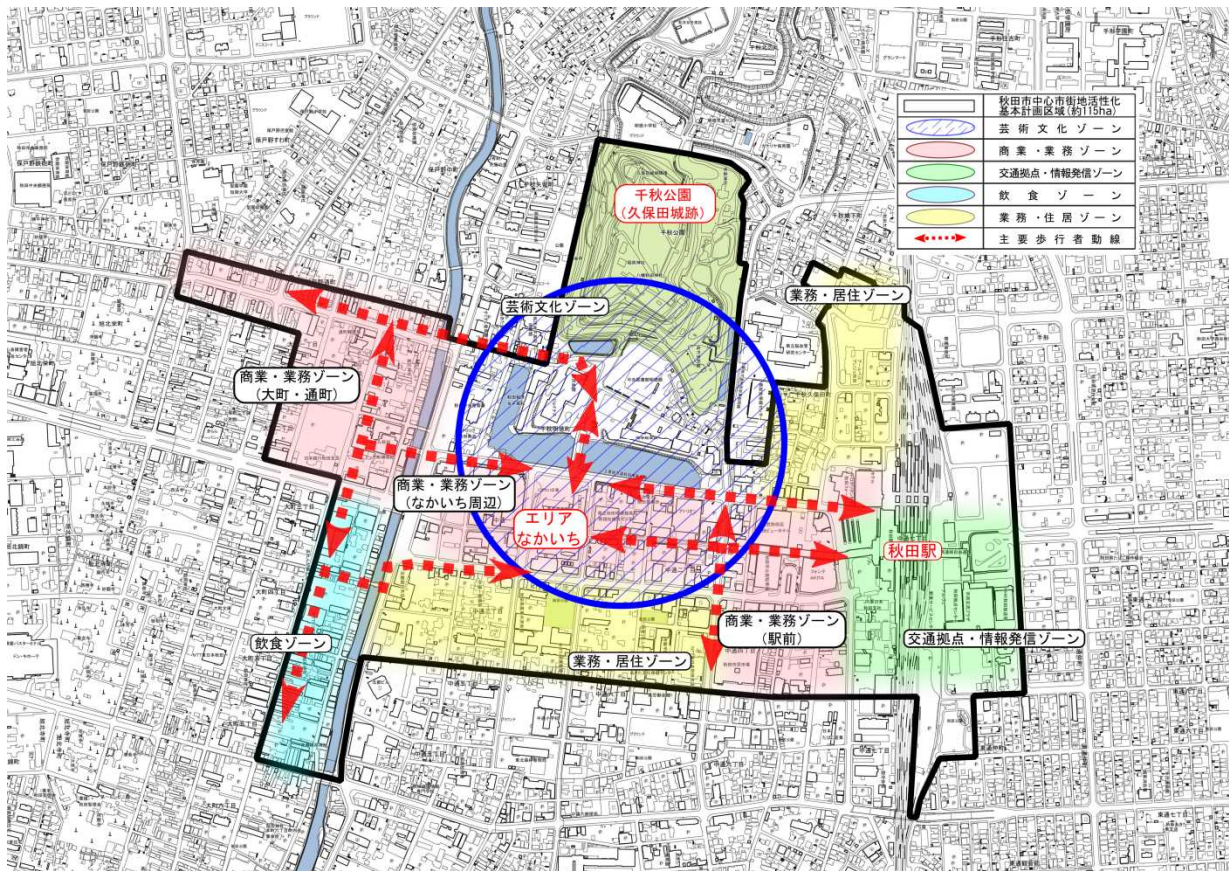


図 中心市街地のゾーニング

芸術文化ゾーン

千秋公園に至る一帯は、県立美術館や県民会館、市立千秋美術館、にぎわい交流館などが集積している。新たに「あきた芸術劇場」、「秋田市文化創造館」を整備することで既存芸術文化施設との連携を図り、一帯を「芸術文化ゾーン」として面的に充実させることで、総合計画に位置付けている「芸術文化によるまちおこし」を進めていく。

今後は、芸術文化施設と周辺商業施設の連携を図り、この地区を「多世代が交流するにぎわい拠点」として、活性化を図っていく。

■主な都市機能

広小路・仲小路商店街、エリアなかいち(県立美術館、にぎわい交流館、@4の3)、市立千秋美術館、市立中央図書館明德館など

■今後の主なターゲット

多世代

■関連する主な新規事業

- ・あきた芸術劇場整備事業
- ・秋田市文化創造館整備事業
- ・消融雪施設整備事業
- ・広小路インバウンド対策事業
- ・なかいち芸術文化施設連携事業

商業・業務ゾーン（なかいち周辺）

商業・業務ゾーン（なかいち周辺）は、前計画の主要事業であった中通一丁目地区市街地再開発事業によって整備された「エリアなかいち」を中心に、広小路・仲小路に買い回り品を中心とした個店が立ち並んでいるほか、ホテルも多く立地しており、市内外から買物客や、公共施設利用者、観光客が集まる地区である。

■主な都市機能

広小路・仲小路商店街、エリアなかいち（県立美術館、にぎわい交流館、@4の3）、アトリオン、ビジネスホテルなど

■今後の主なターゲット

市内外からの買物客等、公共施設利用者、観光客、外国人観光客

■関連する主な新規事業

- ・広小路インバウンド対策事業
- ・なかいち芸術文化施設連携事業

商業・業務ゾーン（駅前）

商業・業務ゾーン（駅前）は、JR秋田駅前という立地条件を活かし、市内唯一の百貨店である「西武百貨店」や、若者向けファッションビルである「FORUS」、LOFTをメインテナントとした「FONTE」などが立地している。

当該地区内では、大型商業施設のリニューアルが予定されており、引き続き、現在の利用客層の維持を図るとともに、各種イベントの実施やアクセス性の改善により活性化を図っていく。

■主な都市機能

駅前広小路商店街、FORUS、FONTE、西武百貨店、銀行、保険会社など

■今後の主なターゲット

市内外からの買物客等、中心市街地の居住者・就業者・学生、10～20代の若年層

■関連する主な新規事業

- ・秋田版CCRC事業
- ・大型商業施設のリニューアル
- ・秋田市民市場活性化事業（再形成事業）

商業・業務ゾーン（大町・通町）

商業・業務ゾーン（大町・通町）は、背後にかかえる住宅地の居住者を主なターゲットとした個店中心の商業ゾーンである。本地区は羽州街道の沿線として発展した地域であり、旧金子家や高砂堂店舗などの文化財も位置している。この地区では、地元新聞社跡地（市有地）を活用した商業施設整備が予定されており、今までとは異なる地区外からの利用者を集め、商店街一帯の活性化を図っていくこととしている。また、店舗魅力向上事業の実施により、イベント等で集まった来街者を店舗に取り込むための施策を本市における先導的な取組として進めていく。

■主な都市機能

大町・通町商店街、サン・パティオ大町など

■今後の主なターゲット

近隣の地域住民、地区外からの利用者

■関連する主な新規事業

- ・店舗魅力向上推進事業
- ・旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備

交通拠点・情報発信ゾーン

交通拠点・情報発信ゾーンは、JR秋田駅を中心とした交通結節点であり、中心市街地内外からの移動の拠点となるゾーンである。

当該地区内には、地元テレビ放送局である秋田放送の本社が移転する予定となっているほか、秋田駅改築により、観光案内所等がリニューアルする予定である。また、東口にはNHK秋田放送局や市民活動の拠点となっている「市民交流サロン（秋田拠点センターアルヴェ内）」が整備されており、幅広い世代に利用されている。

本地区においては、JR用地を活用した都市機能立地推進事業として、クリニックの誘致やアリーナ等スポーツ施設の整備が進められる予定であり、新たな情報発信の拠点となるだけでなく、スポーツを活かしたまちづくりの拠点となるべく整備を進めていく。

■主な都市機能

JR秋田駅、バスターミナル、NHK秋田放送局、秋田拠点センターアルヴェなど

■今後の主なターゲット

通勤通学での利用者、公共交通利用者、観光客

■関連する主な新規事業

- ・ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト
- ・コミュニティサイクル導入調査事業

飲食ゾーン

飲食ゾーン（川反）は、県外にも名が知られている県内随一の繁華街である。地元のサラリーマン等が主な利用者であるが、観光客にも根強い人気があり、郷土料理の店等も立地している。

本地区は夜の街という性格上、幅広い世代の利用を見込むのは難しいが、サラリーマン層以外も呼び込むため、イベントの実施や、インバウンド対策の実施により外国人利用者の増加を図っていくこととしている。

■主な都市機能

川反外町商店街など

■今後のターゲット

中心市街地内外のサラリーマン等、観光客、20～40代、外国人観光客

■関連する主な新規事業

- ・川反通りサイン・アーチ設置事業

業務・居住ゾーン

業務・居住ゾーンについては、中心市街地の恒常的な活性化を支える居住人口の増加のため、住宅リフォーム支援事業やまちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）などによる安定した定住人口の確保を目指していく。

イベント等で集まった来街者を店舗に取り込むための施策を本市における先導的な取組として進めていく。

■今後の主なターゲット

エリア内および隣接地域の既居住者、新規居住者の誘引

■関連する主な新規事業

- ・まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）

2. 中心市街地の位置及び区域

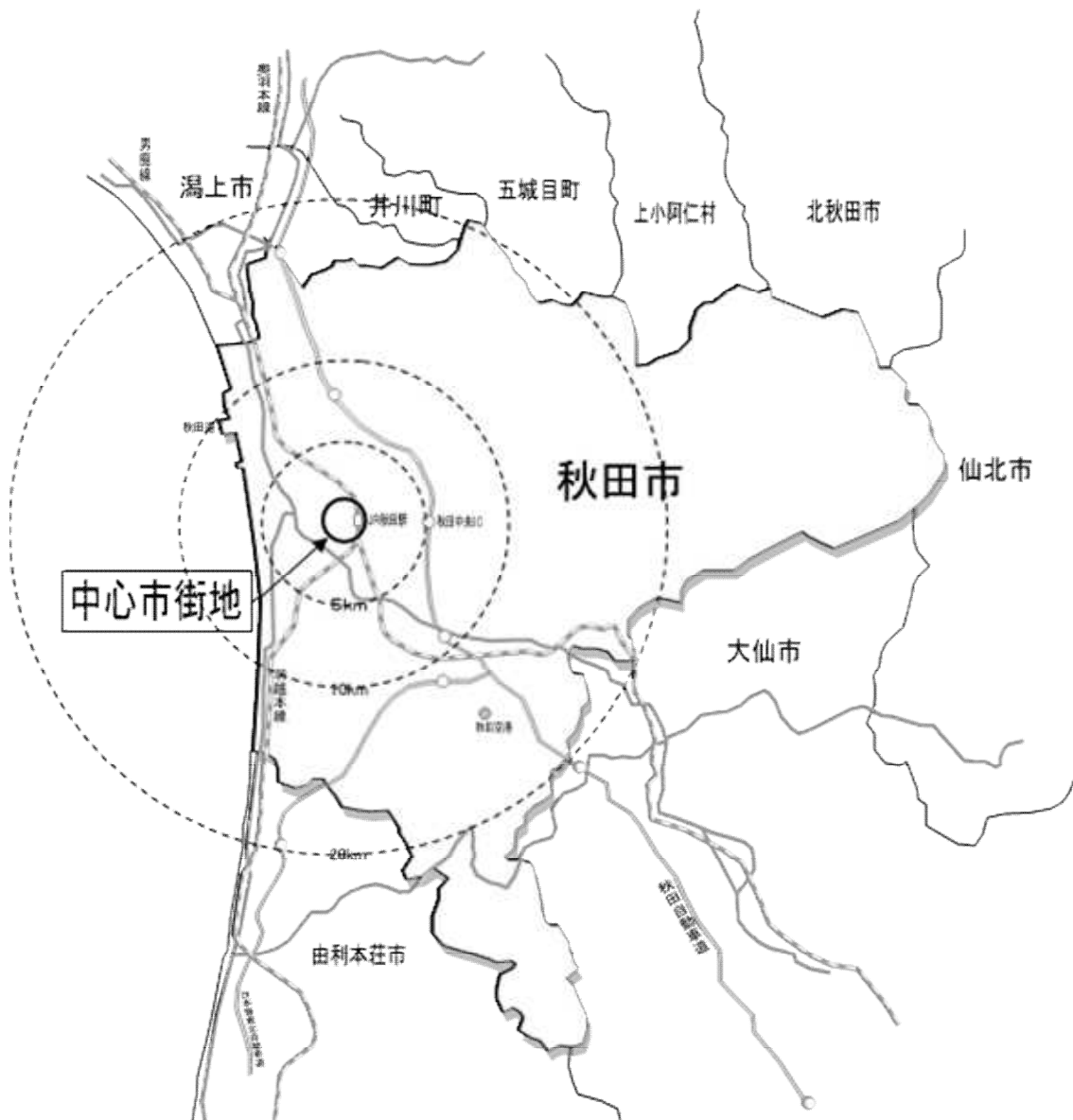
[1] 位置

位置設定の考え方

千秋公園の南側に広がる市街地一体は、久保田城下の町割りをもとに市街地を形成し、県庁、市役所など行政機関の立地を経て、商業・業務の中心となってきた地域であり、今日においても、県都秋田の顔として、本市ばかりでなく秋田広域都市圏の業務、商業、交通などにおける拠点的な役割を担う地域である。

このような歴史的経緯や都市機能上の位置付けを踏まえて、JR秋田駅から大町に至る市街地一帯を、本市における中心市街地として位置付ける。

<位置図>



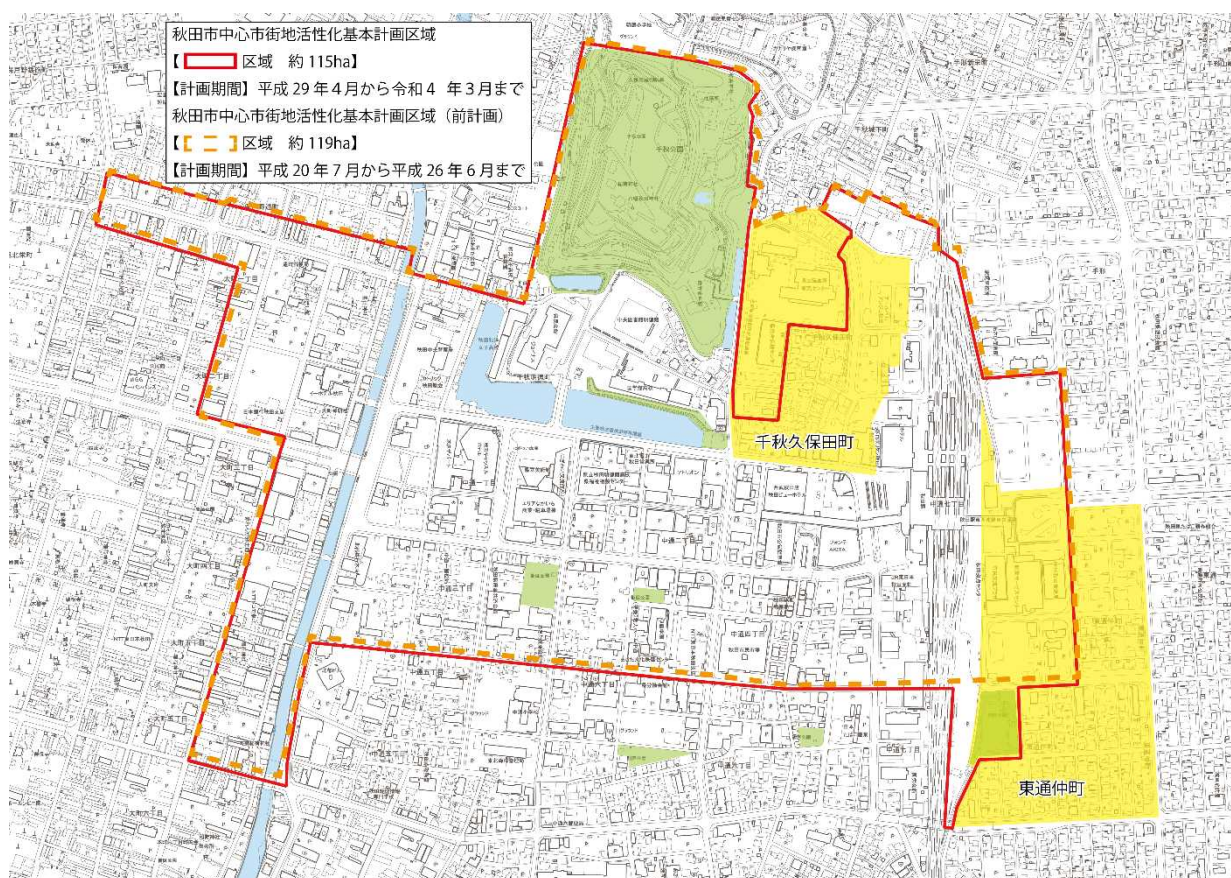
[2] 区域

区域設定の考え方

前計画区域約 119ha から千秋久保田町の一部を除き、東通仲町の一部を加えた、J R 秋田駅周辺から大町、川反外町方面に至る約 115ha の区域を、基本計画の「中心市街地」として設定する。

この区域には、本市の玄関口である J R 秋田駅をはじめ、歴史的象徴である千秋公園（久保田城跡）や都心部の中心的商店街など、本市および秋田広域都市圏の中心的な都市機能が集積している。用途地域は主に商業地域であり、土地の高度利用が期待されている区域である。また、中心市街地活性化に向けた各種事業が数多く実施又は計画されており、そのほとんどが前計画においても「中心市街地（約 119ha）」として位置付けられている。

<区域図>



[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>当該市街地は、歴史的に見て本市の中心市街地として発展した経緯があり、市民の誰もが「秋田市の顔」として認識している地区である。</p> <p>また、都市機能面での実態を見ても、主要な公共公益施設、中心的な商店街や主要な交通機関が集積しており、名実ともに本市の中心市街地としての役割を果たしている。</p> <p>●歴史的に中心的な位置付けにある。</p> <p>慶長9年（1604）に佐竹氏が現在の千秋公園の地に築城した久保田城に入城してから城下町が形成され、その後、県庁など行政機関が整備され政治の拠点となるとともに、業務施設や商業施設なども整備され、歴史的に本市の中心的な位置付けにある。</p> <p>●主要な公共公益施設が立地している。</p> <p>中心市街地内には、県民会館、県立美術館、秋田中央警察署、市立中央図書館明德館、市立千秋美術館などがあり、また、近年、社会教育施設、子育て支援施設等の複合的な機能を有する「秋田拠点センターアルヴェ」や公共公益施設、商業施設、広場等の複合拠点施設「エリアなかいち」が整備されている。</p> <p>＜公共施設分布図（再掲）＞</p>  <p>●秋田市全体に占める商業シェアが高い。</p> <p>市内にある5つの商店街振興組合のうち4商店街が当該市街地にあり、秋田市全体に占める商業シェアは高くなっている。</p> <p>＜秋田市全体に占める当該市街地の商業シェア（再掲）＞</p> <table border="1" data-bbox="491 1731 1385 1951"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>当該市街地(A)</th> <th>秋田市(B)</th> <th>A/B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗数</td> <td>332店</td> <td>2,184店</td> <td>15.2%</td> </tr> <tr> <td>売場面積</td> <td>48,820㎡</td> <td>402,748㎡</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額</td> <td>32,570百万円</td> <td>337,004百万円</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：平成26年商業統計</p>	指標	当該市街地(A)	秋田市(B)	A/B	店舗数	332店	2,184店	15.2%	売場面積	48,820㎡	402,748㎡	12.1%	年間商品販売額	32,570百万円	337,004百万円	9.7%
指標	当該市街地(A)	秋田市(B)	A/B														
店舗数	332店	2,184店	15.2%														
売場面積	48,820㎡	402,748㎡	12.1%														
年間商品販売額	32,570百万円	337,004百万円	9.7%														

●主要な公共交通機関が運行している。
 当該市街地には、秋田新幹線の発着駅であり奥羽本線と羽越本線の乗換駅となっているJR秋田駅があり、1日当たり平均乗車人員は約11,000人である。また、JR秋田駅は市内路線バスの起終点となっており、広域交通ターミナルとなっている。

第2号要件
 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

前述のとおり、当該市街地は、名実ともに本市の顔であり中心市街地としての役割を果たしてきたが、近年、大型店の閉店や郊外大型店の出店等により商業機能は低下し、また、低未利用地や空き家・空きビルも増加しており、このまま推移すれば、中心市街地の空洞化は一層進行し、機能的な都市活動の確保や経済活力の維持に支障が生じることが危惧される。

●小売店舗数、売場面積等が減少し、商業活力が停滞している。
 平成22年の秋田ニューシティ閉店、イトーヨーカドー秋田店撤退、平成24年のイーホテルショッピングモール閉店など、近年、当該市街地の商業施設の閉店、撤退が多く見られ、商業機能の衰退が続いている。

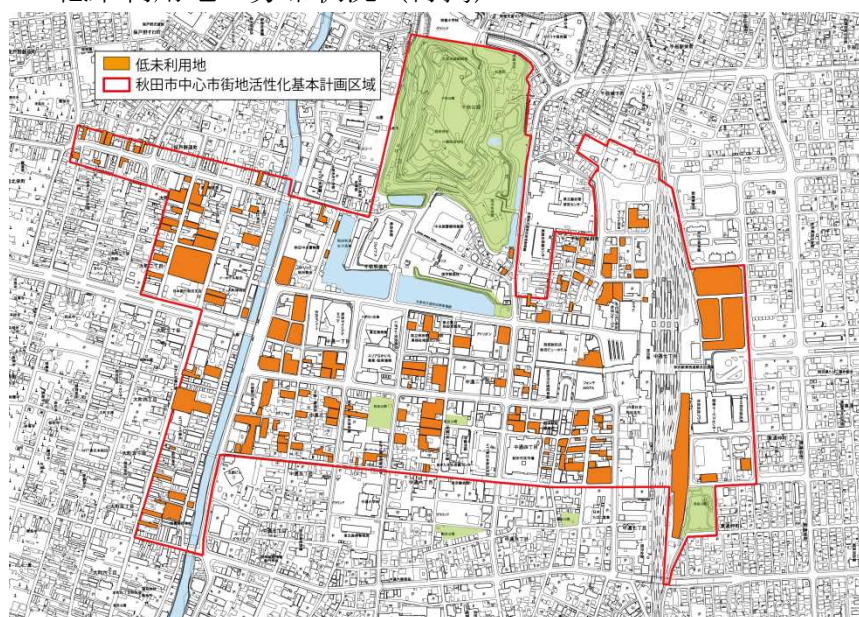
<当該市街地における商業動向（再掲）>

指標	平成19年	平成26年	増加率
店舗数	534店	332店	▲37.8%
売場面積	81,519㎡	48,820㎡	▲40.1%
年間商品販売額	49,695百万円	32,570百万円	▲34.5%

資料：商業統計

●低未利用地が多くある。
 当該市街地には、空き地や平面駐車場などの低未利用地が約13haあり、中心市街地区域面積の約1割強を占めている。

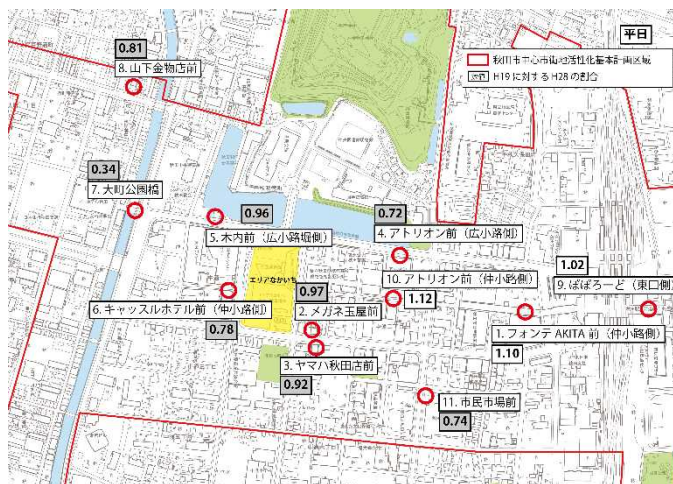
<低未利用地の分布状況（再掲）>



●歩行者・自転車通行量の増加が広がりを見せていない。

「エリアなかいち」の整備等により、休日の新たな人の流れが創出されたが、その波及効果の範囲は一部の地域にとどまり、また平日の歩行者・自転車通行量は微増にとどまるなど、年間を通した恒常的なにぎわい創出には至っていない。

<平日の歩行者・自転車通行量の増加率（H28/H19）（再掲）>



第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

当該市街地は、上位関連計画において、「コンパクトシティの核」、「県都秋田の顔」として、また、都心機能が集約した「都心・中心市街地」の形成を図るべき地区として位置付けられ、まちづくりに関する各種の施策が展開されていることから、秋田市およびその周辺の地域の発展を推進する方策の一つとして、当該市街地における都市機能の増進および経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが有効かつ適切であるといえる。

また、「芸術文化ゾーンの形成」や「日本版CCRC構想」といった新たなまちの魅力や価値を創造することも、秋田市およびその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると考えられる。

■第13次秋田市総合計画（平成28年度～令和2年度）

○中心市街地は「本市をイメージする“顔”」および「コンパクトシティの核」として位置付けられている。

○中心市街地の活性化：中心市街地を居住や集会、芸術・文化活動・イベントなど、人々が集い、憩い、つながる多機能空間として整備する。

- ・公共交通の充実によるアクセス性の向上
- ・回遊性の高い快適な歩行者空間の形成
- ・集客力のあるソフト施策の展開

■秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年度～令和元年度)

○人口ビジョン 2010年：約32万人 ⇒2040年：約26万人

○芸術・文化によるまちおこし：県・市連携文化施設を「県都の顔」となる施設として整備し「芸術文化ゾーン」を形成。

○日本版CCRC構想：東京圏から高齢者が移住し、健康でアクティブな生活を送ることができる地域づくりについて、民間への支援を検討。

- コンパクトシティの形成：立地適正化計画を策定し、都市機能誘導と居住誘導を図り、コンパクトな市街地を形成。
- 秋田市総合都市計画（平成23年度～令和12年度）
- 都心機能が集約した「都心・中心市街地」の形成：全県全市を対象とする広域的な行政、金融等の中枢業務、商業、文化、教育、アメニティ等の高次都市機能の集積した地域。

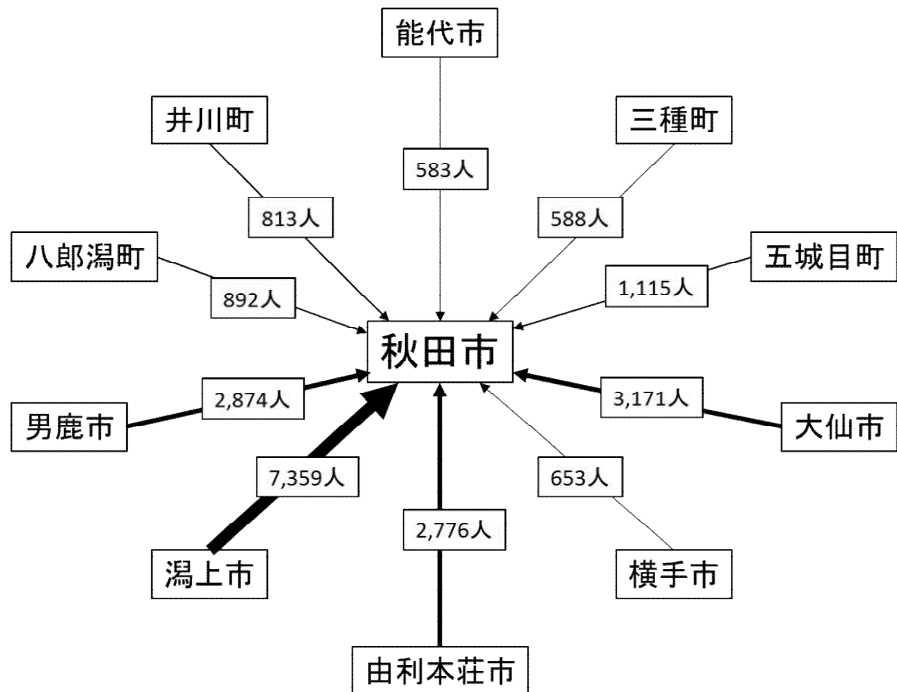
また、秋田市の商圈や通勤通学圏は広域に及んでいることから、商業・業務施設などが集積する当該市街地を活性化することは、本市ばかりでなくその周辺の地域や全県の発展にとって有効かつ適切であると考えられる。

＜秋田市拠点地区の商圈を構成する市町村＞

分類	一次商圈 (30%以上)	二次商圈 (10%以上30%未満)	三次商圈 (5%以上10%未満)
最寄品	秋田市	大潟村、潟上市、大仙市	男鹿市、五城目町、由利本荘市、八郎潟町、井川町
買回品	秋田市、大潟村、潟上市、井川町、男鹿市、八郎潟町、五城目町	上小阿仁村、大仙市、にかほ市、由利本荘市、三種町、八峰町	仙北市、藤里町、能代市、北秋田市

資料：「平成23年度秋田県買い物動向調査報告書」
(秋田県 平成24年2月)

＜通勤通学流動図＞



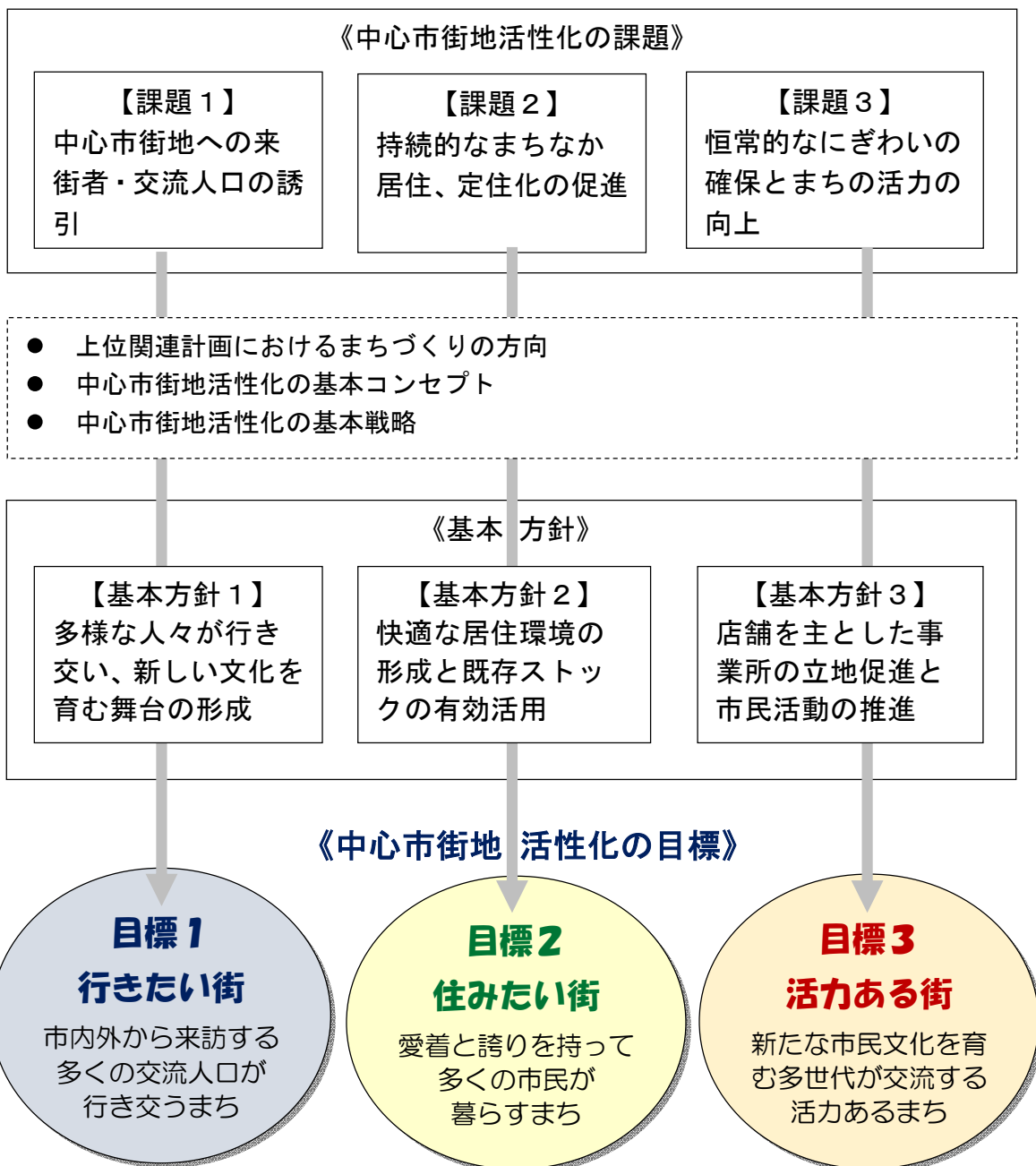
資料：「平成22年国勢調査」

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地が抱える課題の解決に向けて、1 [6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）の下、「既存地域資源の活用促進」と「新たなまちの魅力・価値の創出」に関する事業を同時並行で進めることにより、以下の3つの魅力を併せ持った中心市街地の形成を目指すものとする。

- ① 市内外から来訪する多くの交流人口が行き交うまち（目標1『行きたい街』）
- ② 愛着と誇りを持って多くの市民が暮らすまち（目標2『住みたい街』）
- ③ 新たな市民文化を育む多世代が交流する活力あるまち（目標3『活力ある街』）



[2] 計画期間の考え方

計画期間は、既に進捗している事業および本計画に位置付けた事業が完了するまでの時期を考慮し、平成29年4月から令和4年3月末までとする。

[3] 目標指標の設定の考え方

前計画を踏まえ、3つの方針・目標を設定するが、新たなまちの魅力・価値の創出や既存資源の更なる活用促進を重視する観点から、目標指標を以下のように見直した。

- ① 「行きたい街」の目標指標として、前計画で設定し、目標を達成した「歩行者・自転車通行量（休日）」に、年間を通した恒常的なにぎわいの創出を反映する「平日」を加え、その平均値とする。また、主要事業として実施するあきた芸術劇場整備の効果等を見込んで、新たに「芸術文化施設利用者数」を目標指標として設定する。
- ② 「住みたい街」の目標指標は、前計画では「定住人口」を位置付けていたが、活性化に向けた取組による効果を明確にするため、「中心市街地における人口の社会増加数」を位置付ける。
- ③ 「活力ある街」の目標指標は、店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進を図ることによる活力向上を目指す観点から、「商業集積促進関連制度利用件数」と「市民活動等施設利用件数」を位置付ける。

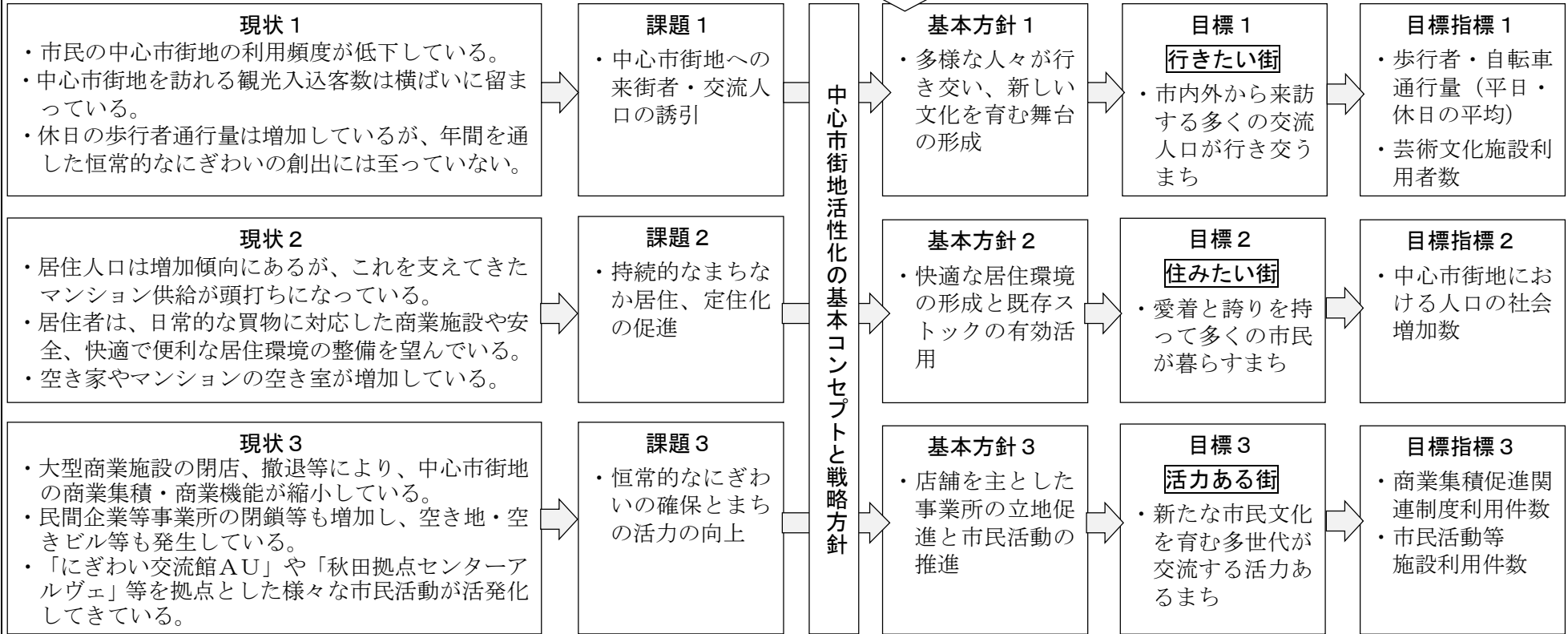
中心市街地 活性化の目標	基本方針	目標指標	最新値	新計画 基準値	新計画 目標値
行きたい街	多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成	歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）	32,484人 (H28)	32,484人 (H28)	35,000人 (R3)
		芸術文化施設利用者数（1日当たり）	966人/日 (H27)	966人/日 (H27)	1,530人/日 (R3)
住みたい街	快適な居住環境の形成と既存ストックの有効活用	中心市街地における人口の社会増加数（累計）	-3人 (H28)	26人 (H24～H28の累計)	240人 (H29～R3の累計)
活力ある街	店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進	商業集積促進関連制度利用件数（累計）	10件 (H27)	34件 (H23～H27の累計)	50件 (H29～R3の累計)
		市民活動等施設利用件数	20,196件 (H27)	20,196件 (H27)	20,800件 (R3)

なお、中心市街地の現状、課題の分析から基本方針、目標、指標の設定に至る流れは、次ページの図のように整理される。

《中心市街地の現状、課題、方針、目標、指標（まとめ）》

中心市街地活性化の
基本コンセプト

千秋公園（久保田城跡）と連携した城下町ルネッサンス（中心市街地再生）
～新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成～



中心市街地
活性化の
基本戦略

A 既存地域資源の活用促進

- ① 中心市街地活性化を牽引する「エリアなかいち」の更なる利用促進と活性化効果の波及誘導（＝前計画事業の効果拡大）
- ② 低未利用地や空きビル等の利用促進による、新たな都市機能施設、住宅等の導入（＝潜在資源の活用）
- ③ 「にぎわい交流館AU」、「秋田拠点センターアルヴェ」等を拠点とした多彩な市民活動の更なる活性化（＝「市民力」の活用）

B 新たなまちの魅力・価値の創出

- ④ あきた芸術劇場や既設芸術文化施設等で構成する「芸術文化ゾーン」の形成による新たなまちの魅力とにぎわいの創出（＝新たなまちの魅力・価値の創出）
- ⑤ 日本版CCRC構想の推進や集いの場の創出による、多世代交流のまちづくりの推進（＝元気な高齢者の移住促進）
- ⑥ 秋田杉等の地域資源を活かした木目調建築物の普及など「ぬくもりのある街」づくりの推進（＝景観・美観の形成）

①行きたい街（歩行者・自転車通行量、芸術文化施設利用者数）

(1) 歩行者・自転車通行量

目標指標	最新値 (H28)	新計画 基準値 (H28)	新計画 目標値 (R3)
歩行者・自転車通行量 (平日・休日の平均)	32,484 人	32,484 人	35,000 人

■設定の方法

基準値：平成 28 年の歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）

目標値：令和 3 年の歩行者・自動車通行量（平日・休日の平均）

- ||
 ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計
 +
 イ) あきた芸術劇場整備事業による増加
 +
 ウ) 秋田市文化創造館事業による増加
 +
 エ) 街なか居住人口増加に伴う増加
 +
 オ) 旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備による増加

ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計

過去の実績をもとに、平日・休日それぞれの歩行者・自転車通行量を回帰式（平成 14 年から 28 年における全 11 調査地点合計値）に当てはめ、令和 3 年の推計値を算出する。

右表より過去の実績から令和 3 年の通行量を推計すると、

32,191 人

年度		平日	休日	1日平均
実績値	平成14年	36,621	29,383	34,553
	平成15年			
	平成16年			
	平成17年	38,880	34,410	37,603
	平成18年			
	平成19年	32,854	31,157	32,369
	平成20年	31,624	32,668	31,922
	平成21年	31,879	33,440	32,325
	平成22年	35,047	35,034	35,043
	平成23年	36,161	33,345	35,356
	平成24年	32,426	35,777	33,383
	平成25年	34,998	46,282	38,222
	平成26年			
	平成27年	29,420	35,056	31,030
平成28年	31,745	34,331	32,484	
推計値	平成29年	51,598	34,353	46,671
	平成30年	31,473	34,480	32,332
	令和元年	31,355	34,600	32,282
	令和2年	31,244	34,714	32,235
	令和3年	31,139	34,822	32,191

単位：人

※1日平均＝（平日×5＋休日×2）÷7

※平成 25 年は特異値と判断されるため、また、平成 26 年は調査地点・時期が異なるため、推計には用いないものとする。

イ) あきた芸術劇場整備事業による増加

あきた芸術劇場整備事業により、新たに、市文化会館における大ホール、第一会議室、リハーサル室、第一練習室、第二練習室、託児室に相当する施設が中心市街地内に整備される。したがって、市文化会館の利用者を参考に、増加数を算出する。また各交通手段利用者の施設までの通過地点は以下のとおり仮定する。

■推定の条件

自動車利用者は、より近い駐車場を利用する。

最寄りのエリアなかいち駐車場の収容台数は 507 台であり、周辺駐車場の平均稼働率が 76.7% (低未利用地アンケート：平成 28 年 4 月実施より) であることから、388 台が通常利用されていると推計する。残り 119 台分をあきた芸術劇場利用者が利用する。

平成 22 年道路交通センサスより、1 台当たりの乗車人員は 1.3 人

以上から、自動車利用者のうち、154 人 (119×1.3 人=154 人) はエリアなかいち駐車場を利用するため、歩行者・自転車通行量調査地点を通過しない。

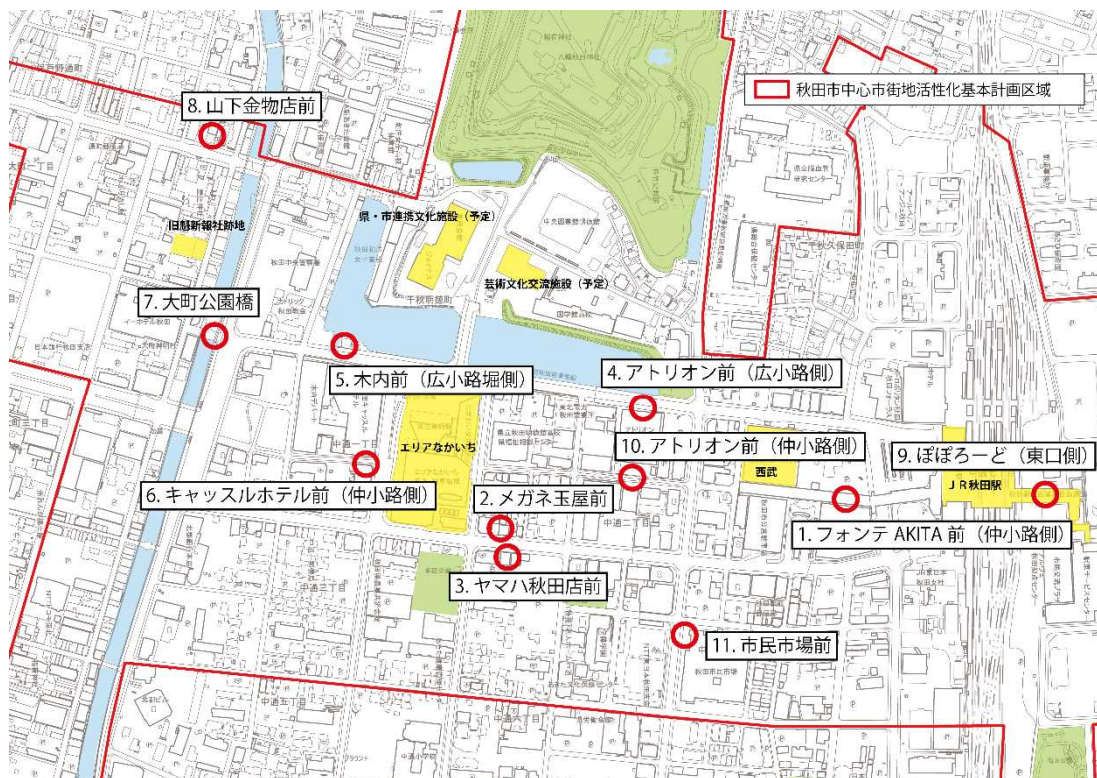
残りの周辺駐車場利用者は、徒歩自転車利用者と同様調査地点 4 または調査地点 5 を通過する。

鉄道およびバス利用者は各地から秋田駅で下車後、徒歩で調査地点 1 および調査地点 10 を通過する。

自転車および徒歩では、周辺住宅地から直接施設へ向かうと仮定し、東西より調査地点 4 または調査地点 5 を通過する。

また、平成 18 年に秋田県が実施した「中央街区にぎわいサポート事業」の調査結果から、中央街区利用者のうち、約 20% が周辺を回遊すると判断できる。したがって、自動車・自転車・徒歩による利用者の 20% が中心市街地を回遊すると仮定する。※小数点以下切捨て。

図 歩行者・自転車通行量調査 調査地点



イ) による増加人数

平成 27 年度における、市文化会館利用者のうち、前ページ記載の施設の利用者数合計は、187,282 名。

これが、中心市街地における純増数となる。

1 日あたりに割り返すと、 $187,282 \div 365 \div 513$ (人)

この 513 人に以下内訳の割合(利用交通手段割合・補正值)を乗じる。各調査地点を往復し、さらに一部が中心市街地内を回遊するものと仮定する。

市民アンケートより割合は以下のとおり。

【参考：芸術・文化施設の利用者の主な利用交通手段割合（市民アンケート・平成 28 年 1 月実施）】

結果	鉄道	バス	タクシー	自動車	バイク	自転車	徒歩	その他	無回答	合計
回答者数	6	18	1	71	0	5	9	0	1	111
割合	5.4%	16.2%	0.9%	63.9%	0.0%	4.5%	8.1%	0.0%	0.9%	100.0%

その際、タクシーはバスと、バイクは自転車と、それぞれ同様な動線となると想定し合算する。さらにその他と無回答については、各交通手段の割合で按分する。

【参考：芸術・文化施設の利用者の主な利用交通手段割合・補正值（市民アンケート・平成 28 年 1 月実施）】

結果	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
回答者数	71	6	19	5	9	110
割合	64.5%	5.4%	17.2%	4.5%	8.1%	100.0%

※小数点以下第 2 位を切捨て処理しているため実数の合計が補正前と合致しない場合や、割合の合計が 100%にならない場合がある。

自動車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自動車利用者割合} - \text{エリアなかいち駐車場利用者} = a$$

エリアなかいち駐車場を利用できない自動車利用者は周辺の時間貸駐車場を利用するものとし、駐車場から施設までの経路として、調査地点 4 または調査地点 5 を通過すると仮定する。

したがって、調査地点 4、調査地点 5 の通行量はそれぞれ、 $a \div 2$

また、自動車利用者のうち 20% が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点 10 を通過すると仮定すれば、調査地点 10 の増加数は $a \times 20\%$

ゆえに、自動車利用者による増加数は、 $\frac{a}{2} + \frac{a}{2} + 0.2a$ となるので、

$a = 513 \text{ 人} \times 64.5\% - 154 = 176 \text{ 人}$ $(176 \div 2) + (176 \div 2) + (176 \times 20\%) = 211 \text{ 人}$ <p style="text-align: right;">※小数点以下切捨て</p>

鉄道

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{鉄道利用者割合} = b$$

鉄道利用者は秋田駅から徒歩にて移動し、あきた芸術劇場までの経路として、調査地点1、調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量はbとなる。

ゆえに、鉄道利用者による増加数は、 $b+b$ となるので、

$$\begin{aligned} b &= 513 \text{ 人} \times 5.4\% = 27 \text{ 人} \\ 27 \text{ 人} + 27 \text{ 人} &= 54 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

バス

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{バス利用者割合} = c$$

鉄道利用者と同様に、秋田駅からあきた芸術劇場までの経路として、調査地点1および調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量はcとなる。

ゆえに、バス利用者による増加数は、 $c+c$ となるので、

$$\begin{aligned} c &= 513 \text{ 人} \times 17.2\% = 88 \text{ 人} \\ 88 \text{ 人} + 88 \text{ 人} &= 176 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

自転車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自転車利用者割合} = d$$

あきた芸術劇場への自転車での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $d \div 2$

自転車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、地点10の増加数は $d \times 20\%$ となる。

ゆえに、自転車利用者による増加数は、 $\frac{d}{2} + \frac{d}{2} + 0.2d$ となるので、

$$\begin{aligned} d &= 513 \text{ 人} \times 4.5\% = 23 \text{ 人} \\ 23 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 11 \text{ 人} \\ 11 \text{ 人} + 11 \text{ 人} + 4 \text{ 人} &= 26 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

徒歩

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{徒歩移動者割合} = e$$

自転車利用者と同様に、あきた芸術劇場への徒歩での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $e \div 2$

自動車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点10の増加数は $e \times 20\%$ となる。

ゆえに、徒歩移動者による増加数は、 $\frac{e}{2} + \frac{e}{2} + 0.2e$ となるので、

513 人	×	8.1%	=	41 人
41 人	÷	2 地点	=	20 人
20 人	+	20 人	+	8 人
				= 48 人
※小数点以下切捨て				

したがって、あきた芸術劇場の整備により見込まれる歩行者・自転車通行量の増加数は、

$$211 \text{ 人} + 54 \text{ 人} + 176 \text{ 人} + 26 \text{ 人} + 48 \text{ 人} = 515 \text{ 人}$$

$$\text{以上より } 515 \text{ 人} \times 2 \text{ (1 往復)} = \underline{1,030 \text{ 人}}$$

調査地点	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
増加数	176	27	88	23	41	355
調査地点1		27	88			115
調査地点2						0
調査地点3						0
調査地点4	88			11	20	119
調査地点5	88			11	20	119
調査地点6						0
調査地点7						0
調査地点8						0
調査地点9						0
調査地点10	35	27	88	4	8	162
調査地点11						0
合計	211	54	176	26	48	515

※小数点以下を切捨て処理しているため増加数の合計が元の数値と合致しない場合がある。

ウ) 秋田市文化創造館整備事業による増加

新施設には、展示ギャラリー（1階）、レジデンスホール（2階、3階）を整備する。

・展示ギャラリー

新施設展示ギャラリーについては、にぎわい交流館展示ホールの利用者数と同等と見込むものとする。

新施設展示ギャラリー利用者数見込み

= にぎわい交流館展示ホールの利用者数 85,869 人(平成 27 年度実績)

・レジデンスホール

また、新施設レジデンスホールについては、平日の創作活動とその活動の成果を披露する休日の入館者で利用者数を見込む。

1 年を 365 日、年間の祝祭日日数を 15 日(元日は年末年始に含むため除く)とし、施設の稼働日数を年末年始(土日を含む 7 日間とする)を除く 358 日とすると、稼働日のうち平日の日数は

$358 \text{ 日} \div 7 \text{ 日} \times 5 \text{ 日} - 15 \text{ 日} = 241 \text{ 日}$

休日の日数は

$358 \text{ 日} - 241 \text{ 日} = 117 \text{ 日}$

となる。これにより、平日・休日それぞれの利用者数を求めると、

【平日】

1 回当たりの作家および参加者の合計人数を 40 人とする。

(アトリエももさだのガラス工芸のワークショップにおける実績より)

稼働率を、にぎわい交流館アート工房の平成 27 年度実績から 77.5%とする。

これより、

$241 \text{ 日} \times 77.5\% \times 40 \text{ 人} = 7,471 \text{ 人}$

【休日】

市文化会館の小ホールを活用した、舞踊や舞踏、演劇等のイベント入館者を参考として、1 回(1 上演)当たりの利用者を 250 人とする。

実績より、1 回のイベントで、1 日当たり 2 回上演とすると、

$250 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} / \text{日} = 500 \text{ 人}$

稼働率を、文化会館小ホール平成 27 年度実績(休日)から、72.6%とする。

$500 \text{ 人} \times 117 \text{ 日} \times 72.6\% = 42,471 \text{ 人}$

【年間】

$7,471 \text{ 人(平日)} + 42,471 \text{ 人(休日)} = 49,942 \text{ 人}$

以上より、新施設利用者数見込みは、

$85,869 \text{ 人} + 49,942 \text{ 人} = 135,811 \text{ 人}$ となる。

1 日当たりに割り返すと、

$135,811 \text{ 人} \div 365 = 372 \div 370 \text{ 人}$

この 370 人が以下の内訳により、各調査地点を往復し、さらに一部が中心市街地内を回遊するものと仮定する。※イ)と同様の交通手段割合による

自動車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自動車利用者割合} - \text{エリアなかいち駐車場利用者} = a$$

エリアなかいち駐車場を利用できない自動車利用者は周辺の時間貸駐車場を利用するものとし、駐車場から施設までの経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $a \div 2$

また、自動車利用者のうち20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点10の増加数は $a \times 20\%$ となる。

ゆえに、自動車利用者による増加数は、 $\frac{a}{2} + \frac{a}{2} + 0.2a$ となるので、

$$\begin{aligned} a &= 370 \text{ 人} \times 64.5\% - 154 = 84 \text{ 人} \\ (84 \div 2) + (84 \div 2) + (84 \times 20\%) &= 100 \text{ 人} \end{aligned}$$

※小数点以下切捨て

鉄道

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{鉄道利用者割合} = b$$

鉄道利用者は秋田駅から徒歩にて移動し、あきた芸術劇場までの経路として、調査地点1、調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量は b となる。

ゆえに、鉄道による利用者増加数は、 $b+b$ となるので、

$$\begin{aligned} b &= 370 \text{ 人} \times 5.4\% = 19 \text{ 人} \\ 19 \text{ 人} + 19 \text{ 人} &= 38 \text{ 人} \end{aligned}$$

※小数点以下切捨て

バス

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{バス利用者割合} = c$$

鉄道利用者と同様に、秋田駅から、あきた芸術劇場までの経路として、調査地点1、調査地点10を通過すると仮定する。調査地点1および調査地点10は同一経路上であるため、それぞれの通行量は c となる。

ゆえに、バス利用者による増加数は、 $c+c$ となるので、

$$\begin{aligned} c &= 370 \text{ 人} \times 17.2\% = 63 \text{ 人} \\ 63 \text{ 人} + 63 \text{ 人} &= 126 \text{ 人} \end{aligned}$$

※小数点以下切捨て

自転車

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{自転車利用者割合} = d$$

あきた芸術劇場への自転車での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $d \div 2$

自転車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点の増加数は $d \times 20\%$ となる。

ゆえに、自転車利用者による増加数は、 $\frac{d}{2} + \frac{d}{2} + 0.2d$ となるので、

$$\begin{aligned} d &= 370 \text{ 人} \times 4.5\% = 16 \text{ 人} \\ 16 \text{ 人} &\div 2 \text{ 地点} = 8 \text{ 人} \\ 8 \text{ 人} + 8 \text{ 人} + 3 \text{ 人} &= 19 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

徒歩

$$\frac{\text{純増数}}{365 \text{ 日}} \times \text{徒歩移動者割合} = e$$

自転車利用者と同様に、あきた芸術劇場への徒歩での経路として、調査地点4または調査地点5を通過すると仮定する。

したがって、調査地点4、調査地点5の通行量はそれぞれ、 $e \div 2$

自動車利用者のうち、20%が周辺を回遊することから、回遊ルートとして、調査地点10を通過すると仮定すれば、調査地点10の増加数は $e \times 20\%$ となる。

ゆえに、徒歩移動者による増加数は、 $\frac{e}{2} + \frac{e}{2} + 0.2e$ となるので、

$$\begin{aligned} e &= 370 \text{ 人} \times 8.1\% = 29 \text{ 人} \\ 29 \text{ 人} &\div 2 \text{ 地点} = 14 \text{ 人} \\ 14 \text{ 人} + 14 \text{ 人} + 5 \text{ 人} &= 33 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

したがって、秋田市文化創造館の整備により見込まれる歩行者・自転車通行量の増加数は、

合計

100人 + 38人 + 126人 + 19人 + 33人 = 316人

以上より 316人 × 2 (1往復) = 632人

調査地点	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
増加数	84	19	63	16	29	211
調査地点1		19	63			82
調査地点2						0
調査地点3						0
調査地点4	42			8	14	64
調査地点5	42			8	14	64
調査地点6						0
調査地点7						0
調査地点8						0
調査地点9						0
調査地点10	16	19	63	3	5	106
調査地点11						0
合計	100	38	126	19	33	316

※小数点以下を切捨て処理しているため増加数の合計が元の数値と合致しない場合がある。

エ) 街なか居住人口増加に伴う増加

「②住みたい街」で算出する平成28年度から令和3年度までの人口増加数240人
 中心市街地居住者の中心市街地内店舗利用割合 平日39.2% 休日25.5%*

平日:240人 × (32.8%+6.4%) × 5 = 470人

休日:240人 × (21.6%+3.9%) × 2 = 122人

470人 + 122人 = 592人

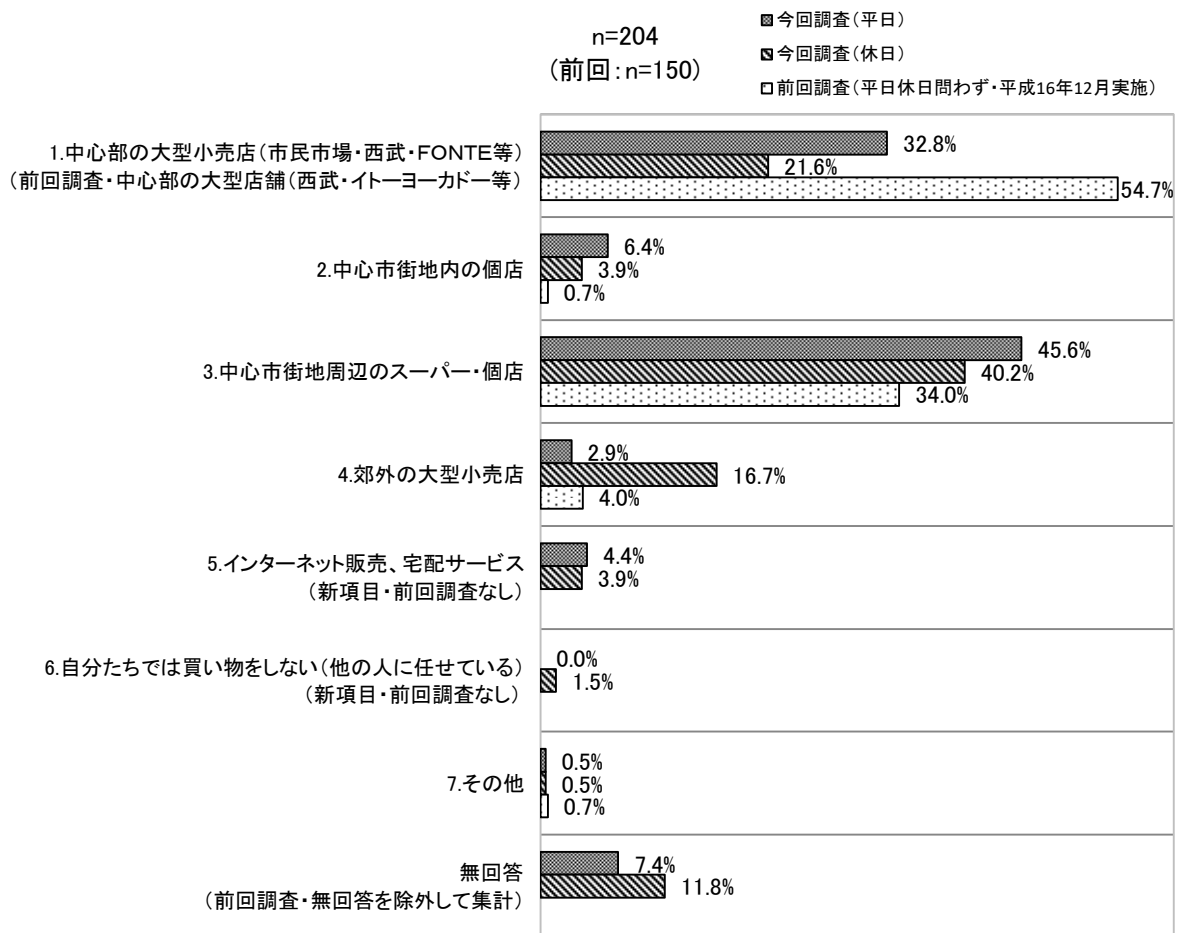
これを1日あたりに割り返すと

592人 ÷ 7 = 84人

西武・フォンテ間の調査地点1および、市民市場前である調査地点11を通過するものと仮定する。さらに通過が想定される各調査地点において、往復するものと仮定し

84人 × 2 × 2 = **336人**

※中心市街地における居住に関するアンケート（平成28年2月）より



オ) 旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備による増加

旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備（予定店舗面積 600 m²）における店舗面積当たりの日來客数は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示 16 号）に規定する「店舗面積当たり日來客数原単位」を求める計算式に準拠して当てはめることにより算出する。また各交通手段利用者の施設までの通過地点を以下のとおり仮定する。

※旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備は予定店舗面積が 600 m²であることから、大規模小売店舗には該当しないが、来客数を算出するために以下の計算式を準拠して当てはめる。

■推定の条件

自動車利用者は、当該商業施設により近い（あるいは併設）駐車場を利用するため、歩行者・自転車通行量調査地点を通過しない。

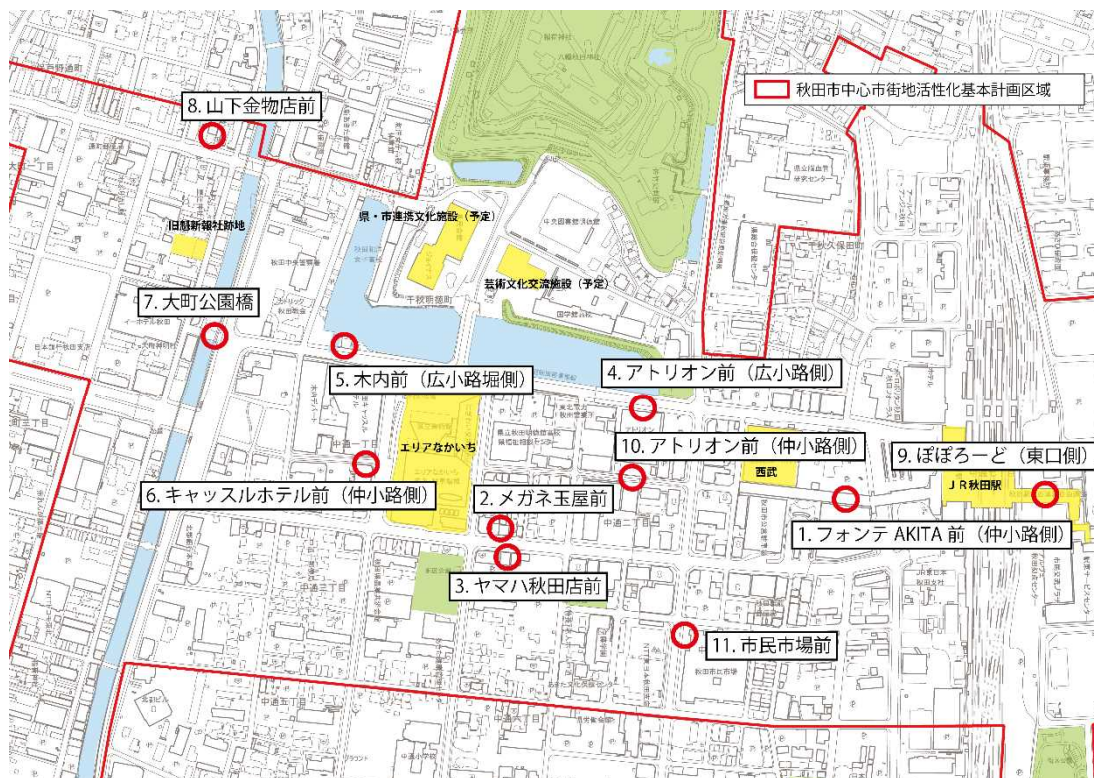
バス利用者は各地から大町公園橋周辺のバス停で下車後、徒歩で調査地点 7 を通過する。

鉄道利用者は秋田駅からバスに乗って当該商業施設を利用すると仮定する。

自転車および徒歩では、周辺住宅地から直接施設へ向かうと仮定し、南北より調査地点 7 または調査地点 8 を通過する。

また、平成 18 年に秋田県が実施した「中央街区にぎわいサポート事業」の調査結果から、中央街区利用者のうち、約 20%が秋田駅方面に回遊すると判断できる。したがって、自動車・自転車・徒歩による利用者の 20%が中心市街地を回遊すると仮定し、調査地点 8 を通過するとする。※小数点以下切捨て。

図 歩行者・自転車通行量調査 調査地点



オ) による増加数

秋田市の人口は 40 万人未満であることから、以下のとおり約 650 人/日となる。

【参考：店舗面積当たり日来客数原単位計算方法（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針）】

A：店舗面積当たり日来客数原単位		
	商業地区	その他地区
人口40万人以上	1,500 - 20S (S < 20)	1,400 - 40S (S < 10)
	1,100 (S ≥ 20)	1,000 (S ≥ 10)
人口40万人未満	1,100 - 30S (S < 5)	
	950 (S ≥ 5)	

(単位：人/千㎡)

Sは店舗面積(千㎡)

日来客数原単位(S=0.6→0.6<5)

$$1,100-30 \times 0.6 = 1,082 \text{ 人/千㎡}$$

$$\text{店舗面積当たり日来客数原単位 } 1,082 \text{ 人/千㎡} \times 0.6 \text{ 千㎡} = 649 \div 650 \text{ 人/日}$$

この 650 人に以下内訳の割合（補正值）を乗じる。各調査地点を往復し、さらに一部が中心市街地内を回遊するものと仮定する。

※イ)と同様に通行量を推定するが、鉄道利用者は秋田駅からバスに乗って当該商業施設を利用すると仮定し、鉄道利用者をバス利用者に合算する。

市民アンケートより割合は以下のとおり。

【参考：商業施設利用者（買物）の主な利用交通手段割合（市民アンケート・平成 28 年 1 月実施）】

結果		鉄道	バス	タクシー	自動車	バイク	自転車	徒歩	その他	無回答	合計
回答者数	買い物(食料品)	6	28	2	107		11	24	1	2	181
	買い物(日用品)	3	23	0	55		10	23	0	2	116
	買い物(服飾品等)	7	35	0	130		11	17	1	1	202
	買い物(その他)	4	28	3	72		13	15	1	2	138

【参考：商業施設利用者（各種買物合算）の主な利用交通手段割合（市民アンケート・平成 28 年 1 月実施）】

結果	鉄道	バス	タクシー	自動車	バイク	自転車	徒歩	その他	無回答	合計
回答者数	20	114	5	364	0	45	79	3	7	637

その際、タクシーはバスと、バイクは自転車と、それぞれ同様な動線となると想定し合算する。さらにその他と無回答については、各交通手段の割合で按分する。

【参考：商業施設利用者（各種買物合算）の主な利用交通手段割合・補正值（市民アンケート・平成 28 年 1 月実施）】

結果	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	合計
回答者数	369	20	120	45	80	634
割合	58.2%	3.1%	18.9%	7.0%	12.6%	100.0%

※小数点以下第 2 位を切捨て処理しているため実数の合計が補正前と合致しない場合や、割合の合計が 100%にならない場合がある。

自動車

$$\text{日來客数} \times \text{自動車利用者割合} = a$$

自動車利用者は最寄りの駐車場を利用すると仮定する。そのため、来店のために調査地点は通過しない。ただし、20%が周辺を回遊することから、通町商店街側最寄り調査地点8の通行量を $a \times 0.2$ とする。

ゆえに、自動車利用者による増加数は、 $0.2a$ となるので、

$$\begin{aligned} a &= 650 \text{ 人} \times 58.2\% = 378 \text{ 人} \\ 378 \text{ 人} \times 0.2 &= 75 \text{ 人} \end{aligned}$$

※小数点以下切捨て

バス・鉄道

$$\text{日來客数} \times (\text{バス利用者割合} + \text{鉄道利用者割合}) = b$$

バス利用者は最寄りのバス停を利用し、鉄道利用者は秋田駅からバスに乗り換え、最寄りバス停で下車すると仮定する。最寄りバス停から商業施設へは調査地点7のみ通過するため、調査地点7の増加数は b となる。そのうち、20%が周辺を回遊することから、調査地点8での増加数は $b \times 0.2$ となる。

ゆえに、バス・鉄道利用者による増加数は、 $b + 0.2b$ となるので、

$$\begin{aligned} b &= 650 \text{ 人} \times (3.1\% + 18.9\%) = 143 \text{ 人} \\ 143 \text{ 人} \times 0.2 &= 28 \text{ 人} \\ 143 \text{ 人} + 28 \text{ 人} &= 171 \text{ 人} \end{aligned}$$

※小数点以下切捨て

自転車

$$\text{自転車による来客数} = \text{日來客数} \times \text{自転車利用者割合} = c$$

自転車利用者は各方面から、調査地点7または調査地点8を通過すると仮定する。

したがって、各調査地点の増加数は $c \div 2$

そのうち、20%が周辺を回遊するため、調査地点8はさらに $c \times 0.2$ 増となる。

ゆえに、自転車利用者による増加数は、 $\frac{c}{2} + \frac{c}{2} + 0.2c$ となるので、

$$\begin{aligned} c &= 650 \text{ 人} \times 7.0\% = 45 \text{ 人} \\ 45 \text{ 人} \div 2 \text{ 地点} &= 22 \text{ 人} \\ 22 \text{ 人} + 22 \text{ 人} + 9 \text{ 人} &= 53 \text{ 人} \end{aligned}$$

※小数点以下切捨て

徒歩

徒歩による来客数は **日來客数 × 徒歩移動者割合 = d**

徒歩移動者は自転車利用者同様、各方面から調査地点7または調査地点8を通過すると仮定する。したがって、各調査地点の増加数は $d \div 2$

そのうち、20%が周辺を回遊するため、調査地点8はさらに $d \times 0.2$ 増となる。

ゆえに、徒歩移動者による増加数は、 $\frac{d}{2} + \frac{d}{2} + 0.2d$ となるので、

$$\begin{aligned} d &= 650 \text{ 人} \times 12.6\% = 81 \text{ 人} \\ 81 \text{ 人} &\div 2 \text{ 地点} = 40 \text{ 人} \\ 40 \text{ 人} &+ 40 \text{ 人} + 16 \text{ 人} = 96 \text{ 人} \\ &\text{※小数点以下切捨て} \end{aligned}$$

したがって、旧秋田魁新報社跡地への商業施設整備により見込まれる歩行者・自転車通行量の増加数は、

$$75 \text{ 人} + 171 \text{ 人} + 53 \text{ 人} + 96 \text{ 人} = 395 \text{ 人}$$

$$\text{以上より } 395 \times 2 \text{ (1往復)} = \underline{790 \text{ 人}}$$

調査地点	自動車	鉄道・バス	自転車	徒歩	合計
増加数	378	143	45	81	647
調査地点1					0
調査地点2					0
調査地点3					0
調査地点4					0
調査地点5					0
調査地点6					0
調査地点7		143	22	40	205
調査地点8			22	40	62
調査地点9					0
調査地点10	75	28	9	16	128
調査地点11					0
合計	75	171	53	96	395

※小数点以下を切捨て処理しているため増加数の合計が元の数値と合致しない場合がある。

ア)～オ)の各事業による歩行者・自転車通行量を加算し、目標値とする。

$$\underline{\underline{\text{ア) } 32,191 + \text{イ) } 1,030 + \text{ウ) } 632 + \text{エ) } 336 + \text{オ) } 790 = 35,000 \text{ 人}}}$$

【平成31年3月変更時の状況】

平成29年度フォローアップでは、目標指標①歩行者・自転車通行量の目標値35,000人に対し、最新値29,695人の状況であり、基準値を下回っている。基準値を下回った要因は、最新値を計測する直前に発生した記録的豪雨により、市内各所において床上・床下浸水や交通障害などの被害が発生したためと推測される。

また、「あきた芸術劇場」の開館時期が令和3年度後半となったため、事業の効果発現が目標指標①の歩行者・自転車通行量の測定時期（各年7月下旬）に間に合わないことが明らかとなった。

これを補完するため、以下の事業を追加することで、目標指標①の達成を目指す。

秋田ノーザンゲートスクエア整備事業（事業内容 駅隣接地に整備するスポーツ施設によるにぎわい創出）

チャレンジオフィスあきた運営事業（事業内容 インキュベーション施設の中心市街地への移転および運営）

観光客等受入促進事業（事業内容 クルーズ船等による来街者に対するおもてなしイベント）

ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」魅力発信事業（事業内容 ユネスコ無形文化遺産に登録された行事のPRイベントの実施）

秋田犬ふれあい事業（事業内容 外国人にも知名度が高い「秋田犬」とのふれあいの場の設置）

アジアトライ千秋芸術祭（事業内容 芸術文化、国際交流、地域活性化に資する舞踏公演等イベントの実施）

羽州街道歴史観光推進事業（事業内容 歴史文化施設と羽州街道を活かしたまちあるきイベントの実施）

②住みたい街（中心市街地における人口の社会増加数）

目標指標	最新値 (H28)	新計画 基準値 (H24～H28 の累計)	新計画 目標値 (H29～R3 の累計)
中心市街地における 人口の社会増加数（累計）	-3 人	26 人	240 人 (累計)

■設定の方法

基準値：平成 24 年から 28 年の中心市街地における人口の社会増加

目標値：平成 29 年から令和 3 年の中心市街地における人口の社会増加

ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計

イ) まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）による増加

ウ) 秋田版 CCRC 事業による増加

エ) 住宅リフォーム支援事業による増加

ア) 過去からの傾向が続いた場合の推計

毎年、10 月 1 日時点における過去 1 年間の人口社会増減（転入・転出数の合計）を、中心市街地を包括する 11 字（大町一丁目、大町二丁目、保戸野通町、千秋久保田町、千秋明德町、千秋公園、中通一丁目、中通二丁目、中通三丁目、中通四丁目、中通七丁目）で集計すると、

社会増加数	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
11 字合計	-3	-12	53	17	-9	38	2	25	10	-8	-3	110

令和 3 年における社会増加数を近似式により推計すると、

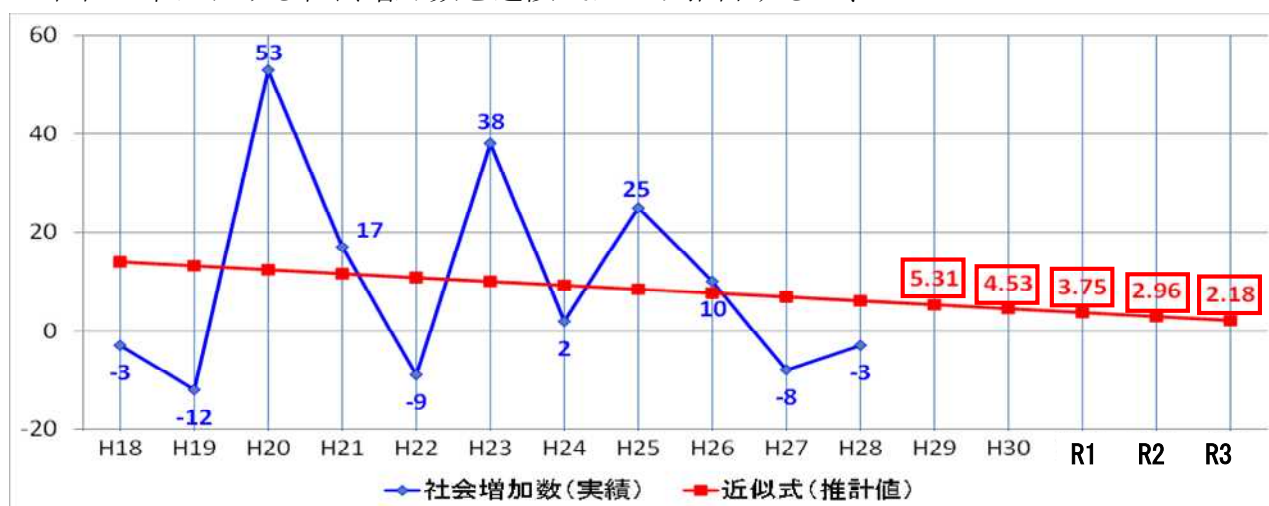
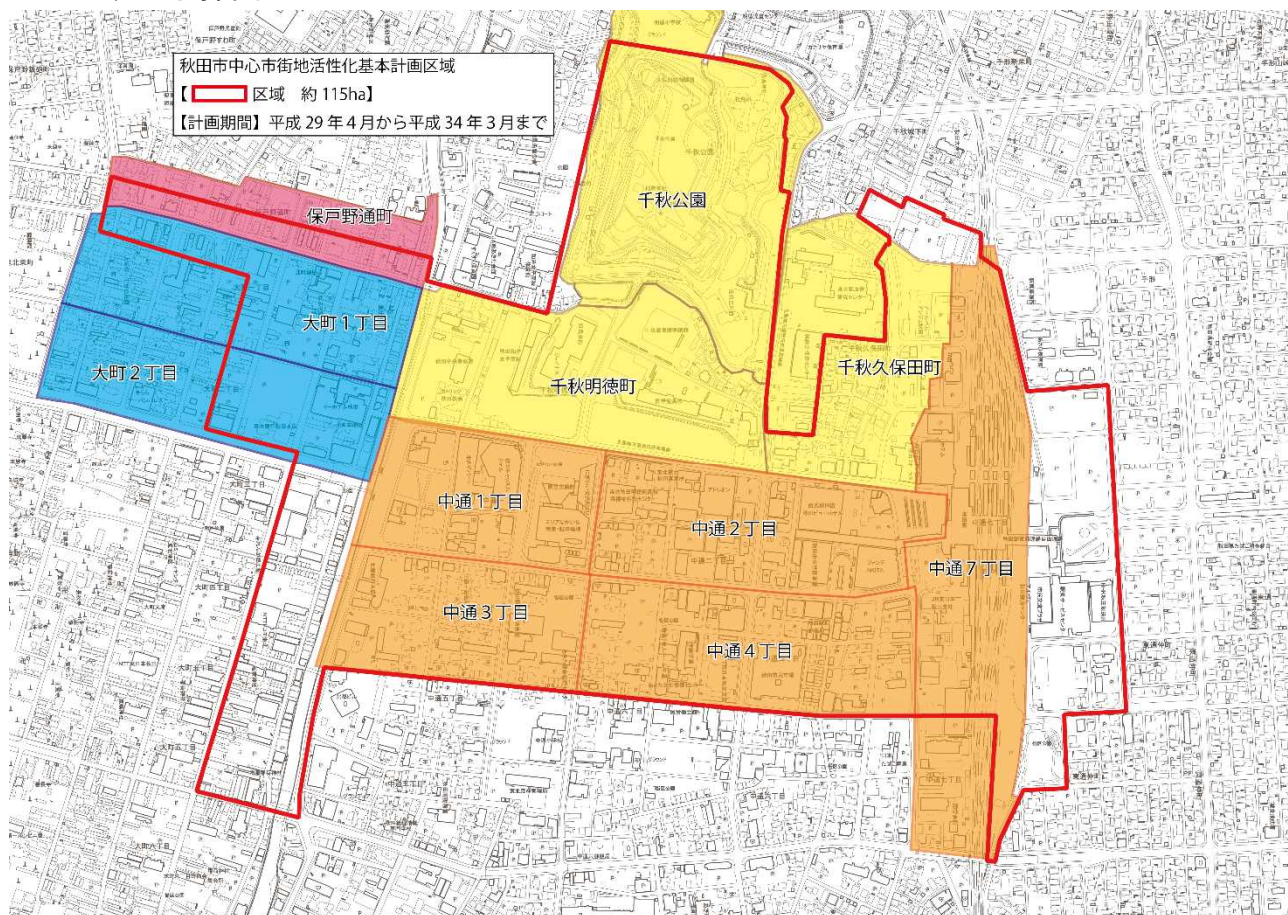


表 中心市街地における人口の社会増加数（住民基本台帳を元に作成）

これより、平成 29 年から令和 3 年までの社会増加数は、
 $5.31 + 4.53 + 3.75 + 2.96 + 2.18 = 18.73 \div 19$ 人

<区域内字界図>



イ) まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）による増加

平成24年度の「秋田市空き家調査」の結果に対して行った追跡調査（平成28年11月）の結果より、中心市街地区域内空き家件数21件

空き家定住推進事業の実施により、年4件の空き家の活用を見込む

秋田市における平均世帯人員2.3人（平成27年国勢調査）より人口の増加を求めると、

$$4 \text{ 件} \times 5 \text{ 年} \times 2.3 \text{ 人} = \underline{46 \text{ 人}}$$

ウ) 秋田版CCRC事業による増加

中心市街地内で行われる秋田版CCRC事業の計画より、多世代共生型CCRCマンションとして、50歳以上の元気な中高齢者（アクティブシニア）を主な対象とした60戸の住宅が供給される予定となっている。

したがって、秋田市における平均世帯人員2.3人/戸（平成27年国勢調査）をもとに、

$$60 \text{ 戸} \times 2.3 \text{ 人} \doteq \underline{140 \text{ 人}}$$

の居住を見込む

エ) 住宅リフォーム支援事業による増加

中心市街地内の集合住宅空き室への入居を目的とした補助金利用件数を年間5件と仮定する。

また、この補助金を活用し、区域外から中心市街地へ転居する世帯として、補助金の対象が集合住宅空き室への入居であることから、うち3件が夫婦・子どもの世帯、残り2件が単身世帯であると想定する。秋田市の平均世帯人員2.3人、中心市街地における集合住宅の世帯あたり人口は1.8人より、

$$(3 \text{ 件} \times 1.8 \text{ 人} + 2 \text{ 件} \times 1 \text{ 人}) \times 5 \text{ 年} = \underline{37 \text{ 人}}$$

ア) ~エ) を加算し目標値とする。

$$\underline{\underline{\text{ア) } 19 + \text{イ) } 46 + \text{ウ) } 140 + \text{エ) } 37 = 242 \div 240 \text{ 人}}}$$

③活力ある街（商業集積促進関連制度利用件数、市民活動等施設利用件数）

(1) 商業集積促進関連制度利用件数

目標指標	最新値 (H27)	新計画 基準値 (H23～H27の累計)	新計画 目標値 (H29～R3の累計)
商業集積促進関連制度利用件数	10件	34件	50件 (累計)

■設定の方法

基準値：**平成23年度から27年度における商業集積促進関連制度利用件数（累計）**

目標値：**平成29年度から令和3年度における商業集積促進関連制度利用件数（累計）**

||

平成27年度の制度利用実績を5年間維持

都市機能集積によるまちの活力向上の指標として、出店数を目標指標とするが、具体的な数値としては中心市街地内での商業集積促進関連制度である、

- ・小売業等チャレンジ支援事業
- ・中心市街地出店促進融資あっせん制度
- ・中心市街地商業集積促進補助制度（空き店舗支援）
- ・商工業振興奨励措置事業

の利用件数の累計を目標値とする。

過去5年間の利用実績は (件)

事業名	H23	H24	H25	H26	H27	合計
中心市街地商業集積促進補助制度 (空き店舗支援)	5	3	2	2	2	14
中心市街地出店促進融資あっせん制度	1	4	2	2	3	12
小売業等チャレンジ支援事業					4	4
商工業振興奨励措置事業	1	0	2	0	1	4
合計	7	7	6	4	10	34

※小売業等チャレンジ支援事業は平成27年度より実施

これより、1年間の平均利用実績を求めると、34件÷5年=6.8件/年

これに対し、平成27年度の制度利用実績は10件/年であるので、平成27年度の実績を5年間維持することを目標値とする。

10件×5年=50件（累計）

(2) 市民活動等施設利用件数

目標指標	最新値 (H27)	新計画 基準値 (H27)	新計画 目標値 (R3)
市民活動等 施設利用件数	20,196 件	20,196 件	20,800 件

■設定の方法

基準値：平成 27 年度の市民活動等施設利用件数

目標値：令和 3 年度の市民活動等施設利用件数

$$\begin{aligned}
 & \parallel \\
 & \text{にぎわい交流館AU (独自目標値)} \\
 & + \\
 & \text{市民交流プラザ (独自目標値)} \\
 & + \\
 & \text{市民交流サロン (独自目標値)} \\
 & + \\
 & \text{秋田市文化創造館展示ギャラリー (類似施設参考値)} \\
 & + \\
 & \text{秋田市文化創造館レジデンスホール (類似施設参考値)}
 \end{aligned}$$

現況の整理

中心市街地内における公共施設(貸し会議室等)およびその利用件数(平成 27 年度)は、
 にぎわい交流館AU (エリアなかいち内貸し会議室) 13,620 件
 市民交流プラザ (アルヴェ内貸し会議室) 5,991 件
 市民交流サロン (アルヴェ内市民活動支援施設) 585 件 であるので、

$$13,620 + 5,991 + 585 = 20,196 \text{ 件}$$

目標値の設定

令和 3 年度の目標値を、既存施設については、各施設が独自に定める目標より、新規施設については、類似施設の利用実績から設定すると、

にぎわい交流館AU 13,620 件

市民交流プラザ 5,991 件

市民交流サロン 700 件

秋田市文化創造館展示ギャラリー 254 件 (にぎわい交流館展示ホールを参考)

秋田市文化創造館レジデンスホール 270 件 (① (1) ウ) より)

$$13,620 \text{ 件} + 5,991 \text{ 件} + 700 \text{ 件} + 254 \text{ 件} + 270 \text{ 件} = \underline{20,800 \text{ 件}}$$

[4] フォローアップの時期及び方法

事業の進捗状況（数値目標の確認）は、数値目標の算定に用いた各事業箇所等において毎年度実施するとともに、達成状況だけでなく、中心市街地における人の流れや傾向等を把握する。この調査結果をもとに、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていくとともに、最終年度の令和3年度終了後に再度数値目標の検証を行うものとする。

なお、計画期間最終年度の最終フォローアップでは、令和3年7月に実施予定の歩行者・自転車通行量調査において、計画期間中に完了する事業の全てについての効果の発現が確認できないと想定されることから、計画期間終了後の令和4年度以降も必要に応じて調査を実施することで、事業効果の発現状況を把握し、当該調査結果を活用し、引き続き中心市街地の活性化に係る取組を検討していくこととする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

中心市街地で計画されている主要な市街地整備事業は、前計画に掲載した中通一丁目地区市街地再開発事業の竣工によりおおむね完了しているが、秋田駅西北地区土地区画整理事業等が施行中の事業として残されており、引き続き事業を推進することで、活発な都市活動を支える中心市街地の骨格構造を形成する必要がある。

一方、主要な市街地整備事業がおおむね完了しているにも関わらず、中心市街地には区域面積に約11%を占める約13haの低未利用地が残されており、これら低未利用地の有効活用の推進も市街地整備上の課題となっている。

また、平成28年2月に実施した居住者アンケート調査によると、「周辺環境の不満な点」として「まわりの道路の狭さ」、「まちの景観」、「緑・水辺など自然とのふれあい」などが上位に挙げられ、「生活の場として欲しい施設」として「冬でも安全に歩ける融雪歩道等」が上位に挙げられており、安全で快適な居住環境を形成することが市街地整備上の重要な課題であるといえる。

(2) 市街地の整備改善の必要性

(1)の現状分析より、中心市街地の活性化に向けて、以下の3つの視点から市街地の整備改善を総合的に推進する必要がある。

●市街地の骨格構造の形成

- ・土地区画整理事業：秋田駅西北地区土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業：秋田駅前北第一地区市街地再開発事業
- ・都市計画道路：都市計画道路事業千秋久保田町線

●低未利用地の有効活用の推進

- ・ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト
（「都市福利施設の整備」に分類）
- ・秋田版C C R C事業（「街なか居住の推進」に分類）
- ・旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備（「経済活力の向上」に分類）

●安全で快適な居住環境の形成

- ・消融雪施設整備事業
- ・千秋公園整備事業
- ・コミュニティサイクル導入調査事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度（令和3年度）に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 消融雪施設整備事業</p> <p>[内容] 歩道無散水消融雪設備の設置。 (市道千秋明德町1号線)</p> <p>[実施時期] R3</p>	市	<p>歩道に消融雪設備を設置し、冬期間の安全で快適な歩行者空間を確保する。歩行者・自転車利用者の増加を図る中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p>[実施時期] R3</p>	
<p>[事業名] 市道千秋明德町1号線無電柱化事業</p> <p>[内容] 景観向上・防災の観点から、無電柱化を実施する。 L=320m</p> <p>[実施時期] R3</p>	市	<p>道路に林立する電柱を地中化することで、歩行者・自転車の安全で安心な通行空間の整備を進め、かつ自然災害に強い道路環境を整備することで、歩行者・自転車通行量の増加を図る中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p>[実施時期] R3</p>	
<p>[事業名] 都市計画道路事業千秋久保田町線</p> <p>[内容] 秋田駅西北地区土地区画整理事業区域外の都市計画道路・千秋久保田町線の整備。 L=120m W=18m</p> <p>[実施時期] H21～R2</p>	市	<p>一方通行で十分な歩道幅員を確保できていない当該路線について、既存道路拡幅に併せて、無電柱化および歩道融雪施設を整備することで、中心市街地へのアクセス性を向上させ、歩行者・自転車の安全で安心な通行空間の確保を図る中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)</p>	<p>[支援措置] 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p>[実施時期] H29～R2</p>	

<p>[事業名] 秋田駅西北地区土地区画 整理事業</p> <p>[内容] 地区面積 5.8ha 都市計画道路 4路線 公園整備 1箇所 区画道路 9路線</p> <p>[実施時期] H6～R10</p>	市	<p>鉄道跡地等大規模空閑 地が残るなど、低密度の土 地利用となっていた当該 地区において、良好かつ健 全な市街地の形成を図る とともに、鉄道で分断され た秋田駅東西地区を結ぶ 幹線道路を整備すること で、中心市街地のアクセ ス性向上による歩行者自 転車通行量の増加を図る、 中心市街地の活性化に必 要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交 付金（道路事業）</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	
<p>[事業名] 秋田ノーザンゲートスク エア整備事業</p> <p>[内容] 秋田駅東口に隣接する未 利用地を活用し、体育 館・保育施設・事務所・ 店舗の複合施設を整備す る。</p> <p>[実施時期] H30～R1</p>	民間	<p>秋田駅東口に隣接する 低未利用地を活用し、地元 プロバスケットチームや秋田 版C C R C 構想と連携し たにぎわい創出の核とな る施設を整備するもので、 秋田駅周辺における新た な街の魅力・価値の創出に つながる中心市街地の活 性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交 付金（優良建築物等整 備事業）</p> <p>[実施時期] H30～R1</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 千秋公園整備事業</p> <p>[内容] 千秋公園再整備基本計 画に基づき、これまで継 承してきた歴史と、まち の中で育まれてきた自然 環境を活かすとともに、 誰もが利用しやすい公園 づくりを目指し、千秋公 園の再整備を行う。</p> <p>[実施時期] H8～</p>	市	<p>既存施設の快適性、利便 性を向上させ、歴史的資質 の活用、自然環境の保全を 目的とした整備により公 園の魅力を高め、来園者 を増やすとともに、周辺 の芸術文化施設等との連 携によりにぎわい創出を 図るもので、中心市街地 の活性化に必要な事業 である。 (歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 防災・安全交付金（都 市公園・緑地等事業）</p> <p>[実施時期] H29～R3</p>	

<p>[事業名] 秋田駅西北地区土地区画 整理事業（再掲）</p> <p>[内容] 地区面積 5.8ha 都市計画道路 4路線 公園整備 1箇所 区画道路 9路線</p> <p>[実施時期] H6～R10</p>	市	<p>鉄道跡地等大規模空閑 地が残るなど、低密度の土 地利用となっていた当該 地区において、良好かつ健 全な市街地の形成を図る とともに、鉄道で分断され た秋田駅東西地区を結ぶ 幹線道路を整備すること で、中心市街地のアクセ シビリティ向上による歩行者自 転車通行量の増加を図る、中 心市街地の活性化に必要 な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交 付金（道路事業）</p> <p>[実施時期] R2～R3</p>	
--	---	---	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	中心市街地の活性化を 実現するための位置付け 及び必要性	国以外の支援措置の 内容及び実施時期	その 他の 事項
<p>[事業名] 秋田駅前北第一地区市街 地再開発事業</p> <p>[内容] 市街地再開発事業によ り、商業施設等を整備す る。</p> <p>[実施時期] H19～R3</p>	民間	<p>平成元年の市街地再開 発事業の施行認可以降、建 築未着手の状態が長期間 続いていることから、早期 完成を目指すことにより、 本市玄関口にふさわしい、 土地の合理的かつ健全な 高度利用を図る。</p> <p>新たな商業施設等の整 備により秋田駅前地区の さらなる魅力向上を図る もので、中心市街地の活 性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (商業集積促進関連制度利用件数)</p>		

<p>[事業名] コミュニティサイクル導入調査事業</p> <p>[内容] 中心市街地を含む市の都心部を対象区域とし、主要ポイントにおけるサイクルポートの設置などにより移動における利便性の向上や、市街地のにぎわい創出等を目的としたコミュニティサイクルについて、導入における課題対応、市民の意向等の把握、観光分野との連携の可能性等実現に向けた調査検討を行う。</p> <p>[実施時期] H30～R2</p>	<p>市</p>	<p>中心市街地の回遊性向上や公共交通の補完するコミュニティサイクルの導入は、まちなかへの回遊を促す上で有効であり、その導入のための調査事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>		
---	----------	--	--	--

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地における教育、文化、医療、福祉施設等の都市福利施設は整備水準が高く、中心市街地内の居住者ばかりでなく、全市や広域圏からの施設利用も多く見られる。

これらの施設の中には、近年建設された新しい施設もあるが、中には築後数十年経過し、機能的にも不十分な老朽施設も見られる。

■中心市街地に立地している都市福利施設

分類	施設名
① 教育施設	県立秋田明德館高等学校、私立国学館高等学校、私立和洋女子高等学校、秋田県理容美容専門学校、秋田情報ビジネス専門学校 ※小中学校なし
② 文化施設	市立佐竹史料館（千秋公園内）、県立美術館、県民会館、市立中央図書館明德館、市立千秋美術館（アトリオン内）、自然科学学習館（アルヴェ内）、にぎわい交流館
③ 医療施設	ホテル併設型医療モール（秋田キャッスルホテル内メディカルモール）、外科、歯科、産婦人科などの医院
④ 社会福祉施設	子ども未来センター（アルヴェ内）、デイサービスセンター

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地は、まちなか居住者の生活の場であることから、生活に身近な都市福利施設の整備充実が求められる。

同時に、本市の中心市街地は、市内外から来訪者が訪れる交流の場でもあり、その面からも都市福利施設の整備充実を図る必要がある。

特に、基本コンセプトに掲げたとおり、千秋公園（久保田城跡）と中心市街地とを連携して新たなまちの魅力・価値を醸し出す「新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成」が求められることから、以下の都市福利施設整備に資する事業が重要になる。

●新たな市民文化を育む 多世代が交流するにぎわい拠点の形成

- ・あきた芸術劇場整備事業
- ・秋田市文化創造館整備事業
- ・ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度（令和3年度）に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] あきた芸術劇場整備事業 (県・市連携文化施設整備事業)</p> <p>[内容] 県と市が連携し、老朽化が進んでいる県民会館および秋田市文化会館の機能を集約した県民・市民の芸術文化活動の拠点となる文化施設を現県民会館所在地に整備する。高機能型ホール(2,000席)および舞台芸術型ホール(800席)を基本とする施設構成とし、これらに付随する所要施設(リハーサル室等)を整備する。 また、250台収容の付属駐車場を整備する。</p> <p>[実施時期] H29～R3</p>	<p>県、市</p>	<p>本施設を核として、周辺の既存文化施設との連携を図り、中心市街地から千秋公園に至る一帯を「芸術文化ゾーン」として市民の活動環境を整え、市民が日常的に芸術文化に触れ、憩える空間として充実させることで、中心市街地の一層の魅力向上につながるものであり、活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)</p> <p>[実施時期] H29～R3</p>	
<p>[事業名] 秋田市文化創造館整備事業</p> <p>[内容] 旧県立美術館を活用し、芸術文化における市民の交流の場であり、発信型の施設として「秋田市文化創造館」を整備する。</p> <p>[実施時期] H29～R2</p>	<p>市</p>	<p>周辺の文化施設との役割分担を図りながら、発信型施設として整備し、多世代にわたる市民が創造・発信できる多様な活動の場の創出を図るもので、新たな芸術文化地区として期待される中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)</p> <p>[実施時期] H29～R2</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト</p> <p>[内容] JR秋田駅に隣接するJR東日本秋田支社ビルの移転（平成29年春完成）を契機とし、駅舎機能の充実を図るとともに、現JR秋田支社ビル跡地へ中心市街地区域外からの秋田放送社屋の移転や駅東口JR用地へのクリニックの整備（敷地面積約5,000㎡）、学生マンション（敷地面積約1,200㎡）など、都市機能立地の推進等を図る。</p> <p>[実施時期] H29～R3</p>	<p>JR 東日本 等</p>	<p>秋田駅周辺のJR用地における新たな都市機能の立地整備や商業施設、駐車施設の拡充、駅施設のリニューアル等を行う事業であり、交流人口の拡大や事業所の立地に伴う来街者・就業者の増加につながる中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (市民活動等施設利用件数) (商業集積促進関連制度利用件数)</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

前計画の期間中、本市の人口が減少する中、中心市街地では人口増加傾向にあり、全市に占める人口シェアが増加しているが、その要因は、マンション建設に伴う転入人口の増加によるところが大きいと推定される。

一方で転出人口も多く見られ、前計画では、定住人口の目標値を達成することはできなかった。

平成28年2月に実施した居住者アンケート調査によると、「周辺環境への満足度」は「満足」が34%、「まあまあ満足」が47%と高い満足度が見られるが、「不満な点」として、「日常の買物の利便性」や「まわりの道路の狭さ」、「まちの景観」が挙げられており、また「生活の場として欲しい機能」では、「日常的な買物に対応した商業施設」や「冬でも安全に歩ける融雪歩道等」が上位に挙げられており、快適で便利な街なか居住を支える生活支援施設の不足が、定住化が進んでいない要因になっているものと考えられる。

(2) 街なか居住の推進の必要性

定住人口は中心市街地の活力の源であることから、引き続き、以下に示す多様な施策を組み合わせて、街なか居住の推進を図る必要がある。

●新たな街なか居住の需要発掘

- ・秋田版C C R C事業（中通二丁目地区優良建築物等整備事業）

●住宅ストックの有効活用

- ・まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）
- ・住宅リフォーム支援事業

●住宅供給の受け皿整備

- ・秋田駅前北第一地区市街地再開発事業（「市街地の整備改善」に分類）
- ・都市計画道路事業千秋久保田町線（「市街地の整備改善」に分類）

●居住環境の整備改善

- ・消融雪施設整備事業（「市街地の整備改善」に分類）
- ・千秋公園整備事業（「市街地の整備改善」に分類）
- ・秋田市民市場活性化事業（再形成事業）（「経済活力の向上」に分類）
- ・中心市街地循環バス運行事業（「公共交通機関の利便性の増進」に分類）
- ・高齢者コインバス事業（「公共交通機関の利便性の増進」に分類）

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度（令和3年度）に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 秋田版CCRC事業 (中通二丁目地区優良建築物等整備事業)</p> <p>[内容] 地域社会との連携や医療介護ケアなどの機能を有し、秋田市におけるCCRCのモデルとなるような、健康な中高齢者向け共同住宅を整備する。 多世代共生型CCRCマンション RC地上17階、地下1階建て 地下1階 機械室 1～4階 テナント 5～17階 住宅 (高齢者・一般向け) 全60戸</p> <p>[実施時期] H29～R2</p>	民間	健康な高齢者の地区内への居住を促す事業であり、定住人口の増加にもつながら中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)	<p>[支援措置] 中心市街地共同住宅供給事業</p> <p>[実施時期] H29～R2</p>	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] まちなか居住推進事業 (空き家定住推進事業)</p> <p>[内容] 区域外からの転入者を対象に、中心市街地内の空き家バンク登録物件等について、居住するための改修等を行う場合、工事費の一部(最大100万円)を補助する。</p> <p>[実施時期] H29～</p>	市	防災・景観・衛生等の問題をはらむ空き家について、居住のための改修等について、工事費の一部を支援することでその利活用を促し、既存ストックを活用した居住人口の拡大を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業(地域住宅政策推進事業))</p> <p>[実施時期] H29～R3</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 住宅リフォーム支援事業</p> <p>[内容] 既存住宅のリフォームへの支援を行い定住を促進する。</p> <p>[実施時期] H23～</p>	市	<p>住宅リフォームへの支援により定住の継続を図るとともに、マンション等の空き室の活用促進と移住促進による定住人口の増加にも資することから中心市街地の活性化に必要な事業である。 (人口の社会増加数)</p>	<p>[支援措置] 防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業と一体の効果促進事業)</p> <p>[実施時期] H28～R3</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

該当無し

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

中心市街地では、近年、大型商業施設の閉店、撤退等により、中心市街地の商業集積・商業機能が縮小するとともに、全市における商業シェアが低下し、消費購買力が郊外に流出する傾向にある。また、民間企業等事業所の閉鎖等も増加しており、そのため、中心市街地の吸引力が低下するとともに空き地・空きビルなども発生している。

一方、居住者アンケート調査によると、「日常の買物の利便性」が挙げられており、その他各種アンケート調査等からも、魅力ある商業施設や集客性のある施設、観光施設、市民が活動できる施設の充実など様々な都市機能の集積が望まれている。

(2) 経済活力の向上の必要性

(1)の現状分析から、中心市街地の主要な要素である商業等の活性化に向けて、日常的な買物ができる店舗をはじめとする商業・業務施設等の集積・充実や既存の店舗、商店街の魅力向上を図る必要があるが、同時に、芸術文化ゾーンの形成により新たなまちの魅力とにぎわいを創出し、経済活力の向上を目指す必要がある。

●新たな商業機能等の導入

- ・旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備
- ・官民連携秋田駅周辺活性化事業
- ・中心市街地出店促進融資あっせん制度
- ・商工業振興奨励措置事業

●空き店舗等の有効活用

- ・中心市街地商業集積促進補助制度（空き店舗支援）
- ・小売業等チャレンジ支援事業

●既存の店舗、商店街の魅力向上

- ・店舗魅力向上推進事業
- ・川反通りサイン・アーチ設置事業
- ・川反外町街なかインバウンド促進事業
- ・大型商業施設のリニューアル
- ・秋田市民市場活性化事業（再形成事業）

●芸術文化ゾーンの形成による新たなまちの魅力とにぎわいの創出

- ・旧県立美術館活用事業
- ・文化創造プロジェクト推進経費
- ・「美術館の街」活性化事業

●その他、イベント等の実施によるにぎわい創出

※多くの事業あり

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度（令和3年度）に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 文化創造プロジェクト推進経費</p> <p>[内容] 秋田市文化創造館を拠点に、芸術・文化・歴史などの地域資源を生かし、市民とともにまちづくりを進める文化創造プロジェクト（イベントやネットワークづくり等の取組）を継続的に実施する。</p> <p>[実施時期] H30.4～ 通年</p>	市	<p>秋田市文化創造館を含めた一帯を「芸術文化ゾーン」として面的に充実させ、周辺ゾーンと連携し、回遊性を高め、交流人口を増加させていくことにより、新たなまちの魅力向上に資するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H30.4～R4.3</p>	区域内
<p>[事業名] 官民連携秋田駅周辺活性化事業</p> <p>[内容] 民間事業者等と連携して、アルヴェやぽぽろードで自主企画事業を開催する。</p> <p>[実施時期] H19～</p>	市、民間企業等	<p>秋田拠点センターアルヴェと、民間企業等が連携して、それぞれが持つ人材、宣伝力、組織力等の資源を最大限に活かした各種イベントを開催し、多くの集客を図る。秋田駅周辺の恒常的なにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H29～R3</p>	
<p>[事業名] なかいちウィンターパーク</p> <p>[内容] エリアなかいちにおいて、秋田の冬の遊びをはじめとする各種イベントを冬期間に開催する。</p> <p>[実施時期] H24～</p>	実行委員会	<p>イベントの少ない冬期間において、多世代が楽しむことができるイベント等を開催することでエリアなかいちを中心としたにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H29～R3</p>	

<p>[事業名] アキタミュージックフェスティバル (AkitaMusicFestival) [内容] 中心市街地内の約 10 箇所を会場に、音楽イベントを開催する。 [実施時期] H23～</p>	<p>実行委員会</p>	<p>県内最大級のストリート音楽祭であり、多くの人に音楽を楽しめる機会が提供されることで、音楽による中心市街地のにぎわい創出とイベントを通じた交流人口の増加を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H29～R3</p>	
<p>[事業名] 千秋公園桜まつり・つつじまつり [内容] 千秋公園において、桜まつり・つつじまつりを開催し、ライトアップやイベント等を実施する。 [実施時期] 桜まつり 4 月中～下旬 つつじまつり 5 月中～下旬</p>	<p>(公財) 秋田観光コンベンション協会</p>	<p>千秋公園は「さくら名所100選」にも選ばれており、桜まつりおよびその直後のつつじまつり開催期間中は、市内外から多くの人々が訪れる、春の代表的なイベントである。 中心市街地のシンボルである千秋公園の魅力向上を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H29. 4～R4. 3</p>	<p><u>区域</u> <u>内</u></p>
<p>[事業名] 中心市街地出店促進融資あっせん制度 [内容] 県内中小企業者等が中心市街地の空き店舗への入居や新店舗の建築などをする際の設備資金の一部を融資あっせんする。融資あっせんに際しては、他地区に出店する場合よりも利子補給率を 0.5% 上乗せした優遇措置を講ずる。 [実施時期] H20～</p>	<p>市</p>	<p>中心市街地への出店に対し、他地区への出店よりも有利な支援を行うことにより、新規出店を促し、中心市街地における店舗の連担性を確保するとともに、魅力ある商店街の形成と地域経済の活性化を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (商業集積促進関連制度利用件数)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H29～R3</p>	

<p>[事業名] 中心市街地商業集積促進補助制度</p> <p>[内容] 中心市街地内の空き店舗等への出店にかかる改装費（対象事業費の 2/5 以内、限度額 100 万円）、宣伝広告費（対象事業費の 2/5 以内、限度額 20 万円）、賃借料の一部（対象賃借料および共益費の 1/2 以内、24 箇月分、限度額 150 万円）を補助する。</p> <p>[実施時期] H20～ 通年</p>	市	中心市街地への出店に対し、他地区への出店よりも有利な支援を行うことにより、新規出店を促し、中心市街地における店舗の連担性を確保するとともに、魅力ある商店街の形成と地域経済の活性化を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (商業集積促進関連制度利用件数)	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H29. 4～R4. 3</p>	区域 内
<p>[事業名] 中心市街地まちづくりイベント支援事業</p> <p>[内容] 中心市街地活性化基本計画区域でのイベントに対し、上限 20 万円の範囲で助成する。</p> <p>[実施時期] H22～R1</p>	市	中心市街地に幅広い市民が集い、世代を超えた文化交流の場となるよう、市民団体等によるイベント開催等に支援することで、中心市街地の魅力向上および継続的なにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (商業集積促進関連制度利用件数)	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H29. 4～R2. 3</p>	区域 内
<p>[事業名] ギョギョっとあきた週末イベントリレー開催経費</p> <p>[内容] 各種イベントをリレー方式でつなぐことで、PR等の相乗効果を狙う。</p> <p>[実施時期] H27～</p>	実行 委員会	中心市街地で行う秋の催しをリレー形式でつなぎ、食・伝統芸能・工芸品の文化を、効果的に共同で広く周知しながら県民に知れ渡る事業に育て上げるとともに、各会場相互のにぎわい創出と文化・芸能の相乗効果を高めるもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H29～R3</p>	

<p>[事業名] これが秋田だ！食と芸能 大祭典事業</p> <p>[内容] 県内の豊かな伝統芸能 と食文化を集結したイベ ントを県都秋田市で開催 する。</p> <p>[実施時期] H28～ 毎年5月</p>	<p>実行 委員会</p>	<p>夏まつり前の時期に県 内の芸能・祭り・行事や、 食が集結するイベントを 開催し、全県域に及ぶ秋田 の夏まつりへの誘客につ なげるものである。県内外 からの観光客の拡大と県 内周遊観光の拡充に取り 組むことにより、交流人口 の拡大を図るもので、中心 市街地の活性化に必要な 事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソ フト事業</p> <p>[実施時期] H29.4～R4.3</p>	<p>区域 内</p>
<p>[事業名] 大型コンベンションおも てなし推進事業</p> <p>[内容] 大型コンベンションで 来訪する参加者に「食の 文化」「伝統芸能」「工 芸品」を直接体感し、秋 田を満喫してもらう。</p> <p>[実施時期] H28～H30</p>	<p>市</p>	<p>大型コンベンション開 催時に、飲食関連団体等が 連携して「おもてなし」す ることにより、秋田を満喫 してもらうとともに、秋田 をPRし、「飲む」「食べ る」「買う」というニーズ に応え、経済波及効果を高 めて本市へのリピーター 獲得を図るので、中心市街 地の活性化に必要な事業 である。 (歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソ フト事業</p> <p>[実施時期] H29～H30</p>	
<p>[事業名] 観光客等受入促進事業</p> <p>[内容] 大型コンベンションの 参加者へのおもてなしと して中心市街地の飲食店 の割引サービス等を実施 するほか、クルーズ船客 向けににぎわい広場で竿 燈等を披露する。</p> <p>[実施時期] R1～</p>	<p>市</p>	<p>中心市街地において、大 型コンベンション等の参 加者やクルーズ船観光客 へのおもてなしを実施し、 本市の観光誘客およびリ ピーター獲得を図るもの で、中心市街地の活性化に 必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソ フト事業</p> <p>[実施時期] R1～R3</p>	
<p>[事業名] 秋田竿燈まつり</p> <p>[内容] 重要無形民俗文化財 「秋田の竿燈」に関する イベントの補助。</p> <p>個別内容 ・夜本番（竿燈大通り、 8/3～8/6） ・昼竿燈（妙技会：エリ アなかいち にぎわい広 場、8/4～8/6）</p> <p>[実施時期] 毎年8/3～8/6</p>	<p>実行 委員会</p>	<p>秋田を代表する伝統行 事（重要無形民俗文化財） であり、保存・育成ととも に新たな魅力を加えるこ とにより中心市街地のに ぎわいと魅力の創出、一層 の活性化を図るために必 要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソ フト事業</p> <p>[実施時期] H29～R3</p>	

<p>[事業名] 「美術館の街」活性化事業</p> <p>[内容] 企画展の開催に加え、県立美術館および市立美術館の合同印刷物の作成や仲小路エリアで美術に親しむ環境づくりを行う。</p> <p>[実施時期] H27～ 通年</p>	<p>県、市 実行 委員会</p>	<p>魅力ある展覧会を開催するとともに、周辺地域の連携事業により、多くの市民が芸術と触れ合う機会の創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H30.4～R4.3</p>	<p>区域 内</p>
<p>[事業名] ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」魅力発信事業</p> <p>[内容] 中心市街地で開催する「これが秋田だ！食と芸能大祭典」のパレードにユネスコ無形文化遺産に登録された秋田市、仙北市、鹿角市の3行事が参加する。</p> <p>[実施時期] H30～R3</p>	<p>市</p>	<p>「これが秋田だ！食と芸能大祭典」に合わせ、ユネスコ無形文化遺産に登録された県内3行事によるパレードおよびステージPRにより、各行事の魅力を広く発信し、認知度の向上と交流人口の拡大を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] R1～R3</p>	
<p>[事業名] 秋田犬ふれあい事業</p> <p>[内容] 秋田犬とふれあいができる「秋田犬ふれあい処」を千秋公園へ設置することで、本市への観光誘客を推進し、来訪者の市内滞在時間の増加や中心市街地への新たな人の流れを生み出す。</p> <p>[実施時期] H30～R3</p>	<p>市</p>	<p>外国人にも知名度が高い「秋田犬」を活用したおもてなしにより、インバウンドをはじめとする観光客等の市内滞在時間の増加や中心市街地への新たな人の流れを生み出すことで観光誘客を推進するもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] R1～R3</p>	

<p>[事業名] アジアトライ千秋芸術祭</p> <p>[内容] 千秋公園を会場に国内外のダンサーが集い、アジア発祥のダンスをテーマとした芸術祭を開催する。</p> <p>[実施時期] H30～R3 毎年8月および9月</p>	<p>実行委員会</p>	<p>秋田市出身で舞踏の創始者である土方巽にちなみ、千秋公園を主会場とした舞踏公演等を開催する。世界および日本各地の舞踏家、古典芸能、民俗芸能の伝承者を招聘し、芸術文化交流、国際交流、地域活性化に資することを目的としたイベントであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H31.4～R4.3</p>	<p>区域内</p>
<p>[事業名] 羽州街道歴史観光推進事業</p> <p>[内容] 羽州街道沿線に点在する文化財や文化施設（赤れんが郷土館、旧金子家住宅等）を歴史ストーリーでつなぎ、魅力ある観光資源として活用する。</p> <p>[実施時期] H30～R3</p>	<p>市</p>	<p>中心市街地内に点在する歴史文化施設と羽州街道を活かした観光ルートの構築と、そのルートを活かしたまちあるきイベントの実施により歴史文化による交流人口の増加を図るもので中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] R1～R3</p>	
<p>[事業名] 中心市街地魅力アップ事業</p> <p>[内容] 春から秋にかけて、にぎわい広場において実行委員会が主体となったイベントの実施や恒常的に市民が集う憩いの場となるように整備、活用する。</p> <p>[実施時期] H31～R3 毎年4月～10月</p>	<p>実行委員会</p>	<p>県民会館の閉館後も、中心市街地のにぎわいを継続するため、イベントの実施および広場の整備を進めることにより、エリアなかいちを中心としたにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] R2.4～R4.3</p>	<p>区域内</p>

<p>[事業名] あきたピアノフェスティバル</p> <p>[内容] 中心市街地のホールを会場に、ピアノコンサートを開催する。</p> <p>[実施時期] R1～R3 毎年11月</p>	<p>実行委員会</p>	<p>秋田市出身および秋田市在住のピアニストを招聘し、中心市街地内に存在する音楽ホールでピアノコンサートを実施するイベントであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] R3.4～R4.3</p>	<p>区域内</p>
---	--------------	--	---	------------

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 旧県立美術館活用事業</p> <p>[内容] 文化創造館で行う事業を先取りし、気運の醸成を図るイベントを開催する。開館後は市民の文化創造活動を継続的に支援する。</p> <p>[実施時期] R1～R3</p>	<p>市</p>	<p>市民活動の活発化を図ることで、芸術文化施設の利用促進や持続的なにぎわい創出に資する。また、市民主体の企画実施も市民活動の気運醸成につながり、来街回数や施設利用の増加、にぎわいの創出に資するもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業と一体の効果促進事業)</p> <p>[実施時期] R1～R3</p>	
<p>[事業名] 川反通りサイン・アーチ設置事業</p> <p>[内容] 来街者へのアピールと地区への誘導を目的に、川反通りの入口にアーチを設置するとともに、案内板、サインを設置する。</p> <p>[実施時期] H29～</p>	<p>商店街</p>	<p>来街者を誘引するとともに、店舗の案内や情報提供により回遊性も図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)</p> <p>[実施時期] H29～H30</p>	

<p>[事業名] 広小路インバウンド対策事業</p> <p>[内容] 商店街への外国人観光客の受け入れ体制を整備し管理運営するもので、W i - F i 環境の整備や多国語表示HPサイトの製作運営などを行う。</p> <p>[実施時期] H30～</p>	<p>商店街等</p>	<p>交流人口の拡大に資するとともに、来街者の増加や情報提供による回遊性の向上に資する事業で、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] 商店街・まちなかインバウンド促進支援事業(商店街インバウンド促進支援事業)</p> <p>[実施時期] H30</p>	
<p>[事業名] 秋田市民市場活性化事業(再形成事業)</p> <p>[内容] 「買う・食べる・出会う・楽しむ」をコンセプトに時代のスタイルに合った魅力ある施設に再形成する。既存店舗や空き区画の集約によるリノベーションを行う。</p> <p>[実施時期] H29～R2</p>	<p>商店街</p>	<p>空き区画の解消と業種業態の見直しにより、秋田の食の玄関口として市民や観光客にとってより魅力ある施設を整備することで、交流人口の増加を図るとともに、周辺商店街の経済活況度の向上につながるもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (商業集積促進関連制度利用件数)</p>	<p>[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)</p> <p>[実施時期] H30～R2</p>	
<p>[事業名] チャレンジオフィスあきた運営事業</p> <p>[内容] 中心市街地の空きビルを改修し、市のインキュベーション施設「チャレンジオフィスあきた」を設置・運営する。</p> <p>[実施時期] R1～</p>	<p>市</p>	<p>中心市街地外にある既存インキュベーション施設を中心市街地に移転させ、起業家同士の交流促進、創業機運の醸成を図る事業で、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (商業集積促進関連制度利用件数)</p>	<p>[支援措置] 地方創生拠点整備交付金</p> <p>[実施時期] R1</p> <p>[支援措置] 地方創生推進交付金</p> <p>[実施時期] R1～R3</p>	

<p>[事業名] なかこうじ街中ハロウィンフェスタ</p> <p>[内容] 商店街をハロウィン統一のディスプレイで装飾し、仮装した親子によるパレードや仮装コンテスト、抽選会等を実施する。</p> <p>[実施時期] H16～</p>	<p>商店街</p>	<p>仮装パレードや各店舗における各種サービスの実施により、コミュニケーションの促進、新規顧客の獲得、にぎわいの創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>	<p>[支援措置] Go To 商店街</p> <p>[実施時期] R2</p>	
--	------------	---	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

<p>事業名、内容及び実施時期</p>	<p>実施主体</p>	<p>中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</p>	<p>国以外の支援措置の内容及び実施時期</p>	<p>その他の事項</p>
<p>[事業名] 店舗魅力向上推進事業</p> <p>[内容] 店舗についてアドバイザーによる指導や検証、研修等により魅力の向上を図るとともに、継続のための人材育成や商店街全体の魅力向上に取り組む組織の基礎づくりを行う。</p> <p>[実施時期] H29～</p>	<p>商店街</p>	<p>店舗の魅力向上や人材育成、商店街の組織づくりは、商店街全体の魅力向上と持続につながり商業の活性化に資することから中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] なかいち芸術文化施設連携事業</p> <p>[内容] 県立美術館や今後整備されるあきた芸術劇場等芸術文化ゾーンにおける施設利用者が、エリアなかいちの商業施設で飲食・物販・サービス等利用の際に特典を提供する事業を継続的に行う。</p> <p>[実施時期] H29～</p>	<p>民間</p>	<p>芸術文化施設の利用者をエリアなかいち等の店舗へ誘引する取組であり、回遊性や商業の活性化にもつながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>		

<p>[事業名] ウェルカムミュージック事業</p> <p>[内容] 秋田市で開催される大規模コンベンションやイベント等にあわせて、歓迎民謡として、秋田駅改札口前で秋田民謡の生唄演奏を行う。</p> <p>[実施時期] H25～</p>	<p>商工 会議所</p>	<p>秋田へ訪れる観光客の玄関口である秋田駅において、秋田らしさを発信するとともに、観光客おもてなしの向上を図ることで、国内外からの観光客増加を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] 小売業等チャレンジ支援事業</p> <p>[内容] 起業創業を目指す方を支援するために、市で中心市街地の空きテナントを借上し、チャレンジショップの場を安価で提供することで新たな開業と空き店舗解消を促進させ、商業振興を図る。</p> <p>[実施時期] H27～H30</p>	<p>市</p>	<p>新たな事業者の起業や独立等を支援するため、チャレンジショップを中心市街地（空き店舗等）で実施することにより商業振興を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(商業集積促進関連制度利用件数)</p>		
<p>[事業名] 商工業振興奨励措置事業</p> <p>[内容] 小売商業施設の新増設に対し、資金面からの支援を行う。</p> <p>[実施時期] H21～</p>	<p>市</p>	<p>資金面からの支援を行うことにより、新規企業の誘致や雇用機会の拡大を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(商業集積促進関連制度利用件数)</p>		
<p>[事業名] 市民協働・市民活動支援事業</p> <p>[内容] 市民交流サロンにおいて、市民活動に係る各種講座の開催や情報提供、市民活動アドバイザーによる相談業務を行う。</p> <p>[実施時期] H17～</p>	<p>市</p>	<p>市民が自ら行動できるよう、市民活動に参加しやすい環境の整備や、市民活動の育成・支援を目的とした各種講座、事業を実施することで、市民力の向上と市民活動の増加を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (市民活動等施設利用件数)</p>		

<p>[事業名] アルヴェきらめきパフォーマー事業</p> <p>[内容] アルヴェのきらめき広場等において、定期的かつ継続的に活動する個人又は団体等を募集し、自由にパフォーマンスできる場を無料で開放する。</p> <p>[実施時期] H19～</p>	市	<p>音楽、ダンス、伝統芸能等の多種多様な活動の場を継続的に提供することで、幅広い年代の市民が集い、交流人口の増加を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (市民活動等施設利用件数)</p>		
<p>[事業名] あきた光のファンタジー</p> <p>[内容] 冬期間に、中心市街地を彩るイルミネーションを設置する。エリアなかいちでは光の回廊を設置するほか、中心広場を装飾する。</p> <p>[実施時期] H24～</p>	実行委員会	<p>中心市街地内で個々に開催されていたイルミネーションを各事業主体が連携し、統一的に実施する。冬期間におけるJR秋田駅からエリアなかいちにかけて街歩きの魅力を演出し、秋田駅周辺のにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] ヤートセ秋田祭</p> <p>[内容] ヤートセ秋田祭の開催。</p> <p>[実施時期] H10～</p>	実行委員会	<p>世代や地域を越えた市民手づくりの祭りとして、市民参加により継続的に開催することで、幅広い年代の市民が集い、交流人口の増加を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] ふるさと駅前カーニバル&エキマエキャンドルアート</p> <p>[内容] アゴラ広場全面を使った地元盆踊り団体の共演や国指定重要無形民俗文化財である西馬音内盆踊りの模擬演技の披露イベント等を開催する。</p> <p>[実施時期] H2～</p>	商店街	<p>「元気発信・出会い・ふれあい」をコンセプトとしたイベントを開催するとともに、商店街および各店舗の魅力をPRする機会が創出されることで、来街者の増加を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>		

<p>[事業名] 仲小路仲の日 [内容] 仲小路を車両進入禁止とし、ワゴンセール、イベント等を開催する。 [実施時期] 毎月半ば週末</p>	<p>商店街</p>	<p>毎月イベントを実施することなどにより、商店街の存在を積極的にアピールし、来街者の増加による販売促進を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] 通町通の市 [内容] ワゴンセール、産直、スタンプラリーなど（年6回開催）。 [実施時期] H10～</p>	<p>商店街</p>	<p>平成10年から継続して開催しており、消費者に事業が浸透し、商店街のにぎわい創出に貢献している。 新たな魅力を加え継続的に開催することで、市民に親しまれる地域に根ざした商店街づくりを図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] 招福狐の行列 [内容] 狐の扮装をして家々の繁栄や人々の長寿など、すべての「福」を祈念して町内を練り歩く。 [実施時期] H14～</p>	<p>商店街</p>	<p>狐の化粧は公立美術大学の学生が担当し、稚児衣装の子狐から袴狐・色もの狐など、多くの参加者を募り、商店街のにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] 通町草市 [内容] 限定セールやワゴンセール、屋台、イベントなど。 [実施時期] H10～</p>	<p>商店街</p>	<p>毎年8月の盆前に開催される、子供からお年寄りまで楽しめるお祭りで、様々なイベントの開催により商店街のにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] 星辻神社だるま祭り [内容] だるま祭の開催。 [実施時期] 毎年4月12日、13日</p>	<p>民間</p>	<p>火伏せ、風邪よけ、商売繁盛などを願う参拝客で毎年のにぎわい、継続的に開催することで、来街者の増加を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>		

<p>[事業名] 大町トワイライトリレーコンサート</p> <p>[内容] サン・パティオ大町の中庭において、野外音楽イベントを開催する。</p> <p>[実施時期] H13～</p>	<p>トワイライトリレーコンサート事務局</p>	<p>6月から9月の毎週土曜日に開催され、気軽にコンサートを楽しむことができ、音楽を通じた交流の場が提供されることで、交流人口の増加を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] 商店街スゴロク</p> <p>[内容] 商店街をスゴロクのマスに見立て、さいころの目により各商店に移動し、指示をクリアしながらゴールを目指す。</p> <p>[実施時期] H22～</p>	<p>商店街</p>	<p>普段なかなか商店街のお店を利用しない人に、店に足を運ぶよう橋渡しをすることで、出会いと発見を楽しみ、新たな顧客の開拓を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] アキタ・バール街</p> <p>[内容] チケット制で「1ドリンク&1ディッシュ」を楽しみながら飲食店を回るイベント。</p> <p>[実施時期] H24～</p>	<p>商店街</p>	<p>エリア内では、地元ミュージシャンやダンサーによる音楽やダンスも披露される県内最大級の「飲み・食べ歩き」イベントであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] 川反サンバカーニバル</p> <p>[内容] 地域のサンバチームや一般客にも参加を呼びかけ、商店街の通りを練り歩くカーニバルを開催。</p> <p>[実施時期] H25～</p>	<p>商店街</p>	<p>東北有数の歓楽街である川反が、楽しく、元気で、魅力ある街になるようにとのコンセプトのもと、夜の歩行者天国を実施し、夜の街のにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量)</p>		

<p>[事業名] 川反外町街なかインバウンド促進事業</p> <p>[内容] 商店街への外国人観光客の受け入れ体制を整備し管理運営するもので、W i - F i 環境や多国語表示HPサイトの管理運営などを行う。</p> <p>[実施時期] H28～</p>	<p>商店街</p>	<p>交流人口の拡大に資するとともに、来街者の増加や情報提供による回遊性の向上に資する事業で、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] たまご遊園地夏祭り</p> <p>[内容] 中心市街地内の公園において盆踊りをはじめとした夏祭りを実施する。</p> <p>[実施時期] H25～</p>	<p>たまご遊園地夏祭り実行委員会</p>	<p>卵形の特徴的な遊具がある公園において、地域交流型夏祭りイベントを実施する。多世代の連携を図り、地域を盛り上げるもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量)</p>		
<p>[事業名] 大型商業施設のリニューアル</p> <p>[内容] 中心市街地に立地する大型商業施設の老朽化に伴い、リニューアル工事を行う。</p> <p>[実施時期] H29</p>	<p>民間</p>	<p>若者の利用が多い大型商業施設において、リニューアル等により、集客力を高め、商業の活性化や若者を中心としたにぎわい創出を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (商業集積促進関連制度利用件数)</p>		

<p>[事業名] 秋田拠点センターアルヴェローカル5G基地局整備経費負担金</p> <p>[内容] 本市の目指すべき施策と一致する民間事業者の取組であるローカル5G基地局の整備・運営に対して支援する。</p> <p>[実施時期] R3 6～7月</p>	<p>市、民間企業</p>	<p>秋田拠点センターアルヴェへのローカル5G基地局の整備に支援することにより、貸し施設利用者がアフターコロナを見据えたリモート講演会等の開催、安定した高速通信や質の高いイベント等の運営が可能になる。</p> <p>このことから、市民の交流と賑わい創出の拡充が期待できるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (市民活動等施設利用件数)</p>		
<p>[事業名] 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備</p> <p>[内容] 市有地を活用し、商店街の核となる商業施設等の整備を行う。 事業地面積約 1,066 m² 店舗数 18 区画</p> <p>[実施時期] H29～R3</p>	<p>民間</p>	<p>国登録有形文化財の移築に合わせ、文化財を活かした商店街の核となるコンパクトな商業施設等を整備する事業であり、隣接する商業施設と一体化するような歩行空間が形成され、にぎわいの創出と商業の活性化に資するもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (商業集積促進関連制度利用件数)</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

J R秋田駅は、秋田新幹線、奥羽本線、羽越本線が乗り入れる結節駅であり、マイカーの普及に伴って乗車人員は減少傾向にあるが、平成27年度の1日平均乗車人員は県内第1位の10,933人である。

路線バスはJ R秋田駅を中心にネットワークを形成しており、乗合バス全体の輸送人員は平成19年度以前は減少傾向にあったが、平成23年度から実施している高齢者コインバス事業^{*1}の効果により、一旦は上昇に転じ、平成25年度^{*2}の年間市内輸送人員は7,997千人となった。しかし、近年また減少傾向が見られ、平成28年度^{*2}では7,437千人となっている。

また、中心市街地の回遊性の向上に向けて平成24年7月から運行している中心市街地循環バスは、利用者数が年々増加しており、平成27年度の年間利用者数は56,460人となっている。しかし、市民アンケート調査（平成28年1月）によると、循環バスを「利用した」人は8%と低い割合にとどまっている。

※1 高齢者コインバス事業：68歳以上の高齢者を対象として、1区間100円で乗車できる制度。路線バスでもマイタウン・バスでも利用可能

※2 バス会計年度（各年10月1日～9月30日）

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

4から7までに掲げる事業等による活性化効果を高めるためには、公共交通の利便性の増進を図る以下の事業等を実施し、中心市街地への市民の来街頻度を高めるとともに、中心市街地の回遊性を高める必要がある。

また、公共交通については、「第2次秋田市公共交通政策ビジョン（秋田市地域公共交通網形成計画）」の基本的な方針である「まちづくりと一体となった、将来にわたり持続可能な公共交通網の実現」を目指すため、全市的に「バス路線の再編」や「バス利用環境の改善」について検討を進める必要があり、その中で中心市街地における公共交通の利便性の向上についても検討していくものとする。

- 中心市街地の回遊性の向上
 - ・中心市街地循環バス運行事業
- 高齢者の外出、来街の促進
 - ・高齢者コインバス事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度（令和3年度）に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 中心市街地循環バス運行事業</p> <p>[内容] 中心市街地の文化・観光施設などの主要スポットを循環するバスを運行する。</p> <p>[実施時期] H25～ 通年</p>	市	<p>中心市街地の回遊性の向上により、秋田駅周辺と中通一丁目地区で創出されたにぎわいを中心市街地全体に波及させるもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] R2.4～R4.3</p>	区域内外

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

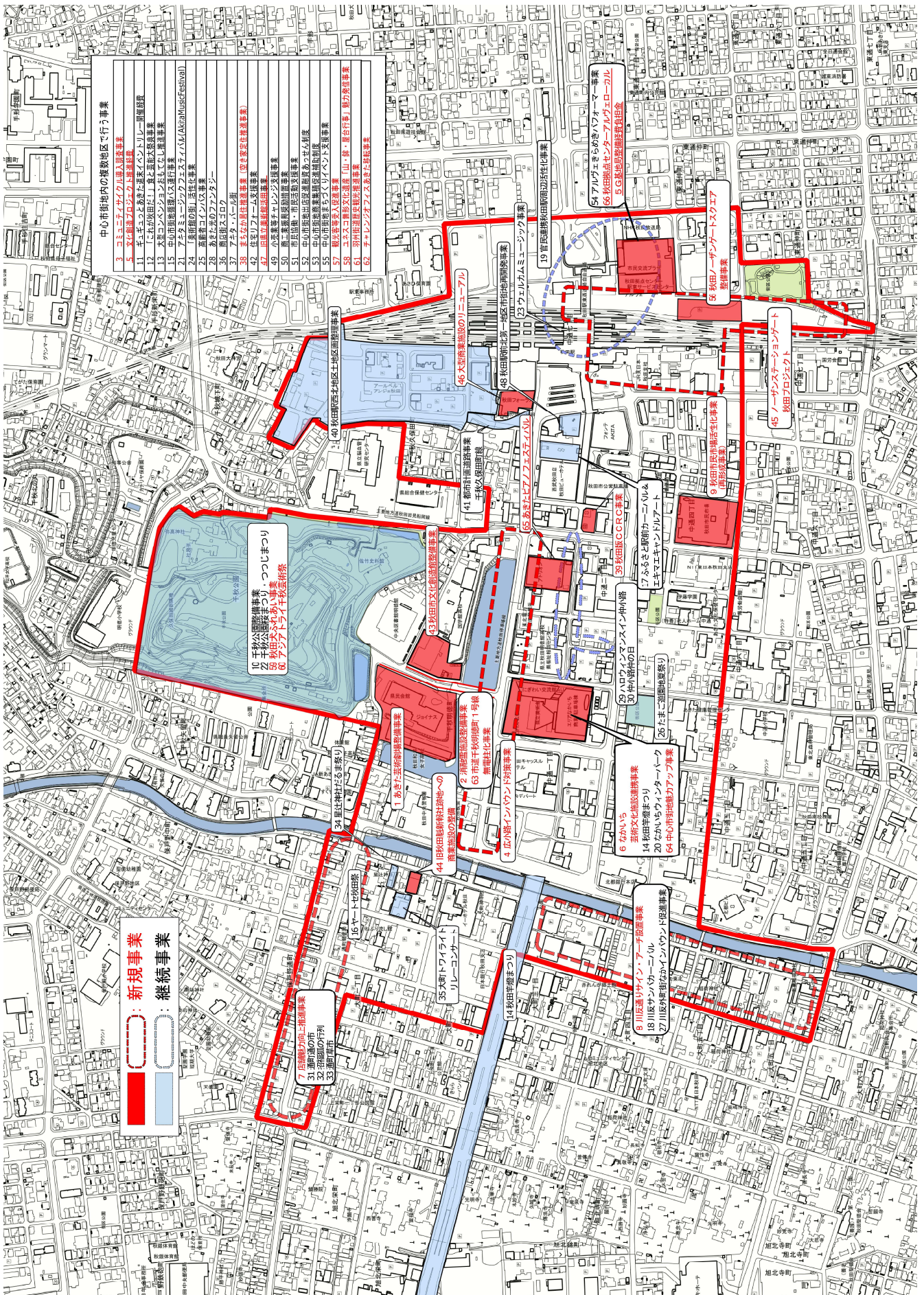
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 高齢者コインバス事業</p> <p>[内容] 満65歳以上の高齢者が、市内の路線バスを利用する際、市が交付する資格証明書を携帯している者に対し、1乗車100円で乗車できるよう助成する。</p> <p>[実施時期] H23～</p>	市	<p>高齢者の外出を促進し、社会参加や生きがいづくりを支援することで、中心市街地への外出機会を増やし、来街者の増加を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>(歩行者・自転車通行量) (芸術文化施設利用者数) (市民活動等施設利用件数)</p>		

事業箇所図



中心市街地内の複数地区で行う事業

3	コミュニティセンターの導入促進事業
5	文化創造プロジェクトの導入促進事業
11	ギョウコウとあそびた海苔イベント「トレ」開催事業
12	「これいっしょ」食と芸術大発表事業
13	大塚コンパニオン活動促進事業
15	中心市街地商業活性化推進事業
21	アキハバラミュージックフェスティバル(Akihabara Music Festival)
24	「新築の街」活性化事業
25	高齢者コミュニティバス事業
28	あきたまのファンター
36	商店街エコロ
37	アキハバラ・ホール
38	あきたまの活性化事業 (仮定委託推進事業)
42	あきたまの活性化事業
43	あきたまの活性化事業
44	あきたまの活性化事業
49	小売業まちづくり推進事業
50	飲食業まちづくり推進事業
51	観光業まちづくり推進事業
52	中心市街地商業活性化推進事業
53	中心市街地商業活性化推進事業
55	中心市街地商業活性化推進事業
57	観光客誘致文化遺産「山・屋台行事」魅力発信事業
58	ユネスコ世界文化遺産「山・屋台行事」魅力発信事業
61	羽田橋通り空間改善推進事業
62	チャレンジャーズあきたま体験事業

新規事業
継続事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市庁内体制

①秋田市中心市街地活性化調整委員会の設置

秋田市中心市街地活性化基本計画の策定に際して、庁内調整を図るとともに、基本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、平成19年5月に庁内組織として標記調整委員会を設置している。

平成27年度からは都市整備部都市総務課が事務局となり、活性化に向けた庁内の取組をまとめ、中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいる。

また、委員が所属する課所室担当職員で構成するワーキング会議を設置し、委員会に提出する案件の調整、資料の作成、その他必要な作業を行った。

秋田市中心市街地活性化調整委員会 委員名簿

委員長	都市整備部長	
副委員長	都市整備部理事	
委員	総務部総務課長	企画財政部企画調整課長
	企画財政部財政課長	観光文化スポーツ部観光振興課長
	観光文化スポーツ部文化振興課長	秋田市民交流プラザ管理室副参事
	市民生活部生活総務課長	福祉保健部福祉総務課長
	産業振興部商工貿易振興課長	建設部建設総務課長
	建設部道路建設課長	建設部道路維持課長
	建設部公園課長	都市整備部都市総務課長
	都市整備部都市計画課長	都市整備部交通政策課長
	都市整備部住宅整備課長	秋田駅東地区土地区画整理事務所長
	教育委員会総務課長	

秋田市中心市街地活性化調整委員会 ワーキング会議名簿

リーダー	都市総務課長	
メンバー	総務部総務課課長補佐	企画財政部企画調整課課長補佐
	企画財政部財政課課長補佐	観光文化スポーツ部観光振興課課長補佐
	観光文化スポーツ部文化振興課副参事	秋田市民交流プラザ管理室副参事
	市民生活部生活総務課課長補佐	福祉保健部福祉総務課課長補佐
	産業振興部商工貿易振興課課長補佐	建設部建設総務課課長補佐
	建設部道路建設課主席主査	建設部道路維持課副参事
	建設部公園課主席主査	都市整備部都市計画課副参事
	都市整備部交通政策課副参事	都市整備部住宅整備課副参事
	秋田駅東地区土地区画整理事務所主席主査	教育委員会総務課課長補佐

開催経過

開催日	会議名・議事等
平成27年11月5日	ワーキング会議 (1) 秋田市中心市街地活性化基本計画(前計画)の掲載事業について (2) 秋田市中心市街地活性化アクションプランの掲載事業について (3) 次期秋田市中心市街地活性化基本計画へ掲載する事業について
平成28年1月22日	ワーキング会議 (1) 前計画掲載事業について (2) 前計画事業費について (3) アクションプラン掲載事業について (4) 次期基本計画新規事業について
平成28年2月16日	調整委員会 (1) 前計画およびアクションプランについて (2) 次期基本計画について
平成28年4月20日	調整委員会 (1) 次期基本計画の策定方針について (2) 各種アンケート調査および商店街ヒアリング調査の結果について (3) 次期基本計画の骨子案および掲載事業(案)について (4) 次期基本計画策定における課題について
平成28年6月7日	調整委員会 中心市街地活性化基本計画の素案と課題について
平成28年8月25日	ワーキング会議 次期秋田市中心市街地活性化基本計画の原案および掲載事業について
平成28年8月31日	調整委員会 次期秋田市中心市街地活性化基本計画の原案および課題について
平成28年11月25日	調整委員会 次期秋田市中心市街地活性化基本計画について

②秋田市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

平成27年6月議会	「コンパクトシティの実現及び中心市街地活性化のさらなる推進について」、「コンパクトシティによるまちづくり及び中心市街地活性化のさらなる推進について」といった陳情があり、採択されている
平成27年9月議会	中心市街地活性化基本計画策定着手について議会への説明 一般質問にて、県・市連携文化施設をはじめとする各種事業や、歩行者動線についての質問
平成27年11月議会	一般質問にて、前計画の検証、次期計画の策定方法、各事業について質問
平成28年2月議会	代表質問にて、次期計画の策定について、テーマや方針、方向性に関する質問
平成28年6月議会	基本計画骨子案の説明 一般質問にて、前計画の総括と次期計画の核となる事業について、エリアなかいちにおける活性化策、中心市街地のにぎわい創出についての質問
平成28年9月議会	基本計画原案の説明
平成28年11月議会	基本計画申請案の説明

(2) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場

ア 中心市街地商店街等会長会議

開催日	議事等
平成28年4月28日	民間事業者による中心市街地活性化基本計画掲載事業の確認 中心市街地への来街・回遊環境について
平成28年6月14日	新たな魅力の創出による交流人口の増加に向けて インバウンド対策・商業競争力向上に向けた取組について

イ 千秋公園一体的にぎわいづくり検討委員会

開催日	議事等
平成28年1月22日	検討委員会の設立について 今後の進め方について
平成28年3月4日	広小路商店街で行ったアンケート調査結果について
平成28年3月22日	アンケート調査の分析について 事業概要について

ウ 秋田市地域公共交通協議会

開催日	議事等
平成27年2月17日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成27年6月9日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成27年11月10日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成27年12月3日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成28年1月20日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成28年2月17日	バス路線廃止の意向の申出について ほか
平成28年3月3日	第2次秋田市公共交通政策ビジョンの策定について ほか
平成28年6月3日	地域公共交通関係先進事例調査について ほか

エ 秋田市チャレンジショップ出店候補者審査委員会

開催日	議事等
平成27年4月28日	チャレンジショップ出店候補者の審査について
平成28年4月28日	チャレンジショップ出店候補者の審査について

オ 出店計画審査委員会（中心市街地商業集積促進事業出店計画審査委員会）

開催日	議事等
平成27年5月21日	中心市街地内の空き店舗への出店候補者の審査について
平成28年2月5日	中心市街地内の空き店舗への出店候補者の審査について
平成28年3月11日	中心市街地内の空き店舗への出店候補者の審査について
平成28年7月26日	中心市街地内の空き店舗への出店候補者の審査について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 秋田市中心市街地活性化協議会

秋田商工会議所および（公財）秋田市総合振興公社が共同設立者となり、秋田市が策定しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画およびその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的として、平成19年11月9日、秋田市中心市街地活性化協議会を設立した。

委員名簿

区分	法令根拠	所 属	役職等	役 員
共同設置者	法第15条1項1号	公益財団法人 秋田市総合振興公社	理事長	副会長
		公益財団法人 秋田市総合振興公社	総務課長	
	法第15条1項2号	秋田商工会議所	会頭	会 長
		秋田商工会議所	副会頭	
商業者等	法第15条4項	秋田市駅前広小路商店街振興組合	理事長	
		秋田市広小路商店街振興組合	理事長	監 事
		秋田市大町商店街振興組合	理事長	
		秋田市通町商店街振興組合	理事長	
		仲小路振興会	会長	
		川反外町振興会	会長	
		秋田市南通商店街振興組合	理事長	
		秋田市有楽町商栄会	会長	
権利者	法第15条4項	秋田まちづくり(株)	代表取締役	
		なかいちビル管理組合	理事長	
		協同組合 秋田市民市場	理事長	
秋田市	法第15条4項	都市整備部	部長	監 事
有識者	法第15条8項	公立大学法人 秋田公立美術大学	准教授	
		国立大学法人 秋田大学	副理事	
交通事業者	法第15条8項	東日本旅客鉄道(株)秋田支社	執行役員 秋田支社長	
		秋田中央交通(株)	専務取締役	
地域経済	法第15条8項	(株)秋田銀行	代表取締役頭取	
		(株)北都銀行	取締役頭取	
NPO 関連	法第15条8項	NPO法人 秋田バリアフリーネットワーク	理事長	
		久保田城址歴史ボランティアの会	会長	

(2) 協議会開催状況

中心市街地活性化協議会（前期計画が終了した平成26年以降のみ記載）

開催日	議事等
平成26年6月24日	秋田市中心市街地活性化基本計画（前計画）の検証結果について 商店街まちづくり事業の調査事業の申請について
平成26年10月29日	前期中活計画の内閣府への最終報告 商店街まちづくり事業の調査事業の申請結果 まちなかプロジェクトチームトライアル事業の実施状況
平成27年3月26日	まちなかプロジェクトチームトライアル事業の進捗状況 秋田市中心市街地活性化アクションプラン（案）について
平成27年6月30日	秋田市中心市街地活性化アクションプランについて
平成27年10月13日	次期秋田市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた動向について 秋田市中心市街地にぎわい創出事業の実施について 秋田市中心市街地のその他動向について ほか
平成28年3月24日	次期秋田市中心市街地活性化基本計画の策定状況について 地域商業自立促進事業について ほか
平成28年6月30日	「次期秋田市中心市街地活性化基本計画」草案について 「芸術文化ゾーン」（案）について
平成28年9月2日	「次期秋田市中心市街地活性化基本計画」原案について
平成28年12月1日	「秋田市中心市街地活性化基本計画」（案）について
平成29年3月30日	「秋田市中心市街地活性化基本計画」の認定について 県・市連携文化施設整備計画について
平成29年6月1日	秋田市中通CCRC拠点整備事業について 中心市街地商店街活性化支援事業の募集結果について ほか
平成29年12月19日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業の進捗について 秋田市中心市街地活性化協議会事業の進捗について ほか
平成30年2月7日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第1回変更案）に関する意見書
平成30年3月26日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について 秋田市中心市街地活性化協議会事業について ほか
平成30年6月5日	中心市街地の活性化に向けた取組に関する報告 ほか
平成30年10月19日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第2回変更案）に関する意見書
平成30年12月21日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第2回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画（第3回変更案）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか

平成31年2月15日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第3回変更案）に関する意見書
平成31年3月27日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第3回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
令和元年6月4日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業の進捗についてほか
令和元年12月25日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第4回変更案）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
令和2年2月12日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第4回変更案）に関する意見書
令和2年3月23日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第4回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
令和2年6月3日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業の進捗について ほか
令和2年12月24日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第5回変更案）について ほか
令和3年2月10日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第5回変更案）に関する意見書
令和3年3月25日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第5回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
令和3年6月1日	秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか
令和3年12月23日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第6回変更案）について ほか
令和3年12月24日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第6回変更案）に関する意見書
令和4年3月22日	秋田市中心市街地活性化基本計画（第6回変更）について 秋田市中心市街地活性化基本計画に関する事業について ほか

秋田市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 秋田商工会議所及び公益財団法人秋田市総合振興公社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で秋田市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、秋田市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 秋田市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 秋田市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施（協議会の構成）

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 秋田商工会議所
- (2) 公益財団法人秋田市総合振興公社
- (3) 法第15条第4項の規定に該当する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者（協議会の組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、秋田商工会議所会頭をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長が委員の中から指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とし、再任を妨げない。ただし、任期途中交代による後任の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員)

第7条 委員は、第4条各号に該当する者をもって充てる。ただし、団体、企業等にあつては、その構成員が指名する者をもって委員とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(入会)

第8条 第4条各号に掲げる者で協議会の委員として入会しようとする者は、その旨を会長に申し出なければならない。

(退会)

第9条 委員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

2 委員が死亡したとき又は第4条各号に規定する者でなくなったときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第10条 委員が、協議会の名誉を毀損し又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により委員を除名しようとするときは、除名の議決を行う会議において、その委員に弁明の機会を与えなければならない。

(会議の招集)

第11条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するとき、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員（委任状による代理出席を含む。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

5 会議は、第三者の傍聴を認める。

6 会議を開催したとき、会議の議事録を作成し、公開する。

(協議結果の尊重)

第13条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第14条 協議会の目的を達成するため、必要に応じ、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務局を秋田商工会議所に置き、事務を処理する。

(公告)

第16条 協議会の公告は、協議会のホームページに掲示して行う。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第18条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費、その他運営に要する経費とする。

(監査)

第19条 協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が協議会の同意を得て委員の中から選任する。

3 監事の任期は、委員の任期とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(解散)

第20条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、協議会の解散の日をもって打ち切り、秋田商工会議所がこれを決算する。

(特定個人情報の取扱い)

第21条 特定個人情報（マイナンバー）に関する事務については、秋田商工会議所特定個人情報保護規則に準じて行うものとする。

(補足)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成19年11月9日から施行する。

2 協議会設立時の委員、会長及び副会長の任期は、第6条第5項及び第7条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 第17条の定めにかかわらず、初年度の会計年度は、設置に要した費用の発生日から平成20年3月31日までとする。

4 第21条を加える改正は、平成28年6月30日から施行する。

(3) 協議会から提出された意見書

平成28年12月2日

秋田市長 穂積 志 様

秋田市中心市街地活性化協議会
会 長 三 浦 廣



秋田市中心市街地活性化基本計画（案）に関する 意 見 書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、秋田市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出いたします。

秋田市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」という。）は、秋田市の中心市街地を活性化させる計画として概ね妥当なものであると判断する。

なお、基本計画案の推進にあたっては、次の事項について十分ご配慮いただきたい。

1. 中心市街地交通体系の在り方について研究・検討する場の設置

基本計画案の実施により、中心市街地への車輛・歩行者通行量の変化が想定されることから「一方通行の見直し」「公共交通の在り方」「歩行者回遊性の向上」など、望ましい来街・回遊環境について検討する場を設置し、県や交通事業者、周辺商店街、商工会議所等との団体と幅広く対応策についてご検討いただきたい。

2. 県民会館が空白となる期間の対応措置の検討

基本計画案の中核事業である県・市連携文化施設の建設期間中は、県民会館を利用した各種大会等が代替施設での開催となり、中心市街地への波及効果が長期に渡って減退することから、中心市街地から代替施設までのシャトルバス運行支援や中心市街地賑わい事業の更なる拡充など、その影響が最小限のものとなるようご支援いただきたい。

3. 追加となる事業への柔軟な対応

今後、基本計画案に掲載されていない事業が具現化した場合は、同計画への追加を行うなど柔軟な対応をお願いしたい。

以上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業及び措置の集中実施

地域の現状等に関する統計的データ、アンケート調査等から得られた市民ニーズに基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業を位置付け、重点的、集中的に取り組むこととする。

基本方針1 多様な人々が行き交い、新しい文化を育む舞台の形成	
課題：中心市街地への来街者・交流人口の誘引	
＜現状データ、市民ニーズ等＞	＜重点的、集中的に取り組む事業＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地循環バスについては、利用者は増加傾向にある。 ・ 中心市街地には、64箇所約4,500台の時間貸駐車場が設けられているが、市民アンケート調査で駐車場の整備を求める意見が多い。 ・ 中心市街地の小売店舗数、小売業年間商品販売額は減少傾向にある。 ・ 市民アンケートによると、食料品や衣料品を扱う店舗の立地要望が高いが、中心市街地では生鮮品等を扱う店舗が減少している。 ・ 中心市街地を訪れた方の滞在時間は、1～3時間程度が多い。 ・ 観光入込客数の秋田市全体に対する中心市街地が占める割合は高いものの、行事観光客数が多く、施設利用者数は比較的少ない状況にある。 ・ 千秋公園は中心市街地を象徴する観光資源であるが、入込客数は震災前の水準に戻っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティサイクル導入調査事業 ・ 中心市街地循環バス運行事業 ・ 秋田駅前北第一地区市街地再開発事業 ・ ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト ・ 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 ・ 官民連携秋田駅周辺活性化事業 ・ 千秋公園整備事業 ・ 旧県立美術館活用事業 ・ 文化創造プロジェクト推進経費 ・ 広小路インバウンド対策事業

基本方針 2 快適な居住環境の形成と既存ストックの有効活用

課題：持続的なまちなか居住、定住化の促進

<現状データ、市民ニーズ等>	<重点的、集中的に取り組む事業>
<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の人口は漸減傾向であるが、中心市街地の人口は増加傾向にある。 ・平成 20 年以降、賃貸マンション・分譲マンション合せて約 200 戸増加している。 ・高齢者の中心市街地離れが顕著である。 ・中心市街地の小売店舗数、小売業年間商品販売額は減少傾向にある。 ・中心市街地に居住する際に重要視する点として生鮮品などの買物環境が挙げられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業） ・秋田版 C C R C 事業 ・中心市街地出店促進融資あっせん制度 ・店舗魅力向上推進事業 ・秋田市民市場活性化事業（再形成事業）

基本方針 3 店舗を主とした事業所の立地促進と市民活動の推進

課題：恒常的なにぎわいの確保とまちの活力の向上

<現状データ、市民ニーズ等>	<重点的、集中的に取り組む事業>
<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗の転用用途が住宅や駐車場になっている。 ・低未利用地は減少傾向にあるものの、約 13ha 程度散在している。 ・生鮮食品業種の店舗の多くが廃業等を考えている。 ・低未利用地の積極的な活用を考えている所有者は少ない。 ・中心市街地で整備、充実させる施設として、商業施設や医療施設が求められている。 ・中心市街地に居住している方が、生活の場として欲しいものとして、商業施設や融雪歩道等の意見が多い。 ・中心市街地内で 16 団体が様々な活用を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 ・中心市街地出店促進融資あっせん制度 ・中心市街地商業集積促進補助制度（空き店舗支援） ・小売業等チャレンジ支援事業 ・秋田版 C C R C 事業 ・消融雪施設整備事業 ・中心市街地まちづくりイベント支援事業 ・「美術館の街」活性化事業 ・市民活動育成・支援事業

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 中心市街地に関する啓発活動

市民の意見を把握するため、「秋田市中心市街地活性化基本計画（原案）」に対するパブリックコメントを平成28年10月18日から11月11日までの25日間実施した。その結果、9名から38件の意見が寄せられ、本計画策定の参考としている。

② 地域住民等を対象とした協議・検討の場

中心市街地内およびその周辺商店街等の会長・役員ほかに対し個別ヒアリングを実施し、各商店街の課題や要望、活性化に向けた取組などを把握した。

実施日	商店街等名称
平成28年2月8日	秋田市駅前広小路商店街振興組合
	秋田市大町商店街振興組合
	仲小路振興会
平成28年2月12日	秋田市南通商店街振興組合
	秋田市有楽町商栄会
	すずらん通り商店会
平成28年2月13日	秋田市通町商店街振興組合
平成28年2月17日	川反外町振興会
	秋田市横町商店街
平成28年3月2日	秋田市広小路商店街振興組合

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

最上位計画である総合計画をはじめ、各種の上位・関連計画において、多様な都市機能の集積、コンパクトなまちづくりを基本的な中心市街地の方向性と位置付け、それを推進するために、庁内連携による施策・事業を位置付けている。

ア) 「第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」(平成28年度～令和2年度)

第4 将来都市像

1章 豊かで活力に満ちたまち

<取組の方向>

中心市街地は本市をイメージする“顔”であり、コンパクトシティの核として高次都市機能の集積を図りながら、中央街区をはじめ、旭川をはさんだ大町、通町、川反地区を一体的な区域として、人々が住み、集い、買物や公共施設の利用、散策など、多機能空間として活性化を図るとともに、にぎわいの創出に努めます。

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

<目指すべき将来>

今後の人口減少・少子高齢化を見据え、あらゆる市民が生活に必要なサービスを容易に享受できるよう、市街地の拡大を抑制するとともに、これまで市街地内で蓄積してきた都市基盤施設や都市機能を有効活用しながら、都心・中心市街地を本市の顔となる各種高次都市機能の集積を図る拠点として、また、6つの地域中心を地域特性を踏まえた生活サービスの拠点として都市機能誘導や居住誘導を図り、持続可能なコンパクトな市街地形成を目指します。

イ) 秋田市・まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年度～令和元年度)

基本目標⑤ 持続可能な地域をつくり、安全安心な暮らしを守る

<講ずべき施策に関する基本的方向>

- 引き続き、本市の特性を踏まえた多核集約型の都市構造を基本としたコンパクトなまちづくりを進める。
- 公共施設の包括的な管理により、財政負担の平準化や総量の見直しを図ることで、持続可能な自治体運営を実現する。
- 家族・地域・人の絆のもと、すべての市民が主人公として充実した生涯を送ることができる家族と地域が支えあう元気なまち」を目指す。
- 国が掲げる温室効果ガスの排出抑制目標の達成などに向け、市民や事業者とともに様々な取組を進める。

ウ) 第6次秋田市総合都市計画（平成23年度～令和12年度）

まちづくりの目標（政策テーマ）

＜コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地と地域中心の形成＞

① 拠点地域への都市機能の集約化

「都心・中心市街地」および「地域中心」は、持続可能な集約型の市街地形成の核となるものです。「都心・中心市街地」では、秋田県および市の顔として、各種高次都市機能の集積を図ります。高次都市機能については、その集積の効果を新たな産業や都市文化の育成・創出に結びつけるとともに、都市と農村の連携拠点としての役割も強化します。また、「地域中心」では、生活拠点としてのサービスの充実と、各地域の特性を活かしたまちづくりを目指します。

② “顔”づくりによる都市の魅力と活力の創出

「都心・中心市街地」および「地域中心」は、本市のイメージを形成する“顔”としても、重要な役割を担っています。市民や来訪者が「また訪れたい」と感じられるような、本市ならではの魅力とやすらぎを有した環境形成を図り、交流人口の拡大による都市活力の創出を目指します。

③ エリアマネジメントによる都市環境形成

これからの市街地形成においては、効率的な行政運営を背景として、既存の都市機能など、ストックの活用が必要不可欠となることから、市民・事業者・行政など、多様な主体の協働により、街並み景観の維持・形成に向けたルールづくりや地域の美化活動といったエリアマネジメントの展開を図り、市民とともに魅力ある都市環境の形成を目指します。

[2] 都市計画手法の活用

(1) 特別用途地区

中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の分散を抑制し、本市が目指す「コンパクトで成熟した市街地形成」を実現するため、準工業地域（約 820ha）において、都市構造に影響を与える大規模集客施設（床面積 10,000 m²を超えるもの）の立地を制限するための特別用途地区の都市計画決定と秋田市特別用途地区建築条例を、平成 20 年 7 月 1 日付けで同時告示した。

規制の概要

都市計画：特別用途地区

種類：大規模集客施設制限地区

対象区域：準工業地域 約 820ha

その後、平成 27 年 6 月の建築基準法改正を受け、「秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」を改正し、大規模集客施設制限地区に建築してはならない建築物を変更している。

本市における特別用途地区内においては、この条例により、建築してはならない建築物が定められていることから、都市計画変更せずとも、引き続き条例に定める大規模集客施設（建築基準法別表第二（わ）項に同じ）にある建築物は建築できない。

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（別表）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途に供する建築物又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの

(2) 立地適正化計画

市と市民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を、平成 29 年度の策定を目指し進めており、これに基づき都市機能の誘導を計画的に進めることとなる。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの状況

中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況は以下のとおりである。

■大規模建築物等の既存ストックの現況

(平成 28 年 9 月末現在)

建築物等の名称	敷地面積 (㎡)	床面積 (㎡)	建築年	利用状況等
エリアなかいち にぎわい交流館 美術館・商業・駐車場棟 住宅棟	17,365.45	5,131 26,164 10,018	H24	文化施設、商業施設、マンション、高齢者福祉施設から成る複合施設
アトリオン	4,397.77	31,906.51	H1	文化施設、商業施設、オフィスから成る複合施設
秋田県民会館	13,225.00	9,304	S36	平成 30 年解体予定。跡地には県・市連携文化施設を整備
秋田中央図書館明德館	—	4,806	S57	図書館
秋田拠点センターアルヴェ	15,155.83	35,598.79	H16	文化施設、商業施設、医療・福祉施設、オフィス、ホテルから成る複合施設
秋田ステーションビル・アルス&トピコ	19,613.20	7,024.50	H9	商業施設
木内	5,175.06	14,365.78	S32	商業施設
秋田フォーラス	2,884.05	20,476.42	S49	商業施設
フォンテAKITA	4,915.45	34,283.94	S55	商業施設
秋田ビューホテル 西武秋田店	7,816.78	41,872.01	S59	ホテル、商業施設から成る複合施設
秋田市民市場	9,550.56	16,653.08	H15	商業施設
秋田キャッスルホテル	7,114.32	32,272.9	S49	ホテル、商業施設、オフィスから成る複合施設
イーホテル秋田	4,694.14	23,452.62	S62	ホテル、商業施設、オフィスから成る複合施設

※資料：秋田市建築指導課

(2) 秋田市における行政機関などの立地状況及び移転計画

本市における庁舎などの行政機関などの立地状況は、下表のとおりである。

また、あきた芸術劇場は令和3年度中の完成を目指すこととしている。

■庁舎などの行政機関等

施設名	設置者	用途	立地区域
千秋公園	市	公園	中心市街地
駅東サービスセンター	市	行政サービス窓口 (アルヴェ内)	
ハローワークプラザアトリオン	市	公共職業安定所 (アトリオン内)	
秋田市立千秋美術館	市	美術館 (アトリオン内)	
佐竹史料館	市	資料館	
民俗芸能伝承館	市	資料館	
自然科学学習館	市	学習館 (アルヴェ内)	
子ども未来センター	市	子育て支援施設 (アルヴェ内)	
にぎわい交流館AU	市	交流館 (エリアなかいち内)	
アトリオン音楽ホール	県	音楽ホール (アトリオン内)	
秋田県立美術館	県	美術館	
秋田県民会館	県	音楽ホール	
秋田県中央男女共同参画センター	県	男女共同参画センター (アトリオン内)	
秋田中央警察署	警察庁	警察署	
あきた文学資料館	県	資料館	
東北森林管理局	林野庁	森林管理局	
秋田南税務署	国税庁	税務署	
赤れんが郷土館	市	資料館	
市民相談センター	市	消費者相談施設 (市役所庁舎内)	
秋田市文化会館	市	音楽ホール	
市役所本庁舎	市	庁舎	
市立秋田総合病院	市	病院	

※各地区に設置されている公民館、児童センター、コミセン等は除く。(平成28年9月末現在)

<あきた芸術劇場>

県内最大の収容規模を有する秋田県民会館は築後54年が経過し施設の老朽化が進んでおり、秋田市文化会館についても、築後36年が経過しており、大規模改修が必要な状況にある。そのため、これらの施設に替わるあきた芸術劇場を県市協働で整備していくための検討組織として、「秋田県・秋田市文化施設整備構想検討委員会」を平成25年度に設置し、施設のあり方に関し意見を聴きながら、「新たな文化施設に関する整備構想」を策定した。また整備構想を受けて、平成26年度に「新たな文化施設に関する基本計画」、平成27年度に「県民会館・市文化会館の建替による県・市連携文化施設整備方針」、平成28年度には「県・市連携文化施設に関する整備計画」を策定した。

(3) 大規模集客施設の立地状況及び設置計画

店舗面積 1,000 m²以上の大規模小売店舗は、中心市街地に 12 店（うち 10,000 m²以上が 3 店）、中心市街地外に 73 店（うち 10,000 m²以上が 6 店）ある。

分布状況を見ると、中心市街地から半径 4 km の範囲で、幹線道路沿線に集中して立地している。

また、平成 19 年以降新規開設した大型小売店舗のうち、中心市街地内は 1 店のみである。

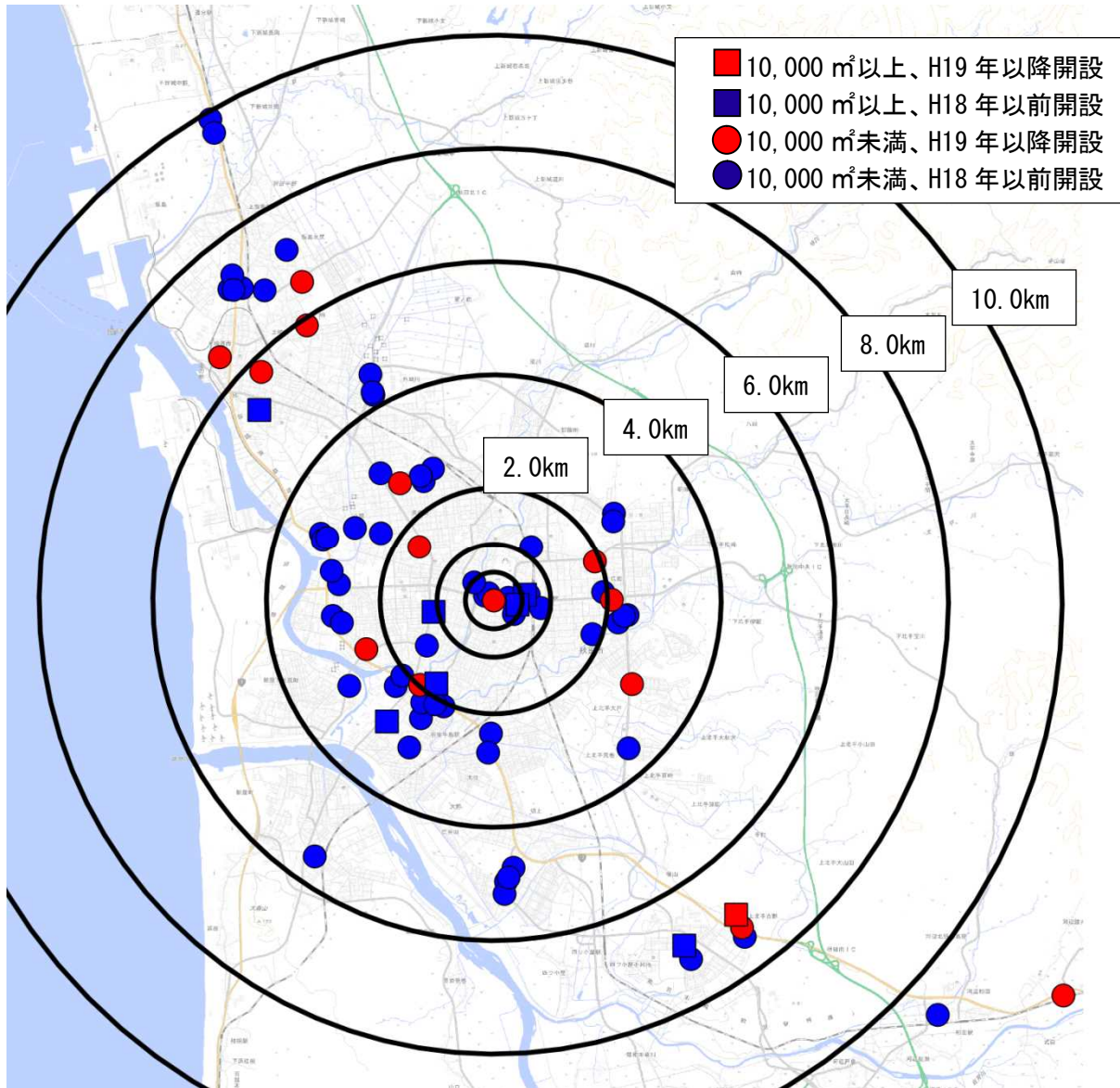


図 大規模集客施設の立地状況

国土地理院 地理院タイル（白地図）を加工して作成

[4] 都市機能の集積のための事業等

本計画において、都市機能の集積に資する事業を整理すると以下ようになる。

都市機能の集積に資する事業

分野	事業
4. 市街地の整備改善のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田駅西北地区土地区画整理事業 ・ 秋田駅前北第一地区市街地再開発事業
5. 都市福利施設を整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ あきた芸術劇場整備事業 ・ 秋田市文化創造館整備事業 ・ ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト
6. 住宅の供給のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなか居住推進事業 ・ 秋田版C C R C事業（優良建築物等整備事業）
7. 経済活力の向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧秋田魁新報社跡地への商業施設の整備 ・ 官民連携秋田駅周辺活性化事業 ・ 中心市街地商業集積促進補助制度（空き店舗支援） ・ 大型商業施設のリニューアル ・ 秋田市民市場活性化事業（再形成事業） ・ 旧県立美術館活用事業 ・ 文化創造プロジェクト推進経費
8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地循環バス運行事業 ・ 高齢者コインバス事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

秋田市では、平成 20 年 7 月に前計画の認定を受け、中通一丁目地区市街地再開発事業（エリアなかいち）など、活性化に向けた取組を進めてきた。前計画の事業を受けて、歩行者・自転車通行量、定住人口が増加し、空き店舗が減少するなど、にぎわい創出に一定の成果は得られたものの、小売業年間商品販売額については、基準値すら下回るなど、活性化へは道半ばとなっている。

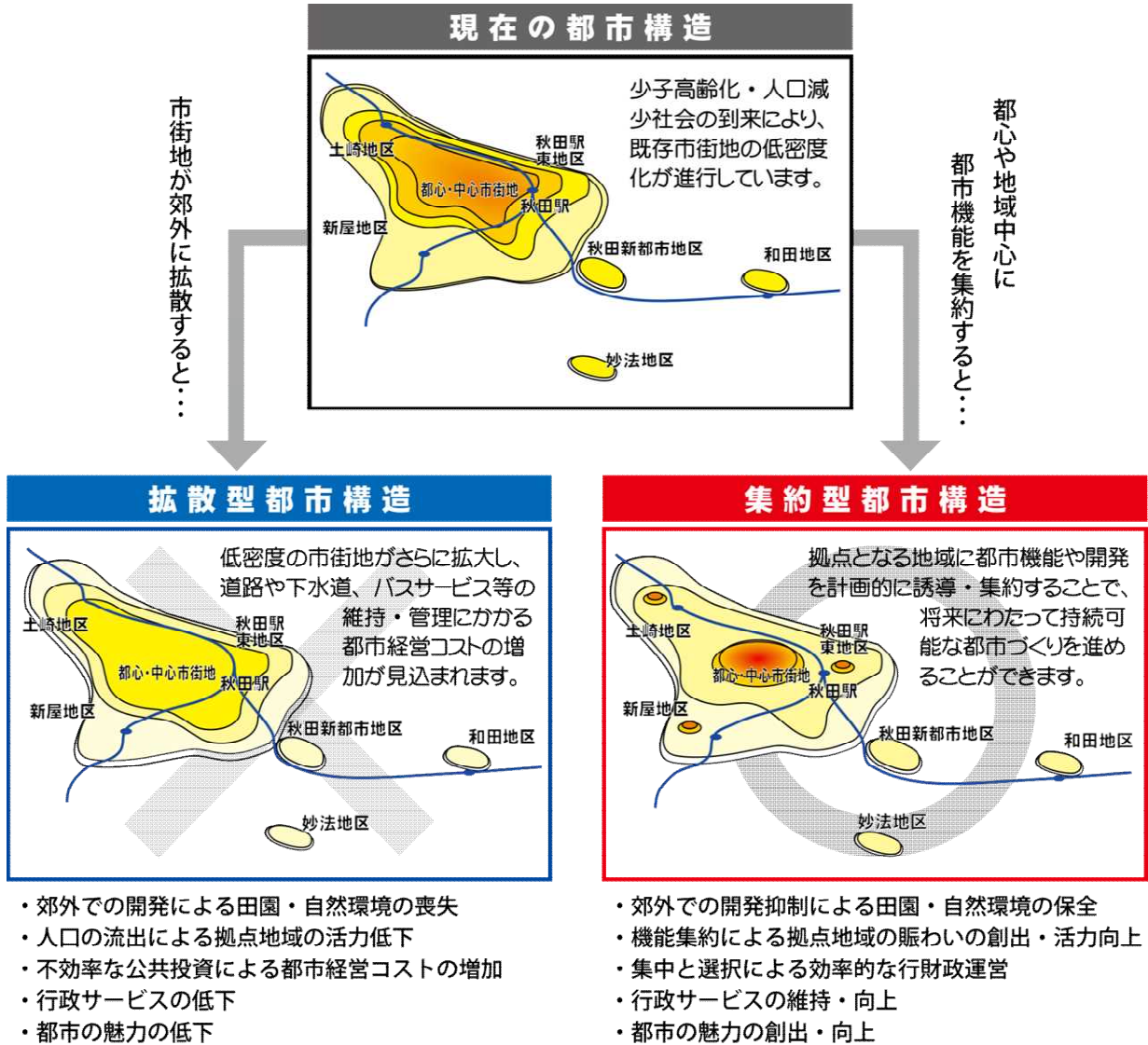
今後は、新たに整備される「あきた芸術劇場」、「秋田市文化創造館」などによる芸術文化ゾーンの形成により、更なるにぎわいの創出を図るとともに、商店街との連携により、新たなまちの魅力を創出し、イベントや芸術文化施設の利用によってもたらされる人の流れを商店街に取り込むソフト事業の実施を進めていかなければならない。

また、今後予定されている施設や道路等の整備による交通環境の変化を踏まえ、中心市街地活性化の観点から、中央街区の交通運用、公共交通のあり方、歩行者の回遊性の向上など、望ましい来街・回遊環境について検討していく。

[2] 都市計画等との調和

(1) 第6次秋田市総合都市計画（平成23年度～令和12年度）

「コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地と地域中心の形成」をまちづくりの目標の1つとして掲げ、「集約型都市構造」を将来のあるべき姿としている。また、中心市街地を含む秋田駅から山王地区までを「都心・中心市街地」とし、行政、商業、文化等の高次都市機能の集約化を位置付けており、これらに基づき整合を図りながら策定している。



12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」および「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化に資する事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものと認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	各事業の「事業主体」に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	各事業の「実施時期」に記載